

佛領印度支那……旅行

Haiphong	Phu-lho	班	班	班
Haiphong	Yenbay	1011	1111	1111
Viétri	Laokay	班	班	班
河内—キヤン				
Phu-lý	Dong-loi	班	班	班
南定	Dong-ha	班	班	班
Ninh-binh	Quang-tri	1111	1111	1111
Thanh-hoa	順化	班	班	班
Vinh	ハーン(中央)	班	班	班
Benh-thuy	ハーン(Marché)	班	班	班
Tan-ap		班	班	班
西貢—ニヤチャン				
Quangnai	Dalat(支線)	班	班	班
Dientri	Muongnai	1011	1111	1111
Quinhon(支線)	Phan-thiet	1101	1111	1111
Tuyhoa	Bien-hoa	1111	1111	1111
Nhatrang	Saigon-marché	1111	1111	1111
Ngaha	Saigon-voyageur	1111	1111	1111
Tourlann		1101	1111	1111
西貢—ト間				
堤岸	Tan-an	班	班	班
An-lac	My-tho	班	班	班
2 自動車 主要自動車連絡區間及貨銀を示す。但し乗合及郵便自動車は。				
Nacham-Caobang		班	班	班
Langon-Loobinh		班	班	班

三七八

Bacninh-Dangrien	班	班	班
Hanoi-Songtay (Tong)(日一料)	班	班	班
Phuly-Chine (郵便自動車)	班	班	班
Namhinh-Thaibinh (日一料)	班	班	班
Namhinh-Venly	班	班	班
Ninhbinh-Phuhoquan (日一料)	班	班	班
Thanhhoa-Patluong (日一料)	班	班	班
Thanhhoa-Hoixan (郵便自動車)	班	班	班
Thanhhoa-Phongy	班	班	班
Vinh-Thakhoak	班	班	班
Vinh-Hatinh	班	班	班
Donghai-Badon (日一料)	班	班	班
Dongha-Savannakhet	班	班	班
Saigon-Phnompenh (郵便自動車)	班	班	班
Phnompenh-Angkor (郵便自動車)	班	班	班
Angkor-Phnompenh	班	班	班
Angkor-Arayua	班	班	班
Aranya-Angkor	班	班	班
Mongkolborey-Arayua	班	班	班
Phnompenh-Kampot	班	班	班
Kampot-Phnompenh	班	班	班
Kampot-Kep	班	班	班
Kep-Kampot	班	班	班

Xenly-Cholien (Phuquy)	日一回	歐人	0-110
Kampot-Réam-Kampot	週一回	原住民	0-110
Kep-Hatien		木	1-110
Hatien-Kep		木	1-110
Kampot-Le Bokor		金	1-110
Le Bokor-Kampot		金	1-110
3 汽船			
Compagnie indochinoise de Navigation Haiphong(海防車船務公司)			
海防—香港線(自海防)			
至北	一等	班	11-00
至海口	二等	班	11-00
至廣州	三等	班	11-00
至香港	四等	班	11-00
Messagerie Maritimes Ligne annexe du Tonkin			
西貢—海防線(自西貢)			
至Ba-gioi	一等	班	11-00
至Qui-nhon	二等	班	11-00
至Tourane	三等	班	11-00
至Haiphong	四等	班	11-00
Sté. Anonyme de charlandage et remorquage de l'Indochine			
線 名 貨銀			
Haiphong—Mui-ngoc (一週三回往復—自海防)	一等	班	1-110
至	二等	班	0-110

Service fluvial subventionné de Tonkin			
線 名 貨銀			
Hanoi-Chiém-hoa (一週三回往復—自河内)	一等	班	11-00
至	二等	班	11-00
至	三等	班	11-00
至	四等	班	11-00
至	五等	班	11-00
至	六等	班	11-00
至	七等	班	11-00
至	八等	班	11-00
至	九等	班	11-00
至	十等	班	11-00
至	十一等	班	11-00
至	十二等	班	11-00
至	十三等	班	11-00
至	十四等	班	11-00
至	十五等	班	11-00
至	十六等	班	11-00
至	十七等	班	11-00
至	十八等	班	11-00
至	十九等	班	11-00
至	二十等	班	11-00
至	二十一等	班	11-00
至	二十二等	班	11-00
至	二十三等	班	11-00
至	二十四等	班	11-00
至	二十五等	班	11-00
至	二十六等	班	11-00
至	二十七等	班	11-00
至	二十八等	班	11-00
至	二十九等	班	11-00
至	三十等	班	11-00
至	三十一等	班	11-00
至	三十二等	班	11-00
至	三十三等	班	11-00
至	三十四等	班	11-00
至	三十五等	班	11-00
至	三十六等	班	11-00
至	三十七等	班	11-00
至	三十八等	班	11-00
至	三十九等	班	11-00
至	四十等	班	11-00
至	四十一等	班	11-00
至	四十二等	班	11-00
至	四十三等	班	11-00
至	四十四等	班	11-00
至	四十五等	班	11-00
至	四十六等	班	11-00
至	四十七等	班	11-00
至	四十八等	班	11-00
至	四十九等	班	11-00
至	五十等	班	11-00
至	五十一等	班	11-00
至	五十二等	班	11-00
至	五十三等	班	11-00
至	五十四等	班	11-00
至	五十五等	班	11-00
至	五十六等	班	11-00
至	五十七等	班	11-00
至	五十八等	班	11-00
至	五十九等	班	11-00
至	六十等	班	11-00
至	六十一等	班	11-00
至	六十二等	班	11-00
至	六十三等	班	11-00
至	六十四等	班	11-00
至	六十五等	班	11-00
至	六十六等	班	11-00
至	六十七等	班	11-00
至	六十八等	班	11-00
至	六十九等	班	11-00
至	七十等	班	11-00
至	七十一等	班	11-00
至	七十二等	班	11-00
至	七十三等	班	11-00
至	七十四等	班	11-00
至	七十五等	班	11-00
至	七十六等	班	11-00
至	七十七等	班	11-00
至	七十八等	班	11-00
至	七十九等	班	11-00
至	八十等	班	11-00
至	八十一等	班	11-00
至	八十二等	班	11-00
至	八十三等	班	11-00
至	八十四等	班	11-00
至	八十五等	班	11-00
至	八十六等	班	11-00
至	八十七等	班	11-00
至	八十八等	班	11-00
至	八十九等	班	11-00
至	九十等	班	11-00
至	九十一等	班	11-00
至	九十二等	班	11-00
至	九十三等	班	11-00
至	九十四等	班	11-00
至	九十五等	班	11-00
至	九十六等	班	11-00
至	九十七等	班	11-00
至	九十八等	班	11-00
至	九十九等	班	11-00
至	一百等	班	11-00

三七九

線名	貨銀	
	一等	二等
Saigon-Phnompenh (一週三回往復—自西貢)	比弗 六・三〇	比弗 四・一〇
至 My-tho	比弗 二・七〇	比弗 一・五〇
同 Phnompenh	比弗 二・七〇	比弗 一・五〇
Phnompenh-Battambang (一週二回往復—自Phnompenh)	比弗 三・五〇	比弗 二・五〇
至 Kompong-chhnang	比弗 三・五〇	比弗 二・五〇
同 Pursat	比弗 三・五〇	比弗 二・五〇
同 Siem-reap	比弗 三・五〇	比弗 二・五〇
同 Battambang	比弗 三・五〇	比弗 二・五〇
Phnompenh-Không-sud (一週三回往復—自Phnompenh)	比弗 三・五〇	比弗 二・五〇
至 Kratie	比弗 三・五〇	比弗 二・五〇
同 Stung-trang	比弗 三・五〇	比弗 二・五〇
同 Không-sud	比弗 三・五〇	比弗 二・五〇
Khône-nord-Savannakhet (一週一回往復—自Khône-nord)	比弗 六・八〇	比弗 四・八〇
至 Bassac	比弗 六・八〇	比弗 四・八〇
同 Paksé	比弗 六・八〇	比弗 四・八〇
同 Savannakhet	比弗 六・八〇	比弗 四・八〇
Savannakhet-Vientiane (一週一回往復—自Savannakhet)	比弗 五・八〇	比弗 四・五〇
至 Thakhek	比弗 五・八〇	比弗 四・五〇
同 Vientiane	比弗 五・八〇	比弗 四・五〇
Vientiane-Luang-pravang (一週一回往復—自Vientiane)	比弗 六・三〇	比弗 四・五〇
至 Xieng-khan	比弗 六・三〇	比弗 四・五〇
同 Luang-pravang	比弗 六・三〇	比弗 四・五〇

4 市内交通機關—自動車・馬車・人力車を主要な交通機關としてゐるが、西貢を除くも主要都市内に於て未だタクシーなく、只群小の貸自動車屋があるに過ぎない。左に西貢及河内兩市に於ける各種乗物の大體の賃銀を示す。

(一) 西貢市に於ける各種乗物賃銀

- 自動車賃(西貢市役所規定)
  - 一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄 比弗 二五・〇〇
  - 一日備入(但し走程二〇〇軒迄を限度とす) 比弗 一〇・〇〇
  - 右一軒を増す毎に 比弗 五・〇〇
  - 以後一時間を増す毎に(一時間に満たさざる場合も同様) 比弗 五・〇〇
- 馬車賃—市内 一時間 比弗 一五・〇〇
- 人力車賃(市内)—
  - 十分以内或は二軒を限度とし、 比弗 一〇・〇〇
  - 同右往復(但し十五分間の停車時間を含む) 比弗 〇・一〇
  - 時間定め、一時間當り 比弗 〇・一〇
  - 西貢市内—堤岸市中心(市役所)迄 比弗 〇・五〇
  - 同右往復(但し三十分の停車時間を含む) 比弗 〇・五〇
  - 右規定以上に停車せしむる場合、三十分又はその端數毎に 比弗 〇・一〇
- (二) 河内市に於ける貸自動車賃金
  - 一日備入 比弗 五〇・〇〇
  - 半日備入 比弗 一〇・〇〇
  - 一時間備入 比弗 五・〇〇

其他の乗物の賃金は大體西貢市と同様である。

四 日本よりの入國鐵路

日本より印度支那へ入國するには、直航のものとは香港にて乗換へ入國するものとの二途がある。直航のものは、大阪商船の南米航路及横濱—西貢—盤谷航路、外國船では佛國のM・M (Messageries Maritimes) 社船の横濱—馬耳塞線以外には無い。而して南米航路及M・M社線は何れも西貢寄港で横濱—西貢、盤谷線は往航のみ海防に寄港する。依て旅行者は右航路船をキヤッチ出来なかつた場合は、香港にて乗換へ目的地へ渡航することゝなる。日本—香港間は、日本郵船、大阪商船を初め、外國船にも幾多の航

路が開かれてゐるから此の點些の不便もなく、又香港—海防或は西貢航路は佛・英・蘭・支の定期或は不定期船があり、香港にて極く短時日の船待ちにて之等の船をキヤッチすることが出来る(交通の部「外國航路一覽表」參照)。

大阪商船横濱西貢盤谷線船賃

航路	單位時間	
	一等	二等
横濱	比弗 八・〇〇	比弗 五・一〇
神戸	比弗 五・〇〇	比弗 三・一〇
門司	比弗 三・〇〇	比弗 一・九〇
基隆	比弗 一・〇〇	比弗 〇・六〇
海防	比弗 一・〇〇	比弗 〇・六〇
西貢	比弗 一・〇〇	比弗 〇・六〇

日本郵船は歐洲航路の貨銀を先づ探る、外國船は割高に當る。

航路	單位時間	
	一等	二等
横濱—香港	比弗 一・五〇	比弗 〇・九〇
神戸—香港	比弗 一・〇〇	比弗 〇・六〇
門司—香港	比弗 〇・七〇	比弗 〇・四〇
基隆—香港	比弗 〇・三〇	比弗 〇・二〇
佛領印度支那……旅行	比弗 〇・三〇	比弗 〇・二〇

五 旅館

歐人ホテル・日本人旅館・支那人ホテル等もあるも、歐人ホテルは西貢其他の主要都市に於て、食事附一泊普通七—一五比弗である。支那人ホテルは不明である。日本人ホテルは、現在河内(小田ホテル)、海防(石山ホテル)に所在するのみである。宿泊料は一泊食事附五比弗見當である。主要地の主要旅館に就いて記す。但し宿泊一人の場合である。

河内	室代	朝食代	晝食代	夕食代
Hôtel Métropole	比弗 七・〇〇	比弗 〇・五〇	比弗 二・二五	比弗 二・五〇
Hôtel Splendide	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・九〇	比弗 二・〇〇
Hôtel des Colonies	比弗 六・〇〇	比弗 〇・三〇	比弗 〇・九〇	比弗 一・四〇
海防	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・〇〇	比弗 一・〇〇
Hôtel de l'Europe	比弗 五・〇〇	比弗 〇・三〇	比弗 一・五〇	比弗 一・四〇
南定	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Hôtel de la Gare	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
順化	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
西貢	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Hotel du Commerce	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Hôtel de l'Europe	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
順化	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Grand Hôtel	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Tourane	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Hôtel Moir-Frères	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Vinh	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Grand Hôtel	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Vientiane	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Hôtel André	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
西貢	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Coriental Palace Hotel	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Grand Hôtel	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Hôtel Saigon Palace	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇
Nhatrang	比弗 六・〇〇	比弗 〇・四〇	比弗 一・四〇	比弗 一・四〇

Grand Hôtel	E-00	O-00	1-00	1-00
Hôtel Beau Rivage	E-00	O-00	1-00	1-00
Phnompenh				
Royal Palace Hotel	K-10-00	O-00	1-00	1-00
Grand Hôtel	K-00	—	—	—
Siemréap				
Grand Hôtel	K-00	O-00	1-00	1-00
New Siemréap Hôtel	E-00	O-00	1-00	1-00

第二節 雜

一、歷代植民地行政主務長官及大臣  
 佛國植民地統治機關として獨立した植民省が設置されたのは、比較的近年で一八九四年のことであるが、その以前は前掲植民省の項にて記述した如く海軍部、商務・植民省或は商工務省内の一機關として存在して居り、その長官は主としてその主管省次官であつた。

1 歷代植民地行政主務長官及植民大臣(一八八二年以降)  
 以下第二次海軍部所管となつた一八八二年以降の歷代植民地行政主務長官及植民大臣名、出身別及任命年月日を示す。

任命期日	人	名	出身別	摘要
1882.11.10	Berlet		下院議員	海軍部次官
1883.3.11	Félix Faure		同	同
1883.8.13	Konssseau (Armand)		同	同
1883.11.13	De la Porte		同	同
1884.2.27	Etienne (Eugène)		同	同
1884.1.15	Félix Faure		同	同
1884.3.13	De la Porte		同	同
1884.11.13	Etienne (Eugène)		同	同
1885.1.12	Jannais (Emile)		同	同
1885.1.12	Delcassé		同	同
1885.11.13	Lebon (Maurice)		同	同

1885.11.10	Boulanger		上院議員	植民大臣
1886.7.10	Delcassé		下院議員	同
1886.11.13	Chautemps		同	同
1887.11.13	Guéyosse		同	同
1888.8.13	Lebon (André)		同	同
1888.11.13	Trouillot (Georges)		同	同
1889.11.13	Gullain		同	同
1889.11.13	Decearis		同	同
1890.2.27	Donnergue (Gaston)		同	同
1890.11.13	Klémentel		同	同
1890.11.13	Leygues (Georges)		同	同
1890.10.13	Millès-Lacroix		上院議員	同
1890.3.13	Trouillot (Georges)		同	同
1890.11.13	Morel (Jean)		下院議員	同
1891.11.13	Messimy		同	同
1891.11.13	Lebon (A.)		同	同
1891.11.13	Besnard		同	同
1891.11.13	Morel (Jean)		上院議員	同
1891.11.13	Lebon (A.)		下院議員	同
1891.11.13	Maunoury (Maurice)		同	同
1891.11.13	Raynaud		同	同
1891.11.13	Donnergue (Gaston)		上院議員	同
1891.11.13	Maginot (André)		下院議員	同
1891.11.13	Besnard		同	同
1891.11.13	Simon (Henry)		同	同
1890.11.10	Sarraut (Albert)		同	同
1890.11.10	Sarraut (Albert)		同	同
1891.11.13	Sarraut (Albert)		同	同
1891.11.13	Sarraut (Albert)		同	同
1891.11.13	Sarraut (Albert)		同	同
1891.11.13	Sarraut (Albert)		同	同
1891.11.13	Fabry (J.)		同	同
1891.11.13	Fabry (J.)		同	同

1891.11.13	Daladier		同	同
1891.11.13	Hesse (André)		同	同
1891.10.10	Perrier (Léon)		上院議員	同
1891.11.13	Perrier (Léon)		同	同
1891.11.13	Perrier (Léon)		同	同
1891.11.13	Perrier (Léon)		同	同
1891.11.13	Perrier (Léon)		同	同
1891.11.13	Darvise (Adrien)		下院議員	同
1891.11.13	Perrier (Léon)		上院議員	同
1891.11.13	Maginot (André)		下院議員	同
1890.11.13	Piétri (François)		同	同
1891.11.13	Reynaud (Paul)		同	同
1891.11.13	de Chappedelaine		同	同
1891.11.13	Sarraut (Albert)		上院議員	同
1891.11.13	Laval (Pierre)		同	同
1891.11.13	Rollin (Louis)		同	同
1891.11.13	Stern (Jaques)		同	同
1891.11.13	Montet (Maritus)		同	同
1891.11.13	Mandel (George)		下院議員	同

2 歷代總督及代理總督

(註 代理總督は印を附す)

任命期日	總督名	任命期日	總督名
1882.11.13	Constans	1882.11.13	Rousseau (Armand)
1883.3.11	Richard	1883.10.11	Fourès
1883.8.13	Richard	1883.11.13	Rousseau (Armand)
1883.11.13	Piquet	1884.11.10	Fourès
1884.11.13	Bideau	1884.11.13	Donner (Paul)
1884.11.13	De Laryessan	1884.11.13	Fourès
1884.11.13	Chavassieux	1884.11.13	Donnor (Paul)
1884.11.13	De Laryessan	1884.11.13	Broni
1884.11.13	Rodier	1884.11.13	Donner (Paul)

3 外國領事館

(一九三九年現在)

國名	官名	國名	官名
西貢		Etats-Unis d'Amérique	C.
Bretagne	C.G.	Finlande	C.
Argentine	V.C.	Italie	V.C.
Belgique	C.	Japon	C.
Chine	C.	Mexique	C.
Chile	C.	Norvège	C.
Danemark	C.	Pays-Bas	V.C.

Table with 2 columns: Country/Region and Abbreviation. Includes Portugal, Siam, Suède, Suisse, Chine, Japon, Allemagne, Italie, Pays-Bas, 海防, Belgique, Pritanique, Norvège, Siam, Suisse, シーラン, Belgique.

二 佛領印度支那度量衡(安南、柬埔寨及東京地方を含む)

佛領印度支那政府は一八八三年にメートル法採用に決定をなしたるも、今尚舊制度が残存し且つ地方的に使用されてゐる。

1 長度

Table of length measurements: 1 リー (ly) = 1,511 厘, 1 フアン (phan) = 1,000 リー (ly), etc.

2 面積

Table of area measurements: 1 平方ンク (ngun) = 1,768 歩, 1 平方サオ (sao) = 9 平方ンク (ngun), etc.

3 容積

Table of volume measurements: 1 ツオック (tuoc) = 1,655 尺, 1 ホップ (hap) = 1,000 ツオック (tuoc), etc.

4 重量

Table of weight measurements: 1 ホント (hot) = 0.100 毛, 1 ハー (hao) = 10 ホント (hot), etc.

(グリニッチ標準時より九分二十一秒進む)より六時間五十分三十九秒進めたる時間を制式としてゐる。

四 休祭日

一、佛人關係 日曜日、新年(一月一日)、復活祭(三月二日以後の満月に次ぐ第一日曜日の翌日)、昇天祭(復活祭後四十日)、降臨祭(復活祭後五十日)、國祭祝日(七月一日)、聖母昇天祭(八月一日)、萬聖節(十一月一日)、招魂祭(十一月二日)、降誕祭(十二月二日)...

五 佛領印度支那ニ關スル現行對外條約

Table of international treaties: 獨逸 佛國對獨逸通商協定, 安南 佛國對安南和平修好條約, 佛國對安南條約, etc.

三 標準時

萬國法に従ひグリニッチ東七時間を採用して居る。而して佛國巴里との時間的關係は一九一一年三月九日附法律を以て巴里に於ける實際時間

東埔寨  
佛國對東埔寨修好及通商條約  
佛國對東埔寨協約  
交趾支那對東埔寨協約  
交趾支那對東埔寨航海條約  
佛支修好通商航海條約  
佛支修好通商航海條約  
佛支一八五八年六月二十七日天津條約  
佛支一八八八年六月二十七日天津條約  
佛支天津條約追加和平修好協約  
佛支天津條約追加和平修好協約  
佛支和平修好通商協約  
佛支和平修好通商協約  
佛支通商協約  
佛支一八八六年四月二十六日天津條約  
約追加通商協約  
支那—東京境界限定協約  
支那—東京境界限定補助協約  
支那—東京境界限定補助協約  
佛支一八八七年六月二十六日北京協約  
支那—安南境界聯合警備實施規約  
支那—安南境界聯合警備實施規約  
支那對極東關係和平條約  
支那對極東關係和平條約  
支那共和國對外務省及北京駐在佛國公使ノ締結セラル支那—東京國境秩序維持法協定  
支那通商協約  
支那通商協約  
佛國對交趾支那攻守同盟條約  
佛國對朝鮮修好通商及航海條約  
佛國對朝鮮修好通商及航海條約  
佛國對朝鮮修好通商及航海條約  
佛國對朝鮮修好通商及航海條約

支那

英 朝支交  
國 鮮那趾

佛國對緬甸通商條約	一八五二、五 巴里
佛國對東埔寨修好及通商條約	一八三三、八二一 ウッドン (Udon) (Oudong)
佛國對東埔寨協約	一八七〇、七 九
交趾支那對東埔寨協約	一八八三、四二二
交趾支那對東埔寨航海條約	一八八四、六七三 プノムベン
佛支修好通商航海條約	一八四〇、三〇四 黃埔 (廣東市外)
佛支修好通商航海條約	一八四六、三〇〇 北京
佛支一八五八年六月二十七日天津條約	一八四八、六三二 天津
佛支一八八八年六月二十七日天津條約	一八五八、一一四 上海
佛支天津條約追加和平修好協約	一八〇〇、一〇五 北京
佛支天津條約追加和平修好協約	一八四〇、五二 天津
佛支和平修好通商協約	一八六六、六 天津
佛支和平修好通商協約	一八六六、四三 天津
佛支通商協約	一八七六、六六 北京
佛支一八八六年四月二十六日天津條約	一八七六、六六 北京
約追加通商協約	一八七六、六六 北京
支那—東京境界限定協約	一八七六、六六 北京
支那—東京境界限定補助協約	一八七六、六六 北京
支那—東京境界限定補助協約	一八七六、六六 北京
佛支一八八七年六月二十六日北京協約	一八七六、六六 北京
支那—安南境界聯合警備實施規約	一八七六、六六 北京
支那—安南境界聯合警備實施規約	一八七六、六六 北京
支那對極東關係和平條約	一八七六、六六 北京
支那對極東關係和平條約	一八七六、六六 北京
支那共和國對外務省及北京駐在佛國公使ノ締結セラル支那—東京國境秩序維持法協定	一八七六、六六 北京
支那通商協約	一八七六、六六 北京
支那通商協約	一八七六、六六 北京
佛國對交趾支那攻守同盟條約	一八七六、六六 北京
佛國對朝鮮修好通商及航海條約	一八七六、六六 北京
佛國對朝鮮修好通商及航海條約	一八七六、六六 北京
佛國對朝鮮修好通商及航海條約	一八七六、六六 北京
佛國對朝鮮修好通商及航海條約	一八七六、六六 北京

日本  
日佛通商航海條約  
日佛協定及宣言  
日佛通商航海協約  
日佛間ニ於ケル居住及航海法ニ關スル調査  
印度支那ノ輸入關稅ニ關スル日佛通商協定  
印度支那ニ關スル日佛居住航海條約  
日本國佛領印度支那間ノ關稅制度貿易及ビソノ決濟ノ樣式ニ關スル日佛ノ協定  
日本國佛領印度支那間ノ共同防衛ニ關スル日佛協定  
ルアンブラパン王國々内行政法規制定協約  
葡萄牙佛領兩政府ノ殖民地・領土及保護領ニ於ケル犯罪者引渡ニ關スル一八五四年七月一三日締結條約擴張協定  
佛國對泰國修好通商航海條約  
佛國對泰國東埔寨境界限定條約  
佛國對泰國一八六七年七月一五日巴里條約追加文書  
佛國對泰國、安南、ルアンブラパン間商業發展ニ關スル協約  
佛國對泰國修好條約  
佛國對泰國一八九三年盤谷條約ニ關スル協定  
佛國對泰國一八九三年盤谷條約解釋ニ關スル協約  
同上調査  
一九〇四年二月一三日巴里協約第一二項ノ適用條件ニ關スル法律

日佛通商航海條約	一八六〇、八四 巴里
日佛協定及宣言	一八七〇、六二〇 巴里
日佛通商航海協約	一八七〇、八二九 巴里
日佛間ニ於ケル居住及航海法ニ關スル調査	一九一〇、八二〇 巴里
印度支那ノ輸入關稅ニ關スル日佛通商協定	一九三三、五三 佛領
印度支那ニ關スル日佛居住航海條約	一九四一、五六 東京
日本國佛領印度支那間ノ關稅制度貿易及ビソノ決濟ノ樣式ニ關スル日佛ノ協定	一九四一、五六 東京
日本國佛領印度支那間ノ共同防衛ニ關スル日佛協定	一九四一、七三 西貢
ルアンブラパン王國々内行政法規制定協約	一九二七、六一四
葡萄牙佛領兩政府ノ殖民地・領土及保護領ニ於ケル犯罪者引渡ニ關スル一八五四年七月一三日締結條約擴張協定	一八六六、八三 盤谷
佛國對泰國修好通商航海條約	一八七六、七五 巴里
佛國對泰國東埔寨境界限定條約	一八七〇、七四 西貢
佛國對泰國一八六七年七月一五日巴里條約追加文書	一八六六、五七 盤谷
佛國對泰國、安南、ルアンブラパン間商業發展ニ關スル協約	一八六六、五七 盤谷
佛國對泰國修好條約	一九〇七、七 巴里
佛國對泰國一八九三年盤谷條約ニ關スル協定	一九〇四、二三 巴里
佛國對泰國一八九三年盤谷條約解釋ニ關スル協約	一九〇四、六二 巴里
同上調査	一九〇六、四二四

以下一九三三年八月三十一日附大統領令を紹介する。本規定は全文五章四二箇條より成つてゐるが、本稿に於ては佛蘭西人、同籍民及保護領民の入國を規定したる第一章五箇條を省略する。  
印度支那入國滞在規則條文

六 外國人入國滞在規則

從來印度支那の入國滞在規則は外國人に對しても極めて簡單で入國の際入國稅或は見金等の必要も無く、單に上陸後直に該地警察に入國の旨を申告し併せてその目的及居住地を届出づることを以て事足りてゐた。然るに一九二九年六月三〇日附法律及一九三三年八月三十一日附大統領令の入國滞在規則改正に依て甚だしく嚴重なるものとなつた。即ち今後印度支那に渡航せんとする者は此の新規則を心得て居なければ思はない障害に逢著する虞がある。尙入國手数料として二比弗を徵收せられ

- 第一章 省略
- 第二章 乃至第五條 省略
- 第六條 外國人ノ印度支那入國規定
  - 一、非移民外國人
  - 二、移民外國人
    - 左ニ掲クル者ハ本令ノ適用上非移民外國人トス
    - 一、滞在期間ノ如何ヲ問ハス外國領事館員並ニ其ノ家族及隨員
    - 二、本國政府ノ許可ヲ得テ印度支那ニ渡來スル外國ノ官吏、雇員、代理者並ニ其ノ家族ニシテ滞在期間三箇月ヲ超過スルコトナキ者、滞在期間ハ地方長官ノ許可ヲ得テ三箇月毎ニ更新スルコトヲ得
    - 三、通過旅行者並ニ最終目的地ニ赴ク爲ノ船侍旅行者ニシテ其ノ滞在期間三箇月ヲ超過スルコトナキ者
    - 四、復航切符ヲ有スル觀光客、第五條ニ規定セル官憲ハ觀光客ノ資格ヲ有スト主張スル旅行者ヨリ各種ノ證據書類ヲ徵スルコトヲ得、如何ナル場合ニ於テモ四等旅客ハ觀光客トシテ取扱ハルコトナシ
    - 五、業務開設ノ爲渡航スル商店代表人、銀行家、商人、工業家、農場所有者ニシテ其ノ滞在期間三箇月ヲ超過スルコトナク、且營業鑑札ノ發給ヲ必要トスル商行爲ヲ爲ササル者、尙右ニ掲ケタル者ハ其ノ業務ニ關スル諸規則ノ拘束ヲ受クルハ勿論ナリ
- 第七條 非移民外國人ハ佛蘭西外交官又ハ領事官ノ査證シタル旅券ヲ提示シタル後印度支那ニ入國スルコトヲ得、但シ特別取扱メニヨリ

別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 非移民査證ヲ請求スル一切ノ外國人又ハ査證ヲ要セサル外國人ニシテ、非移民ノ資格アルコトヲ主張セント欲スル者ハ其ノ本國ナレハ佛領西領事官憲ニ又佛領西ニ居住スル場合ハ本國領事官憲ニ本令附屬ノ様式第三ニ基キ正副二通ノ申告書ヲ提出シ、第六條ニ規定セル條件ヲ滿セル者ナルコトヲ證明スヘシ、右申告ノ虛偽其ノ他ニ就テハ第二五條ニ規定シタル處罰ヲ受クルモノトス

第九條 上記ノ規定ニ從ハサル一切ノ非移民外國人ニシテ第六條ニ規定セル種類ノ船客ニ屬スルコトヲ證明シ得クハ第一一條ニ規定セル證據書類及保證ナキ場合ハ上陸ヲ許可セサルモノトス、此ノ場合歸國費ハ全額本人ノ負擔トス

第一〇條 左ニ掲ケタル者ハ本令ノ適用上移民外國人トス 一、印度支那ニ於テ職業又ハ工業ヲ營ム目的ヲ以テ渡航スル外國人 二、印度支那ニ於ケル商業、工業、農業又ハ鑛業上ノ支配人、傭人 監督若クハ職工トシテ勞務ニ従事スルタメニ渡航スル外國人並ニ 家内勞働ニ従事スルタメ又ハ勞働者トシテ渡航スル者 三、一般ニ第六條ニ明示シタル如何ナル階級ニモ屬セサル一切ノ外國人

第一一條 移民外國人ハ印度支那入國ノ許可ヲ得ル爲左ノ要件ヲ具備スルコトヲ要ス 一、第七條ニ規定シタル特別取極メアル場合ノ他佛領西外交官又ハ

歸國旅費ノ支拂ヲ拒ム場合ニハ、歸國旅費ノ支拂ヲ要求セスシテ該旅行者ヲ乗船セシメタル汽船會社ハ自己ノ費用ヲ以テ歸國セシムルモノトス 本則ハ廣州灣ニ赴ク移民外國人ニモ適用ス、印度支那一港ヨリ右地ニ向ヒ乗船スル非移民外國人及移民ニ要求スヘキ條件ハ總督令ヲ以テ定ム

第三章 印度支那ニ於ケル外國人ノ居住ニ關スル件 第一三條 十五歳以上ノ一切ノ移民ハ其ノ到着後四十八時間内ニ外國人取締廳又ハ地方廳若クハ其ノ支廳署ニ出頭シ身分證明票ノ下付ヲ出願スヘシ、右出願ニ對シ受付證ヲ本人ニ交付ス

姓名、國籍、年齢、出生ノ場所、親子關係、職業、在籍地、居所、身許證明書、家庭境遇、配偶者ノ姓名、年齢及國籍、子女ノ名、年齢及居所、外國ニ於ケル履歴及最終ノ住所並殖民地ニ於ケル履歴 移民力申告ノ真正ノ證據トシテ提出シタル書類ニシテ身許關係ニ付不充分ナリト認めラルル時又ハ移民ノ本國ニ於ケル戶籍制度力其ノ領土ノ全權ニ適用セラレ居ラサル時ハ本條第二項ニ規定シタル身分票ニ添付ノ票券三葉ニ指紋ヲ徵スルモノトス

身分證明票ノ下付出願ヲ受理シタル官憲ハ之ヲ現行法令ニ基キ身分證明票ノ作成發給ヲ爲ス外國人取締廳ニ送達ス 第一四條 住所ヲ變更シタル場合ニハ外國人ハ其ノ出發前外國人取締廳又ハ地方廳若クハ支廳署ニ於テ其ノ身分證明票ニ檢證ヲ受クヘシ又其ノ新居住地ニ到着後四十八時間内ニ同様ノ手續ヲ履ムコトヲ要ス

領事館ノ正式査證アル旅券所持者タルコト

二、其ノ本國ニ於テ犯罪人名簿抄本ヲ交付スル規定アル場合ハ該抄本ヲ提出シ、然ラサル場合ニハ之ニ代ルヘキ公式書類又ハ申告書ヲ提出スヘシ、右書類ハ旅券ニ査證ヲ與フル官憲ノ適當ト認めル様式ニ依リ作成發給セララルモノトス本項ノ書類ハ出發前三箇月以内ニ作成セラレタルモノナルコトヲ要ス

三、佛領西官憲又ハ本國官憲ノ公認スル醫師ニ於テ移民ノ從事セントスル勞働又ハ職業ニ不適當ナル何等ノ疾病又ハ痼疾ヲ有セサル旨ヲ證明シタル最近ノ健康診斷書ヲ提出スルコト

出發カ佛領西ノ一港ニ於テ行ハルル場合 第二條ノ規定ニ從ヒ其ノ本國ヘノ歸還ニ必要ナル金額、男子ハ甲板船客運賃、女子並十五歳以下ノ小兒ハ三等運賃ヲ汽船會社ニ寄託シテ領收書ヲ受ケ右金額ヲ寄託シ得サル場合ハ時宜ニ依リ其ノ歸國旅費ヲ徵スル旨ノ領事ノ保證書ヲ提出スルモノトス

出港カ外國ノ一港ニ於テ行ハルル場合 會社ニハ領事官憲ノ取計ニヨリ左ノ場合ニノミ移民ハ印度支那一上陸ヲ許可セラルル旨通知セララルヘシ 時宜ニ依リ其ノ歸國旅費ヲ供スル旨ノ本國領事ノ保證書ヲ携帶者ナルコト

汽船事務長ニ歸國旅費ヲ寄託シタル船客ナルコト、此ノ金額ハ領收書引換ニ上陸港ノ印度支那官憲ニ交付セララルモノトス 印度支那ニ入國ヲ許可セラレタル場合ハ移民ニ依リテ支拂ハレタル歸國旅費ハ汽船會社ノ手得トナルモノトス 印度支那總督令ヲ以テ外國人ノ國籍ニ從ヒ寄託スヘキ金額ヲ定メ該金額カ如何ナル條件ヲ以テ豫算中ニ繰入ラレ又本人ニ返戻セララルヘキヤヲ定ム

第一二條 上記ノ規定ニ從ハサル爲港ニ於テ上陸ヲ許可セラレサル一切ノ移民外國人ニシテ要求セラレタル證據書類ヲ提出シ得ス若クハ 第一五條 身分證明票ハ印度支那在留許可書トス該票ハ何時ニテモ官憲ノ請求ニ應ジ之ヲ提示スヘシ

身分證明票ハ外國人滞在ニ關スル現行法規ノ遵守ヲ怠ルカ又ハ所要ノ保證ヲ賦缺スルニ至リタル時ハ之ヲ沒收スルコトヲ得 身分證明票ノ下付ヲ拒否セラレ又ハ沒收セラレタル場合ハ外國人ハ八日ノ期間内ニ印度支那ノ領土ヲ退去スヘシ、但シ該期間ハ情狀ニ依リ地方長官ノ上申ニ基キ總督ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得 第一六條 非移民外國人ノ交通ハ自由トス、但シ總督ハ單獨若クハ總括的警察手續ニ依リ外國移民ノ往來ヲ規律シ且移民非移民ヲ問ハス一切ノ外國人ニ對シ一定ノ地域又ハ場所ニ近接シ若クハ滞在スルコトヲ禁止シ又ハ同地ヨリ退去ヲ命スルコトヲ得

外國移民ニ對シ發給セララル身分證明票ニハ事宜ニ依リ該制限ヲ記載スヘシ 第一七條 土地、家屋所有者、旅館主ハ其ノ土地又ハ建物内ニ移民外國人並非移民外國人ヲ宿泊居住セシメタルトキハ二十四時間内ニ其ノ旨ヲ外國人取締廳地方廳又ハ支廳署ニ届出ツヘシ

第二〇條 身分證明票ヲ喪失シタルトキハ第一三條ニ規定スル様式ニ依リ副本ナル旨ヲ記載ス

第二一條 身分證明票(正本若クハ副本)ヲ交付シ又ハ之ヲ更新スル場合ニハ身分證明票ノ名義人ノ居住スル該州豫算ノ收益ノ爲料金ヲ徵收ス、該料金ハ植民地財政制度ニ關スル一九一二年一月三〇日附大統領令第七四條B項ニ規定スル條件ニ基キテ定メラルルモノトス

第二二條 如何ナル外國人ト雖モ其ノ業務地ノ市町村役場、地方廳又ハ支廳署ニ届出ヲ爲スニ非サレハ印度支那ニ於テ商業、工業又ハ自由職業ニ従事スルコトヲ得ス、若シ本店所在地ヲ變更シタル場合ハ其ノ新事務所所在地ニ於ケル前記官署ニ届出ヲ爲スヘシ、各届出ハ之ヲ市町村役場又ハ地方官廳ニ備付ノ特別登錄簿ニ登錄ス、前項ノ登錄又ハ變更ハ之ヲ地方外國人取締廳ニ通達ス

第二三條 如何ナル外國人ト雖モ印度支那ニ於テ左ノ職業ニ従事スルコトヲ得ス 通關代理人 船舶運送業及海上運送代理業 通信業及請願巡查 移民取扱業 周旋業 旅館業及遊藝飲食店(但シ植民地ニ五年間滞在シ一九一九年一月二十九日附印度支那ニ於ケル飲料品販賣規則ニ關スル大統領令ノ規定ニ從ヘル外國人ヲ除ク)

ヲ容易ナラシメタル者並ニ第三三條ノ規定ニ違反シタル者亦同シ 過失ニ依リ右ノ國ヲ容易ナラシメタル者ハ一法以上十五法以下ノ罰金及一日以上五日以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス 本條第一項ノ刑罰ハ現行法令ノ定ムル衛生規定ニ違反シタル旅行者ニモ適用ス

第二七條 第一三條、第一四條、第一五條、第二二條、第二三條、第二四條ノ規定又ハ第一六條所定ノ禁止ニ違反シタル外國人ハ一〇〇法以上五〇〇法以下ノ罰金及二箇月以上六箇月以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス

第二八條 外國人ヲ宿泊セシメタル旅館業者又ハ個人ニシテ第一七條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五〇法以上二〇〇法以下ノ罰金ニ處ス

第二九條 身分證明票ヲ偽造、抹消、改竄、變造若クハ貸與シタル者又ハ偽造、抹消、改竄、變造若クハ貸與セラレタル身分證明票ヲ使用シタル者、身分證明票ニ假名ヲ引用シタル者、假名ニ依リ身分證明票ノ下付ヲ受クル爲共助シタル者又ハ自己以外ノ名義者ニ對シテ下付セラレタル身分證明票ヲ使用シタル者ハ刑法第一五三條及第一五四條第一項第二項ヲ適用ス

第三〇條 本令ニ掲ケタル一切ノ違反ニハ刑法第四六三條ヲ適用ス、本令ニ定メタル刑罰ハ外國人ニ關スル限リ一八七四年五月二十九日附法律ニ因ル總督ノ追放權ヲ妨ケス

第五章 附則並一般規程 第三一條 佛領西人職員及軍人ヲ除キ印度支那ニ到着スル一切ノ旅行者ハ附屬様式(第五號)ニヨリ申告用紙ニ必要事項ノ記入ヲ爲スヘシ 船舶ニヨリ到着スル場合ニハ用紙ハ船舶關係官廳ヨリ之ヲ本人ニ交

武器彈藥商 「ラジオ」電氣器具並ニ附屬品製造又ハ販賣業 印刷業 本條ノ規定ハ外國人カ教育施設ヲ開設シ得ルノ條件ヲ定メタル現行法令ニ抵觸スルコトナシ

第二四條ノ規定ニ基キ佛領西人ノ名稱又ハ之ト類似若クハ同様ノ名稱ノ使用ヲ認メラレサル會社ハ第二二條並ニ第二三條ノ規定ニ依リ外國人ニ課セララルル義務並ニ制限ニ從フ

第二五條 佛領西人、佛領西領民又ハ佛領西保護領民ニシテ本令第二條ニ規定シタル義務ヲ免レンカ爲虛偽、不完全又ハ不正確ノ申告ヲ爲シタル者ハ五〇〇法以上一〇〇〇法以下ノ罰金及六箇月以上一箇年以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス

第二六條 印度支那ニ入國ヲ拒否セラレタル者ニシテ本令ノ規定ニ準セス欺罔又ハ其ノ他ノ手段ニヨリ入國シタル者ハ一〇〇法以上五〇〇法ノ罰金及二箇月以上六箇月以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス 前項ノ者ノ印度支那入國ニ關シ之ヲ幫助シタル者、故意ニ其ノ入國

付シ其ノ上陸前記入スルコトヲ要ス 其ノ他ノ通路(陸路又ハ空路)ニヨリ到着スル場合ハ之ニ關シ總督ノ指定シタル官署ニ於テ之ヲ履行スヘシ

第三二條 雇主及使用人間ノ關係ヲ規定セル第四條ノ規定ヲ留保シ、凡テ本令ニ從ヒテ他人ノ臨時歸國費ノ支拂ヲ保證シタル者ハ其ノ保證ヲ撤回シ使用人ニ對スル全部ノ義務ヨリ解除セララルコトヲ得、此ノ場合ニハ或ハ保證金ヲ支拂ヒタルコト、或ハ地方長官ニ依リテ許可セラレタル新保證義務ヲ第三者ニ負ハシメタルコト、或ハ又自ラノ取計ヒニヨリ又ハ書留便ニテ使用人ニ通知シテ歸國旅費ヲ交付シタルコト等ノ證明書類ヲ提出スルコトヲ要ス、使用人ノ歸國ニ對シテハ右ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ一箇月間ノ猶豫ヲ與フルモノトス、使用人ニ於テ歸國ヲ拒絕スル場合ニハ職權ヲ以テ(必要アレバ追放ノ處分ニ依リ)歸國セシム、如何ナル場合ニ於テモ此ノ歸國ハ保證人ノ費用ヨリ或ハ上記期限ノ滿了後或ハ如何ナル原因タルヲ問ハス、追放命令ノ本人又ハ保證人ヘノ通知後成ルヘク速カニ行ハルモノトス

第三三條 雇主カ名義ノ如何及期間ノ幾何タルヲ問ハス、第三者ニ依リテ既ニ歸國旅費支拂ヲ保證セラレ居タル代理人ヲ雇備スルトキハ雇主ハ當然其ノ代理人ノ歸國旅費保證人トナルモノトス、若シ其ノ個人的保證カ地方長官ニ依リ許可セラレサリシ時ハ直チニ規定ノ保證金ヲ支拂フコトヲ要ス

初ノ保證カ第三二條規定ノ條件ニ於テ解除セララルハ新雇主ノ保證ノ確認セラレタル後又ハ新雇主カ其ノ使用人ノ爲ニ規定ノ保證金ヲ支拂ヒタル後トス 雇主カ此等ノ義務ヲ履行セサル時ハ租税法ニ依リ強制セラレ又第二

- 六條第二、第三項ノ刑罰ヲ受クルモノトス
  - 第三四條 港内碇泊中ノ船舶乗組員カ上陸セントスル時ハ船長ノ署名アル身許證明書ヲ携帶スルコトヲ要ス
  - 第三五條 本令ノ規定ハ印度支那總督ノ取計ヒニヨリ印度支那ニ於ケル外國ノ領事、領事館員及汽船會社代表者ニ對シ通告セラレヘシ
  - 第三六條 本令ハ印度支那ニ於テ公布ノ日ヨリ三箇月後ニ施行ス、個人又ハ會社ニシテ本令公布前ニ第二四條ノ規定ニ違反シ佛蘭西人ノ名稱ハ一切ノ他ノ類似若クハ同様ノ名稱ヲ用ヒタル者ハ本令ノ規定ニ從テスル爲公布ノ後一箇年ヲ猶豫ス
  - 第三七條 一九二九年六月三〇日附大統領令第二三條ニ依リ、本令第三三條ニ擧ケタル職業ニ對シテ與ヘラレタル許可ハ總督ニヨリ取消サレザル限リ有效トス
  - 第三八條 外國人ヲ以テ編制セラレタル佛國軍隊ニ勤務スル外國軍人ハ本令ノ適用上第一條ニ規定セル佛國軍人ニ準ス
  - 第三九條 本令ノ規定ハ印度支那原住民ニ對シテモ亦現行印度支那地方法規ノ規定ニ基キ協會ヲ組織スルコトヲ許可セラレ居ル外國人ニ對シテモ適用セラルコトナシ、但シ外交條約ニヨリ留保アル場合ハ此ノ限リニ在ラス
  - 第四〇條 本令ノ規定ニ抵觸スル規定特ニ一九二九年六月三〇日ノ規定ハ之ヲ廢止ス
  - 第四一條 本令適用上ノ細則ハ印度支那總督令ヲ以テ定ム
- 七 各種企業に關する外國人參加の能不能**
- 本領土に於ける外國人の企業は、佛本國の鎖國主義的方針と從來本領の内情が廣く知られて居なかつた關係とを以つて支那人を除いては極く少數である。以下外國人企業家に必要と思はれる事項に關して簡単に記述する。
- 1 外國人の土地所有權問題 本問題に就ては交趾支那以外には適確

に記述し得ないが、交趾支那に於ては純然たる佛國の植民地である爲本國法が適用されてゐる。即ち外國人に對し土地所有權を認め、私有地の買収或は貸金の抵當流等に依り取得した場合之を登記すれば、自己の所有地とする事が出来る規定となつてゐる。實際に於ても支那人、印度人の如きは各地に幾百陌の土地を所有してゐるものが居る。

其他の保護國に於ては河内、海防、ツौरン、ブノムベン諸市を除き、地方に於ては大體外國人の土地所有は許されてゐるものと認められる。但し保護國には自體の法律があり、土地を所有せんとする場合に當り然當該保護國の法律を適用せらるゝ筈であるが、其の法律たるや有名無實のもので、實際は何等の效力を生じない。從て止むなく統治を委任されてゐる佛國官廳で登記を行はねばならない事となり、其の間隙るデリケートな關係があり、現在も尙法律上多くの疑義が存してゐる。

2 官有地租借問題 (農業の部) コンセシヨンの項參照 外國人に對して嚴重な制限が加へられて居る。本件に就ては唯會社組織を以てのみ參加可能であるが、此の場合も尙甚しき制限を受ける。又外國人には佛國人其他有權者の租借土地の轉買も不可能とされてゐる。

而して租借可能の者に對する規定は租借、一千陌以下は交趾支那植民地長官又は各保護領理事官長令、一千乃至四千陌迄は總督府會議の承認を経て總督令、四千陌以上は植民地土地租借委員會の決議に依り總督の承認を経たる上植民大臣の申請に依り大統領令を以て許可されるものである。

3 礦業企業 外國人の參加は嚴しく制限され、産業中最も進出困難のものである。佛國人たりとも豫め總督の特許を得たる者以外には探礦、試掘の許可證も下附されず外國人個人では全然企圖し得られない。會社組織のものに於ても社長及取締役其他重役の最少限四分の三が佛國人、同籍民或は保護領民たる事を要し之とても容易には著手し得ない實情にある。從て外國人の參加は投資以外には非常に困難であるといふことになる。

4 水産業及商業 水産業は漁區の漁獲許可を得れば自由である。商業も比較的容易に營み得られる(前述外國人入國滞在規則の項參照)

以上、印度支那に於て外國人が各種企業に參加せんとする場合、餘程事情に通曉せぬ限り外國人企業として發展せしむる事は困難である。故に出來得る限り事業の範圍に従ひ當領地方實業家と提携して事に當るべきである。

**八 佛領印度支那及支那間通商問題に關する佛支協定**

一八九五年六月二〇日附佛支通商條約が失効し、一九二八年一月二日南京に於て調印を見た關稅條約が非適用に終つて以來、印度支那に關する佛支兩國關係は無條約状態となつてゐたが、其後數次の交渉の結果一九三〇年五月一六日佛國全權公使アルテル氏及支那全權外交部長王正廷氏との間に改訂條約が成立し實施を見る迄となつてゐたが、之亦附屬議定書記載の最低稅率適用品目の協定ならざらば更に五箇年の歳月を無爲に過し、漸く一九三五年五月四日南京に於て佛國全權公使ウエルダン氏及支那全權外交部長汪兆銘氏との間に改定通商條約が成立し、同年七月二二日兩國同時に之が適用實施を見たものである。

右佛・支通商條約の成立が、特に我國對の印度支那貿易に於て、我國と支那との地理的人種的關係及印度支那の需要より見た兩國商品の類似性等に依り直接間接の影響あることは否めない。勿論現在の我國の對印度支那輸出貿易は極度の壓迫を蒙り同領の對本邦必需品が必需量に於てのみ許容されてゐる關係上大なる影響は考へられないが、陶器、漢法調合藥劑、茶或は各種純絹布帛等は若干の悪影響がある虞なしとせられな

い。殊に今後支那側に於ける絹絹布帛工業の發展ありとすれば此の杞憂は益々濃厚となるものである。

以下本佛・支通商協定の内容を略記するが、本文は一九三〇年に調印を見たものと全然同一で、支那及印度支那陸路通商可能地を廣西省龍州、雲南省思茅、河口及蒙自とし(第二條)、支那は印度支那に於て河内

又は海防及西貢の二都市に領事館を設置する權限を得(第三條)、締約國は相互に入國旅行通過出境手續及租稅に於て最惠國待遇並に居住、商業經營の自由を享受し(佛國所屬民は居住、商・工業經營に關しては廣東、廣西及雲南三省に於てのみ―第四及五條)、前記三省向の印度支那通過支那商品の通過稅率は從價一分、右三省よりの海外輸出商品には最惠通過稅率を課し、國境河川の自由航行及右に依る輸送商品は免稅とし(第六條)、輸入貿易及支那三省の通過貿易に關する禁止又は制限並に兩國輸出入貨物に對する消費稅及國內稅の最惠國待遇(第七及八條)等を規定してゐる。而して本協定は五箇年間有効で、何れか一方が期限満了前六箇月迄に改廢通告を爲さざる場合は引續き有效とされてゐる。

而して相互の輸出商品に就て取極めをした附屬議定書は甲、乙二表よりなり、甲表は更に一部(雲南、廣西及廣東より輸出せられる商品、二部(支那輸出商品)に區別せられてゐる。

[甲表] 一部―羊(特九)、鹽豚(特一七)、皮革及箱製毛(皮二一及二二)、豚毛(特二五)、蠟(三三)、麝香(特六一)、獸角(六七)、支那素麵(特七七)、馬鈴薯(八三)、食卓用果實(八四の内A及B)乾シタル又ハ乾漬シタル食卓用果實(八五)、粗製或ハ碎カレ又ハ單ニ剝取ラレタル又ハ屑ノ大麻、梳カレタル大麻(一四二ノ内)、麻(一四三)、大理石及石膏(一七五及一七五ノ二)、鉛鐵及租塊、塊狀、棒狀又は板狀鉛ニシテ「アンチモニー」ト混合セル又ハ混合セザルモノ(特二二二)、純ナル又ハ租塊ナル混合錫、塊狀或ハ板狀錫(特二二三)、驅蟲粉ヲ母植トシタル驅蟲劑(特三三八ノ内五)、支那墨(特二九九)、漢法調合藥劑(特三三〇)、線香及線香末(特三三〇)、陶器(三三七ノ内A及B)、生絲(特三七九及三八〇)、模造紙以外ノ紙又ハ厚紙ニテ機械或ハ手漉キノモノ、但シ煙草用紙、單紙、又ハ厚紙製品、印刷或ハ出版用紙ヲ除ク(特四六一)、單純ナル鞋ヲ施シタル獸皮(四七六ノ内A及B)、團扇類(六四三)、筆(特六四



四ノ内二)以上ノ商品ハ雲南、廣西及廣東ヨリ直航又ハ通シ船荷證券附ニテ輸送セララルル場合、印度支度ニテ最低稅率ヲ享受ス

〔乙表〕

二部一胡椒(九九)、唐辛子(一〇〇)、肉桂(一〇二)、穀ノ有無ヲ問ハズ肉桂冠ノ實(一〇四)、丁字ノ蕾(一〇六)、茶(一〇八)、純絹布帛純絹薄物、純絹縮緬、純絹ツル織、純絹絲組物(特四五九)、以上ノ商品ハ支那ヨリ直航又ハ通シ船荷證券附ニテ輸送セララルル場合、印度支那ニテ最低稅率ヲ享受ス

九 交趾支那卸賣目的旅行及商事代理人身分證明票規則

交趾支那に於て卸賣を目的とする旅行者又は商事代理人は身分證明票を西貢商業會議所を経て交趾支那政廳に申請し、特別の身分證明票の交付を受けることが必要である。

註文取集人或は商事代理人の性質は、イ、永続的に其業に従事する者、ロ、生産者、産業者と商人其他の購買者との間に在り、買受人たる商人其他が其職業上必要な商品のみを仲介販賣することに従事する者たる

ロ、現地に於て製造さるゝ商品又は輸入品を問屋並に小賣商に對して仲介を業とする者  
ハ、註文取集人或は商事代理人にして、特殊顧客を訪問し、其顧客の職業上必要な商品を取扱ふ者(建築業者、裁判所吏員を訪ふ紙類商人、醫師、外科醫師、産婆を訪ふ醫療機械商或は藥種商、辯護士、公證人、教員、醫師、幾何學者を訪ひ、専門書を販賣せんとする書籍商代理人等)。

證明票の發給ハ願書を商業會議所に提出し、會議所は之を審査裏書の上地方廳事務局に轉送し、事務局より證明票を發給する。關係者は會議所より反對の通知なき限り、願書提出日より一五日以後に於て自身事務局に頭交附を受く。

- 一、出願人の姓名、生年月日、出生地、生來の國籍或は歸化による國籍、要すれば歸化に依る國籍所得の方式及年月日
- 二、住所の指定
- 三、出願人が屬する商店の明細事項
- 四、日付並に出願人の署名

ことを要し違反者は五十乃至二百法、再犯者は二百法乃至二千法の罰金に處せらる(一九一九年一〇月八日附法律第七條)。

證明票所持者の資格は、本證明票が職業上の身分證明の爲である故、職業の關係に因り法律上本證明票の所持を公共的義務なりとせらるゝ者に對してのみ發行するものである。故に發行出願資格者は註文取集人或は商事代理人を專業とするものに限られ、他の商業登記をせる職業を有せず、且一時的にも亦規則的にも自己經營に係る商業用務上の旅行を爲さない者たることを要す。

又右法律規定中の所謂商品とは、買受人が専らその職業上に必要とする商品を意味し、香料商に對して販賣する香料香料類、小賣商或は裁縫業者に於ける布地、書店・建築業者又は印刷業者に對する紙類、冶金業者・鑄造家・小賣商に賣渡す鐵産物の如きものに限られてゐる。

但し註文取集人又は仲買人で専ら消費者へ直接に商品を仲介する者にあつては(葡萄酒類其他の行商人の如くで戸別的行為をなすもの)買受人の職業上必要な商品を取扱ふものに非ざる爲め本證明を必要としない。尙家畜商及其使用者、百貨店仕入係の如く商品買入に對する仲介業者は販賣に關する仲介業に非ざるものと規定されてゐる。

商品に對する定義は以上の如くで、從て保險會社及銀行使用者、土地周旋人及其使用者、不動産周旋業者並使用者等は商品の直接販賣に従事する者に含まれず、自動車、洋琴及裁縫機械等は買受人のみの職業に必要ならざる爲その製造者並販賣人に對し仲介を爲す場合を除き本證明票を要せざるものとされてゐる。

即ち本證明書を要するもの  
イ、註文取集人或は商事代理人を業とする者(同時に他の職業を兼ね、他方に於て他職業に従事せざる自家商業を營む商店又は特殊商人ならざる者)、特殊顧客に對し訪問販賣を爲す者は除外さる。

申告證明に關し作製を要する添付文書は、  
一、身分證明書類(出生届、出生登録、戸籍謄本、選舉人證明等)  
二、善行證明書、又は出願人が屬する職業團體で適法に設立せられたるもの、理事長が發給せる善行證明等  
三、出願人を註文取集人或は商事代理人として雇入たる雇主が提供する證明書にして、出願人を註文取集人或は商事代理人として永続的に雇入れたる旨を證明せるもの  
四、幅三種、長さ四種半の同一の寫眞一枚  
五、證明票に貼付すべき三〇比弗の收入印紙一枚  
制裁關係者は可及的速かに前文の規定を履行し、遲滞の節は一九一九年一〇月八日附法律第七條の罰則に依て處分せらる。

一〇 書目・定期刊行物

- Asie française : bulletin mensuel du Comité de l'Asie française.
- Bibliographie annamite. (BEFO, 34, 1935)
- Boudet, Paul & Bourgeois, Remy. - Bibliographie de l'Indochine française, 1913-26, 27-29, 1929-31. 2v.
- Bulletin administratif de l'Annam.
- Bulletin administratif de l'Indochine.
- Bulletin administratif de Tonkin.
- Bulletin bi-mensuel de la Chambre de commerce de Haiphong.
- Bulletin bi-mensuel de la Chambre de commerce de Saigon.
- Bulletin de l'école française d'Extrême-Orient.
- Bulletin de la Société académique indochinoise.
- Bulletin de la Société de géographie.
- Bulletin de la Société d'enseignement mutuel du Tonkin.
- Bulletin des Amis du vieux Huc.
- Bulletin économique de l'Indochine.
- Bulletin général de l'Instruction publique.

Bulletin mensuel de la Chambre de commerce de Hanoi.  
 Bulletin quinzaine de la Chambre de commerce de Haiphong.  
 Bulletin quinzaine de la Chambre de commerce de Saigon.  
 Corrier, Henri. :- Bibliotheca indosinica : dictionnaire bibliographique des ouvrages relatifs à la péninsule indochinoise. 1912-15. 4v.  
 Courrier d'Haiphong.  
 Eveil de l'Indochine.  
 Extrême-Asie.  
 Hanoi soir.  
 Indochine. *Direction des affaires économiques*. :- Annuaire statistique de l'Indochine, v. 1 (1913/22)-8 (1937-38) 1927-39 8v.  
 Information d'Indochine économique et financière.  
 Institut scientifique de l'Indochine, *Hanoi*. :- Catalogue de la bibliothèque. 1922.  
 Journal officiel de l'Indochine française.  
 Revue indochinoise.  
 Revue indochinoise, juridique & économique.  
 Revue médicale française d'Extrême-Orient. . .

ㄨ 憲法・英徳・剛柔

Abor, Raoul. :- Conventions et traités de droit international intéressant l'Indochine. 1929.  
 Annam. *Laws, etc.* :- Code civil de l'Annam. 1936.  
 Annuaire administratif de l'Indochine.  
 Carizey, J. N. :- Guide complet des carrières administratives en Indochine (cadres français).  
 Couzinet, P. :- La structure juridique de l'Union indochinoise 1938. (*Rev. indoch.*, No. 3, 1938)  
 Dang Trinh Ky. :- L'Engagement des personnes en droit annamite. 1933. (*Etude de soc et d'ethnologie juridique*, No. 17)  
 Dartigueuave, Henri. :- L'Evolution indigène en Indochine : le prob-

me politique, le problème juridique. 1924.  
 Dautès, E. :- La garde indigène de l'Indochine, de sa création à nos jours 1933. 2v.  
 Devaux, P. :- De la législation applicable aux successions et biens vacants en Indochine. 1933.  
 Durettes, André. :- Cours de droit de l'Indochine 1938.  
 Exposition coloniale internationale, *Paris, 1931*. :- Histoire militaire de l'Indochine française : des débuts à nos jours (juillet 1930) t. 1-2, avec cartes. 1931. 3v.  
 François, G. & Mariol, H. :- Législation coloniale. 1929. 2v.  
 Friestedt, S. :- Les sources du code civil au Tonkin. 1935.  
 Galenbert, J. de. :- Les administrations et les services publics Indochinois; 2ed. 1931.  
 Gentile, N. de. :- Petit recueil de jurisprudence indochinoise en matières civile française, civile indigène et commerciale, 1915-24. 1925.  
 Iché, François. :- Le statut politique et international du Laos français. Sa condition juridique dans la communauté du droit des gens. 1935.  
 Indochine. *Gouvernement*. :- Jurisprudence générale de la cour de cassation, du Conseil d'Etat et des cours, tribunaux et conseils du contentieux administratif de l'Indochine, en matière administrative pénale, civile française et indigène (1 jan. 1915-30 juin 1936) 1936.  
 Indochine. *Gouvernement*. :- Organisation judiciaire de l'Indochine. 1938.  
 —:—: Rapports au grand conseil des intérêts économiques et financiers et au conseil de gouvernement.  
 —:—: Recueil général de la législation et de la réglementation del, Indochine : répertoire chronologique et alphabétique des lois, décrets, ordonnances royales, arrêtés, décisions et circulaires publiés de 1931-1937. 1933.  
 Indochine. *Direction des finances et de l'enregistrement*. :- Codes de

l'enregistrement, du timbre et des valeurs mobilières : arrêtés (in-6 novembre 1929 et textes modificatifs. 1933.  
 Indochine. *Laws, etc.* :- Code civil à l'usage des juridictions indigènes du Tonkin. 1931.  
 —:—: Code pénal de l'Annam. 1939.  
 Jean, M. L. :- Législation coloniale générale & régime législatif, administratif et judiciaire de l'Indochine. 1933.  
 Labrouquerie, A. :- La justice en Indochine. 1933.  
 Løjns, R. :- Code indochinois des contrats, conventions, publiques et marchés administratifs. 1941.  
 Léonardi, Charles. :- Jurisprudence du Conseil d'Etat en matière Indochinoise de 1922 à 1936. 1938.  
 Lépape F. G. :- Le contre de vente en droit annamite, 1937.  
 Lerasseur, G. :- La situation juridique des Chinois en Indochine depuis les accords de Nankin (Problèmes de droit international privé); 2ed. 1933.  
 Lévy, R. :- French policy in the Far East, 1936-33. 1940.  
 Mariol, H. :- Abrégé de législation coloniale. 1937.  
 Mossy, Léon. :- Principes d'administration générale de l'Indochine; 6 éd. 1933.  
 Pasquier, P. :- Conseil du gouvernement de l'Indochine, session ordinaire de 1933. 1933. (Discours prononcé 1 27 nov. 1933)  
 Petit, R. :- La monarchie annamite 1931.  
 Pham-Quang-Bach. :- Essai sur l'idée de la loi dans le code Gia-Long. 1935.  
 Phan-Van-Tien. :- Recueil des textes relatifs aux retraites et pensions civiles indigènes de l'Indochine. 1937.  
 Roberts. :- History of French colonial policy, 1870-1925. 2v.  
 Sang, Do Xuan. :- Les juridictions mandarinales. 1938.  
 Silvestre, P. J. :- Considérations sur l'étude du droit annamite; 2 éd. 1922.

Werter, Auguste-Raynald. :- Essai sur la réglementation de la nationalité dans le droit colonial français. 1936.  
 Xuan Canh, Huynh. :- Le credit indochinois. 1933.  
 [安南國一法令] - 皇越律例 嘉慶12年22卷 12册  
 〔安南國一法令〕 - 皇越律例 越南獄中記 昭和7  
 滿是漢(民國)著 南十字星譯: - 志士 昭和7  
 滿是漢(民國)著 南漢生譯: - 天乎帝乎再版 昭和16  
 日本印度支那協會編: - 泰佛印に於ける宣傳戰 昭和16  
 柴國勝: - 現地停戰調停委員として泰佛印國戰線を覗く 昭和16  
 太平洋協會編: - 佛領印度支那政治・經濟 昭和15  
 臺灣南方協會編: - 佛領印度支那の政治組織 昭和16  
 臺灣總督府官房調查課編: - 佛領印度支那支那統治 昭和4  
 要覽 昭和4  
 廣山正修: - 佛領印度支那論 昭和4

經濟・金融・財政

Annuaire des languiers, France et colonies.  
 Aguarone, P. :- Les sûretés immobilières en Indochine : essai théorique net critique. 1936.  
 Bernard, Paul. :- Nouveaux aspects du problème économique indochinois. 1937.  
 —:—: Le problème économique indochinois. 1937.  
 Bondillon, A. :- La réforme du régime de la propriété foncière en Indochine : rapport présenté à M le Gouverneur général de l'Indochine. 1927.  
 Boyer, R. :- Les impôts coloniaux conflit judiciaire et régime fiscal des Sociétés coloniales. 1937.  
 Bannout, R. :- La main-d'oeuvre et la législation du travail en Indochine. 1936.

Cambodge. *Gouvernement* :- Budget pour l'exercice 1930. 1930.  
 ---: Compte administratif, exercice 1929. 1930.  
 ---: Projet de budget pour l'exercice 1931. 1930.  
 Cochinchine. *Gouvernement* :- Compte administratif, 1929. 1930.  
 Duchène, A. :- Histoire des finances coloniales de la France. 1938.  
 Exposition coloniale internationale, Paris, 1931 :- L'Indochine économique. 1931.  
 Koyssal, P. de :- La réforme foncière en Indochine. 1931.  
 Frager, S. :- Les doubles impositions dans les rapports entre la France et son empire colonial. 1938.  
 Geoffray, C. :- Contentieux pratique en matière de douane. 1933.  
 ---: Manuel de contentieux pratique des régies. 1938.  
 ---: Réglementation des régies indochinoises. 1936. 2v.  
 Grandel, Auguste :- Le développement économique de l'Indochine française. 1936.  
 Guernier, H. :- Le régime fiscal de l'Indochine. 1909.  
 Indochine. *Gouvernement* :- Budget de l'exploitation des chemins de fer, exercice 1940, 1939.  
 ---: Budget général compte administratif, exercice 1929-30. 1930-31. 2v.  
 ---: Budget général exercice 1930-1935. 1930-1934. 7v.  
 ---: Budget local de l'Annam pour l'exercice 1930-31, 37, 38. 1929-38. 4v.  
 ---: Budget local du Laos pour l'exercice 1930-31, 1929-30. 2v.  
 ---: Budget local du Tonkin pour l'exercice 1930, 1931, 1937. 1929, 1930, 1936. 3v.  
 Indochine. *Gouvernement* :- Cochinchine budget pour l'exercice 1930, 1931. 1929, 1930. 2v.  
 ---: Compte administratif du budget de l'exploitation des chemins de fer, exercice 1938. 1939.  
 ---: Compte administratif budget local du Laos pour l'exercice

1939. 1931.  
 ---: Compte administratif du budget local du Tonkin pour l'exercice 1929. 1930.  
 ---: Compte administratif du budget spécial des travaux et dépenses sanitaires sur fonds d'emprunt, exercice 1937. 1938.  
 ---: Compte administratif du budget spécial sur fonds d'emprunt des grands travaux et dépenses sanitaires et des dépenses de renforcement de la défense de l'Indochine, exercice 1938. 1938.  
 ---: Indices économiques indochinois: statistique générale, 2 série. 1937.  
 ---: Projet de budget général, exercice 1940. 1937.  
 Indochine. *Inspection générale de mines et de l'Industrie*. L'Indochine économique. 1931.  
 Indochine. *Lazus, etc.* :- Impôt sur les bénéfices des professions industrielles commerciales et non commerciales et des exploitations agricoles et foncières en Indochine. 1940.  
 Jean, M. L. :- Réglementation en Indochine des marchés administratifs; 3. éd. 1947.  
 Klempeter, R. :- Le problème foncier au Cambodge. 1937.  
 Labrouquère, J. :- Problèmes monétaires indochinois. 1938.  
 Lanwell, D. A. :- L'Application des textes donniers dans les colonies françaises. 1939.  
 Lortat-Jacob, R. :- La piastre de commerce indochinoise étaille une monnaie au sens de l'article 1835 du code civil; 2. éd. 1935.  
 Lu-Van Vi. :- La propriété foncière en Cochinchine. 1939.  
 Malpuech, U. :- Le Laos économique. 1924.  
 Nécessité de l'économie dirigée, un exemple, l'Indochine. 1936.  
 Orailh, W. :- Le privilège de la Banque de l'Indochine et la question des banques coloniales. 1923.  
 Paux, H. :- La stabilisation de la piastre indochinoise. 1922.  
 Rolland, L. etc. :- Législation et finance coloniales. 1933.

Répertoire des principales valeurs indochinoises. Robespvain, Charles :- L'Evolution économique de l'Indochine française. 1939.  
 Sables, A. :- Le renouvellement du privilège de la Banque de l'Indochine. 1931.  
 Simiani, H. :- Le rôle du capital dans la mise en valeur de l'Indochine. 1939.  
 Thillier, Lucien-Auguste :- La grande aventure de la piastre indochinoise. 1930.  
 Tonkin. *Lazus, etc.* :- Impôts nouveaux au Tonkin; arrêtés du R. S. T. du 1er novembre 1940. 1940.  
 Tonkin. *Résidence supérieure* :- Projet de budget local du Tonkin, exercice 1939, 41. 1938-40. 2v.  
 Touzet André :- L'Economie indochinoise et la grande crise universelle. 1934.  
 ---: Fédéralisme financier et finances indochinoises. 1935.  
 Touzet, André :- Le régime monétaire indochinois. 1933.  
 Vu-Van-Hien :- La propriété communale au Tonkin: contribution à l'étude historique, juridique et économique des Cong-dien et Cong-thô en pays d'Annam.  
 Henry (Yves) 著 臺灣南方協會 譯 :- 佛領印度支那に於ける土地所有 昭和15  
 印度支那調査室編 :- 最近佛印に於て公布された經濟財政關係保法規の數種 昭和16  
 南方會編 :- 佛領印度支那 第13號 昭和13 合1册  
 野村海外事業部編 :- 佛印經濟資料日錄 佛文原書 昭和15  
 坂田國助 :- 佛領印度支那經濟事情 昭和初年  
 臺灣銀行調査課編 :- 佛領印度支那出張調査報告 大正7  
 臺灣總督府一官房調査課編 :- 田名瀆勝吉調査 佛領印度支那金融事情 昭和4  
 臺灣拓殖株式會社編 :- 佛印の性格と環境 昭和16

臺灣拓殖會社調査課編 :- 佛領印度支那概論「附交通事情」 昭和15  
 田名瀆勝吉 :- 佛領印度支那金融事情 昭和4  
 横山正修 :- 印度支那貨幣 昭和3  
 社 會  
 Bouvier, René :- Démographie et démographie (In. La dépêche coloniale, 24 June 1936)  
 Carrey, J. :- Le droit des veuves et des orphelins des fonctionnaires entrogènes en service en Indochine. 1930.  
 Chassaign, P. :- La naissance du prolétariat en Indochine. (Revue du Pacifique, Paris, 15, avr. 1933)  
 Collard, Paul :- Cambodge et cambodgiens: métamorphose du royaume khmèr par une méthode française de protectorat. 1925.  
 Coulet, G. :- Les sociétés secrètes en terre d'Annam. 1962.  
 Dunarast, A. :- La formation des classes sociales en pays annamite. 1935.  
 Folliet, J. :- Le travail forcé aux colonies. 1934.  
 Gentile-Duguesne, P. de :- La situation juridiques de la femme annamite. 1925.  
 Gourou, Pierre :- Le delta tonkinois, fourmillicre humaine. (In. Le monde coloniale illustré, June, 1936.)  
 ---: Esquisse d'une étude de l'habitation annamite dans l'Annam septentrional et central du Thanh Hoa au Binh Dinh. 1936.  
 Henry, Yves & Visne, Maurice de :- Documents de démographie & riziiculture en Indochine. 1923.  
 Indochine. *Lazus, etc.* :- Réglementation en Indochine du travail des européens et assimilés (promulgué le 9 avril 1937) 1937.  
 Indochine. *Lazus, etc.* :- Réglementation générale du travail en Indochine; et supplément 1. (année 1938) 1937-39. 2v.  
 International labour office, Geneva :- Labour conditions in Indo-China. 1938.

- Joyeux, R. :- Le péril vénérien et la prostitution à Hanoi. 1930.  
 Kherian, G. :- Les méfaits de la surpopulation deltaïque. 1938.  
 —:- La probléme démographique en Indochine. 1937.  
 Kresser, P. :- La commune annamite en Cochinchine. 1935.  
 Lê Van Dinh :- Le culte des morts en droit annamite : essai historique et critique sur le Huong Hoa. 1933.  
 Lusléguy, Pierre :- La femme annamite du Tonkin dans l'institution des biens culturels (Huong-Hoa) : étude sur une enquête récente) 1935.  
 Marchal, Sappho, *Mlle* :- Costumes et parures Khmers ; d'après les devatà d'Angkor-Vat. 1927  
 Marcelle, G. :- L'Extension à l'Indochine de la législation métropolitaine des accidents travail. 1935.  
 Monet, P. :- Français et Annamites. t.I. 1925.  
 Nguyen Huy Lai :- Les régimes matrimoniaux en droit annamite. 1934.  
 Pouvier, R. :- Richesse et misère du Delta tonkinois. 1937.  
 Tardieu-Biot, *Mme* :- Natalité et obstétrique en Indochine. 1934.  
 Virgitti, H. :- Quelques œuvres sociales dans la ville de Hanoi. 1936.  
 臺灣南方協會編 :- 佛領印度支那に於ける民族運動 昭和16

植 民

- Chevalier, Auguste :- Le surpeuplement du delta et la colonisation des géographes français. 1936.  
 Dejanarre, E. :- L'émigration et l'immigration ouvrière en Indochine. 1931.  
 Duchêne, A. :- La politique coloniale de la France : ministère des colonies depuis Richelieu. 1923.  
 Fumis, Thomas E. :- French policy and developments in Indochina. 1936.  
 Hardy, G. :- Histoire de la colonisation française. 3. ed. 1933.

- Chevey, Pierre, & Le Ponhain, R. :- La pêche dans les eaux douces du Cambodge. 1940. 2v.  
 Choquant, L. :- Les marchés de bestiaux et le commerce du bétail au Tonkin. 1928.  
 Couffignal, M. :- La situation actuelle des forêts de la Cochinchine. 1918.  
 Crevost, Ch. et *autres* :- Catalogue des produits de l'Indochine t.I-5 fasc. 2. 1917-35. 4v.  
 Douarche :- L'Élevage en Indochine. 1918.  
 Eberhardt, Ph. & Aufray, M. :- Contribution à l'étude du thé en Indochine. 1919.  
 Estébe, P. :- Le problème du riz en Indochine. 1934.  
 Farbe & Trojani :- Étude des principaux bois de l'Indochine. (Bulletin économique, n° 8-B, 1930)  
 Freysal, P. de :- L'Éndettement agricole en Cochinchine : rapport d'ensemble au Gouverneur général de l'Indochine. 1933.  
 Gourou, P. :- Les paysans du Delta tonkinois. 1936.  
 —:- L'utilisation du sol en Indochine française.  
 Guillaume, A. :- Les sols & le climat de la Cochinchine au regard de la canne à sucre. 1927.  
 Guillaume, Maurice :- La culture du cocotier en Cochinchine. 1924.  
 Henry, René :- Une machine à élever l'eau : la vis d'Archimède à manivelle (Calcal) et construction). 1933.  
 Henry, Yves :- Economie agricole de l'Indochine. 1932.  
 —:- La question agraire en Indochine. (La dépêche coloniale, 16 déc. 1936)  
 Henry, Yves :- Terres rouges et terres noires basaltiques d'Indochine. 1931.  
 Hung-Fon :- Géographie du thé. 1935.  
 Indochine, *Inspection générale de l'agriculture de l'élevage et des forêts* :- La protection et l'amélioration du bétail en Indochine.

佛領印度支那……書目・定期刊行物

- Hardy, G. :- La politique coloniale et le partage de la terre aux XIXe et XXe siècles. 1937.  
 Homberg, O. :- L'École des colonies. 1929.  
 Fumis (T.E) 大岩誠譯 :- 印度支那—フランスの政策とその發展 昭和16  
 滿鐵東亞經濟調查局編 :- 佛領印度支那に於ける華僑 昭和14  
 大岩誠 :- 安南民族運動史概説 昭和16  
 臺灣南方協會編 :- 佛領印度支那に於ける華僑問題 昭和16  
 臺灣拓殖株式會社調查課編 :- 佛印の勞働事情 昭和16

農業・牧畜・水産業

- Annamite du syndicat des planteurs de caoutchouc de l'Indochine  
 Barnat, P. :- La prophylaxie de la peste bovine au Cambodge. 1929.  
 Bertin, A. :- Notes sur les bois de l'Indochine. 1924.  
 Cardot, J. :- La coton en Indochine et les besoins de l'industrie cotonnière française. 1926.  
 Cardot, J. :- Note sur la production du caoutchouc en Indochine. 1929.  
 Carle, E. :- Le riz en Cochinchine 1933.  
 Carton, P. :- La météorologie agricole dans les pays tropicaux en Indochine en particulier 1921  
 Carton, P. :- La météorologie agricole en Indochine. 1930.  
 Carton, P. & Salenave, P. :- Considérations sur l'action réciproque des forêts et du climat. 1933.  
 Cele, J. B. :- La jumenterie de Nuoc-Hai et l'élevage du cheval dans la haute région du Tonkin. 1923.  
 Chassigneux, E. :- L'irrigation dans le delta du Tonkin.  
 Chatot, C. : Culture des plantes à parfum dans les colonies françaises. 1923. Chatot, Jean :- La production du café en Indochine : - situation actuel de la recherche d'une politique. 1940.

1931.  
 Indochine, *Institut des recherches agronomiques* :- Les maïs d'Indochine : préparation et conditionnement. 1924.  
 Indochine, *Office indochinois du riz* :- Les variétés de riz du Tonkin sélectionnées et patronnées actuellement par l'office du riz dans huit provinces du delta. 1939.  
 Institut des recherches agronomiques et forestières, *Hanoi* :- Compte-rendu des travaux, 1932/33-1935/36 (t.2). 1934, 1937. 2v.  
 Lagleyze :- La culture du tabac en Indochine. 1927.  
 Lan, J. :- Les plantes indochinoises de grande culture, pt. 1-2.  
 Larroque, Pierre :- De l'utilisation de la statistique mathématique pour la sélection rapide des plantes ; applications à la sélection des maïs des riches et des abrutis. 1939.  
 Le Louet :- Essai sur les possibilités de l'élevage industriel du bétail en Indochine. (Bulletin économique, juillet 1931)  
 Michaud, P. :- L' Hévéac ulture en Indochine. son évolution. 1937.  
 Morange, M. P. :- Notes sur la culture de l'hévéa et du cocotier en Cochinchine. 1918.  
 Pasquier, R. du :- Principales maladies parasitaires du chevier et pu caféier en Extrême-Orient. 1933.  
 Pegourier Yves :- Le marché du riz d'Indochine. 1937.  
 Penavaire, Romain :- Le problème cotonnier et l'Indochine française. 1927.  
 Pétillet, Loys :- La pêche et les poissons : une richesse du Cambodge. 1911.  
 Peyravin, P. :- Le buffle en Cochinchine : étude descriptive et zootechnique, rôle économique. 1927.  
 Pinot, A. :- Considération zootechniques et économique sur l'élevage du boeuf au Tonkin. 1933.  
 Preter, Henri & Guillaume, Maurice :- État actuel de la culture de la canne à sucre et de l'industrie sucrière en Cochinchine (Mai

三〇一

1924) 1924.  
 Saurin, J. - Les zones et types de végétations en Indochine du Sud. 1925.  
 Soliva, R. - Vues économiques sur la production du caoutchouc. 1931.  
 Syndicat des planteurs de caoutchouc de l'Indochine. 1927.  
 Union des planteurs de caoutchouc en Indochine, Paris. Annuaire, 1936. 19:6.  
 Yvonne, G. - Considérations zootechniques et économiques sur quelques mammifères domestiques au Laos. 1930.  
 カルトン(〜)、サルナウ(〜)著 高橋安規譯: 佛印に於ける森林と氣候との相互作用 昭和16  
 Henry (Yves) 著 東亞研究所譯: 佛領印度支那の農業經濟 2冊 昭和16  
 上・中巻  
 日本印度支那協會調查部譯: 佛印に於ける甘蔗栽培についてウイソ  
 ロンの米田に於ける甘蔗栽培研究報告 昭和16  
 野村海外事業部編: 印度支那護謨事情抜萃 (其1) 昭和16  
 Russier Breuier 著: 臺灣總督府官房調査課譯: 佛領印度支那の産業及交通 大正 8  
 臺灣南方協會編: 佛印泰羅業分布圖 合1冊 昭和16  
 臺灣總督府官房調査課編: 佛領印度支那林業法 昭和10  
 臺灣總督府官房調査課編: 印度支那の甘蔗 昭和 3  
 臺灣總督府殖産局編 清水利男調査: 印度支那半島の茶業 昭和13  
 臺灣總督府中央研究所編 松浦作治郎 調査: 佛領印度支那に於ける安南漆 昭和12  
 臺灣拓殖株式會社調査課編: 佛印護謨栽培現地調査報告書 昭和16  
 臺灣拓殖株式會社調査課編: 佛印に於ける護謨栽培に關する調査 (豫報) 昭和16  
 臺灣拓殖株式會社調査課編: 佛印の産業事情 昭和15

臺灣總督府官房調査課編 高橋 安規調査: 西貢米の調査 大正14  
 田中長三郎: 佛領印度支那の護謨 昭和16  
 礦業・工業・土木

Association des mines du Tonkin: L'Industrie minière indochinoise en 1933. 1933.  
 Association des mines du Tonkin: Règlementation minière de l'Indochine: recueil des documents officiels, 1929. 1929.  
 Blondel, F. - Les ressources minières de la France d'Outre-mer. 1933.  
 Brooks, Georges: Laque d'Indochine rhus succedanea: la laccase et le laeol. 1934.  
 Charvin: - Notes sur la fabrication du fumier semiartificiel. 1935.  
 Crevoet, Ch. - Conversations sur l'artisanat au Tonkin. 1938.  
 Guillaumat, P. - L'Industrie minière de l'Indochine en 1937.  
 Indochine. Inspection générale des travaux publics. Les travaux publics de l'Indochine. 1926.  
 Indochine. Laos, etc. - Code de la route en Indochine. 1931.  
 Lapieque, M. P. A. - Le Port du Tonkin. 1932.  
 Maipuech, U. - Notes sur quelques textiles indochinois et leurs possibilités d'utilisation. 1937.  
 Récaud, Louis: L'Abrasin. 19:8.  
 Rouville, A. de: - L'Amélioration des ports maritimes en Indochine française. 1931.  
 Rouville, A. de: - La développement de la signalisation maritime dans les territoires français d'outre-mer. 1932.  
 Société des distilleries tonkinoises, Hadong: - Statuts de la Société des distilleries tonkinoises. 19:14.  
 Union coloniale française: - Les problèmes posés par le développement industriel de l'Indochine. 19:38.  
 海外礦業協會發行: 佛領印度支那の産業事情 昭和16

藤田禮造: 佛領印度支那東京省茨城縣誌記 昭和14  
 鹽水港製糖株式會社東京調査課編: 佛領印度支那に於ける糖業 昭和16  
 外務省歐亞局第三課編: 印度支那に於ける糖業 昭和12  
 海外礦業協會編: 佛印礦產資源圖 昭和16  
 海外礦業協會編: 佛領印度支那礦物資源の分布 昭和16  
 滿鐵鐵道總局調査課編: 印度支那港灣及内國水運調査報告 昭和14  
 海外礦業協會編: 印度支那とその寶富附佛印礦產地圖 昭和16  
 臺灣南方協會編: 佛領印度支那地質礦床圖 昭和16  
 臺灣南方協會礦業委員會編: 交趾支那に於ける甘蔗栽培製糖業の現狀 昭和16  
 臺灣總督府交通局長 山下繁造報告: 佛領印度支那港灣觀察報告書附 佛領印度支那港灣調査報告一覽表 昭和16  
 臺灣總督府交通局通信部電氣課編: 印度支那電氣事業調査報告書附地圖 昭和16  
 臺灣總督府水産試驗所編: 佛印沿岸港灣調査資料 昭和16  
 臺灣拓殖株式會社編: 印度支那礦業會社設立報告書 昭和15  
 拓務省拓南局編: 印度支那重要礦業會社調査 昭和16  
 田中館秀三: 佛印燐灰石の鑛床 昭和16  
 山根道一: 企業者より觀たる佛印の礦業 昭和16  
 貿易・交通・通信

Almanach: des postes télégraphiques et téléphones de de l'Indochine, 1941.  
 Annales des douanes et régies de l'Indochine, 1941.  
 Colas, Raoul L. M. - Les relations commerciales entre la France et l'Indochine: lois et faits. 1923.  
 Exposition coloniale internationale, Paris. 1931: - Administration des 佛領印度支那……書目・定期刊行物

douanes et régies en Indochine. 1930.  
 Foreign trade association, Shanghai: - French Indo-China. 1936.  
 (South sea trade ser. no. 5)  
 Haiphong. Chambre de commerce: - Statistiques commerciales. Indochine. Gouvernement: - Historique de l'aéronautique d'Indochine. 1931.  
 ---: Régime douanier de l'Indochine. 1941.  
 Indochine. Administration des postes, des télégraphes et des téléphones: - Réseaux téléphoniques de la Cochinchine, du Cambodge et du Sud-Annam: liste des abonnés. 1941. 1940.  
 Indochine. Administration des douanes et régies: - Statistique mensuelle du commerce extérieur de l'Indochine.  
 ---: Tableau du commerce extérieur de l'Indochine.  
 Indochine. Chemins de fer: - Statistiques.  
 Indochine. Direction des douanes et régies: - Tarif des douanes. 1940.  
 Saigon. Chambre de commerce: - Statistique commerciale de la Cochinchine.  
 Talon, Vital: - Le régime douanier de l'Indochine. 1932  
 東亞研究所編 谷口吉彦調査: 佛領印度支那貿易に關する調査 其1 昭和16  
 日本貿易振興會編: 佛領印度支那と貿易事情 昭和16  
 華南銀行編: 佛領印度支那貿易統計 10:37-19:39 昭和16  
 貿易局編: 對本邦佛領印度支那輸入關稅表 昭和15

歴史・地誌  
 About, Pierre-Edmond: - Indochine: Cochinchine, Annam, Tonkin, Cambodge, Laos. 1931.  
 Ardat, du Ploq: - Histoire d'une citadelle annamite Bac-ninh. 1935.  
 Aymonier, Etienne: - Voyage dans le Laos, t. 1-2. 1895-97. 2v.  
 Barrow, John: - A voyage to Cochinchina, in the years 1792 and

- 1793; containing a general view of the valuable productions and the political importance of this flourishing kingdom; and also of such European settlements as were visited on the voyage. 1806.
- Bernard, Henri:- Pour la compréhension de l'Indochine et de l'Occident. 1939.
- Boudet, P. & Masson, A.:- Iconographie historique de l'Indochine française: documents sur l'histoire de l'intervention française en Indochine. 1931.
- Bouinuis, A. & parvus, A.:- L'Indochine française contemporaine; 2ed. 1835. 2v.
- Bourrin, Claude:- Choses et gens en Indochine t. 2; à Hanoi avant-guerre, au Vieux-Colombier en guerre contre l'Allemagne, 1908-1916. 1941.
- Cho, Huan-lai:- Les origines du conflit Franco-Chinois à propos du Tonkin jusqu'en 1883; 2ed, 1938.
- Claeys, Jean Yves:- Introduction à l'étude de l'Annam et du Cambodge. 1934.
- Cabaton, Antoine:- L'Indochine. 1932.
- Charignon, A. J. H.:- La grande Java de Marco Polo en Cochinchine: étude de géographie historique d'après les sources chinoises et arabes. 1930.
- Claeg, J. Y.:- Les capitales du Champa. (EHEC, fév. 1935).
- Colani, Lance:- The death treasure of the Khmers. (1939).
- Colani, Madeleine, Melle.:- Emploi de la pierre en des temps reculés: Annam, Indonésie, Assam (1940)
- Coolidge, Harold J. & Roosevelt Theodore:- Three kingdoms of Indo-China. (cl933)
- Corot, E.:- La France d'au delà mers. 1936.
- Despieres, René:- Co-Loa: capitale du royaume au-lac. 1940.
- Devéria, G.:- Histoire des relations de la Chine. 1880.
- Duboc.:- L'Indochine contemporaine. 1932.
- Ehliardt, Alfred:- Histoire politique & militaire de la province de Thai-Nguyen: ses forces de police. 1934.
- Exposition coloniale internationale, Paris:- L'Angam. 1931.
- Gallios, Chabert-L.:- Atlas de Chabert-L. Gallios: atlas général de l'Indochine française. 1909.
- Gautier, Maere:- Le roi proserit. 1940.
- Minh-nang. 1935.
- Golouber, Victor:- L'Archéologie du Tonkin et les fouilles de Dong-So'n. 1937.
- Gourou, P.:- La terre et l'homme en Extrême-Orient 1940.
- Le Tonkin. 1931.
- Groslier, George:- Angkor: fameux art cèles. 1933.
- Grossin, Pierre:- Notes sur l'histoire de la province de Camnon (Laos). 1633.
- Henry-Bihanud, E.:- Deux ans d'Indochine: notes de voyage. 1939.
- Hervey, Harry:- King Cobra: an auto biography of travel in French Indo-China. 1927.
- Indochine adresses, 1938-1939; 3 éd. 1933.
- Indochine. Service géographique:- Atlas de l'Indochine. 1920.
- Carte de l'Indochine, 1:100,000. 1900-20.
- Réseau routier de l'Indochine, échelle 1:2,000,000. 1940.
- Le Breton, Hippolyte:- Le vieux An-Tinh: la préhistoire, les lieux et monuments historiques ou légendaires remarquables. 1936.
- Le Grandandé, Henri:- Le réveil du peuple khmer: notes en marge d'un voyage au Cambodge de M. Robin. 1935.
- Linet de Lajonguère, E.:- Inventaire descriptif des monuments du Cambodge. 1902-11. 3v.
- Monho, M. Henri:- Travels in the central parts of Indo-China (Siam), Cambodia, and Laos, during the yr. 1858, 1859, and 1860. 1864. 2v.
- Madorle.:- Indochine du Nord: Tonkin, Annam, Laos, Yunnan, Journal de voyage. 1889.
- Robequain, Charles:- L'Indochine française. 1935.
- Le Thanh Hoa: étude géographique d'une province annamite, t. 1-2. 1929.
- Rozario, E. de:- Chiapa, station d'altitude. 1935.
- Tao-Kin:- L'Indochine française depuis Pigneau de Belaine. 1939.
- Taupin, G. & cie. ed.:- Guide touristique général de l'Indochine. 1937.
- Tavernier, E.:- De la nécessité d'écrire l'histoire de l'ancien empire d'Annam. 1934.
- Le déclin de l'appogée du règne des Tay-Soi: les batailles de Qui-Nhon (janvier-février 1801) 1934.
- Monseigneur Pigneau de Belaine, évêque d'Adran: quelques aspects de sa vie politique et religieuse. 1934.
- Tesson, Eugène & Percheron Maurice:- L'Indochine moderne: encyclopédie administrative touristique, artistique et économique. (1932)
- Théry, René:- L'Indochine française. 1931. Thomazi, A.:- La conquête de l'Indochine. 1934.
- Thompson, Virginia:- French Indo-China. 1937.
- Tran Trong-Kim:- Viêt-Nam Su-luoc (Histoire de viet nam) 1928. 2v.
- Vassal, Gabrielle M.:- Mon séjour au Tonkin et au Yunnan. (cl928)
- Vers Angkor, Saigon, Phnom-Penh; 2. éd. 1925.
- Viollis, André.:- Indochine S. O. S; 14 éd. (1935).
- Werth, Léon.:- Cochinchine. 1926.
- 岩村成光:- 安南通史 附佛領印度支那全圖250萬分1  
山川 蕃編:- 印度支那重要歴史年表 昭和15  
愛國新聞社出版部編:- 迦生佛印の全貌 昭和16  
秋保一第:- 佛印概要 昭和17  
安南國編 高春育劉德稱(安南)等編:- 等大南一統志 一名安南

- Kouang-Tcheou Wan; 3 éd. 1932.
- Madorle.:- To Angkor. 1939.
- Malpuech, U.:- Le Laos touristique. 1925.
- Marchal, H.:- Archéological guide to Angkor: Angkor-vat, Angkor-thom and the monuments along the small and big circuits. 1935.
- Marquet, Jean & Norel, Jean:- Le drame tonkinois, 1873-74. 1933. (Bulletin de la Société des études indochinoises, n. s. t. 12, no. 3-4, 1937).
- L'Occupation du Tonkin par la France, 1873-1874, d'après des documents inédits. 1936.
- Martineus, A.:- Dupleix et l'Inde française (1722-1751) 1923-29. 4v. (2052p.)
- Maspero, Georges:- L'Indochine: un empire colonial français. 1929-1931. 2v.
- Maybon, Charles B.:- Histoire moderne du pays d'Annam 1592-1827. 1919.
- Meyer, Roland:- Le Laos. 1931.
- Munier M. Paul:- Gia-Long: la vie prodigieuse d'un grand roi. 1932.
- Nguyen-Duc-Dao, et autre:- Histoire de France et d'Annam. 1932.
- Nguyen-van-que:- Histoire des pays de l'Union indochinoise (Viet Nam, Cambodge, Laos) 1932.
- Nicolas, R.:- Les étrangers et le domaine cambodgien. 1934.
- Norden, Hermann:- A wanderer in Indo-China: the chronicle of a journey through Annam, Tong-King, Laos, and Cambodia, with some account of their people. 1931.
- Korès, Georges:- Itinéraires automobiles en Indochine, v. 1-2. 1930. 2v.
- Relton, Max:- A man in the East: a journey through French Indo-China. 1939.
- Rhins, J. L. Dutreuil. de:- Le royaume d'Annam et les Annamites:

一 概志 17卷 2 冊 昭和16  
 外務省歐亞局第三課編 河内總領事館報告 佛領印度支那事情概要 昭和12  
 逸見重雄:- 佛領印度支那研究 昭和16  
 井出淺雄:- 佛印研究資源の王國と安南帝國 昭和16  
 皇越地輿 誌明命14(天保4) 昭和16  
 日下頼尚:- 邦人佛印の實地附移民規則日佛印條約 を待つ Magnabal 著 横山正修譯:- 佛領印度支那大觀 大正10  
 室賀信夫:- 印度支那 佛印、カン、ビルマ、英領マレー 昭和16  
 長沼依山:- 南支・佛印風土記 昭和17  
 日本印度支那協會編:- 佛領印度支那概観 昭和15  
 日本印度支那協會:- 南部佛印事情 昭和16  
 野村海外事業部編:- 佛領印度支那 1—4 4 冊 昭和15  
 野村海外事業部編:- 佛領印度支那 1.2.4 3 冊 昭和15  
 梁竹 瀧(安南):- 南國地輿一名新訂南國地輿教科書雜新<sup>2</sup> 明治41  
 臺灣總督府編:- 大多和臺灣旅行書記稿:- 佛領印度支那事情 大正5  
 安東政:- 佛印繪と文による 昭和16  
 井出淺雄:- 海南島より佛印へ 3 版 昭和16  
 久留島秀三郎:- 印度印度支那 昭和15  
 Loti, Pierre 著 佐藤博夫譯:- アソコル語で 昭和16  
 中野 實:- 佛領印度縱走記再版 昭和16  
 大屋久語雄:- 佛印遊記 昭和16  
 岩村成允編:- 佛領印度支那全圖 昭和16  
 Dhong-Quang-Ham. (楊廣成) 著 廣瀬哲士譯:- 安南史講義 昭和16  
 臺灣拓殖株式會社編:- 佛領印度支那産業地圖200萬分1 昭和16  
 滿鐵東亞經濟調查局編:- 佛領印度支那 昭和15

臺灣南方協會編:- 佛印現地報告 昭和15  
 Wang Wen Yuan:- Les relations entre l'Indochine française et la Chine. 宗教・教育・文學・美術  
 Association des Amis du vieux Huc:- L' Art à Huc.  
 Barbier, V.:- Dictionnaire français annamite; géol. 1938.  
 —:- Dictionnaire annamite français. 1940.  
 —:- Grammaire annamite. 1933.  
 Bois, Georges:- Pour un confucianisme nouveau. 1936.  
 Barrard, Gerald:- The mystery of the Mekong. 1923.  
 Cordier, Georges:- Etude sur la littérature annamite. 1940.  
 Dumoutier, Gustave:- Les cultes annamites. 1907.  
 Faureau, Alix de:- Huc.  
 Huc, Gustave:- Dictionnaire annamite, chinois, français. 1937.  
 Indochine. *Direction générale de l'instruction publique*:- Les manuels scolaires et les publications pédagogiques de la direction générale de l'instruction publique. 1931.  
 —:- Le Pénitencion scolaire dans les pays annamites. 1931.  
 —:- Plan d'études et programmes de l'enseignement primaire supérieur franco-indigène. 1936.  
 —:- Programmes de l'enseignement primaire élémentaire indochinois et de l'enseignement primaire complémentaire indochinois. 1938.  
 Indochine. *Direction générale de l'instruction publique*:- Le Service de l'instruction publique en Indochine en 1930.  
 —:- Le Tonkin scolaire: un pays d'adaptations pédagogiques originales. 1931.  
 Institut colonial international, Paris, session 21 (1931):- Rapports préliminaires: l'enseignement aux indigènes. 1931.  
 Le Breton, H.:- Le problème scolaire en pays d'Annam. 1932.  
 Lyraux, Marshal:- Intimate letters from Tonquin; tr. by Aubrey le

Blond. 1932.  
 Malleret, Louis:- Catalogue général des collections, t. 1-2. 1927-38. 2v.  
 Marchal, Henri:- La collection khmère. 1939.  
 Nguyen-Van-Huyen:- Contribution à l'étude d'un génie tutélaire annamite Li-Phuc-Man.  
 Nguyen-Van-Ngoc:- Méthode de la langue annamite: le mot & la phrase.  
 Pannefien, A.:- Lexique Français-Cambodgien. 1925.  
 Parmentier, H.:- Inventaire descriptif des monuments Camis de l'Annam t. 1-2: avec planches, 1-2. 1909-18.  
 Plas, A.:- Les grandes classes en Indochine. 1932.  
 Renausat, G. de Coral:- Les arts de l'Indochine. 1938.  
 T'ay-Duong:- Petit lexique chinois-annamite-français par ordre de clefs. 1932.  
 To Van-Thien:- La petite grammaire annamite. 1938.  
 Tran-Van Giap:- Le Bouddhisme en Annam, des origines au XIIIe siècle. 1932.  
 Vocabulaire franco-laoien.  
 ဒာဒါ (ア) (ア) 編:- 古器物史考(ア)文) 1928  
**自然科 學**  
 Agard, A.:- La tuberculose et sa prophylaxie en Indochine et quelques conseils aux instituteurs pour aider les services sanitaires et médicaux à combattre cette maladie. 1932.  
 Ajalbert, J.:- L'Indochine par les Français. 1931.  
 Bablet:- La prophylaxie sociale de la tuberculose. 1933.  
 Barot, M.:- Le quinquina en Indochine: inventaire des essais d'introduction.  
 Borel, E.:- Les moustiques de la Cochinchine et Sud Annam. 1930.  
 Bourret, R.:- Etudes géologiques dans la région de Pak-Lay (Moyen

Laos) 1925.  
 —:- Inventaire général de l'Indochine, fasc. 3: la faune de l'Indochine vertebrés. 1927.  
 —:- Les serpents de l'Indochine, t. 1-2. 1936. 2v.  
 Bruzon, E. *et autre*:- Le climat de l'Indochine et les typhons de la mer de Chine; par E. Bruzon, P. Carton et A. Romer. 1940.  
 Bui, L.:- La tuberculose en Indochine: étude épidémiologique, clinique, prophylactique. 1933.  
 Chenninand, Guy:- Mes classes au Laos: les bêtes sauvages de l'Indochine. 1939.  
 Cassanova, F.:- Remarques sur l'épidémiologie du paludisme en Indochine. 1932.  
 Chevalier, A.:- Institut scientifique de l'Indochine: catalogue des plantes du Jardin botanique de Saigon. 1924.  
 Chevey, P. & Lemaçon, J.:- Contribution à l'étude des poissons des eaux douces tonkinoises. 1937.  
 Dang Van-Hieu:- Le problème de la prophylaxie du bériberi en Indochine. 1934.  
 Delacour, J. & Jabouille, P.:- Les oiseaux de l'Indochine française. 1931. 4v.  
 Delaporte, L.:- Les monuments du Cambodge: études d'architecture khmère. 1934.  
 Dussault, le *commandant*:- Inventaire général de l'Indochine: structure et géographie physique. 1926.  
 École supérieure de médecine et de pharmacie de l'Indochine. Annales, t. 1 (1935-37). 1937.  
 Fromaget, J.:- Etudes géologiques sur le Nord de l'Indochine centrale. 1927.  
 Gaide:- L'Assistance médicale et la protection de la santé publique. 1931.  
 —:- Congrès scientifiques et sanitaires en extrême-Orient (1908 à

1930)  
 Gaite & Bodet :- La peste en Indochine. 1930.  
 —:- La prévention et le traitement de la lèpre en Indochine. 1930.  
 —:- La variole et les vaccinations Jenneriennes en Indochine. 1930.  
 Gaite & Dorolle :- La tuberculose et sa prophylaxie en Indochine française. 1930.  
 Colombeu, Victor :- Collaboration de l'aéronautique et de la marine indochinoise aux travaux de l'Ecole française d'Extrême-Orient. 1936.  
 Houdener, E. F. :- Recherches de parasitologie comparée indochinoise. 1933.  
 Hovan Nhut :- Contribution à l'étude du paludisme à Saïgon et de sa dispersion progressive. 1933.  
 Indochine. Service géologique :- Bulletin du service géologique de l'Indochine. 1920-37. 38p.  
 Indochine. Service géologique :- Mémoires du Service géologique de l'Indochine. Tome 1 (1912)-14 (1927) 8p.  
 Institut indochinois pour l'étude de l'homme Hanoi :- Compte rendu des séances de l'année 1933.  
 Institut océanographique de l'Indochine. Station maritime maritime de Couda :- Note, no. 6-7, 14, 21-23, 25, 23-23, 35-36. 1929-40. 11v.  
 Jacob, Ch. :- La géologie et les mines de la France d'Outre-mer. 1932.  
 Le Roy des Barres, A. :- Le cancer de la verge. 1931.  
 Le Thi Heang :- Protection de l'enfance en Indochine: essai d'étude médico-sociale. 1937.  
 Le Van Tinh :- Le paludisme en Cochinchine et sa prophylaxie. 1932.  
 League of nations. Health organization :- Intergovernmental conference of Far Eastern countries on rural hygiene preparatory papers: report of French Indo-China. 1937.  
 Lecomte & Gagnepain :- Flore générale de l'Indochine. 1917-35.

Menaut, R. :- Matière médicale cambodgienne. 1930.  
 Morin, Henry G.-S. :- Entretiens sur paludisme et sa prévention en Indochine. 1935.  
 Morin, Henry G.-S. etc. :- Feuilles d'hygiène indochinoise ser. 1. 1935.  
 Nguyen-Van-Nguyen :- Stations climatiques et sources hydrominérales dans l'Indochine du Sud. 1932.  
 Pate, E. :- Le mouvement scientifique en Indochine. 1923.  
 Petelot, P. A. & Magallon :- Eléments de botanique Indochinoise. 1923.  
 Saitet, Albert :- L'Officine Sino-Annamite en Annam, 1: Le médicament annamite et la préparation des remèdes. 1931.  
 Scharff, J.-W. :- Drainage et aménagements hydrauliques divers contre le paludisme: tr. par Henry G.-S. Morin et P. Moreau. 1936.  
 Société médico-chirurgicale de l'Indochine, Hanoi :- Bulletin. 1923-32. 31v.  
 Tran Van Do :- Causes locales et prophylaxie du choléra au Tonkin. 1931.  
 Trinh Van Dan :- Le paludisme en Indochine. 1932.  
 Yersin, A. & Lambert, A. :- Essais d'acclimatation de l'arbre à quina en Indochine. 1931.  
 富士貞吉著 - 佛印各地に於ける月別、日温(攝)較差表 昭和16年  
 海外鑛業協會編 - 佛領印度支那に於ける地質學的構造上の主要なる特質 昭和16  
 Blondel (F.) 著 海外鑛業協會編 - 印度支那温泉及鑛泉に關する調査概 昭和16  
 社總明 - 佛領印度支那主催第十回極東熱帶醫學大會出席所感並に該地方醫學見聞 昭和14  
 南洋經濟研究所譯 - 印度支那に於ける佛國の醫事療業の沿革附老獨國に於ける醫療救護 昭和16

### 第廿一章 附 錄

#### 一 最近の經濟統制

昭和十五年六月、獨逸との一戦に脆くも敗退し、首都巴里を敵の手に奪はれたフランスは、政府諸機關をポルドーに移して對策を協議した結果ダラジエー首相は桂冠し、之に代つて、國民の信望篤きベタン元帥は八十四歳の老軀を擡げて國難處理の大任を負つて立上り、獨逸に對し正式に休戦を申込むに至つた。

この時に當り、南支軍當局談の形式を以て、佛印の援將行爲中止に關する注意を喚起しつゝあつた帝國政府は六月十九日駐日フランス大使に對し之が正式申入れを爲すと共に監視員派遣を要求して承認を得た。かくて西原少將を首班とする監視團の一行の佛印に於ける活動となり、これ迄殆んど問題にせられなかつた佛印が一時に脚光を浴びて世界の舞臺に躍り出すことになつたのである。

次で九月廿二日、日・佛印間の軍事協定が成立して日本軍は北部佛印に平和進駐を完了すると殆んど同時に、十月五日松宮大使以下の經濟使節團の派遣が發表せられた。爾來十數回に亘り松宮大使とドクレー佛印總督との間に日・佛印經濟協定の議が進められつゝあつたが、十一月來に至り、佛國側の要請もあり交渉地を東京に移して十二月下旬より交渉を繼續することになり、双方の交渉委員が發表せられた。佛印に於ける經濟統制にいよ／＼拍車がかけられるに至つたのはこの頃からである。

之よりさき、昭和十四年九月、即ち第二次歐洲大戰の勃發以後、時局に對處して佛印にも數多の經濟統制措置が講ぜられてゐたのである。その二三を示せば次の如し。

(一) 物品の大部分に就て、需要、供給の不均衡による暴騰を防止する爲の物價監視制度

佛領印度支那……附 錄

(二) 不適當、不可なる輸出を禁ずる爲の輸出統制  
 (三) 爲替市場に於ける比弗の保護を確保する爲、資本の海外流出を制限する爲替管理等であるが、日・佛印經濟交渉の進行すると共に佛印の統制經濟化の傾向は益々強化せられ、昭和十六年二月に至るや、經濟協定の妥結の當然の結果として日本商社の進出と日本商品の殺到とを見越して、輸出及輸入兩方面に亘り強力なる防衛措置が講ぜられたのである。

#### 1 輸入計畫

輸入商組合の結成 日本商社進出に對する防衛策として、二月二日附總督令を以て之を公布した。この組合は十箇の商品別小組合に分れ、一九三九年九月一日以前に輸入業者として佛印に在任せし者との制限を設け、一九三七・八・九の三箇年間の成績を基準として割當量を決定するものであつて、四月二日の印度支那官報を以てその加入商店を發表したが、日本側は三井、大南公司、臺拓其他の小商社が加はつたのみにして、經濟交渉妥結を見越して急遽乗込んで來た日本商社も、この障壁に會つては如何ともなす術なく、邦人商權の伸長は極めて困難なる相親を呈せる如く見えた。(其後五月六日調印を終つた日佛印經濟協定によれば、日本商社の加入問題は稍々緩和せられ、從來実績あるものは勿論であるが、これ迄実績のないものも新に敎社を選んで加入させることゝなつた。)

次に二月二日の輸入商組合に關する總督令及加入邦商名を掲げや

印度支那輸入商組合に關する

一九四一年二月二日總督令

第一條 一九四〇年七月一日、總督令第一條に規定せる輸入證券の交付は、經濟部及貿易部長官に依つて三箇月毎に設定される總括的許可制



の範圍内に於て、一九四〇年十月十五日の關稅規則に規定されたる輸入割當の重要性を考慮すると同時に爲替局の通貨財源を考慮して實施せらるべし。

第二條 各輸入商群は許可制を實施し、第十一條に規定せる條件に基き、加入商間の割當量を決定す。

第三條 貿易局に提出すべき輸入證券の要求は、當該群長若しくは之が爲に任命されたる人物の査證を得ることを要す。

第四條 如何なる國籍人と雖、この輸入商群の一つ若しくは多數に加入することを得。但し一九三九年九月一日以前に輸入商として印度支那に定住せしものたることを要す。

第五條 輸入業者と目されるものは次の如し。  
① 販賣に於ても運送に於ても自己の名義に於て輸入し、且自己の資金にて購買する營業鑑札所持者  
② 營業が眞に一時的のものに非ざることを認められ、輸入商品の受託販賣人として確認されたる營業鑑札所持者

第六條 印度支那に於ける輸入商を左の十群に分ち、夫々次の商品の輸入に任ずるものとす。

- 第一部 布帛、織物原料、革及獸皮類
- 第二部 金屬及機械類、金物、家具、電氣器具、硝子製コップ、化學製品、家畜飼料、肥料、鑽石類
- 第三部 紙類、書籍
- 第四部 食料品
- 第五部 化學藥品及漢法藥、レンズ及寫眞機類
- 第六部 自動車及附屬品
- 第七部 タイヤ
- 第八部 自轉車、オートバイ及附屬品

第九部 蠟油類

第十部 雜貨

第七條 本令の公布と同時に、南北兩委員會は上記十部の加入者名簿作成に任ずべし。

兩委員會は河内、西貢の控訴院の管轄下に置かる。

北部委員會は、河内、海防の各商業會議所會頭、東京歐人輸入業者聯合會長、稅關稅務局長、印度支那銀行河内支店長、北部印度支那工業問題研究會長より成る。

南部委員會は、西貢商業會議所會頭、交趾支那人輸入業者聯合會長、稅關稅務局長、印度支那銀行頭取、南部印度支那工業問題研究會長より成る。

委員會は委員長の要求により召集せらる。

北部委員會は河内商業會議所會頭、南部委員會は西貢商業會議所會頭之に當るべし。

第八條 委員會は第四、五條に記せる條件に該當せる個人並に商社の加入要求には一切耳を借さず。

第九條 經濟部長及貿易局長に最後の決定權を委任すべし。

第十條 經濟部及貿易局は各部の加入者名決定の上官報に公表す。この際名前を記載されたる個人及商社に限り、輸入證券を得る有資格者なりとす。

第十一條 各部は組合の手を経て、輸出せんとする各種商品の質、量、及加入者間の割當方法を總督に提示すべし。

第十二條 上記の各部は「印度支那輸入商組合」の中に統括せらるものとす。

す。而して同組合には總督の命により指名されたる組合長一名、副組合長二名を置く。  
組合長は原則として西貢に居住し、副組合長は西貢に、他の一名は河内に居住するものとす。  
第十三條 組合長は各部の活動を調節し、總督府より出でたる各種の命令の實施を監督し、凡ゆる分野に亘り總督府と各部との連絡を計るべし。  
第十四條 本法は十部の加入者名簿を印度支那官報に掲載すると同時に效力を發生するものとす。  
先に承認されし輸入許可は經濟部、貿易局の確認を要し、關係加入者の割當に繰込むものとす。  
第十五條 總督府總務長官、經濟部長、關稅稅務局長は各々管轄範圍内に於て本法の施行を援助すべし。

於西貢 一九四一年二月二日

ドク

印度支那輸入商組合加入邦商名

- 第一部 布帛、織物原料、革及獸皮類
  - 北 部 大南公司(河内)
  - 南 部 大南公司(西貢)
- 第二部 金屬及機械類、金物、家具、電氣器具、硝子製コップ、化學製品、家畜飼料、肥料、鑽石類
  - 北 部 菊地漆行(同)
  - 南 部 三井物産(同)
- 第三部 紙類、書籍
  - 北 部 長島洋行(海防)
  - 南 部 大南公司
- 第四部 食料品
  - 北 部 下村洋行(河内)
  - 南 部 三井物産
- 第五部 化學藥品及漢法藥、レンズ及寫眞機類
  - 北 部 安田洋行(海防)
  - 南 部 大南公司
- 第六部 自動車及附屬品
  - 北 部 大南公司
  - 南 部 大南公司
- 第七部 タイヤ
  - 北 部 府上洋行(河内)
  - 南 部 三井物産
- 第八部 自轉車、オートバイ及附屬品
  - 北 部 大南公司
  - 南 部 三井物産

佛領印度支那...附錄

- 菊地漆行 森瀨(商會(西貢))
- 齊藤漆店(河内) 小林商會(同)
- 下村洋行 鹽田商店(同)
- 山田卯太郎(河内)
- 大和商會(同)
- 長島洋行

- 第三部 紙類、書籍
  - 北 部 なし
  - 南 部 大南公司

- 第四部 食料品
  - 北 部 大南公司
  - 南 部 大南公司

- 第五部 化學藥品及漢法藥、レンズ及寫眞機類
  - 北 部 大南公司
  - 南 部 大南公司

- 第六部 自動車及附屬品
  - 北 部 大南公司
  - 南 部 大南公司

- 第七部 タイヤ
  - 北 部 府上洋行(河内)
  - 南 部 三井物産

- 第八部 自轉車、オートバイ及附屬品
  - 北 部 大南公司
  - 南 部 三井物産

第九部 鐵油類

發表保留

第十部 雜貨

北部

印度支那產業會社(河内)

大南公司

府上洋行

菊地洋行

長島洋行

齋藤漆店

下村洋行

山田卯太郎

大和商會

安田洋行

南部

大南公司

三井物産

森瀨商會

鹽田商店

小林商會

以上は一九四一年四月二日の印度支那官報に掲載されたものに、尙その後一、二回に亘り追加發表されたものを、加へた邦商名であるが加入者の大部分を占めるは言ふ迄もなく佛蘭西人にして、其他に極めて少數の安南人、印度人、支那人があるのみにして、この中に介在する邦商の數も亦全體から見れば極めて微々たるものである。

而して佛印政府は四月十八日附總督令を以て、この輸入商組合の正式成立を布告し、四月廿日以後外國商品の輸入はすべて十部門の組合長を経て行はるべきことを宣言した。之に對し邦商側は、佛印政府の不當なる邦商壓迫を糾弾せんとし、西貢にある日本人商業會議所を通じて、西貢の佛側商業會議所に抗議を呈出すると共に、帝國政府の善處方を電請せり。(因に佛側西貢商業會議所の建物はこの度の皇軍南部佛印増派と同時にわが軍司令部に當てられたり) 其後五月六日に妥結を見たる經濟協定により、新に邦商數社を選定し

護謨販賣所に關する一九四一年二月十日總督令

第一條 印度支那產護謨の輸出を次の如く規定す。

第二條 護謨販賣所は地方生産護謨全部の販賣を確保する責に任ず。

販賣所は西貢に置かる。

第三條 販賣所は毎年印度支那總督の任命せる五名の委員より成る理事會の管理を受く。

護謨事務局長(六月廿五日附にて經濟部西貢派遣委員に變更せる)は政府委員の資格にて理事會に出席し、理事會を代表して販賣所の業務全般を統轄す。

第四條 栽培業者は護謨を次の條件の下に販賣所に引渡すものとす。

第五條 各種製品の年生産量一、二〇〇噸を超える栽培業者は、同種の製品に付五〇噸乃至その倍數を一括して護謨販賣所に直接引渡すことを得。

其他の栽培業者の供出は公認仲介業者の手を経て行はる。

生産品を直接引渡すことを得る栽培業者並に公認仲介業者は護謨販賣所理事會の決定に基き交趾支那總督の命により任命さる。

第六條 護謨販賣所は供出されたる護謨を受領し或は保税倉庫に寄託し得れども、第十一條の規定以外の如何なる内金をも支拂ふべからず。

第七條 護謨販賣所に供出することを許されたる栽培業者並に仲介業者は、自己の取扱へる護謨が買手に引渡される迄はその品質に對し責任あるものとす。

第八條 護謨販賣所の販賣店若くは公認されたる販賣店に引渡されたる護謨は、時價或豫想されたる價格にて日附順に市場に出されるものとす。

第九條 その護謨がいづれの市場に持出されたるかに關せず、支拂は護

て加入せしめることとなつてゐるが、之を以てしても依然邦商の今後の活動は甚だしく制限せられたるものと言はざるを得ない。

2 輸出計畫

一九四一年二月十日の總督令に「護謨販賣所」を規定して、護謨の輸出を統制し、栽培者、仲介業者、輸出業者に對し數多の義務を賦課す。

一九四一年二月二日の總督令(二月十一日部分的に變更)には、米、穀及其副産物の賣買並輸出管理委員會を規定す。之は米、穀及其副産物の賣買、輸出に制限を加へ、業者に各種の義務を課す。

護謨販賣所

護謨は佛印の農産物中米に次いで重要な位置を占め、生産額も近年著しく増加し、生産額の殆んど九十%を輸出してゐる重要輸出品の一つであつて、一九三七年一月一日現在の統計によれば、農園數は大小合せて千餘、栽培面積は十二萬七千陌、生産量は一九三八年には約五萬八千噸となつてゐるが、今日では約七萬噸に達してゐるものと思はれる。(この數字は日本の一年間の消費量に等しい)

この度の護謨販賣所は西貢に置かれ、總督任命の五名の栽培業者より成る理事會が構成せられ、經濟部西貢派遣委員(六月廿五日附護謨事務局長に代つて任命さる)は政府委員の資格を以て之を統轄することになつた。而して年産額一千二百噸以上の能力を有する栽培業者は直接その商品を販賣所に供給するが、それ以下の者は公認仲介業者の手を経て供出することとなつた。而して三井は佛印護謨の世界市場への最初の紹介者にして且功勞者なるに拘らず公認仲介業者に指定せられてゐない。佛人商社が邦商の進出阻止を目指してかゝる措置に出でたることは明白であつて、今後日本人のこの方面への發展は、よほどの決意の下にその後の折衝をなさざる限り殆んど不可能と云つてよい。

護謨販賣所に於て各供出者均一に行はる。

價格は半箇年間に受領せる總額の平均によつて半季毎に決定し、實施されたる若くはされつゝある賣却契約に適用し、販賣所の手數料をこの中より控除す。

第十條 護謨販賣所は事業遂行に必要な經費を作る爲その仲介せる業務に關し手數料を徴收することを得、その率は理事會に於て決定す。

販賣所は利益を目的とせず、事業費を支拂ひて餘剩あれば一年の終に護謨研究所に寄附するものとす。

第十一條 決算は半季毎に行ふ。内金は當該契約條件の許す限り速に供出者に支拂ふものとす。

第十二條 護謨販賣所の公認供出者たる栽培業者及仲介業者は毎月五日迄に、翌月西貢倉庫に引渡す豫定量と、前月末自己の倉庫にあるストックの狀況とを報告すべし。

栽培業者乃至仲介業者にして供出契約不履行の場合は、理事會はそのストックの強制供出を命ずることを得。

第十三條 護謨販賣所に直接供出する栽培業者及仲介業者は、商品の完全なる支拂迄、護謨商業に伴ふ慣例的なる價格變動の負擔を引受けるものとす。

第十四條 本令に規定せざる護謨販賣所の運用事項は、理事會の決定後總督の承認を経て行はるべし。

第十五條 印度支那總督府總務長官、交趾支那總督、財務局長、經濟部西貢派遣委員、護謨事務局長は夫々自己の關する範圍に於て本令の施行に當るべし。

西貢 一九四一年二月二日

ドクト

(三) 米穀輸出管理委員會

佛印は緬甸、泰と共に世界の三大米輸出國で、一九二六年より一九三

七年に至る間の一年平均輸出量は百四十八萬噸で緬甸に次いで第二位にあり、世界に於ける米市場の二二%を占めてゐる。

既に一九四〇年松宮使節團が佛印で交渉を行った時、早くも米の輸出業者の活動が開始され、日本の商社を除いた防衛措置が購せられたが、一九四一年一月廿六日には米の輸出業者を公定し、更に二月二日には半官的指導統制機關たる米、米、及その副産物の賣買並に輸出を統制する管理委員會を西貢に設置するとの法令が發布せられた。

この管理委員會は佛印經濟部西貢代表が交趾支那經濟局長が議長となり、佛人米輸出協會より三名、華僑米輸出協會より一名の委員が選定され、佛本國並に佛植民地、特に特權市場(日本を指す)に對する輸出契約の履行に關し一切の責任を負ふもので、西貢米の輸出は完全に國家管理の下に於て佛人商社(之に附帶的に華僑を加ふ)の獨占する所となり、日本の如きは單に政府の代行機關として米の受渡し及輸送を行ひ買付に加入し得ないことになつた。

米穀輸出管理委員會に關する總督令(一九四一年二月二日)

- 第一條 米、穀及副産物の賣買、輸出管理委員會を西貢に設く。
- 事務所を西貢商業會議所内に置く。
- 第二條 委員會は左の人員より成る。
  - 印度支那佛人輸出商組合代表 三名
  - 華僑輸出商組合代表 一名
  - 經濟部西貢代表議長となり、故障ある場合は交趾支那經濟局長之に代る。
- 第三條 管理委員會は本國、植民地、特權市場との輸出契約履行に必要なる米、穀、副産物の買付に任ず。
- 第四條 米、穀、副産物の輸出は一九四一年一月廿六日第六六號に規定せる佛人、華僑穀物輸出商組合員に限る。
- 第五條 輸出認可は管理委員會の決定に基き總督之をなす。その方法は

佛人、華僑輸出商組合を通じて各市場に出された總量に從ひ第四條に記せる輸出業者の過去六箇年間の輸出品の按分比例により、前記業者間のみ割當てられるものとす。

この認可は數量、決定せる仕向地、決定せる價格に對して管理委員會の承認を得るものとす。

第六條 西貢、堤岸市場の米、穀、副産物の買付には(播種用穀を除く)管理委員會の承認を要す。

佛人、華僑輸出商組合員により提出されたる買入契約に限り、西貢、堤岸市場のこの商品の購買者たる資格を有するものとして許容せらる。

政府の爲になす買入を妨げ又は妨げんとするもの、乃至地方市場を混亂せしむる個人及團體による買入契約に對し、管理委員會は全面的に拒絶することを得。

第七條 管理委員會は總督に對し、西貢、堤岸市場の實際活動の秩序を確保し、且政府の爲の買入を容勿ならしむる爲に必要と思はれるあらゆる手段を提案することを得。

第八條 第三條に掲げたる條件の下になす凡ゆる買付には、一九四一年一月八日の總督令(註、米穀輸出例外關稅)に規定せる米、穀、副産物輸出特別税を免除す。

第九條 印度支那總督府總務長官、交趾支那總督、經濟部長、關稅事務局長、食糧部長、主事は各々自己の關する所によつて本法の施行に任ずべし。

西貢 一九四一年二月二日

フクイ

二 佛印の新關稅制度

佛本國の對印度支那關稅政策は、過去半世紀に亘つて、印度支那を所謂同化植民地として「準本國」的取扱をなし來つたのであるが、佛國政府

は一九四〇年十月十五日附「印度支那關稅自主權賦與ニ關スル法律」を十月二十五日に公布し、これによつて一九四一年一月一日より、一定條件の下に印度支那に對し關稅自主權を認めることとし、印度支那に關する限り「一九二八年佛國植民地關稅法」及その附屬法令は、一九四〇年十二月三十一日限りこれを廢止することとなつた。新法律に基き新關稅制度の要點及新法律の内容は左の如くである。

- 一 印度支那は從來と異なり獨立の關稅地域をなす、即ち原則として佛國品たる外國品と等しく關稅を賦課せられる。佛國と印度支那との間には原則として最低稅率が適用せられる。
- 二 關稅率は從來と同様、最低及一般の複關稅であり、印度支那總督が立案し、佛國政府これを決定する、即ち關稅の決定權は佛本國政府にある。
- 三 毎年十二月十五日迄の印度支那と佛本國及植民地との間に相互的に翌年度中に無稅または特別輕減稅率の適用を受ける品目を印度支那總督の提議に基き植民地大臣の副署する命令を以て公布する(即ち佛本國特惠稅率である)。
- 四 諸外國との間にも相互主義を以て無稅または稅率輕減を許與することが出来る。この場合も毎年十二月十五日迄に翌年度中の無稅または稅率輕減品目を植民地大臣の副署する命令を以て公布する。
- 五 同様毎年十二月十五日迄に翌年度中の佛本國及佛領植民地または外國産品に對する印度支那への輸入割當を植民地大臣の副署する命令を以て公布する。
- 六 輸出入禁止も同一の手續により行われる。但し緊急の場合は印度支那總督は本國政府の決定を待たず機宜の禁止手段を取ることが出来る。

右要點(一)及(二)の示すが如く、印度支那が從來の「準本國」的制度を撤廢し、本國の關稅組織より離脱して獨立の關稅地域を形成し、本國及他の佛領植民地産品に對しても原則的に課稅をなし、その關稅率の起案

權を有するに至つた點に於て、一應關稅自主權を獲得したものと云ひ得るが然し關稅率の最終決定權は本國政府の手にあり、また要點(三)乃至(六)の示すが如く、對本國及植民地無稅輸入品目、輸入割當等もまた本國政府の決定を要する點に於て、この關稅自主權は不完全なるを免れないのである。

印度支那ニ關稅自主權ヲ賦課スル法律

第一條 佛印ニ關シテハ一九二八年ノ植民地關稅法及其ノ附屬法令ハ本年十二月三十一日限り之ヲ廢止シ、一九四一年一月一日以降左記ノ條件ノ下ニ關稅自主權ヲ認ム

第二條 佛印ト「フランス」ト「アルジェリア」トノ間ノ雙方ノ無稅輸入品目ハ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ佛印總督ノ提議ニ基キ大藏、農業、工業、勞働各大臣並ニ植民地大臣ノ副署セル命令書ニ依リ決定ス

第三條 佛印ト佛領植民地、「アフリカ」委任統治地トノ間ノ雙方ノ無稅輸入品目ハ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ佛印總督ノ提議ニ基キ植民地大臣ノ副署セル命令書ニ依リ決定ス

第四條 佛印ト諸外國間ノ無稅輸入品目ハ相互主義ニ基キ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ佛印總督ノ提議ニ基キ植民地大臣ノ副署セル命令ニ依リ各國別ニ決定ス

第五條 輸入品ニ對スル一般及最低稅率並ニ輸入禁止ハ植民地大臣ノ副署セル命令ヲ承認スベキ關稅又ハ其ノ常置委員會ノ審議ニ依リ決定ス  
前記稅率ノ輕減ハ佛印産品ニ對スル同様ノ待遇ノ對象トシテ同ジ手續ニ依リ爲スコトヲ得

第六條 「フランス」、「アルジェリア」ニ輸入スル佛印産品ニ對スル一般及最低稅率ハ大藏大臣及植民地大臣ノ副署セル命令書ニ依リ決定ス  
「フランス」、「アルジェリア」ニ於ケル佛印産品ニ對スル輸入稅率ノ輕減ハ同様ノ手續ニ依リ爲スコトヲ得

第七條 其他ノ植民地、「アフリカ」委任統治地ニ於テ佛印産品ニ課スル輸入税ハ植民大臣ノ副署セル命令書ニ依リ決定ス、其ノ他ノ植民地、「アフリカ」委任統治地ニ於ケル佛印産品ニ對スル輸入税ノ輕減ハ同様ノ手續ニ依リ爲スコトヲ得

第八條 佛領域及諸外國ヨリ佛印ヘノ輸入割當量ハ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ植民大臣ノ副署セル命令ヲ承認スベキ開議又ハ其ノ常置委員會ノ審議ニ依リ決定ス

第九條 外國産品ニシテ佛領域ニ輸入シタル後更ニ佛印ニ再輸出シタル場合又ハ其ノ逆ノ場合ニハ税率ノ差額ヲ課税スベシ

第十條 輸出禁止ハ原則トシテ植民大臣ノ副署セル命令ヲ承認スベキ開議又ハ其ノ常置委員會ノ審議ニ依リ決定スルモ緊急及不可抗力ノ場合ニハ佛印總督ニ於テ臨時有效ノ禁止措置ヲ爲スコトヲ得

第十一條 輸入品ニ對スル免稅及課稅輕減ハ直接輸送タルコト及適法ナル製産證明アルコトヲ前提トス、但シ佛印總督ハ一定ノ輸入品及通路ニ關シ前記直接輸送ニ對スル例外措置ヲ爲スコトヲ得

關稅自主權賦與に關する法律に基く命令規則の公布

一九四〇年十月十五日附印度支那關稅自主權賦與に關する法律に基く左記の命令規則が、一九四一年一月四日附官報を以て公布された。

- 一 一九四一年度佛本國及アルジェリア産品の印度支那への無稅輸入に關する命令(十二月十五日)〔註〕
二 一九四一年度印度支那産品の佛本國及アルジェリアへの無稅輸入に關する命令(十二月十五日)
三 一九四一年度印度支那産品に對する佛本國及アルジェリア輸入税低減に關する命令(十二月十五日)
四 一九四一年度輸入割當決定に關する印度支那政府決定を承認する命令(十二月十五日)

五 一九四一年度チユニス産品の印度支那への無稅輸入に關する命令(十二月十五日)

六 一九四一年度印度支那産品のチユニスへの無稅輸入に關する命令(十二月十五日)

七 一九四一年度モロッコ産品の印度支那への無稅輸入に關する命令(十二月十五日)

八 佛本國及アルジェリア佛植民地産品の印度支那への無稅輸入に關する命令(十二月十五日)

九 一九四一年度印度支那産品の佛植民地への無稅輸入に關する命令(十二月十五日)

十 一九四一年度佛本國及アルジェリア産品に對する税率低減に關する印度支那政府決定を承認する命令(十二月三十一日)〔註〕

十一 印度支那關稅率に關する法律の施行規則(十二月三十一日)

十二 一九四一年一月一日より施行さるべき一般及最低税率決定に關する印度支那政府常置委員會決定を承認する命令(十二月三十一日)

十三 輸入禁止に關する印度支那政府の決定を承認する命令(十二月三十一日)

佛本國に對する無稅許與

Table with 2 columns: 肉類罐詰, 煉乳, 乾鰯, 麵類, チョコレート, 芳香油, マーガリン, チーズ, 鱈罐詰, オリーブ, オリーブ油, 香料, 牛乳, バター, 穀物類, 砂糖, 食用植物油, コルク

税率の設定を認可した一九四〇年十二月三十一日附命令を、一九四一年一月一日より印度支那に實施すべき旨を、一九四一年一月八日附官報を以て公布し、同時に新關稅税率表を發表した。右税率表はAよりVまでの二十二表よりなり、大體表別に應じて従價五%乃至一三%の課稅の最低税率を規定して居り、S表「註の三」によれば、その一般税率は絹織物の稅番四九A乃至四九Kに屬するもの、みは最低税率の二倍、その他は最低税率の三倍となつてゐる。

佛領印度支那關稅税率表

(註) 本表の「分類品目」欄に掲げた品目は、A表乃至H表及K表の如きは一部を例示的に採録したに過ぎないのである。

表別 課稅種別 一般税率 最低税率

Table with 3 columns: A 免稅品, B 課稅品 一五%, C 課稅品 三〇%, 10%, 分類品目(括弧内の数字は掲載品目全部の概數) 動物、動物産品(一五)、粗海綿、象牙、貝殼、漆、漆芽エキス、馬鈴薯、藥用果實、播種用種子、佛領植民地産砂糖、カカオ豆、官用阿片、キノコ、木材類(九)、麻類等加工用纖維等(一一)、蔬菜・ホップ・油粕・纖維素(二九)、金屬(二四)、化學製品(三四)、調製染料(八)、顔料(四)、血清、ワタチン類、硝子屑、生絲、絹織物、レヨン織物、同類、レヨン織物、濃縮、羅紗の織布、書籍、新聞紙、古新聞紙(製紙用として輸入するもの)、寫眞、地圖、樂譜、皮膚(人造革又は肥料製造用のもの)、貨幣、純錫數五百超以上の船舶、同類體、販賣用にあらずる菓集品(合計一七二)

新關稅税率表

佛印政府は一九四一年一月三日附總督令を以て、一九四〇年十二月二十八日總督府會議常置委員會決議による外國輸入品に對する一般及最低佛領印度支那...附錄

Table with columns for tax categories (D, E, F, G, H, I, J) and their respective rates (e.g., 四・五%, 二・〇%, 七・五%, 九・〇%, 一・〇%, 一・三・五%). Includes detailed lists of goods like sugar, oil, and textiles.

Table with columns for tax categories (K, L, M, N, O, P, Q) and their respective rates (e.g., 一・〇%, 二・〇%, 一・三・〇%, 一・四・〇%, 一・五・〇%, 三・〇%). Includes detailed lists of goods like fish, wine, and various types of cloth.

三 日・佛印經濟協定

昭和十五年十月五日、即ち皇軍の北部佛印進駐後間もなく外務省は松宮大使以下の經濟使節團を佛印へ派遣する旨發表した。大使一行は同月十九日河内に到着したが、これより先二月(十月十七日)、佛印側は經濟交渉委員を決定發表した。これによると

佛領印度支那...附錄

R 臨時減免

大體五〇%減税又は免稅品 免稅 各種軍用品、船機、銃砲、空襲子、乗合又は遊覽自動車用シヤシ、貨物自動車、自動車部分品、鐘及鋼、調合藥(九)註(一)

S 禁止

糖蜜、自家用阿片、サツカリン、調合藥等、印度大麻の花及葉、エキス等、製紙用として輸入するもの以外の古新聞紙、偽造出版物等(四)

T 禁止

動物産品、鮮魚、食用澱粉質品、果實及種子、食用植物脂、葡萄酒、醬油、映書用フィルム、新聞紙及教科書印刷用紙、麻袋、珈琲、茶處理機械、鐵及鐵、木造小舟等(註三)

U 出

現輸出税を課する總ての物品は從價五%を課す 品(註三) 酒物、ゴム等の如きものは本表より除外す

V 出

R表は戰爭終結の六月後まで臨時施行される減税乃至免稅品である。その中、本邦關係品としては、調合藥(稅番三一六)の免稅、及空硝子(稅番三五二)の五〇%減を與へ得る。

- (註一) 表の註は左の五項である。
一 仕上品は税表に記載せる除外例を除き、布帛に對する課税の外、仕立税として一〇%の仕立附加税を課す
二 刺繍布帛は布帛に對する課税の外、一〇%の附加税を課し、總稅額が五〇%を下ることなしむその他の刺繍品は五〇%を課す
三 前掲各表に對しては一般税率は最低税率の三倍とす、但しU表に再掲せる物品は最低税率及一般税率は同一税を課す
但し半布帛(稅番四九A乃至四九K)の一般税率は最低税率の二倍とす
舊稅表に對する註及参照は新規定に反せざる限り有效とす
四 包裝(内裝及外裝)費は内容品の課稅價格に包含す、但し申告者は依然包裝の該當稅による課稅方を申請することを得
(註二) U表は一般稅率の區別なく、最低稅率のみを課する單一課稅である。その稅番による三十餘品目中に於て、本邦關係品のものには新聞紙及教科書印刷用紙(稅番四六G乃至四六I)の五〇%減税のものとあらう。

委員 マルチー(總督府經濟部長)
デルゾー(總督府鐵山局長)
ルクトルー(稅務監督官)
カメルラング(河内大學法學部教授)
シヤンポー(印度支那銀行重役)
隨員 マルタン(總督府官房)
ファイルゾー(西貢水道電氣會社社長)
爾來十一月末迄に會談を重ねること十一回にして大體の諒解成り、交渉地を東京に移して十二月下旬より繼續して行はれることと決し、同時に日・佛印双方の委員が發表された。日本側は松岡外相、水野通商局長其他であり、佛印側はアンリ駐日佛大使を首席全權委員とし、佛本國側委員として首席代表ロバン(元佛印總督)以下リユツクフェル(植民地監督官)、ノードン(産業省次官)、ボーマルシエ(事務總長)、佛印政府側委員はクイーザン、マルチー、デルゾー、カメルラング、マルタン、ルクイトル(稅務監督官)、ドタツシユ(在東京佛大使官商務官)、顧問としてガネー(印度支那銀行支配人)、トシヤムボン(財務專家)、ファイルゾー、ルムール(オーブルカール商會支配人)スエテ(デニ・フレール會社支配人)他安南人専門家四名と決定した。かくして交渉は泰・佛印國境紛争調停會議と並行して行はれ、遂に五月五日全面的に妥結成り、翌六日署名調印式が行はれた。

された。

一、更に實質的に重要視されるのは關稅、貿易決濟に關する協定で、關稅に就ては佛印は從來の禁輸の高率關稅を撤廢して最惠國待遇を認め更に品目により關稅免除或は最低稅率の輕減を認める等劃期的轉換を行つた。

一、貿易に就ては佛印產の物資で日本が必要とするものは出來るだけ佛印から輸入することを數量的に認め、又佛印が必要とする物資は出來る限り日本より輸入することも併せ認めた。

一、貿易の決濟は原則として清算制度をとり、双方共外貨資金の使用を極力省略し、且日本の佛印米輸入代金は一箇年の延拂ひを認めた。

一、佛印に於ける農、鐵、水力利權に對する日本の資本参加に相當の道を開いた。

更に此等個々に就て從來のものと比較すれば

1 居住航海條約

(一) 現行昭和二年締結の同條約は原則として最惠國待遇を約したに過ぎないが、今回は入國、居住、各種課稅の賦課に就て内國民待遇を双方で許與した。従つて日本人の場合には佛印に於て以上の點で佛國人待遇を受ける。然し動産不動産の所有及び使用、商工業の經營、日佛印双方の會社の待遇等經濟的活動に關する點に就ては最惠國待遇

(二) 船舶に就ては從來通り自國船待遇

(三) 本條約は有効期間五箇年で一箇年の豫告期間を以て一方的に廢棄出來るが、通告なき時は自然に繼續される。

(四) 本條約を以て現行條約は代替される。

2 關稅、貿易及びその決濟の様式に關する協定

(一) 關稅 佛印の關稅制度は一般稅率、最低稅率の二本建てで、その他に個々の協定稅率がある。無條約國には一般稅率、條約國には最低稅率を適用し、日本は昭和七年の貿易協定により最低稅率の適用を受けるものであるが、之は極めて部分的で主要品目には不當なる高率關稅が適用

されてゐた。而も最低稅率の適用を約し乍ら勝手に稅率を引上げる等の不法をも敢てしてゐた。

新協定に於ては

(1) 原則として最低稅率を適用する。

(2) 食糧其他の必需品四十餘品目に對しては免稅

(3) 綿布、雜貨類百三十餘品目に就ては最低稅率を更に低減する

(4) 更に重要な取極として四百數十品目に就て最低稅率の据置きを約定した

(5) 最低稅率の適用に就ては佛印總督の權限により批准を待たず附印即日から發效する

(6) 日本も佛印產原料品十數品目に就き現行の免除を將來も据置く旨保證した

(二) 貿易

(1) 日本の佛印よりの輸入品は米、石炭、玉蜀黍、生漆、鐵礦、マンガン鐵、燐灰石、亜鉛、タンクステン、硃砂、牛皮、鹽、松脂、胡椒等で米を除き七八千萬圓(昭和十四年輸入總額二千六百餘萬圓)

(2) 日本より佛印への輸出品は綿布、人絹其他雜貨類

(3) 輸出入品目は一年毎に協定

(三) 決濟

(1) 原則として第三國通貨を使用せず、圓、比非による清算制度による

(2) 佛印米の輸入代金支拂は一箇年間の延拂ひを認めた

(3) この清算制度は横濱正金、印度支那兩銀行の話し合ひによるのでなく、日佛政府の協定に基く

(4) 本協定は有効期間は昭和十八年末迄で、六箇月の豫告期間を以て廢棄し得るが、通告なき場合は自動的に繼續する

3 條約協定以外の取極め

ニ許與セラルル待遇ヲ享有スベシ

第二條 前條ノ規定ヲ害スルコトナク日本國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル生産品又ハ製造品ニ對シ印度支那ニ於テ適用セラルル輸入稅ハ最低稅率ノモノタルベシ

尙日本國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル生産品又ハ製造品ニシテ本協定附屬甲表ニ列記セラルルモノハ其ノ印度支那ヘノ輸入ニ際シ右表ニ掲記セラルル最低稅率ノ關稅ニ對スル輕減率又ハ關稅ノ免除ヲ享有スベシ

第三條 第一條ノ規定ヲ害スルコトナク日本國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル生産品又ハ製造品ニシテ本協定附屬乙表ニ列記セラルルモノハ其ノ日本國ヘノ輸入ニ際シ右表ニ掲記セラルル關稅率ノ關稅ニ對スル輕減率又ハ關稅ノ免除ヲ享有スベシ

第四條 兩當事國ノ一方ガ甲表及乙表ニ列記セラルル產品ノ何レカノ一ニ付本協定署名ノ日ニ適用セラルル關稅ヲ引上ゲザルヲ得ザルトキハ右當事國ハ新關稅ノ實施ノ少クトモ二月前ニ相手國ニ對シ文書ニ依リ其ノ意思ヲ通告スベシ右引上ニ依リ相手國ニ付生ズルコトアルベキ不利益ヲ友好的ニ補償スル爲右相手國ノ要求ニ基キ商議ヲ開始スルヲ得ベシ

尤モ甲表及乙表ニ列記セラルル產品ニ適用セラルル關稅ノ如何ナル割増モ本協定ノ實施ノ日ヨリ一年ノ期間ノ滿了前ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 前數條ニ規定セラルル利益ハ關稅品目表又ハ關稅分類ノ變更ノ如何ニ拘ラズ引續キ既得ノモノトシテ存スベシ

第六條 本協定ニ規定セラルル關稅上ノ利益ヲ享有スル爲ニハ直接輸送及原産地證明ノ二重ノ條件ニ從フヲ要ス

尤モ直接輸送ノ規則ニ拘ラズ本協定附屬甲表及乙表ニ列記セラルル產品ニシテ香港、「マニラ」上海又ハ廣東ノ諸港ニ於テ積換ヘラルルトキハ左ノ條件ノ下ニ右表ニ規定セラルル關稅上ノ利益ヲ享有スルコトヲ得ベシ

日本國印度支那關稅制度、貿易及其ノ決濟ノ様式ニ關スル日佛協定

日本國政府及「フランス」國政府ハ日本國印度支那間經濟關係ヲ一層緊密ナラシメ兩國間ノ貿易ノ均衡ヲ得タル發展ヲ確保シ且其ノ決濟ヲ容易ナラシメンコトヲ希望シ左ノ諸規定ヲ協定セリ。

第一條 兩國ノ一方ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル生産品又ハ製造品ハ他方ノ領域ヘノ輸入ニ際シ稅金、手数料又ハ其ノ他ノ徵收金及輸入ニ關スル規則又ハ手續ニ關スル一切ノ事項ニ付最惠國待遇ヲ享有スベシ  
兩國ノ一方ノ原産ニ係リ且他方ニ仕向ケラルル生産品又ハ製造品ハ他方ヘノ輸出ニ際シ稅金、手数料又ハ其ノ他ノ徵收金及輸出ニ關スル規則又ハ手續ニ關スル一切ノ事項ニ付最惠國ニ仕向ケラルル同様ノ產品

一、輸送品ハ原産地國ヨリノ仕向港宛ノ通シ船荷證券ノ目的タルベシ  
 二、右船荷證券ハ積換港ニ於テ仕向國ノ領事官憲ニ依リ査證セラルベ  
 三、積換港ト船荷證券ニ定メラル仕向港ノ間ニ於ケル輸送ハ日本國  
 又ハ「フランス」國船舶ニ依リ行ハルベシ  
 第七條 原産地證明書ハ原産地國ノ稅關官憲ニ依リ又ハ其ノ有資格機關  
 ニシテ仕向國ガ許諾シタルモノニ依リ發給セラルベシ前者ノ場合ニハ  
 領事官ノ査證ヲ免除セラルベシ  
 小包郵便、通常郵便又ハ航空郵便ニ依リ發送品ハ原産地證明ヲ免除セラ  
 ルベシ  
 兩國政府ノ一方ガ原産地證明書ヲ發給シ關シ詐欺的行爲アリタル旨ヲ  
 他方ニ通告シタル場合ニ於テハ通知ヲ受ケタル政府ハ直ニ右違反事實  
 ニ關スル調査ヲ開始シ其ノ結果ヲ申出ヲ爲シタル政府ニ通知シ且必要  
 アルトキハ右詐欺的行爲ノ繼續ヲ防止スル爲メ爲シ得ル一切ノ措置  
 ヲ執ルベシ  
 第八條 輸入ノ際ニ於ケル從價稅ノ適用ノ爲稅關申告ニハ仕向國ノ領事  
 官憲又ハ原産地國ノ稅關官憲ニ依リ認證セラレタル送狀ヲ附スベシ  
 但シ小包郵便通常郵便又ハ航空郵便ニ依リ發送品及百圓又ハ其ノ「ピア  
 ストル」貨相當額ヲ超エザル價格ノ一切ノ發送品ニ付テハ認證送狀ヲ  
 要セザルベシ  
 原産地證明書及認證送狀ニ代ヘ單一證書(複合書類)ヲ提出スルコトヲ  
 得ベシ右單一證書ハ本來ノ各書類ニ課セラレタル條件ヲ充スベシ  
 第九條 兩國ノ一方ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル生産品又ハ製造品ハ他方  
 ノ領域内ニ於テ通過、積換、保稅倉庫搬入、庫入、一時無稅輸入又ハ  
 再輸出ニ關スル一切ノ稅金及手数料ヲ免除セラルベシ右操作ニ關聯ス  
 ル一切ノ規則又ハ手續ニ付最惠國待遇ヲ享有スベシ  
 第十條 兩國ノ一方ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル生産品又ハ製造品ニシテ

他方ノ領域内ニ輸入セラルモノハ内國ノ生産ニ係ル同種ノ產品又ハ  
 右產品ナキトキハ最惠國ノ同種ノ產品ニ對シ課セラレ又ハ課セラルル  
 コトアルベキ所ヨリ高キ國家、州、市町村又ハ公ノ若ハ權限アル私ノ  
 機關ノ計算ニ於テ徵收セラルル製品稅、入市稅又ハ消費稅ヲ課セラル  
 ルコトナカルベシ  
 兩國ノ一方ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル生産品又ハ製造品ニシテ保稅倉  
 庫入又ハ通過ノ目的ヲ以テ他方ノ領域ニ輸入セラルモノハ何等ノ内  
 國稅ヲ課セラレザルベシ  
 第十一條 理由ノ何タルヲ問ハズ兩國ノ一方ノ領域内ニ於テ實施中ノ又  
 ハ實施セラルルコトアルベキ輸入又ハ輸出ノ禁止又ハ制限ハ右禁止又  
 ハ制限ガ一切ノ外國ニ對シ爲サル場合ヲ除ク外之ヲ他方ノ國ノ通  
 商ニ對シ適用スルコトヲ得ザルベシ且之ニ因リ他方ノ國ニ損害ヲ與フ  
 ル何等ノ專斷的差別ヲモ生ゼザル様適用スルコトヲ要スベシ  
 第十二條 前條ニ規定セラルル約束ハ兩國ノ何レカノ一方ガ執ルニ至ル  
 コトアルベキ禁止又ハ制限ノ措置ニシテ右禁止又ハ制限ガ同一條件ニ  
 在ル一切ノ國ニ同時ニ適用セラレ且左ニ列記セラルル理由ノ一ニ因ル  
 場合ニハ之ヲ妨グルモノニ非ズ  
 一、公安ニ關スル禁止又ハ制限  
 二、武器、彈藥及軍用器材又ハ例外的事務アルトキハ他ノ一切ノ軍需  
 品ノ取引ニ關スル禁止又ハ制限  
 三、公ノ衛生若ハ良俗ヲ擁護シ又ハ病疫、害蟲及有害ナル寄生物ニ對  
 スル動物若ハ植物ノ保護ヲ確保スル爲設ケラルル禁止又ハ制限  
 四、國家的、藝術的、歷史的又ハ考古學的財產ノ保護ノ目的ヲ以テ輸  
 出ニ對シ行ハルル禁止又ハ制限  
 五、同様ノ内國品ノ生産、販賣、輸送及消費ニ關シ國內ニ於テ制定セ  
 ラルル制度ヲ外國品ニモ及ボス爲ノ禁止又ハ制限  
 六、生産又ハ販賣ニ關シ國內ニ於テ國家ノ專賣又ハ國家ノ監督ノ下ニ  
 行ハルル專賣ノ目的ト爲リ又ハ爲ルコトアルベキ產品ニ適用セラルル

禁止又ハ制限

第十三條 兩國政府ハ一切ノ關係ニ於テ最惠國待遇ヲ他方ノ國ニ確保ス  
 ルノ意圖ナルヲ以テ通商ニ關スル一切ノ事情ニ付兩國ノ一方ガ別國ニ  
 對シテ許與シ又ハ許與スルコトアルベキ一切ノ特權、恩典又ハ免除ヲ  
 即時且無條件ニ他方ノ國ニ及ボスベキコトヲ約ス  
 第十四條 最惠國待遇ニ關スル本協定ノ規定ハ左ノ事項ニ對シテハ適用  
 ナカルベシ  
 一、日本國ニ依リ滿洲國ニ對シ許與セラレ又ハ許與セラルルコトアル  
 ベキ特殊利益  
 二、關稅同盟ニ基ク特殊利益  
 三、國境貿易ヲ便ナラシムル爲接壤國ニ對シ許與セラレ又ハ許與セラ  
 ルルコトアルベキ特殊利益  
 四、内國民漁業及之ニ準ズル漁業ニ對シ許與セラレ又ハ許與セラルル  
 コトアルベキ特殊利益  
 第十五條 兩國政府ノ權限アル官憲ハ毎年次年ニ付一方日本國ニ輸入セ  
 ラルベキ印度支那原産品ノ品目及數量、他方印度支那ニ輸入セラルベ  
 キ日本國原産品ノ品目及數量並ニ印度支那ヘノ輸入ニ當リ割當制度ノ  
 適用セラルル產品ニ付日本國ニ對シ許與セラルル割當量ヲ合意ヲ以テ  
 決定スベシ  
 同様ニ右官憲ハ前記規定ノ適用條件ヲ合意ヲ以テ決定スベシ  
 第十六條 日本國政府ハ第十五條ニ規定セラルル印度支那原産品ノ同條  
 ニ依リ協定セラレタル數量ノ日本國ヘノ輸入ヲ許可スベシ  
 「フランス」國政府ハ右產品ノ日本國向輸出ヲ許可スベシ  
 兩國政府ハ第十五條ニ規定セラルル印度支那原産品ノ協定數量ヲ超ユ  
 ル日本國ヘノ輸入及其ノ印度支那ヨリノ輸出並ニ第十五條ニ規定セラ  
 ル產品以外ノ印度支那原産品ノ日本國ヘノ輸入及其ノ印度支那ヨリ  
 ノ輸出ヲ好意的ニ考慮スベシ  
 第十七條 「フランス」國政府ハ第十五條ニ規定セラルル日本國原産品ノ

同條ニ依リ協定セラレタル數量ノ印度支那ヘノ輸入ヲ許可スベシ  
 日本國政府ハ右產品ノ印度支那向輸出ヲ許可スベシ  
 印度支那ニ於ケル輸入割當制度ガ第十五條ニ規定セラルル割當量ノ許  
 與ノ當時右制度ノ適用アル產品以外ノ產品ニ對シ當該年中ニ擴張セラ  
 ルベキ場合ニハ日本國ニ許與セラルベキ右產品ノ割當量ハ兩國政府ノ  
 權限アル官憲間ノ合意ニ依リ決定セラルベシ  
 印度支那ヘノ輸入ニ付割當制度ノ適用アル產品ノ割當總量ガ當該年中  
 ニ増加セラルベキ場合ニハ「フランス」國政府ハ日本國ヘノ追加割當量  
 ノ許與ヲ好意的ニ考慮スベシ  
 兩國政府ハ同様ニ第十五條ニ規定セラルル日本國原産品ノ協定數量ヲ  
 超ユル印度支那ヘノ輸入及其ノ日本國ヨリノ輸出並ニ第十五條ニ規定  
 セラルル產品以外ノ日本國原産品ノ印度支那ヘノ輸入及其ノ日本國ヨ  
 リノ輸出ヲ好意的ニ考慮スベシ  
 第十八條 產品ノ原産地ハ本協定第七條ニ從ヒ作成セラレタル原産地證  
 明書ノ提出ニ依リ證明セラルベシ  
 第十九條 兩國政府ノ權限アル官憲ハ兩國ノ各ニ依リ他方ノ國ノ原産ニ  
 係リ且之ヨリ來ル產品ニ對シ發給セラレタル輸入許可書ノ一覽表及兩  
 國間ノ輸出入ノ統計ヲ毎月相互ニ通報スベシ  
 第二十條 兩國政府間ニ特ニ例外ヲ定メタル產品ヲ除キ印度支那原産品  
 ノ日本國ヘノ輸入ノ決済トシテ印度支那ニ於ケル債權者ニ支拂ハルベ  
 キ額ハ印度支那「ピアストル」貨ヲ以テ支拂ハルベシ又日本國原産品ノ  
 印度支那ヘノ輸入ノ決済トシテ日本國ニ於ケル債權者ニ支拂ハルベキ  
 額ハ圓貨ヲ以テ支拂ハルベシ  
 前項ノ規定ハ日本國印度支那間貿易ニ關聯スル運賃、保險料及諸掛ノ  
 決済ニ適用セラルベシ  
 前二項ニ規定セラルル圓貨及印度支那「ピアストル」貨ハ夫々橫濱正金  
 銀行及印度支那銀行ニ於テノミ取得セラルベシ  
 第二十一條 印度支那銀行ハ前條ニ規定セラルル支拂ニ必要ナル印度支

那「ピアストル」貨ヲ其ノ圓貨相當額ヲ對價トシテ橫濱正金銀行ニ提供スベシ

橫濱正金銀行ハ前條ニ規定セラルル支拂ニ必要ナル圓貨ヲ其ノ印度支那「ピアストル」貨相當額ヲ對價トシテ印度支那銀行ニ提供スベシ

本條ニ規定セラルル操作ニ適用セラルベキ圓對「ピアストル」ノ換算率ハ金ニ兌換シ得ル同一外國貨幣ニ對スル橫濱正金銀行及印度支那銀行ノ圓及「ピアストル」ノ價值ニ現ハルル兩貨幣ノ金價值ヲ基礎トシテ兩銀行間ノ合意ニ依リ決定セラルベシ

第二十二條 前條ノ規定ニ從ヒ印度支那銀行ノ取得スル圓貨ハ橫濱正金銀行ノ帳簿ニ印度支那銀行名義ヲ以テ開カルベキ二個ノ圓貨特別勘定ニ拂込マルベシ右勘定ハ本協定ニ於テ甲勘定及乙勘定ト稱セラル

甲勘定ノ貸方ニハ次項ニ規定セラルルモノヲ除キ本協定ノ適用ニ依リ爲サル支拂ノ爲印度支那銀行ガ橫濱正金銀行ニ提供スル「ピアストル」貨ノ對價トシテ取得スル圓貨ノ千九百四十一年ニハ全部、千九百四十二年ニハ七割千九百四十二年ニハ五割五分ヲ計上スベシ乙勘定ニハ利子ヲ附スベク其ノ率ハ兩銀行間ノ合意ニ依リ決定セラルベシ

前條ノ規定ニ從ヒ橫濱正金銀行ノ取得スル「ピアストル」貨ハ印度支那銀行ノ帳簿ニ橫濱正金銀行名義ヲ以テ開カルベキ「ピアストル」貨特別勘定ニ拂込マルベシ右勘定ハ本協定ニ於テ丙勘定ト稱セラル

本協定實施ノ際夫々橫濱正金銀行及印度支那銀行ノ保有スル「ピアストル」貨及圓貨ハ丙勘定及甲勘定ノ貸方ニ之ヲ計上スルコトヲ得ベシ

第二十三條 甲勘定及丙勘定ノ資金ハ專ラ左ニ充當セラルベシ 一、日本國印度支那間ニ交易セラルル產品ニ付テノ支拂 二、右交易ニ關聯スル運賃、保險料及諸掛ノ支拂 乙勘定ノ資金ハ直接何等ノ支拂ニモ利用スルヲ得ズ一月ノ期間中ニ右

第二十七條 橫濱正金銀行及印度支那銀行ハ本協定ノ實施ニ必要ナル技術的樣式ヲ兩者間ニ決定スベシ

第二十八條 本協定ノ適用ニ當リテハ左ノ如ク解スベキモノトス 一、「兩國」「兩國ノ各」トハ日本國及印度支那、「兩國ノ一方」、「他方ノ國」トハ日本國又ハ印度支那

二、「國家」トハ「フランス」國ニ關スルトキハ「フランス」國政府又ハ印度支那政廳 三、「內國ノ生産ニ係ル產品」、「內國產品」トハ印度支那ニ關スルトキハ印度支那原產品

勘定ノ貸方ニ計上セラルル額ハ次年ノ同月末日ニ甲勘定ニ振替ヘラルベシ

第二十四條 甲勘定及丙勘定ハ毎月末ニ前條ニ規定セラルル振替ノ操作ヲ爲シタル後之ヲ決算スベシ

兩勘定ヲ對照シ一方ノ銀行ノ爲ニ五百萬圓又ハ其ノ「ピアストル」貨相當額ヲ超ユル貸方殘高ガ現ハルトキハ五百萬圓又ハ其ノ「ピアストル」貨相當額ヲ超ユル超過額ハ貸方銀行ノ要求ニ基キ金又ハ金ニ兌換シ得ル外貨ヲ以テ決済セラルベシ

尤モ貸方殘高ガ橫濱正金銀行ノ爲ニ存スル場合ニハ前項ニ規定セラルル決済ハ圓ニテ評價セラレタル右貸方殘高中同日ニ於ケル乙勘定ノ殘高ニ五百萬圓ヲ加ヘタルモノヲ超ユル部分ニ付テノミ爲サルベシ

第二十五條 本協定終了ノ際ハ甲勘定及丙勘定ハ之ヲ決算シ相殺スベシ 甲勘定及丙勘定ノ相殺ヨリ生ジタル貸方殘高ガ印度支那銀行ノ爲ニ存スルトキハ兩國政府間ニ豫メ爲サレタル反對ノ協定ナキ限り即時ニ金又ハ金ニ兌換シ得ル外貨ヲ以テ決済セラルベシ又乙勘定ハ金又ハ金ニ兌換シ得ル外貨ヲ以テ十二月賦ニテ決済セラルベク第一回ノ決済ハ協定終了ニ次グ月ノ末日ニ爲サルベシ

甲勘定及丙勘定ノ相殺ヨリ生ジタル貸方殘高ガ橫濱正金銀行ノ爲ニ存スルトキハ右貸方殘高ハ乙勘定ノ殘高ト相殺セラルベシ

右第二回ノ相殺ヨリ生ジタル貸方殘高ガ橫濱正金銀行ノ爲ニ存スルトキハ兩國政府間ニ豫メ爲サレタル反對ノ協定ナキ限り即時ニ金又ハ金ニ兌換シ得ル外貨ヲ以テ決済セラルベシ右貸方殘高ガ印度支那銀行ノ爲ニ存スルトキハ右貸方殘高ハ金又ハ金ニ兌換シ得ル外貨ヲ以テ十二月賦ニテ決済セラルベク第一回ノ決済ハ協定終了ニ次グ月ノ末日ニ爲サルベシ

第二十六條 第二十一條ニ定メラルル圓又ハ「ピアストル」ノ金價值ノ變更ノ場合ニハ合意ニ依リ兩貨幣ノ新金價值ヲ基礎トシテ甲、乙及丙勘定ノ殘高ノ再評價ヲ爲スベシ

日佛印通商條約ニ基ツク特惠輸入稅率

本文及「フランス」文ヲ以テ本書ニ通テ作成ス

Table with columns for goods (品名), origin (産地), and tax rates (稅率). Includes items like cotton (棉), silk (絹), and various agricultural products.



佛領印度支那...附錄

Table with columns for item names (e.g., 生鮮ナール又ハ冷凍方法ニ依リ生鮮狀), classification codes (A, B, C, D), and tax rates (e.g., 三厘三分, 五厘五分).

四二六

Table with columns for item names (e.g., 砂糖入り「ビスケット」), classification codes, and tax rates (e.g., 一厘五分, 三厘三分).

佛領印度支那...附錄

Table with columns for item names (e.g., 生鮮蔬菜, 食用海菜類), classification codes (A, B, C, D), and tax rates (e.g., 一厘五分, 二厘五分).

四二七

Table with columns for item names (e.g., 酸化ソーダ, 硫酸アルミニウム), classification codes, and tax rates (e.g., 一厘五分, 二厘五分).

Table with columns for item numbers (e.g., 三二一, 三二二), descriptions (e.g., 薰香類, 薰香石以外ノ石鹼), and tax rates (e.g., 三期, 二期八分).

Table with columns for item numbers (e.g., 三五九ノ六, 三六一), descriptions (e.g., 魔法燭及其ノ他ノ等温容器), and tax rates (e.g., 三期, 二期八分).

Table with columns for item numbers (e.g., 四二〇ノ三, 四二一), descriptions (e.g., 純綿布帛(絲組物リボンイッキ), 又ハ染料ヲ染マセタル「リボン」), and tax rates (e.g., 二期八分, 三期六分).

Table with columns for item numbers (e.g., 四五三, 四五三ノ二), descriptions (e.g., 羅紗ノ織布, 羊毛製ノ室内裝飾用天露帳), and tax rates (e.g., 三期八分, 二期八分).

佛領印度支那...附錄

Table with columns for item codes (e.g., 四六九ノ一), descriptions (e.g., 絹、紡績絹又ハ「レ」ヨシ), and tax rates (e.g., 四割六分). Includes sub-sections like 絹、紡績絹 and 衣服及其ノ他ノ既製品.

Table with columns for item codes (e.g., 四六九ノ五), descriptions (e.g., 轉寫シタル書及印刷物), and tax rates (e.g., 四割). Includes sub-sections like 轉寫シタル書及印刷物 and 火薬.

Table with columns for item codes (e.g., 六二四ノ三), descriptions (e.g., 自動車), and tax rates (e.g., 二割). Includes sub-sections like 自動車 and 乗合自動車.

Table with columns for item codes (e.g., 六三〇ノ四), descriptions (e.g., アセチレン燈ノ火口及其ノ部分品), and tax rates (e.g., 四割三分). Includes sub-sections like アセチレン燈ノ火口及其ノ部分品 and 眼鏡.

佛領印度支那...附錄

佛領印度支那……附錄

（四）包裝（外裝又ハ内装）ノ價格ハ内容ノ課稅價額ニ包含セラル但ニ申告者ハ包裝ガ其ノ屬スル稅番ニ付定メラルル稅金ヲ課セラルルコトヲ要求スルコトヲ得

乙表

日本國ヘノ輸入ニ當リ第三條ニ規定セララル關稅ノ輕減率又ハ免除ノ利益及第四條ニ規定セララル條件ニ從ヒ稅率固定ノ利益ヲ享有スル印度支那產品

日本國關稅 定率表番號	品名	關稅率ノ 輕減率	課稅 單位	適用稅率
一九	玉蜀黍	免稅	無	無稅
二六ノ三	鹿麻子	同	無	無稅
三七ノ内	胡椒種子	二	每百斤	七八稅
六六ノ二	鹽	免稅	無	無稅
一二八ノ内	大茴香	同	無	無稅
二五六	漆	五	每百斤	四、五九稅
四〇二ノ内	著色シタルモノ以外ノ珪砂	免稅	無	無稅
四二九	石炭	免稅	無	無稅
四五八ノ内	鐵礦	免稅	無	無稅
同	マンガン鐵	同	無	無稅
同	タンクステン鐵	同	無	無稅
同	錫礦	同	無	無稅
同	亞鉛礦	同	無	無稅
同	アンチモン鐵	同	無	無稅
六〇九ノ内	藤割ワザルモノ	同	無	無稅
六二二（一）ノ内	チーキ	同	無	無稅

泰

國

## 泰國の新領域となる六州

東條總理大臣は、這般の泰國訪問に當り、ヒン首相と膝つき合せて懇談を遂げ、大東亞戰下日泰間の協力に關する問題に就て全面的檢討を行ひ、完全に意見の一致を見た。その結果、昭和十八年七月五日午後二時(泰國時間)、在泰帝國大使館では右に關する共同聲明を公表したのであるが、この會談の重要な結果として泰國宿望の地たるピルマのシヤン聯藩領の内ケントン、モンパンの兩藩と、マライ北部のケダー、バルリス、ケランタン、トレンガヌの四土侯州を泰國の領土とする事に就ても亦完全な意見の一致を見たのである。

このシヤン領は、泰國では泰民族發祥の地として、長年渴望の地であつて、泰國は參戰と同時に直にこの地方に軍を進め、我と協力して北の護りを固めてゐたのであつた。

又マライの四州は、昔泰が宗主権を持つてゐたが、英國に奪はれた土地で、泰國は先年來鬱然と興隆した國民主義的士氣昂揚により、烈々たる希望を抱いて失地回復を叫んで來たのであつたが、英國の勢力の爲にその希望は達せられず、先年對佛印失地回復の闘争を起した際にも、對佛失地は鳴り物入りで宣傳したが、對英失地に至つては、僅に經濟省發行の泰國經濟歴史地圖でその失地たることを記録しただけで、時の至るのを我慢してゐた有様であつた。

今や、帝國は盟邦泰國の隆昌とその民族的發展を衷心から希望する國策の一端として、シヤン二藩の泰領編入を認めると共に、對米英開戰初頭帝國國民の血を以て暴戻英國から奪取したこのマライ半島の領域も、何の蟬りもなく泰國に歸屬せしめることを承認した譯であつて、この度の決定によつて、帝國の盟邦を遇する公平なる態度は遺憾なく

實現され、又飽く迄戰爭遂行に邁進せんとする日泰兩國の協力は、益々緊密の度を加へたと言ふべきである。

泰國新領域(六州)面積・人口表

地方別	面積		人口	
	平方英里	平方英里	男	女
ケダー	九四七	二七、八三一	一、九一八〇	四、九六九
バルリス	八〇三	二六、〇三	二、三二九	四、九三六
ケランタン	一、四八五	一、八四七、〇五	一、七七八二	三、三二七
トレンガヌ	一、三〇七	九二、三五四	八七、四四五	一、七九七
計	三、八二〇	五、四〇、九二七	四、八〇、三二六	一〇、二二、三三三
ケンパン	三、〇〇〇	—	—	—
モンパン	七、一〇〇	—	—	—
計	三、八二〇	—	—	—
總計	七、六四〇	—	—	—

ケダー 一六五四年から一七二一年の間オランダ人がケダーを支配したが、その後英國が同地を支配したのを一九〇九年英・泰條約に依り英國はその宗主権を奪つた。

一九三三年英人顧問を設置して全くその保護下に置いた。

バルリス 一八二一年までケダーに屬してゐたが、一八四一年泰國がケダーのサルタンをして政府を復活せしめ獨立國となつた。一九〇九年の英・泰條約によつて、泰國は英國にその宗主権を譲るにいたり、一九〇九年以來英國の保護國となつた。

ケランタン 十二世紀末葉にバレンパン國に屬したが、ポルトガル、オランダの勢力時代を通じて十九世紀の初頭、泰國の帝國主義的勢力の侵入を見、一九〇三年泰國の顧問はコタバルに駐在したが、一九〇九年英・泰條約により英國の保護國に入つた。

トレンガヌ 一九〇九年英・泰條約により英國の保護國になつてゐた。

〔追記〕 其後の報道によれば、前記マライ及シヤン地方に於る泰國の領土に關する日本國・泰國間條約は昭和十八年八月二〇日バンコック駐在の我が坪上大使と泰國ヒン首相との間に調印されたと。(新情報)

# 泰國 目次

第一章 地理	四〇三	第五章 教育	四〇七
第一節 位置・面積	四〇三	第一節 總說	四〇七
第二節 山系	四〇三	第二節 住民・宗教	四〇七
第三節 平野・高原	四〇三	第三節 宗 教	四〇七
第四節 河川・湖沼	四〇三	第四節 住 民	四〇七
第五節 海岸線	四〇三	第五節 宗 教	四〇七
第六節 島嶼	四〇三	第五節 教 育	四〇七
第七節 氣象	四〇三	第一節 總說	四〇七
第八節 地質	四〇三	第二節 教育行政	四〇七
第九節 植物	四〇三	第三節 學 制	四〇七
第十節 動物	四〇三	第四節 諸 校	四〇七
第十一節 其他	四〇三	第五節 其 他	四〇七
第二章 歴史	四〇三	第六章 文 化	四〇七
第一節 年代記摘要	四〇三	第一節 文 化	四〇七
第二節 近 世 史	四〇三	第二節 新聞及定期刊行物	四〇七
第三節 最近世史	四〇三	第三節 放送事業	四〇七
附一 曆・度量衡	四〇三	附一 曆・度量衡	四〇七
第三章 人 口	四〇三	第七章 衛 生	四〇七
第一節 總 說	四〇三	第一節 總 說	四〇七
第二節 在留邦人	四〇三	第二節 衛生行政	四〇七
第三節 華 僑	四〇三	第三節 醫療施設	四〇七
第四節 歐洲人	四〇三	第四節 各種團體	四〇七
泰國 目次	四〇三		

第五節 諸疾病……………五八  
第六節 水道……………六一

第八章 王室・社會

第一節 王室……………六三  
第二節 王族……………六四  
第三節 人民的階級及稱號……………六五  
第四節 敬稱……………六六  
第五節 勳章・徽章及國旗制度……………六六  
第六節 宮內事務……………六九

第九章 政治

第一節 總說……………六九  
第二節 國王……………七〇  
第三節 立法……………七一  
第四節 行政……………七二  
附一 文官官制・泰國憲法……………七二

第十章 國防

第一節 總說……………七二  
第二節 陸軍……………七三  
第三節 海軍……………七四  
第四節 空軍……………七五

第十一章 財政

第一節 總說……………七六  
第二節 歲入……………七七  
第三節 歲出……………七八  
第四節 公債……………七九  
第六節 國庫準備金……………八〇  
第七節 日泰借款……………八一

第十二章 稅制

第一節 總說……………八一  
第二節 租稅……………八二  
第三節 關稅……………八三  
第四節 關稅定率法……………八四

第十三章 金融

第一節 總說……………八五  
第二節 通貨制度……………八六  
第三節 爲管理並に決濟……………八七  
第四節 金融機關……………八八  
第五節 金利……………八九  
第六節 外國爲替……………九〇  
第七節 投資額……………九一

第十四章 農業

第一節 總說……………九二

第二節 米……………九三  
第三節 ゴム……………九四  
第四節 古々椰子……………九五  
第五節 檳榔……………九六  
第六節 其他の椰子……………九七  
第七節 甘蔗……………九八  
第八節 棉花……………九九  
第九節 煙草……………一〇〇  
第二節 胡椒……………一〇一  
第三節 胡椒……………一〇二  
第四節 玉蜀黍……………一〇三  
第五節 其他の農作物……………一〇四  
第六節 其他の藥味用植物……………一〇五  
第七節 其他……………一〇六  
第七節 畜產……………一〇七

第十五章 林業

第一節 總說……………一〇八  
第二節 山林行政……………一〇九  
第三節 チーク……………一一〇  
第四節 其他の木材……………一一一  
第五節 スチックラック……………一一二  
第六節 其他の林産物……………一一三

第十六章 水産業

第一節 總說……………一一四  
第二節 水産行政……………一一五  
第三節 漁場・漁期及漁法……………一一六  
第四節 魚類……………一一七  
第五節 其他の水産資源……………一一八

第十七章 鑛業

第一節 總說……………一二〇  
第二節 鑛務行政……………一二一  
第三節 錫……………一二二  
第四節 其他の鑛産物……………一二三  
第五節 輸出入高……………一二四  
第六節 鑛業會社及鑛業會議所……………一二五

第十八章 工業

第一節 總說……………一二六  
第二節 精米業……………一二七  
第三節 製材業……………一二八  
第四節 電氣事業……………一二九  
第五節 燐寸製造業……………一三〇  
第六節 ビール醸造業……………一三一  
第七節 製氷及清涼飲料水製造業……………一三二  
第八節 製鹽業……………一三三  
第九節 製糖業……………一三四  
第二節 其他の工業……………一三五

第十九章 勞 働 ..... 八八

第二十章 商 業 ..... 八八

第一節 總 說 ..... 八三

第二節 商 慣 習 ..... 八七

第三節 商品の輸入徑路及市場販賣組織 ..... 八〇

第二十一章 貿 易 ..... 八〇

第一節 總 說 ..... 八四

第二節 輸出貿易 ..... 八七

第三節 輸入貿易 ..... 八九

第四節 國別貿易 ..... 八四

第五節 港別貿易 ..... 八五

第六節 對日本貿易 ..... 八七

第二十二章 交 通 ..... 八〇

第一節 陸 運 ..... 八三

第二節 海 運 ..... 八三

第三節 空 運 ..... 八二

第四節 通 信 ..... 八四

第二十三章 其 他 ..... 八〇

第一節 旅行案内 ..... 八三

第二節 主要都市 ..... 八七

..... 九六

(附 録) 重要諸法規 ..... 九八

日泰交通略史 ..... 九六

# 泰 國

## 第一章 地 理

位置・面積―山系―平野―高原―河川―湖沼―海岸線―島嶼―気象―地質―植物―動物

### 第一節 位置・面積

#### 一 總 說

泰國は、印度支那半島の中西部を南北に象の頭形状に占むる立憲君主政體にして、南方に於ける唯一の獨立國であり、泰國民自ら「自由の國」即ちムアンマイ (Muang Thai) と呼稱してゐる。

泰國の占むる位置は半島部泰南端ヤーラ縣ベトンの北緯五度三五分より北部泰チエンライ縣ヂエンセン郡の北緯二〇度一五分、西部泰・ピルマ國境側に面するメーホンソン縣メサリエン郡東經約九七度三〇分より東端メコン河上のコーン島附近の約一〇六度間に介在して居り、その南北の長さ約一、六五〇軒(東經一〇一度線上)、東西の幅員は約八四〇軒(北緯十五度線上)、最狭部はブラチャツプキリーカーン縣の北緯一度半の同名市にして泰灣より背面のピルマ領まで約二〇軒、過ぎぬ。この總面積は五八二、八六七平方軒に達する。この中、今河泰・佛印條約によりルアン普拉バン・チャンバサク及バツタンバン各地方合せて六九、四二〇平方軒を接收した。尙この回復地は佛國に奪はれた全失地四六七、七五〇平方軒に比して約八分の一に當つてゐる。

東方佛印國境線は西方ピルマ國境線より遙かに曲折し、北方に於ては佛領ラオス及南方に下つてカンボヂヤに隣してゐる。北方國境は印度支

那・泰及ピルマの國境接合點より發し、メコンの河線に沿ひコーン島を抱き、その地點より西方に走り北緯一三度三〇分に沿ひ、次いで南方に向ひシエムレア州とバツタンバン州との現境界がグランラックに終るスツコンボトの河口を通過する經度に沿ふグランラック上に於て、國境はシエムレア州とバツタンバン州との現州境が同湖に終るスツコンボトの河口とバツタンバン州とアルサト州との現州境が同湖に終るスツコンボトの河口とを結ぶ半徑二〇軒の圓弧により爲されるスツコンボトの河口より南西の方向にバツタンバン州とブルト州との現州境に沿ひ、右州境と印度支那・泰國間の現國境との會合點カオクウプに至り、それより現國境に沿ひて泰灣に至る。海岸線はトライト縣(北緯一〇三度)近くにて始まり、西南に延びて北緯一度半に達し、更に西南隅は、危く切斷を免れて、南部ピルマと並行してマライ半島に南延し、東に支那海を臨みつゝ、終に半島の諸州に達し、深く泰灣を抱擁してゐる。

北部は佛領ラオス(老撾)及シヤンステーツと境し、西はピルマ國境線上のタノントンチャイ山脈の餘脈テナツセリムに沿ひて南下し、北緯一〇度半クラ地峽に至りて西にベンゴール灣に面し、更に下つてマライに達する。

泰國は便宜上北部・中部・東北部・東南部及南部(半島部)泰の五地方に分割される。北部泰はチレク林を以て著名なメーナムチャオプラヤー上流の山岳地方を指稱し、中部泰には當國の米倉と稱せられる同河を呑骨とする坦々千里の沖積大平原を、東部泰は泰灣東岸部を含むが、右兩部を合して中部泰とすることもある。今尙大部分は原始林に被はれて千古の夢を食つてゐるコーラート大高原一帯を東北部又は東部泰、鐵源殊に錫に富む泰領マライ半島を南部泰(略稱し南泰)又は通常半島部泰と呼ぶ。因に泰國人は自國をタイと云ひ、外人は泰國を比喩的に白象の國

泰國……地理

(Land of White Elephant) 又は黄衣の國 (Land of Yellow Robe) とも呼ぶことがある。メーは母、ナムは水、メーナムで河の謂、チャオブラヤは人民の最高位階。故にチャオブラヤ河と呼ぶのが正しく、外人がメーナム河と稱するは誤傳。メーナムは屢略してたゞメーとすることもある。

二 新回復舊失地

1 總説

一九四一年三月一日東京に於て泰・佛印間に調印をみたが、その結果次の如き過去の失地が再び泰國領となつたのである。(歴史の部参照) 泰國が先般回復せる舊失地に就て記述すれば次の如くである。

2 ルアンプラバン地区

ラオスの北西部ルアンプラバン及バクタイ間を貫流するメコン河の右岸地域でルアンプラバン王國の一部を占めてゐる。安南及カンボヂヤが一國を示す言葉であるのに反して、ラオスは單に安南・カンボヂヤ・泰・ビルマ及雲南と境を接する地理的名稱に過ぎず、地域内には雜多の土人公領が存在し、ルアンプラバンもその一つである。佛國人はその領主と保護條約を設定してゐる。

今紛争に依り泰國に返還されたる地域は一九〇四年の條約により佛國に宗主權を讓渡したる部分であり、その地域に山脈が走りメコン河とメナムチャオブラヤの分水界を有し、最高峰ブータ山は二、一〇〇米に達してゐる。又主として五〇〇米内外の高原地帯で、降水量年一、〇〇〇乃至一、五〇〇を示し毎年六、七月は雨期に當る。

密林地帯が多く良質のチーク材を産出し、北部からは石炭を産する。また象も多致住んで居り、地方税として象頭税が課せられてゐる。この地域一帯は原始林が多く、交通不便なる上に佛國側の礦物埋藏資源も調査されて居らず推定に止まつてゐる。ルアンプラバンの沿岸及メコン河の濃曲地帯にはルアンプラバン王國の祖先代々の墳墓が存在して居り、同地區の泰國割讓は佛國の好まざる所である。ラオス一帯は住民が頗る

たのであるが、この國境劃定事業は容易な事ではない。

當地方の割讓地區は廣大なるものであるが、密林地帯が多く資源調査は不徹底にして、現在の處林産物が主として經濟的に價值づけるものである。シンホン北方には金銀脈が存在すると云はれてゐる。

5 バツタン州

昔日泰國政府が征服、自國下に併在してゐたが、一九〇七年にいたり佛國に割讓されたもので、當州内には未開墾地も多いが、中央部には立派な水田もあり、米を産し、周圍部にはレンカイ石及サファイア等を産し、原野には水牛が多く産業的に惠まれてゐると同時に、その一部はトレンラップに面し軍事上重要地帯である。

6 メコン河中の島

從來泰・佛印のメコン河の國境線は泰國河岸線を以て定められたるも、今回之が最深部をもつて國境となす事に決定をみた。その結果多數の島嶼(土着人のラオス族はこの附近を四千の島と呼ぶ)が混然と存在する河口より七〇軒の中流部には種々なる歸屬問題が生じたが、バクセ地區の東南部のコーン島は今回泰國領となつた。尚コーン島はメコン河中流にある最大の島で、幅員二六軒を東西に占め、本河水流を二分してゐる。本島内には東岸のコーンと西岸のムオンセン (Moung Sen) の二街があり、數本の道路に依り連絡されてゐる。又コヌ島は煙草及麻等が原住民の手により邊僻な所に拘はらずよく栽培されてゐる。

三 統計

地方別面積表 (一九三七年)

Table with columns for 州・縣名 (イ), 面積, 總面積に對する比率, 郡, 村, 區. Includes entries for 全 國 計, クルンテープ州, and 泰國…地理.

稀薄であるが、同地方もその例に洩れず住民の大部分は泰族に屬し、山岳地帯にはモイ族が居住し、野蠻人で狩獵を業としてゐるが、性質は頗る温順である。

一九〇四年以來三八年目に再び泰國領に歸つたのである。

3 バクセ地區

ラオスの南西部バクセに面せるメコン河の右岸地區を占め、土地は大體平坦であるが一部は密林で、密林に非ざる部分は原野であり耕作されてゐる面積は狭い。當地區は一九〇四年の條約により佛國に割讓された地域であり、住民は泰族が主で南部にはカンボヂヤ人も居住してゐるが人口の密度は稀薄である。原野を利用して牛馬の放牧が行はれ、その皮革の生産が主要産業であるが一部には棉花栽培がなされて居り、煙草及麻も生産されてゐる。氣温・降水量とも棉花の栽培には好適であるが、現在の所人口少く労働力も不足し品種の改良も緊急事である。この地帯はメコン河の水運に近く泰國領に歸屬され、は現在ウボンまで開通してゐる鐵道線路の延長も考慮されて居り將來に期して待つべきものがある。

4 カンボヂヤ北部地區

九世紀より一六世紀に亘りカンボヂヤにはクメール王朝が榮え、その在りし日の文化の面影を今日アンコールに留めてゐる。現在のカンボヂヤは當時のクメール王國の名残りも傳へられこのカンボヂヤ王國に對する宗主權の争奪は佛・泰兩國間に長い間繼續されたが、一八八四年佛國カンボヂヤ間の條約でカンボヂヤは全く佛國の保護國と化したもので現在首都プノンペンにカンボヂヤ王及政府が存在するとは云へ、全く儀禮上の存在に過ぎない。今回泰國に割讓された部分には山岳に一部モイ族が居住するといへ主としてカンボヂヤ人が分布してをり、割讓された地帯の人口推計も目下のところ不可能であるが現在泰國内に住むカンボヂヤ人と合せて兩人種は完全に佛・泰の行政下に分屬せられることになつた。現在までの國境線が主要部分を形成し、他の部分には國境線の不明瞭な地點も多々あつたが、今回は地圖上に一線を劃することになつ

Table with columns for 州, 面積, 郡, 村, 區, 面積, 郡, 村, 區. Lists various provinces and their administrative divisions.



Table with 7 columns: Name, Longitude, Latitude, Elevation, etc. Lists geographical locations like Chiang Mai, Lamphun, etc.

Table with 7 columns: Name, Longitude, Latitude, Elevation, etc. Lists locations like Phayathai, Lamphun, etc.

第二節 山系

北部・西部及南部に見る如く、山脈が殆ど同方向即ち南北に縦走して...

般に北北東の走向を有する数多の平行山脈となる。其の最西の一たるタ...

立するカオルアンタイ(一、二四七米)山を除き高さも九〇〇米を超え...

主要山岳及標高表

Table with 4 columns: Name, Elevation, Location, Notes. Lists mountains like Doi Angka, Doi Inthanon, etc.

カオソーンイダーオ (Kiao Soi Dao)	1°30'	約北緯一三度、東經一〇二度、ナヤンタプリー山脈中
カオラバート (Kiao Phra-hat)	1°30'	同山脈中、右山の直南
カオキョウ (Kiao Khao)	1°30'	同山脈の西端、パトンパユム河口直南盤谷より見える唯一の山として著名
カオナム (Kiao Nam)	1°30'	アユッチャ市の略東約八〇軒、ドンパヤアン山脈の最南端
カオルアン (Kiao Luang)	1°30'	ナコーンシタムマラト市の直西、同名山脈中
カオバナムベンチャ (Kiao Panom Bencha)	1°30'	右山の西方東經九度の獨立山
カオルズンターイ (Kiao Luang Tai)	1°30'	泰國領最狭部、即ち北緯一一度半の國境上

(備考) 尚山岳に就ては「地質の項」参照。

### 第三節 平野・高原

廣大な平野が優勢なのは當國の最も顯著な形態的特長である。尤も北部泰は山岳重疊として河岸に迫り、メービン河畔のチェンマイ平野、メーワン河畔のナコーンラム平野、メーナムナイン流域のムアンナイン平野等、河流に沿ふ米作に好適な沖積平野及メーナムイン及メーナムコク流域の沼澤平地を有するも、總て狹隘にて見るべきものがないが、當國の胴體をなす中流大平野(所謂メーナム平野)を初め、東南隅にはナヤンタプリー平野、半島にはメーナムパンドン山の排水するパンドン平野、ナコーンシタムマラト山脈の東側にて、ダレーサーア内海を抱く沿岸平野、其の南に連つて國境に達するバタニー沿岸平野等、數多の肥沃なる沖積平野があり、東部泰はコーラート大平原よりなる。

### 第四節 河川・湖沼

中部平野はメーナムチャオプラーヤを脊髓とし、西にメーナムメーロン、東にメーナムパインパコンを控え、長さ三〇〇軒幅五〇一五〇軒を有する渺茫千里の大沖積沃野にして、メーナムチャオプラーヤの流出する淤泥の堆積によりて形成され(現に泰北岸は陸地が年々一呎宛進出して居り、近世の鹹棲介殼を含む砂洲が本平野の到る所に於て發見せられる事實より觀て、之等は一時河口の沙嘴をなしたもので、急速に形成された平野であることが判る)、首都盤谷にて海拔一・八米、舊都アユッチャにて四米、三角洲の頭部チャイナート附近にて一八米、パイクナムポー河岸にて二五米以下、北緯一八度のメーナム河岸にて僅々三四米に過ぎず、土地は至極く低平で起伏なく、雨期には河水が平野を氾濫して高地より流出した多量の養分を沈積する爲、土地肥沃にて當國生産力の中樞をなす。

コーラート高原は東部泰の全境を占め東南に傾く平原にて、西部及北部は海拔一三〇一四〇米であるが、東南隅のウボン市は約五〇米、一般に乾燥し、雨期には氾濫するが、一旦乾期に入れば殆ど水影を見ない。

### 一河川

北部國境附近に源を發する四本の河流が北部泰に蟠居する諸山脈中を並行南流してゐる。東經九度の國境に發する最西の河メービンは、北部泰の約中央に發するメーナムワンとクンタタン山脈に挟まれて南流し、北緯一七度近くにて合流して東南走する。東經一〇一度附近の國境に發する西東の河メーナムナインは、その西側パイクナム山脈中を並行流出するメーナムヨムと時折合流しつゝ南流し、パイクナムポーに至りメービンを併せて當國第一の大河メーナムチャオプラーヤとなり、南方に直流して盤谷を横きり泰灣に流入してゐる。メービン及メーワン

は、急流にて淺く且つ氾濫し易いので吃水の淺い船を過すのみであるが、メーナム及メーナムナインは、水流緩徐で深く、水量の増減も一定せる爲、大吃水の米穀船も航行可能であり、滿水期にはパイクナムポーの上流一九〇軒迄大吃水の汽船を以て航行し得る。メーナムチャオプラーヤは、パイクナムポーの下流五〇軒のチャイナートにて、クローンマカームタオ(分岐點附近の呼稱)なる分流を生じ、漸次メーナムスパン(稍下流の呼稱)、メーナムナコーンチャイシー(南方鐵道の横ざる附近の呼稱)、メーナムターチン(河口附近の呼稱)なる別稱をとりつゝ直南に母河と並走流下して泰灣に注ぐ。母流はチャイナートより僅か下流にて更にメーナムノイを西側に、約三〇餘軒下流にてメーナムロブプリー東側に分岐して並行南流し、アユッチャ附近にて再び合流してゐる。盤谷より以南は一、五〇〇軒以下の航洋汽船が自由に航行し得、河口より約八〇軒は潮水の影響を見る。尙右の外その西方に當りベチャブーン山脈中に發源するメーナムバークの支流があり、東經一〇一度餘に沿ひドンブラヤーエン山脈の西斜面を排水して南三二〇軒、アユッチャ附近にて前記メーナムロブプリーを合流してゐるが、合流點より上流約四〇軒は小蒸汽船及舟筏の航行に適する。

メーナムパインパコンは北緯一三度のカンボヂヤ國境附近に發源し、最初北流し、次いで北緯一四度附近を西流し、最後に西南流して泰灣東北隅に注いでゐる。本河は延長一九〇餘軒、上流をメーナムサケイオ、中流をメーナムバーチンと別稱し、南岸にナヤンタブーン山脈の北側より流出するサイチエン北岸には同名の町附近より南流するナコーンナーク、その東側を流下するタパンヒン、サイヤイ等の支流を有し、遙か上流迄潮水干満の影響があり、ベトリウ迄は航洋汽船の航行が可能であるが、急突なる出水を見ることが多い。ナヤンタブーン山脈の南方沿岸をメーナムチャンタプリー、メーナムウエーン及メーナムトラート等數多の河川が南流してゐるが、何れも小河に過ぎない。

北緯一六度邊りの西方國境近クソンンチャイ山脈中に發するクエ

イヤイ(大河の意)及其の西方に略並流するクエノイ(小河の意)が北緯一四度にある舊市カンブリーに於て合流してメーナムクローン河となり、ラチャブリーの町を横きつて泰灣西北隅に注ぐ。本河はラチャブリー河と別稱し、クエノイの水より延長四〇〇軒、上流地方は、常綠密林に被はれた峻涯を湛り、瀑布と急流とに富み、河水は當國に珍らしく明澄であるが、ラチャブリーにても標高二二米、傾斜急なる爲、潮水の影響少く、急激な出水を見ることあり、右合流點以北は淺底の帆船すら通航可能である。

前記チャオプラーヤ・パインパコン・メーナムクローンの三河及其の支流は、並行せる數多のクローン(水道の意)によりて互に連結され、一大水路網を形成してゐる。

メーナムパインパコン即ちメーナムコンカは南部泰唯一の大河で、其の本流メーナムターチンパインはナコーンシタムマラト山脈の西斜面北緯約八度半に發して北流し、河口近く左にメーナムキョーリトなる大支流を併せつゝメーナムパインパコンに注ぎ、河口より八〇軒は小型船舶の航行に適す。印度洋に注ぐ河川には、泰・ビルマ國境の最南部をなす、クラ運河問題で著名なメーナムクラ一名メーナムバークチャン、半島鐵道の支線カンタン線の終點附近に注ぐメーナムタランの他に重要なるものを見ない。

メーナム河(泰國人はメーナムメーコンと呼ぶ)は北部泰國境の一部及東北部泰國境の過半(延長一、三〇〇軒餘、河幅七〇一、三〇〇米)をなしコーラート高原の殆ど全地を灌溉するナムムーンと北緯一五度餘の國境上で合流してゐる。ナムムーンの本流は東北部泰の東南境をなすドンブラヤーエン山中に發し、高原の南部を排水して東流し、其の大支流ナムムーンは本流の水より北に發し、南開の半圓を描きつゝ高原の中央を横きり、左に順次ナムボーン及ナムバークの支流を合せ、ウボン市の直西にて本流に入る。尙メーナム河の支流としては、右高原の東北隅を灌溉し北緯一七度半餘の國境上に於て母河に合流するメーナムクンクラ

一、北緯一九度即ちピバンナム山麓中に設けて東北流し、最北部國境上にて母河に合するナムインは北開の圓弧を畫いて東流し、上河の直西にて母河に合流するナムコクがある。

二湖沼

東北部泰の東北隅で北緯一七度餘の地點にあるノーンハーンは泰國最大の淡水湖で、面積約一七〇方軒(琵琶湖の約四分の一)、ナムカムなる一小流に依てメコン河に接続されてゐるが乾期には涸渇する沼澤に過ぎず、殆ど經濟價値を認められない。其の他數箇の小湖を見るが何等經濟的價値を有たない。

(註) ノーンは湖又は池の意。

第五節 海岸線

泰國は泰灣を抱く他は、半島部がその西岸に於て一部分ベンゴール灣に臨むのみで、海岸線は僅に約二、四二〇軒(泰灣線一、九三〇軒印度洋四九〇軒)に過ぎぬ。泰灣頭は勾配甚だ緩徐なる泥海で、干潮時は幾哩となき干潟を露出するが、東岸に移れば砂汀青海となり、沿岸は緩な斜面となつて小丘に連り、凹曲に富み、リアント岬(泰名レームセムサイ)を越えて東南進すれば、海岸線の變化更に甚だしく、海岸は急に高まつて山となつてゐる所が多い。同灣西岸は低岸と懸崖とが斷續し、ナムボーン南方のアーオサムイ北緯九度餘のアーオバインドーン及ナムシードムマラト東方のアーオナコーン等の小灣を有し、ナコーンシードムマラト山脈の東側には長さ八九〇軒のタレーサーブ内海を抱擁してゐる。右内海は南端に狹隘なる入口を残す外は、狭長低平なる密林地帯を以て外海と限られ、北端は運河を以てアーオナコーンに通じ、數多の小島が點在する南半の絶景は著名であるが、淺瀬多く且つ突風に見舞はれることがあり、何等海運上の價値を有しない。半島西海岸は山岳海岸に迫り、犬齒狀の變化が最も甚だしく、數多の灣を有すると共に

大小無數の島嶼が散點し、其の風景は絶佳である。泰灣沿岸は概して平坦にて、良港少く、半島東岸にナムボーン・バインドーン・ソククラ及バタニー其の他半島西岸に二、三の小良港を有するが、航洋汽船を輸入に足る深さを有するものなく、貿易港としては灣頭に盤谷港を有する外に大なるものを見ぬ。

第六節 島嶼

半島西岸は比較的島嶼に富むが、泰灣岸には甚だ稀に之を見る。最も重要で最大の島は半島の西岸にある錫鐵業の中心地ブーケット島(泰名Thangとも云ふ)にて、ブーケット山脈の南端をなし、長さ四八軒、幅二〇軒、面積約六〇〇平方軒を包有する。同海岸には右の他其の北方沿岸に群在する諸島中最大なる島(北緯九度餘)コブラトーン及ブーケット島の直東に並ぶコヤイ、其の東南約六〇軒にあるコランター、其の東南メーナムトラン河口に位置するコリボーン、マライとの國境に近き二大島の中北にあるタルタウ島等の諸島が縦列してゐる。轉じて半島東岸を見るにバインドーン東北沖のコバガン(北)、コサムイ(南)が最も大で、後者は二五五平方軒を有して有用植物に富み、世界最良の古々椰子を生産すると云はれる。メーナムチャオプラーの東南約四五軒にコシーチャン群島があり、右河口門洲の爲盤谷に出入し得ぬ大船船はこの島陰にて荷役をなし、又は船腹の一部を揚卸する。其の南方沿岸には密林にて蔽はれ岩石嶮々とした險阻な島が聳立してゐる。其の中最も大なるはコチャーンで北緯一二度に位し、長さ三〇軒、最大幅員一〇軒、面積一八〇平方軒を有す。之に並ぐ大島としては、右島の東南國境最南端の沖合にあるコクート、泰灣東岸の大突角リアント岬に近くコクラーム等を見る。

第七節 氣象

一氣象

泰國測候所位置表

Table with columns: 測候所名, 東, 經, 緯, 海拔, 創設年度. Lists various weather stations in Thailand with their coordinates and establishment dates.

盤谷氣象統計表

Table with columns: 泰國...地理, 出所同前表. Lists geographical data for Bangkok with source information.

年次	平均氣壓	平均最高	平均	平均最低	降水量	降水日數
一九三二	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九三三	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九三四	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九三五	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九三六	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九三七	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九三八	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九三九	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九四〇	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九四一	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九四二	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九四三	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九四四	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九四五	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九四六	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九四七	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九四八	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九四九	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九五〇	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九五一	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九五二	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九五三	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九五四	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九五五	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九五六	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九五七	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九五八	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九五九	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三
一九六〇	×	三三・五	二九・六	二五・五	一四九・九	一三

(註)一九三二—三六六年間はラインシット測候所の統計に依る。  
×印は数字なきことを示す。

本土は劇然たる乾・雨の兩期を有す。雨期は西南季節風の影響にて、四月末頃より一月の半に及ぶ。乾期は更に涼期と暑期の二期に分れ、涼期は雨期の終りより二月半、暑期は二月半より四月末に亘る。コーラト高原地方は北部泰と共に大陸性氣候を示す他は熱帯性である。半島には其の脊骨をなす縦走山脈を分界として、其の西岸の雨期は本土と同様であるが、東岸の雨期は少く遅れ、八月に始まつて一、二月に及び、且つ緯度が南下する爲劇然たる涼期を見ない。

### 二季節風

印度支那半島の氣候は夏期南西季節風と冬期北東季節風に依つて支配されてゐると云つてよく、之によつて季節の差を生じ又位置や地形が作用して特殊の降水量分布状態を示すに至るのである。即ち夏の南西季節風は印度洋やボルネオ海から來るので温度が極めて高く且つ多量の水蒸氣を含有してゐるので夏季には一般に雨が多くみられる。併しこれに反して冬期の北東季節風は大陸奥地より吹き來るもの

で寒冷な乾燥したる風である。故に冬期は一般に降水量が少ないのが原則である。併しこの事實も海上を通過したる風は夏期のそれと同性質を帯びる結果となる。夏期季節風は五月頃から徐々に發生し最初は南東の風向であるが、後南から南西に變り、六月になれば全く南西の季節風と化す。この状態が一〇月頃まで繼續する。この爲特殊地山岳地方を除いて雨期となり諸河は増水し陸上の交通は不便となる。一〇月下旬より一月には南西季節風は冬の北東季節風に變り大部分の地方は降水量が極めて僅少にして所謂乾期に入る。この期間が泰國に於ては人體に一層の爽快味を興へる。この期は四月より五月頃まで續くが三月頃から漸次暑くなる。南方の季節風は土着人に農作物の耕作を教へたるのみならず原始時代に於ける船舶の唯一の交通手段に用ひられたものである。即ち南支那支海南島の支那人は昔日太平洋に於ける季節風の猛烈な冬期に風力を利用して出帆し、夏期には再び歸郷してゐたが海口より泰國まで帆船にて五、六日を要するものである。これが華僑海外發展の一因をなしてゐる。

### 三降水量

乾期には殆ど降水を見ない。之を盤谷に就て見るに、此の間の總降水量

盤谷月別降水日數及降水量表

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
一九三二	九	三	一	九	六	四	九
一九三三	九	三	一	九	六	四	九
一九三四	九	三	一	九	六	四	九
一九三五	九	三	一	九	六	四	九
一九三六	九	三	一	九	六	四	九
一九三七	九	三	一	九	六	四	九
一九三八	九	三	一	九	六	四	九
一九三九	九	三	一	九	六	四	九
一九四〇	九	三	一	九	六	四	九
一九四一	九	三	一	九	六	四	九
一九四二	九	三	一	九	六	四	九
一九四三	九	三	一	九	六	四	九
一九四四	九	三	一	九	六	四	九
一九四五	九	三	一	九	六	四	九
一九四六	九	三	一	九	六	四	九
一九四七	九	三	一	九	六	四	九
一九四八	九	三	一	九	六	四	九
一九四九	九	三	一	九	六	四	九
一九五〇	九	三	一	九	六	四	九
一九五一	九	三	一	九	六	四	九
一九五二	九	三	一	九	六	四	九
一九五三	九	三	一	九	六	四	九
一九五四	九	三	一	九	六	四	九
一九五五	九	三	一	九	六	四	九
一九五六	九	三	一	九	六	四	九
一九五七	九	三	一	九	六	四	九
一九五八	九	三	一	九	六	四	九
一九五九	九	三	一	九	六	四	九
一九六〇	九	三	一	九	六	四	九

單位リットル  
出所 暹羅總督府外事部編泰國要説





十箇年間平均 一日最高降水量及同日表

年	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
最高降	43.3	45.5	43.3	43.3	43.3	43.3	43.3	43.3	43.3	43.3
同日表	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
平均	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
最高極	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
最低極	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
平均	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
降水量(耗)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
最多日數	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
月平均	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
最低日	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
最高日	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
湿度(%)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

(備考) 本表はボルネオ株式會社提供の資料による。

各地月別氣壓・氣温及降水量表 (一九三八年)

出所: 同前表

月別	氣壓(ミリバール)		氣温(攝氏)		降水量(耗)		湿度(%)	
	平均	極低	最高	最低	平均	最多	月平均	最低
一月	1015.4	1015.4	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
二月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
三月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
四月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
五月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
六月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
七月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
八月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
九月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
十月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
年平均	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5

月別	氣壓(ミリバール)		氣温(攝氏)		降水量(耗)		湿度(%)	
	平均	極低	最高	最低	平均	最多	月平均	最低
一月	1015.4	1015.4	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
二月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
三月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
四月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
五月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
六月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
七月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
八月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
九月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
十月	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5
年平均	1013.3	1013.3	27.5	12.1	1.5	1.5	75.3	27.5





年	一	一	一	九	八	七
平均	月	月	月	月	月	月
一九二〇	九二六	九四七	八九五	八三四	七六六	七五七
一九二一	六八八	六四四	五七三	五六一	五七六	五八〇
一九二二	三二八	三三三	三六二	三四一	三〇九	二八四
一九二三	二八〇	二六六	二七〇	二八五	二八四	二八九
一九二四	六七	五七	五八	七三	七二	七六
一九二五	三四〇	三四〇	三四〇	三四〇	三四〇	三四〇
一九二六	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九二七	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九二八	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九二九	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九三〇	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九三一	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九三二	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九三三	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九三四	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九三五	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九三六	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九三七	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九三八	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九三九	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九四〇	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九四一	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九四二	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九四三	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九四四	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九四五	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九四六	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九四七	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九四八	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九四九	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六
一九五〇	三三三	三三六	三三〇	三三九	三三五	三三六

七、メーナムチャオソラヤの(チャイナート縣 Wat Tha Hat)平均水位及流量

M.S.L.に於ける水位

毎日流量

日	一	二	三	四	五	六
月	月	月	月	月	月	月
一九三六	一九三六	一九三六	一九三六	一九三六	一九三六	一九三六
一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七
一九三八	一九三八	一九三八	一九三八	一九三八	一九三八	一九三八
一九三九	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九
一九四〇	一九四〇	一九四〇	一九四〇	一九四〇	一九四〇	一九四〇
一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一
一九四二	一九四二	一九四二	一九四二	一九四二	一九四二	一九四二
一九四三	一九四三	一九四三	一九四三	一九四三	一九四三	一九四三
一九四四	一九四四	一九四四	一九四四	一九四四	一九四四	一九四四
一九四五	一九四五	一九四五	一九四五	一九四五	一九四五	一九四五
一九四六	一九四六	一九四六	一九四六	一九四六	一九四六	一九四六
一九四七	一九四七	一九四七	一九四七	一九四七	一九四七	一九四七
一九四八	一九四八	一九四八	一九四八	一九四八	一九四八	一九四八
一九四九	一九四九	一九四九	一九四九	一九四九	一九四九	一九四九
一九五〇	一九五〇	一九五〇	一九五〇	一九五〇	一九五〇	一九五〇

單位百萬立方尺  
出所 泰國統計年鑑

日	一	一	一	九	八	七
月	月	月	月	月	月	月
一九三六	一九三六	一九三六	一九三六	一九三六	一九三六	一九三六
一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七
一九三八	一九三八	一九三八	一九三八	一九三八	一九三八	一九三八
一九三九	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九
一九四〇	一九四〇	一九四〇	一九四〇	一九四〇	一九四〇	一九四〇
一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一
一九四二	一九四二	一九四二	一九四二	一九四二	一九四二	一九四二
一九四三	一九四三	一九四三	一九四三	一九四三	一九四三	一九四三
一九四四	一九四四	一九四四	一九四四	一九四四	一九四四	一九四四
一九四五	一九四五	一九四五	一九四五	一九四五	一九四五	一九四五
一九四六	一九四六	一九四六	一九四六	一九四六	一九四六	一九四六
一九四七	一九四七	一九四七	一九四七	一九四七	一九四七	一九四七
一九四八	一九四八	一九四八	一九四八	一九四八	一九四八	一九四八
一九四九	一九四九	一九四九	一九四九	一九四九	一九四九	一九四九
一九五〇	一九五〇	一九五〇	一九五〇	一九五〇	一九五〇	一九五〇

第八節 地質

一、總說

泰國の地質の特徴は、先づ第一は廣大な平坦地が國の大部分を占めると云ふことである。その平野も更に少し細かく分けると、(1)メーナム沿

岸平野の様に厚い沖積層に覆はれた平野、(2)沖積層の遙に薄い平野(東南の半島部や北部地方を占める)並に、(3)東部のコーラート高原の様な殆ど沖積層を被つてゐない平坦面などである。  
地質上の第二の特徴は、北方・西方及南方を通じて、山脈がすべて主として南北の方向をとつて、並走して居ることである。東部のコーラート

地方だけには斯様な山脈がないのが附随した特徴と云へる。而も山脈や山岳が平地に接する所の境界は極めて急峻で、これが地貌の特徴の第三に数へられる。尤も北部地方では山地と平地との間に低い、幅の狭い丘陵地帯が發達してゐる所もある。

最後に、國內各處の高地に残された古い平坦面断片が地質學者の注意を引く。これはカンプリーの北の石灰岩・山岳地域及北東端地域の山脈の最高地域、それにムアンファン(Muang Fang)の南西に、特に北西に接する通り北西部の石灰岩分布地方等に著しい地貌である。

溪谷は彼處此處で見られる様に、烈しく褶曲した地層から成る地域で、堅い地層の間にはさまる柔弱な地層に沿うて發達して居り、従つて大體地質構造の方向を示してゐる。けれども褶曲が烈しい爲、相當大規模の断層が伴つてゐるのは云ふまでもない。自然、河川の流路も地殻構造の複雑さに支配されて、色々と變化するのは免れ難く、場所に依つては溪谷は褶曲を横断しきへしてゐる。

二層 序

1 總説

泰國を構成する地層は、大別すると、火成岩類・變成岩類及水成岩類(古生層・中世層及新生層)の如くなる。

火成岩類の中で一番重要なものは花崗岩である。これは古生層中へ岩餅狀の形をとつて貫入したものであるが、夫れがその後の侵蝕作用に依つて露出するに至つたのである。どの山脈でも、この花崗岩の露出が長距離に亘つて追跡はされないが、しかし、主要な山脈の中部のいはば骨格が花崗岩から成ることは想像に難くない。北部のチェンマイの兩側の大山脈では、その北端部のドックパホムバツク(Doe Palom Pak)から南方北緯一六度の邊までに亘つて、處々に花崗岩が露出してゐる。是の續きと思はれる花崗岩の露出は更にタボーイとカンブリーとの境界をなす嶺やアラチャアツプの西の丘陵地にも露出してゐる。

更に又ムアンファンの東に起り、うね／＼しながら南は少くもカンタ( Kantang)の邊まで續くらしい幅廣い花崗岩帯がある様に見える。この花崗岩帯はもつと南まで延びるのかも知れず、メーピン河が北緯一七度の邊で横断するのは夫なのであらう。北部地方には其の他多數の小規模の露出はあるが、取立てゝ云ふ程のものはない。

半島部ではその基盤深く、南北にのびた岩餅體をなすものゝ様で、ブーケット島附近で見られるのはその上向きの突角なのである。沿岸の他の島々の中にも花崗岩から成るものがある。例へばサエルス(Sayers)の如きはそれである。花崗岩はトランの東に一帶をなして露はれ、北方はケオルアン(Kao Luang)まで延びてゐる。又ハートヤイの東とシニョラの南にも花崗岩の大露出があるし、ナプラー( Na Pradu)附近の鐵道沿線には約一五呎に亘つて露出してゐる。又ハートヤイ・ケランタン及ケダーとの間には幾つもの花崗岩地域がある。

灣の東側ではチャンタブーンの東のカオサバツ( Kao Sabab)山中、並にチャンタブーンの北のカオソイダオ(Kao Soi Dao)を頂とする嶺の山中に花崗岩が露出する。カオシヤン(Kaw Si Chang)では石灰岩の基底に花崗岩があつて、カオカムとアンヒン(Ang Hin)とで干潮の時だけ露はれると云ふ。

北部地域には多種多様の噴出岩類が知られてゐる。ラムパーンの南方教料の地點には玄武岩々脈があつて、附近の熔岩流域と關係してゐる。熔岩流は餘り侵蝕作用を受けてゐないから、恐らくは極めて新しい時代のものなのであらう。又、チェンマイ・チェンライ道路のカンタン花崗岩帯の東方や、ナン(Nan)の北東方やフイメータウ(Hui Me Tau)河にチェンタオの東方等にも亦基性岩類の岩脈がある。然しながら、泰國北部に見らるゝ噴出岩類の主要部分をなすものは流紋岩類或は安山岩類である。恐らくは流紋岩だらうと思はれる岩石の大岩脈がムアンアラオの北東約二五呎の附近の天山嶺を形成してゐる。同様な岩脈は北方各所にあり、特にナーン及チェンライ兩縣に著しい。

是等の岩脈の延長方向は次體、此地域の地質構造の方向と一致するものであるが、唯ムアンアラオ(Muang Prayao)の北東の岩脈だけはそれとは一致しない。

泰國の東方コリアートの南にはバンマップクラ(Ban Map Kra)からナートラワン(Kang Rawng)に達する廣く玄武岩地域があり、この地域のカーオペンムルン(Kao Penom Runn)と呼ばれる一小丘は全部玄武岩から成るものゝ様である。

玄武岩は又チャンタブリー及トラート(Trat)兩縣の境界の丘陵地域の山脚に沿ふルビー山地にも分布してゐると云はれる。半島地域では花崗岩並に稀には周圍の沈積岩類も、可なり粗粒のベグマタイト岩脈に貫かれて居るのを見るが、是等の岩脈こそは半島の錫鐵山の本源をなすものである。

變成岩類は殆ど例外なしに花崗岩の貫入に伴ひ、若くはその貫入體の縁に沿ふて産する。此の類に屬するのは主として片岩類・片麻岩類・粘板岩及陸石であるが、夫等の大部分は古生代のものであらうし、ブーケットの片岩類・片麻岩類とか、北部のドーイチャン(Doi Chang)の基盤の粘板岩・千枚岩・粘板岩・石灰質片麻岩とかの様に、古生代以前のものと思はれる。

2 古生層

泰國内で北部も半島部をも通じて、地表に露出する岩層中最大の面積を占むるものはこの古生層である。その厚さは半島部では四七、〇〇〇呎、北部では三三、五〇〇呎に達すると推定されて居り、種々の頁岩・砂岩及石灰岩等から成り、その中石灰岩は通例結晶作用を被つてゐる。

化石産地は甚だ稀であるが、之まで採集された化石は主として古生代末期のものである。ピサヌロークの東南方の石灰岩からは石炭紀の化石が、又、クラビの西方の石灰岩中からは二疊石炭紀の化石が採集される。ロンピアの石切場では石灰岩の中に鑑定不能の化石が発見されてゐる。

石灰岩層には種々あるが、何れも泰國の地形上の顯著な相貌を形成してゐる。その露出はマライ半島上の南端地域から、少くもチェンライの北方までの間に間歇的に分布してゐる。そして是等石灰岩の露出は周圍の平野や丘陵地の表面上數百呎の突兀たる孤峯を形成するのを普通とする。その中でドーイチェンタオ(Doi Chientao)は例外として七、〇〇〇呎にも達する。

石灰岩は大部分烈しく再結晶し、場所に依つては大大理石に變つてゐるが、全體として層面は殆ど全く不明になつてゐる。

3 中生層

北部で中生層の證據のはつきりしたのはチェンライの南東方教料の地方の向斜構造内の地層だけで中部三疊紀のものだと云ふ化石が採集された。

メーファン盆地内のある地層も亦花崗岩礫を含む礫岩層を伴ふことから、恐らくは中生代のものであらうとされる。花崗岩は古生層中へ貫入したのであるが、古生層の中のあるものが二疊石炭紀のものであることから、花崗岩礫を含む地層は當然古生代以後の地層と考へらるべきであるが印度支那方面では同様な岩が下部ジュラ系であると云はれてゐる。もつとも、この礫岩を伴ふ沈積岩層は新生代初期、即ち古期第三紀のものであるのかも知れない。

半島の地域では中生層は實證されて居ない。しかし本來は沈積したものが、第三紀以前の侵蝕作用の爲に削り去られたものと思はれる。

4 新生層

第三紀層 北部及半島部とも幾つもの狭小な盆地を形成して發達する。

北部地域では殆ど總ての第三紀層盆地は堅い岩層の峻峻な丘陵で圍まれ、且、是等の盆地よりは後に出來た急峻な岩盤の狭谷で隔てられてゐる。是等の盆地が出來る前に此地方の地表が侵蝕作用を受けたこともあり

さうなことが、併し是等の盆地そのものが嘗ての溪谷の名残であるとは思はれない。夫れどころではなく、大規模な褶曲作用と断層作用とがあつたものゝ様で、そのためにある地域が、嘗ての溪谷とは無關係に陥没して是等の盆地を形成したものであらう。盆地内の底の方の成層した地層はこの断層作用以前の沈積物で、それは嘗て泰國の中部を廣く覆ふて居た地層が落ち込んで保存されたものであるかも知れないのである。コーラート及ナコーンタイ (Kao I Dang) の南の高山やスコラータイの西のカールアン (Kao Luang) の頂をなす砂岩層や、又、カンブリー縣のカウノイ (Kao Noi) 河の源流の東方に位する山岳の頂に見出さるゝ砂岩層等も、恐らくは同じ時代のものではあらうと思はれる。

第三紀層中には褐炭層を伴ふことがあるが、大抵は薄い層で役に立ちさうにない。

〔二〕第四紀層 半島地域には諸所に、特に海岸地帯に種々の碎屑岩層があり、多少褶曲を受けては居るが、それが第三紀層であらうと考へられる證據は何も見付からない。西岸地帯には、海面上10乃至40呎の開折された段地があり、それは水陸昇降運動の證據と考へられる。プーケット島には固結しない、柔かな砂質粘土及礫の層があつて、それは更新世のものであらうと考へられてゐるが、之と同じ様な沈積物は、シンゴラの西方やハートヤイとバダンブツザルとの間などにも知られてゐる。

北部地域には大きい河川の谷の中に廣大な沖積層の發達を見る。それ等の中で特に目立つて廣大なのはメーナム三角洲の沖積層と沿岸平野の沖積層で、是等は今は沈積過程にあるものである。

### 三 地質構造

概括的に云へば、泰國の地質構造は、その東部地域を除き、大體南北に走る幾つもの平行な褶曲から成ると云つてもよく、その褶曲の大多數

のものには花崗岩が貫入してゐるのである。北部地域では、チェンマイの東方で、四つあるひは五つの褶を追踪することが出来る。チェンマイの西方は地質調査がまだ行き届いてゐないが、多分もつと地褶があるのであらう。半島部ではタンソン (Tung Song) の西方で七つの褶が認められる。

北部國境地方へ行くと、是等の褶のあるものは著しく東へ曲るが、半島地域の南部ではその平均走行は北二〇度西を示してゐる。

半島地域の之等の褶曲のあるものは恐らくは海底へも續くものであらう。褶曲の一般方向から考へればシンゴラの南東の花崗岩とバンダン (Ban Darn) の東の花崗岩の島々とは一つの岩餅が中斷されて露出するものと考へらるべきであらう。

北部地域では褶曲が東方へ屈曲するところに恐らくは重要な断層が存するものであらうと推察される。

半島地域には断層は珍らしくない。最も顯著なものはプーケット島の北東方に聳る部分に位するもので、これに依つて、西側の石灰岩の孤峯の立ち並ぶ地域と、東側の第三紀層に覆はれた地域とが極めて截然と分けられてゐる。断層附近では石灰岩が引づり下げられて殆ど垂直となり、著しい破碎帯の様子が數箇所海上からも見られると云ふ。

花崗岩も亦貫入後地殻變動を受け、その中を断層も貫いて居ることであらう。

第三紀層も亦著しい褶曲作用を受けてゐるがその性質は古生層の褶曲とは趣を異にする。即ち第三紀層の褶曲には何等の規則正しさがなく、その軸の方向が區々であるばかりではなく、その褶曲の規模も亦甚だ小さいのである。

四 温 泉

温泉は國內各所に散布してゐる。その中で最も大であり、又最も珍らしいのはムアンファンから北西方約二時間の距離に位するもので、これ

それからは創削の時代で、この時代は甚だ長く、恐らくは中生層を削り去り、全域を準平原 (ベネプレーン) に近い状態まで削り下げたものゝ様である。第三紀層のあるところではそれが、どこでも二疊石炭紀層の削削面上に乗つて居り、それに先だつ削削作用が如何に激しかったかを推論せしめる。

半島地域でも北部地域でも、第三紀層が盆地を形成してゐることは既に述べた。斯様な分布と産出状態とは、前記のものよりは一段後の、第三紀後期の時代に起つた、新しい造山作用の結果に外ならず、この造山作用の結果として、多くの褶曲や断層を生じ、又いくつもの陥落盆地を形成したのである。

第四紀に入つてからは、可なり烈しい昇降運動が起つたものゝ様で、その證據としてはマライ聯邦の各地點に見られる様に、隆起した洞窟中に海棲貝類が産出したる。即ち此の時代には水陸相互間の垂直運動が烈しかったことを思はせる。更にその後の現世の時代にはいつても、メーナムチャオプラヤの主な支流の上流地域に沿うては、湖水が個々に又は列をなして存したものをらしく、又現在コーラート高原狀盆地の占むるところは内海であつたらしい。

現在のなほ行はれつゝある削削作用は、メーナム三角洲や沿岸地帯に見られる様な沖積平野を形成しつゝある。大きな河川の沿岸にも亦小規模な沖積層が沈積しつゝある。

更に又、地殻變動が極めて徐々なが今なほ繼續されつゝあると云ふ證據がある。例へばサムロイヤート (Sam Roi Yaw) では、海岸から數軒も離れ、沿岸沖積層など全くない地域の石灰岩丘陵に明瞭な波浪侵蝕の痕が残つてゐる。僅々數十年の間にも陸地が可なり擴つて行つたと云ふ説がある。

は變成岩を伴ふ花崗岩地域に湧出するものである。こゝでは温泉は直徑約二〇〇碼の地面から湧くので、一二乃至一五の蒸氣の柱が泉から奔騰 (八四・三一九八・三度) して居るのが見られる。泉は沸騰して居り六乃至八吋程地上へ噴出する。かくの如き温泉の存在は比較的新しい時代の火山活動の證據とされるのが普通であるが、果して新しい噴出岩がこの地域に存するや否やは改めて調査の必要があらう。花崗岩が古生代後のものならば、それは温泉の熱の直接の源泉とはなり得ぬであらう。北の國境附近のホンサワディ (Hong Sawadi) 附近には一見死に類して居るらしい二座の小火山がある。その火口内の裂罅からは水蒸氣と硫氣とが噴出してゐる。

### 五 地史大要

吾人の現在の知識が甚だ貧弱なものであることは云ふまでもないが先づ古生代を通じて、全領域は海水面下にあつたのは事實であらう。勿論その時代にはある陸地塊があつたに相違なく、そこから比較的少量の岩層が運び込まれて、厚い沈積層を形成した。この陸地は恐らくはゴンドワナ大陸であつたかも知れず、さうすれば泰國の地域一帯はその北方の沿岸地域の浅い海底にあつたわけになる。そして古生代の長い期間此状態は大體不變であつたと考へられる。

中生代のことについては殆ど記録が見られない。勿論、古生代後にも澤山の沈積物があつたに相違ないのだが、その大部分がその後削削され、洗ひ去られたと云ふのが真相であらう。

中生層沈積物の終り頃に、褶曲作用がはじまつた。そして最初の褶曲作用の直後に花崗岩の貫入が起つた。この花崗岩の貫入が褶曲作用の進行中に起つたことは、花崗岩が褶曲軸を截斷して居ることから判断される。褶曲が大部分第三紀以前に生じたものであることには疑ひがない。斯様な地殻變動の後、此の地域は全體として隆起して陸地となり、

第九節 植 物

泰國は北緯約六度から二〇度半に亘る熱帯に横はり、其の地形・氣温及

湿度等、著しく變化に富み、習性及要求を異にする植物に諸種の最適な生育條件を提供してゐるから、自然その植物群は甚だ豊富多種で、開花植物のみにも一萬種に近いと云ふ。植物中顯著な科は蘭科・豆科・茜草科・大戟科・禾本科・莎草科・爵床科・蕁麻科・野牡丹科で、恐らく三〇種以上を含む大属中には *Desmodium*, *Dalbergia*, *Bauhinia*, *Eugenia*, *Begonia*, *Diospyros*, *Ipomea*, *Piper*, *Ficus*, *Dendrobium*, *Bulbophyllum*, *Eria*, *Dioscorea*, *Calamus*, *Cyperus* 等があり、*Eugenia*, *Ficus*, *Dendrobium* の如きはその種八〇に及んでゐる。北緯一〇―一度以南の植物群は馬來植物群と同様であるが、右以北は印度支那半島の大部を占める同型植物群の一部と認められる。とは云へ泰國の植物群は著しく風土性を示し、今日迄指名された植物の一九―二〇%は國外にその記録を見ない。尚西部國境上をマライ半島に南走する山脈に沿ひ、東ヒマラヤ及アッサムから多數の植物分布上の要素が南延してゐるが、半島南部のマライ型植物群は之に相應した大北延を見ず、泰灣東岸に於て更に北上してゐるのは奇觀である。之には氣候が主要要素をなすのは勿論であるが、マライ半島南部が海により長期間主陸から切斷され、ゐた地質史も考慮を要す。

泰國の森林構成に就ては林業の項に詳述するから、茲には旅行者の目に映ずる鐵道沿線の林相に付簡述する。半島鐵道にて北上すると國境から暫らくは稍繁茂した後生林があり、低い廣葉の竹 *Giantochloa ligulata* が普生し、屢護謨林を見る。ハートヤイから七八軒北上するとカユアテ樹より成る廣面積の開闢な林を横ぎる。少し進むと特殊の植物群落に被られた石灰岩山が多敷急立し、珍奇な花を附ける *Holarrhena*, *Excoecaria*, *Dillenia*, *Hookeri*, *Decaschistia* 等が繁茂する開闢なサツアンナと仙人掌様の *Euphorbia* & *Dryas* 及 *Pandanus* の諸種が目を見舞ふ。北緯八度近くでは羽狀灌木 *Baccharis frutescens* が優勢でカユアテの灌木や旅行者が始終目撃する羊齒 *Peridium oenitum* が生育する砂質地の低林を見る。トゥンリン連絡驛からナムホーンを通ればその後

以北六〇新間は起伏あるサツアンナ及小敷の樹木が散點する開けた草丘を見る。之は開墾の遺相で、年々の草火事が復林を妨げてゐる。草は栽培業者の害敵ラン草で、山頂に伐残された樹木の多くは椰子 (*Livistona sp.*)、水流沿ひには *Pandanus furcatus* が普生してゐる。プラチヤアツプキリーカーン附近では國境山脈中の高山が車窓から仰がれるが、その上部は常緑林、下部はルアク (*Ruellia Thyrsostachys stamensis*) と呼ぶ小竹の多い鬱林である。停車場には屢丸太を堆積してゐるが、丸太は通常花欄で、小丸太は黒楢である。之から以北は後生林及開闢な灌木多く、屢有棘竹 (*Bambusa arundinacea*) が繁茂し、處々に米田が散在する。(註) ベナヤブリー (*Perakaburo*, *Peturri*, *Peirapuri*) に近づくとも米田の畦に多數のトディー椰子 (*Borassus flabellifer*) が栽培され、幹には無花果屬の寄生植物が附著し、蘭も普通に見る。右市以北は主として米田であるがコガネレダ、*Phoenix paludosa*、シマアソビ等が普生する鹹澤も目撃する。

(註) (1) 地方人はムアンペット (Muang Pet) と呼ぶ。

メークロン河を渡ると所謂メークナム三角洲が續く。盤谷附近の植物群は、幾世紀に亘る人類移住の影響を深く受け、原始林の痕跡は殆ど之を見ないのみならず、標高數呎の沖積硬粘土上にあること、鹹の影響ある水路下にあること、乾燥及氾濫の割刷あること等地理的及氣候的影響も著しく受けてゐる。高潮時に沿岸が浸水すること等地理的影響もあり、三角洲上唯一の原始林の痕跡をなすが、本林も亦防岸用又は薪炭用に栽植されたものが屢ある。本林中最優勢樹はラムブト又はハート (*Lampu or Pat: Sonneratia acida*)、有棘葉灌木 *Acanthus draculeus* も普生する。樹木を見ない小堀割の沿地等には無數の菅類、前記 *Acanthus*、タコノキ、緑色の圓形大果及白色星狀花を附ける小木の *Cerbera Adolam*、羊齒等が繁茂し、之にシマハマグルマ、シモノキカマラ等無數の攀緣植物が蔓延して居り、又その水面にはホテイ草、アサガホナ、浮草等が繁茂してゐる。沼澤地の植物群落も略同様で連、睡蓮等が栽培さ

れる。河口附近の紅樹林では *Sonneratia* の代りに *Bryonia*, *Antennaria*, *Xylocarpus*, *Carpops*, *Rhizophora* が優勢である。右の外河畦にはニツト椰子を屢目撃し、殊に河口には廣面積に亘つて繁茂してゐるが、殆ど栽培物である。又校下三〇米に及ぶ立派な二羽柿科のヤーン (*Xang: Dyplosocrus alatus*) を混へた半自然林を往々古刹の境内に見ることもある。該地方の爾餘の植物群落は殆ど現在又は會て栽植されたもので、米田には殆ど一年生の右兩者及野生植物が生育するが、顯著な乾、雨兩期に各々相異つた相を呈する。作物が熱し始めると田面に草が蔓延し、刈取後は低い毛氈となる。毛氈中優勢な草は *Sporobolus* の諸種で氾濫期には播種して枯死する。作付中には無數の菅や雜草が生育し乾期には休眠する。

一轉して盤谷市内の植樹を見るに、街路樹中最も普通樹はギアナ原産の *Ficus* *rubra* である。其他屢々目撃するものにアフリカ原産のオホバマホガニー、マライ原産の花欄、泰國自生のソータ (*Sarcocolla Zillingeriana*)、シマボウ、タガヤサン、大風子等で、庭園植物中には風風木が風景畫題を提供してゐる。尙盤谷附近に生育する植物は約五、六百種、其の七三%が自生植物、殘餘は輸入植物で、その三五%は熱帯アフリカから輸入された。最も普通な栽培植物約三百種に就いて見るに、約二六%は熱帯アフリカから、三八%は其他の熱帯からの輸入、七%は原産地不明で、自生植物は二九%に過ぎない。

北方鐵道に乗ると一八〇新間は米田で、其の間開闢な低林や竹叢を見る。ウタスデイトを過ぎると斧鉞の跡歴然たる森林地帯に入り、北緯一八度を越えて眺める低山は主にチークを豊産する混合落葉林で被れてゐる。メーヨム流域の山は、上部はバーデアーン林、下部は右混合落葉林である。爾後ナムマイ迄はバーデアーン林が普通で、混合落葉林は主に谷を占めてゐる。東北線沿線はコーラート迄はドンパーヤアイ乾燥常綠林で爾後ウボン迄は主にバーデアーン林をなす。東方鐵道

の終點ランマブラター (Aranya Pradesh or Ann Pradesh) からクラン (Krahn or Krabinuri) 迄はバーデアーン林が幾軒も續いて居り、本林の特長たるテン及ランの他ヒエン (*Hieng*)、クラート (*Krat*)、ブルアン (*Buang*) 等の二羽柿科樹を見る。驛々には花欄・紫椏等の丸太が伐出されてゐる。爾後盤谷迄は米田が多く、時折サケア (*Combretum quadrangulare*) の灰緑色の小林を見ることがある。

第十節 動物

一 軟體動物

泰國の軟體動物は水産陸産共に著しく豊富多種であるが、一般に隣接諸邦の相に酷似し、重要な特長はみられない(「水産業の部」參照)。

二 昆蟲

泰國産鱗翅目中蝶亞目の研究は殆ど完成し、記録された種は約七百に上るが、動物地學上の區別を明示し、季節に對する高度の感受性を有する例が多い點で注目される。最も目立つのは泰國人が「巨蝶」と呼ぶ鳳蝶である。蛾亞目は數千種に達する見込で、既に記録された種は三七五、中一四種は新種である。因に農務當局は農作物の害蟲に關し貴重な研究を行つた。蜻蛉目も恐らく幾百種に上る筈であるが、其の中八二種(中五種は新種)が屬種を決せられたに過ぎない。双翅目殊に偏在性數も多く、既に採集された種は約百(中二〇は新種)、ハマダラ蚊は極普通で一六種に上る。直翅目では蝻亞目科(殊にその短觸角種)が最も豊富で、半兩棲性の *Trypania* 及 *Pyrgomorphinae* も屢々米田で目撃する。其の他蜚蠊科・蟻科・竹節蟲科・蝨科等も甚だ豊富多種である。鞘翅目も唐冠亞科・蠟蟲科等大多數に上り、所屬の決したものとみても既に二百種を超えてゐる。膜翅目及有吻目の諸蟲は勿論豊富に遍在し、總翅目では二

二種が記録されてゐる。

甲殻類及魚類——水産業の部に後述する如く甚だ豊富多種に上る。

### 三 蛇

蛇亞目は泰國に於ける動物の顯著な特長をなすが、その種數及被害は印度及マライ半島に比して尠い。本目の研究は殆ど完成して居り、既に記録された種數は九五(別に海蛇亞科約二〇種)に達し、小は蠅形動物様の盲蛇屬(七種)より、大は錦蛇屬(他國産に比して小)に亘る。最も豊富多様にするものは山棟蛇科で、海蛇亞科を除いて尙三一屬七五種に上り、殆ど無毒である。本科には小圓突起を有する寛い袋様皮で被られ、長さ二・五米、異常な胴周を有する象鼻様の怪物 *Acerolordus javanicus*、木から木に跳ぶ *Dendrophis pictus*、鼻部に一對の觸角様突起を有する水蛇の一種 *Herpeton tentaculum*、ドグロを巻けば頭を隠して短圓尾を立てる所謂兩頭蛇 *Cynidrophis rufus* 等珍奇なものが多い。陸生有毒蛇は比較的少く、今日記録されてゐるもの一三種、その二種はコブラ、三種は珊瑚蛇、三種はクレイト、五種は蝮である。最大で最も危険な毒蛇は象さへ斃せしむるキングコブラ(最長五・五米)で全國の密林に棲み、普通のコブラ(一・九米以下)は盤谷市中にさへ居り、食用に供せられる。珊瑚蛇は、二種のみで山地に棲み、體長の約三分の一の箇所に毒線を有す。クレイト(最長三米)は全國に發見され猛毒を有するが、怯懦で被害は稀少である。蝮中三種は波布屬である。海蛇亞科は大河の下流、臺灣・半島西岸等に多數(六屬一九種)棲み、中一三種は *Hydrophis* 屬、總て致命的猛毒を有するが、咬害は稀有である。

### 四 蜥 蟻

現在記録されてゐる泰國産蜥蟻亞目は六科七五種で著しい變化がある、家屋の内外を問はず廣く分布してゐる。守宮科は約一七種、屋内種には啼聲で有名な長さ三〇厘米に及ぶゲッコー (*Gekko verticillatus*) がある。

### 八 鳥

泰國の動物中最も博く知られてゐるのは鳥類である。最も優勢なのはジャングルクロウ (*Corvus macrorhynchos*) で全國に豊棲する。其の他優勢な科には鴉科(諸種の鴉、殊にラケット形尾の黒色鴉が顯著)、多辯で小群をなす椋鳥科(約一二種)、知目鳥科、鶉科、鶉科、鳥秋科、金腹科、雀類、大は三五種餘から小は一四種に亘る翡翠科(一四、五種、ヤマセミ、セウビン、カハセミ最も普通)、鳥鳴科(約一〇種)、怪鳴科(三屬約五種)、燕巢を作るアナツバメを含む雨燕科(水産業の部参照)、泰國産鳥類の顯著な特徴をなす啄木鳥科(二〇屬四〇種、前後に各二趾を有し金鉗音機啼聲を發する五色鳥科、杜鵑科(一三屬二五種)、鸚鵡科(二屬七種)、鸚鵡科及コンドル科の肉食鳥、鳩科、マクチャクや野鴉を以て代表される大科雄雉科、鶯科、鶉科、朱鷺科等の魚食鳥、秋鶉科、千鳥科(一〇餘屬)、Paridae、燕千鳥科、鶉科、雁鴨科等があり、美鳥として著名な鶉科及廣嘴鳥科、西半球の蜂雀に比肩する織美な小鳥太陽科、巨大な嘴と嘴上の角冠と特異な習性とを以て著名な犀鳥科等に屬する鳥も豊富である。

### 九 哺乳動物

靈長目は多種豊富であるが、就中手長猿屬(殊にその白手種)、ラングールと呼ぶ尾長猿(約一二種六亞種)、小猿の獼猴屬(一〇種餘)が全國に豊棲する。哺乳動物の大御所象は全國に豊棲するも、文明の進歩殊に農地の擴張により分布界を漸減されつゝあるが、多數飼養され、生きた機械として人間に貴重な貢獻をなしてゐる。一角の *Rhinoceros sondaicus* 及二角のスマトラ犀はその血と角を漢藥に供する爲蠻民に追はれて漸減しつつあり、マライ獺も半島に棲む。野猪は廣く豊棲して屢巨大なものを見、鹿科に小笠原鹿外敷種及羌屬が廣く分布し、地方によりては右兩科の中間にあるトラゲルスが豊富であり、高山にはスマトラ羚羊も棲

飛蜥科は六屬二〇種餘、主に樹上に棲む。兩側の廣い膜翼で空中を滑走する美麗な飛蜥屬が最も優勢(一一種)で、其の他カメレオン様變色力あるもの、怒ると臍腹を膨らます斑紋の美麗な食用種 (*Liolaemus boliviana*) もある。肉及卵を食用とする大蜥科はヒア及タクトと呼ばれて四、五種水邊に普棲し、三・五米に及ぶものがあり、屢旅客を驚かす。其の他蜥科は四屬二七種(殆ど陸棲)に上るが、金蛇科及デイバムス科は各一種を有するに過ぎない。

### 五 蛙 及 蟾

害蟲を食食し且つ食膳に上る點で人類に貴重な奉仕をなす蛙や蟾は、泰國の動物相の顯著な要素で、今日記録された種は約六〇に上るが、遠隔の地は殆ど採集されてゐない。蛙は一屬四七種が記録されて居り、その中世界的な赤蛙屬は最も優勢で約二三種、次いで穴居する蛙が三屬四種、姫雨蛙が七、八種に上り、廣く分布してゐる。蟾蜍屬(四種)の一種 (*Bufo melanostictus*) は盤谷地方に普棲し、*Megalophrys* 屬(五種)は殆ど山地に見る。尙水邊に穴居する盲目の蠅形動物様無尾兩棲類 *Tachyphaps* (二種)の一種は盤谷附近に普生する。

### 六 鱉

泰國産鱉には二種があり、一種 *Crocodylus porosus* は諸河の下流(時には海中)に普棲し(殆ど六米以下)、一種は所謂泰國鱉 (*C. Thaiense*) 殆ど四米以下)で、主に中部及半島の河川湖沼に棲み、食用に供せられる。兩者共主として魚食するが、殆ど各種の動物(殊に後者は犬)を賞食し、屢人類に危害を與へる。極めて狭長な嘴を有するトミストマ屬もタレーサトブ内海に棲み、大は四米餘に達する。

### 七 龜

「水産業の部」参照。

んでゐる。野生水牛には飼養種と同種の水牛の外に黒色及赤色の兩種を見る。猫科の王は勿論虎 (*Palis tigris*)、豹と共に全國に普棲し(南部には黒豹を見る)、飼猫には東南アジアに普生する一變種の他に泰國特有の二變種があり、その中の一變種は綠眼で、均一な青白黄褐色に配するに尾及耳の先、四肢及鼻口部の暗褐色を以てし、他は一樣に鮮紫色を呈して黄眼を有し、泰猫として歐米の愛猫家に珍重される。麝香猫屬、ハクビシン屬、川類等も數種あつて稀でなく、其の他全國に分布するチャカル及野生犬、南部産のマライ熊、北部に棲むチベット熊等の食肉動物も居り、*Galeopithecus*, *Jungia*, *Pachura*, *Parascaptor* 等の食蟲動物も棲む。翼手目たる蝙蝠は甚だ多種豊富で、泰國で記録された種は六〇餘、食果種には世界最大の蝙蝠で樹上に群棲し、夜間果樹園に著大な被害を與へる大蝙蝠屬(三、四種)の他諸屬を見、昆蟲の捕食により人類に貢獻する食蟲類には約二〇種がある。泰國の哺乳動物中最も豊富なのは齧齒目で、栗鼠は七〇種及變種、家鼠の同屬は五〇種及亞種が記録され、野兔も全國に豊棲する。肉は食用に皮は漢藥に供せられる穿山甲は泰國唯一の貧齒動物である。海棲哺乳類には鼠海豚屬、海豚屬、小鯨及儒艮があるが、研究が甚だ不完全である。

## 第二章 歴史

年代記摘要—近世史—立憲革命

### 第一節 年代記摘要

#### 一 歴史年表

- 一三五〇年 アユーチャヤに新王朝建設
- 一六三〇 山田長政六昆にて薨す
- 一六五九 コンスタンチンフアウルコン來泰
- 一七六七 アユーチヤ、ビルマ軍の爲に陥落
- 一七八二 現王朝の祖ソムデットチャオプラヤーチャクリー盤谷にて登位
- 一八五一 モンクット王登位
- 一八六八 チュラロンコーン王登位
- 一八九三 佛・泰事件、メコン河以東の老撾を佛國に割讓
- 一九〇七 パツタムパンを佛國に割讓
- 一九〇九 ケランタン及トレンガヌを英國に割讓
- 一九一〇 ワヂラウット王登位
- 一九一七 獨・埃に宣戰布告、翌年遠征軍派遣
- 一九二四 日・泰條約調印
- 一九二五 プラチャティボック王登位
- 一九三二 六月立憲革命、十二月恒久憲法發布
- 一九三五 三月ラーマ七世退位、アナンダ マヒドーン王即位
- 一九三八 六月 國名改稱し「泰國」とす
- 一九四〇 六月一日 日泰友好・泰佛、泰英不侵略條約締結
- 一九四一 一月三日 西貢停戰協定調印さる
- 同 五月九日 泰、佛印平和條約調印さる
- 同 八月八日 泰國政府中立堅持を再び聲明す

同 一月二〇日 日泰同盟條約調印  
 一九四二 一月一日 泰國英米に對し宣戰を布告す  
 一九四三 六月二四日 首府をサラブリーに遷都

#### 二 スコータイ・サワンカローク王朝時代

黎明時の泰國には、全地に亘りて多数のモンクメル(Mon-Khmer)人種並に東埔萊より移住した。種族が散住してゐた。其の最古の居留地スコータイ(Sukotai)は、紀元前三〇〇年頃、既に可なりの村落をなし、婆羅門教を奉じてゐたが、約二世紀の後酋長プラヤータマラーチャヤ(Phya Dharmaraja)は同地方の王となり、一子を同市に残して新都サワンカローク(Swanakok)に遷つた。爾後兩市は交互に首都となり、スコータイ・サワンカローク王國と稱へて、漸次強大となり、クメール及ラオ諸國を降して附庸國となし、東埔萊の馮轄を脱すると共に、夙に特殊の字母を用ひ、文學美術興り、交易廣まり、傑王プララン(Pha Ruang)の治下に於ては繁榮の極に達して、東はメコンより西はサルウキーンの兩河、北はチェンマイより南はマライ半島に及ぶ大帝國となり、威風四隣を歴した。併し同王の死(約一〇九〇年)後は漸次凋衰を辿り、王朝とは名のみにて威令再び行はれず、アユーチヤ王朝興るに及びては單に一地方官たるに過ぎざるに至つた。

#### 三 ラオ族の擡頭占勢

當時北境山地に居住せしラオタイ(Lao-Tai)種族の一支族たるラオ族は、漸次其の數と勢とを加へ、西曆五七五年の頃は現今のラムプーン(Lampang)・チェンセン(Chiangsen)等に強力なる王國を建設し爾後幾世紀に亘り遠く南征して、クメール諸國を侵し、諸地に居留するに至つた。プラランの死後、ムアンハン(Muang Hang)の酋長シータマラーチャヤ(Siddhamaraja)はスコータイ王軍を撃破してピサメローク(Pisam-Loke)に首都を定め、其の子ケサラシマ(Kesara Sina)をスコータイの玉女に入婿せしめてロープリー(Lopburi)王に封じた。併しシータマラ

ーチャヤの死後は急速に衰落し、後者が代つて中樞となつたが、ケサラシマは登位後間もなく東埔萊次いでベグーに敗戦し、ナライ(Narai)王のノンサノ(Nong Sano)遷都(約一八〇年)の頃迄、同時に東西二強國の附庸國たる奇現象を呈した。十三世紀の初葉に當り、支那西南部に居住せしラオタイ種族の一支族タイ(Tai)族が、忽必烈に驅逐されて北部泰國に移下するに及び、先住ラオ族は逐はれて最終最大なる南進を始め、ノンサノ王國を侵してスパンブリー(Suphanburi)に首都を建設し、更に南進して半島を蹂躪したが、スパンブリー王プラチャオウドー(Phra Chao U-Thong)はノンサノ市を収めて新都アユーチヤを興した。

#### 四 タイ族(暹羅人)の發祥

如上南移したタイ族は、總て前住モンクメル族の文物及習俗を取入れ、力めて之と共婚した結果、之等の混血人は急速に増加し、今日泰國の中樞をなすタイ(Thai)自由の義)族の發祥である。

#### 五 アユーチヤ首都時代 (一三五〇—一七六七)

プラチャオウドーがプララーマーティボディ(Phra Rama Thibodi)一三五〇—一六九)なる稱號の下にアユーチヤに君臨するやスコタイ・サワンカローク王國の全土を奪回統一し、今日尙繼承されつゝある優秀なる諸法規を編纂して、アユーチヤ朝四〇〇年の基礎を置いた。爾後其の後裔が相承けて王位に登り、東埔萊及チェンマイを蹂躪して國勢次第に加つたが、マハーイン(Maha Indra)の治下に執拗なるビルマの攻撃を受けて首都は破壊掠奪され、正に滅亡の悲運に際會せんとした。時にプラナレースワン(Phra Narai)起ちて(一五六五年)再三再四ビルマ及東埔萊軍を破り、更に進んで其の首都を蹂躪し、三〇年を出でずして祖國を北緯四度—二度、東經九六度—一〇六度に亘る鞏固なる大帝國となした。其の死(一六〇五年)後三代を経て一大革命起り、政權は貴

族であつたプラチャオプラサートン王(Phra Chao Prasat Thong)に傳取され、其の子プラナライ(Phra Narai)の登極(一六五五年)後約三〇年間は平和に繁榮し、商業美術大いに興り、對外交確立され、南亞の一強國として西歐に傳知せられるに至つたが、一希臘人宰相の野謀は暴動となり、結局一高官プラチヤー(Pha Thepraja)が擁立されて登位(一六八八年)した。同王は外交を更新し貿易を再興したが、死後再びナライ王の子が王位を回復した。併し爾後二代を経たるソムデットプラマハボワンビニット(Somdet Phra Maha Bowa-in Binin)の治下に、十六世紀末葉より中絶してゐたビルマの侵襲を受けて、首都は重圍に陥り、防戦力も空しく、終に一七六七年に陥落し、王は誅戮され市民は捕虜となり、諸記録は湮滅し、四百有一七七年に亘り權勢飛鳥を落したアユーチヤは一朝にして灰原に歸した。

#### 六 歐人渡來とルイ十四世の野望

十六世紀の最初葡萄牙人はアユーチヤ其の他諸港に渡來して主として貿易に従事したが、約一世紀の後英・和船も泰國領海に出現するに及んで、葡人は衰微し蘭人代つて繁榮した。一六五九一希臘人コンスタンチンフアウルコン(Constantine Phanikon)來泰し、時の國王プラナライの宰相に榮達するに及び、英・佛も招かれて貿易に参加し、貿易興つて當國は一時大いに繁榮した。茲にルキ十四世は羅馬加持力教の布教中心地としてアユーチヤを選び、一團の布教師を派遣したが(一六六二年)、右宰相は佛相コルベトと呼應し、佛王を動かして當國上下を基督教に改宗せしめ、之に佛國の最上權を樹立せんとし、數多の兵艦を送らしむるに至つて、茲に内亂勃發し、王は幽閉され右宰相は誅戮され、歐人商人は悉く國外に驅逐された。

#### 七 日本人の渡來と霸業

邦人のアユーチヤに鞏固なる居留地を形成したのはプラナレース

ン王の時代に、本邦文献には、慶長(一五九六)年間長崎の商人津田又左衛門渡泰し、壯士六、七百人を率ゐてベグーの入寇軍を撃破し、王の寵遇を得たとあり、又其の後アワ(亞華)の入寇に際しても木谷久左衛門起つて邦人軍を統べ、首都の危急を救つて國政に與るに至つたと云ふ。二世の奇偉山田仁左衛門長政の渡泰したのも此の頃にて、次帝エーカトサロット(Thakotarat)に仕へて邦人よりなる近衛兵の指揮官となり、王に勤めて家康と修交せしめた。次いでソンタム(Songtham 一六一〇—一七八年)王登位し、一貴族を處刑するに及び、其の一味の邦人の二八〇名は反亂を起し、王に迫りて諸種の條件を承諾せしめ、首都を包圍掠奪して、ネチャブリン(Pechabun)に籠つたが、間もなく王軍に撃破された。併し王は前約の全部は破棄せず、邦人も之を悉く國外に放逐しなかつたものゝ如く、後年尙長政の指揮する邦人の近衛兵は存続してゐた。長政は攻績多く徳望高く、王の厚遇を受ける頗る重用され、先づ膺普刺(現今の Phya)後にブラヤーセナービモック(Phya Senaphimuk)に叙せられた。王の薨去に先ち夫々王弟及王の長子を擁して陸軍大臣ピアシーウオラウオン(Phya Sri Worawong)の間に王位繼承問題を起し、長政及其の麾下にある邦人軍六百の同意を得んとして互に策動したが、長政は本邦家督相續の慣習を可として王子擁立を王に内申するに及び、終に新帝ジェッター(Jetta 御年十五歳)の登位(一六二八年)を見た。然し幼帝擁立はピアシーウオラウオンの野望達成の具に過ぎず、彼は王弟以下反對黨を殺誅して兵馬の實權を收め、諸臣を煽動して、在位二年に充たぬ幼王を弑し、長政を説いて自ら登位せんとしたが、長政は王弟アテイタヤウオン(Atitayawong 十歳)の登極を主張して肯かざり、彼は止むなく一時長政に同意したかの如くに装ひ、先づ野心遂行の一大障害たる長政を遠ざけんとして甘言を以て、長政を反服常なき六昆(チンミン・タム・マラット)の總督に赴任せしめ、機を逸せず先づ攝政となり、次いで事を設けて幼帝を弑し、終にブラサートームの稱號の下に

- 1910—1925 Phra Mongkut Klao Maha Vajiravudh (Rama VI)
- 1925—1935 Phra Pok Klao Maha Prajathipok (Rama VII)
- 1935— Sombek Phra Chao Yu Hua Ananda Mahidol (Rama VIII)

### 第二節 近世史

#### 一 近世序説

王子ラーマ二世即位の年、附庸國たるカンボヂヤを救援して安南入寇軍と交戦したが、結局バツタンバン縣のみを併合して和戦した。其の崩御に當り一庶子が正嗣を排して篡位したが、新王は英・米と條約を締結して對歐外交を更新し、一八二八年にはヴィエンチャンの反亂を鎮定した。

右王の薨後ラーマ二世の正嗣モンクット王子が迎立された。王は學徳高く、内外上下の實情に通曉した明王にて、一八五五年の對英新條約を始め、佛・米(其の翌年)、丁抹及ハンザ同盟市(一八五八年)、葡萄牙(一八五九年)、和蘭(一八六〇年)、普魯西(一八六二年)と條約を結んで、外交及貿易を開き、内治を改善し、交通を開き、工業及教育に力める所大であつた。

次王チユラロンコン王は幼にして登位したが、ジャワ・印度及歐洲に外遊して近代文化に觸れ、諸般の大改革を敢行した。即ち行政各部に於て封建制を漸廢され、徐々に奴隸を廢し、法規は地方酋長の所領にも及び、司法制度を改良し、官吏の俸給統一を斷行し、財政の基礎を固め、徴租制度を改善して租税の請負を廢し、一八八五年には郵便電信事務を開始し、一八九二年以來着々鐵道を建設し、軍制を改新して徴兵制度を採用し、公開賭博及阿片吸飲の漸廢を圖つた。

#### 二 佛・泰事件

泰國……歴史

登位したが、同王は自己の安寧を圖る爲間もなく長政を毒殺した。其の子オン(On 阿因一八歳)は復讐せんとして起つたが、偶々留任して居た前總督の奸策の爲成就せずして邦人の大部分と共に東埔寨に逃れ、後年戦死したといふ。其の他の邦人は前に逐放せられた多數邦人を引具して再びアニーチャに歸つたが、王は之を甚だ慮れ、一六三二年の雨季、夜暗に乗じて日本人町を急襲し、之を滅盡せんと企圖するに及び、邦人の多くは河中に遁れ、激戦しつゝ東埔寨に走つた。時恰も寛永九年にて、爾後少數の邦人は尙在留し、一六三四年のパターニー遠征にも参加したものの如くであるが、昔日の活躍とは全然其の影を斷つに至つた。

#### 八 盤谷遷都とチャクリ王朝

アニーチャ陥落前チャンタブリン地方は遁走した一官吏タークシン(Thaksin 鄭昭)は兵を糾合して、アニーチャに迫り、ビルマの守備隊を一蹴して現今の盤谷市の對岸トンブリー(Tonburi or Tanaburi)をトして首都と定め、南は半島より北はルアンプラバーンの北境に至る泰國全土を回取した。次いで前王朝の朝臣ピアチヤクリ(Phya Chakri)が推戴されて登極し(一七八二年)、ビルマと勝戦して半島ビルマを回取し(一七九二年)、帝都を東岸に遷した。之が所謂チャクリ現王朝の第一世にて、後世ブラフンタム・チン・アニーチャロット(Chra Buddha Yod Fa Chulok)と呼ばるチャクリ一世(Rama I)と稱するに至つた。

- 1782—1809 Phra Buddha Yod Fa Chulalok Maha Chakri Paromnat. (Rama I)
- 1809—1824 Phra Buddha Laes La Nakhlaya Maha Isara Sunton (Rama II)
- 1824—1851 Phra Nang Klao Maha Jetta Bodintorn (Rama III)
- 1851—1868 Phra Chom Klao Maha Mongkut (Rama IV)
- 1868—1910 Phra Chula Chom Klao Maha Chulalongkorn (Rama V)

此の頃泰國は、佛國の植民地擴張の犠牲となつて一大危機に遭會した。一八八八年、佛國は會て其の保護國安南の所領たるメコン河以東の泰國領の返還を要求したが、泰國は之を容れず、境界を劃定し得る迄右地帯を中立地帯とすべき提案をなし、佛國は一時之を受諾したが、爾後互に違約を問責し合つて紛糾を重ね、終に一八九三年安南軍は右諸地を占領した。茲に泰國は本事件を仲裁々判に附せんと提議したが、佛國の容れる筈なく、偶發した佛國官吏の殺害を泰國守備軍の所爲となし、軍艦を派して盤谷及泰灣東岸を封鎖し、同年一〇月諸種の屈辱的條件を承認せしめ、更に條件の履行促進に名を藉りて一九〇四年迄チャンタブリンの軍事的占領をなした。然し佛國勢力の西進を欣ばぬ英國は、一八九六年佛國と協定を遂げて泰國の獨立を保證し、次いで一九〇四年及一九〇七年の對佛條約及一九〇九年の對英條約により、今日の東部及半島國境外の所領を失ひ、代償として兩國の治外法權撤廢を得るに至つた。

#### 三 ラーマ六世及先王の内・外政刷新

一九一〇年一月三日先王ラーマ五世崩御、ワーチラツッド王子王位御繼承、先王の偉業を完就し、國民を善導して庶政の改革を斷行、更に國民意識を充實せしめるに力を致された。他方外政に於ては、世界大戦に際し獨・塊に宣戰布告して遠征軍を派遣、日・泰條約の調印等あり、英邁に在らせられて同國の治績大いに擧つたが、一九二五年一月二十六日在位一五年にて崩御あらせられた。同年は佛・英・獨・葡・西・蘭及瑞八國との新條約を締結し、英國との仲裁々判條約に調印したるを以て記念すべき年であつた。之等新條約を以て泰國は司法上及關稅上の自主權を獲たが、之は列強に泰國々政の進歩を認められたる證左である。ブラチャティボック王弟王位を御繼承、直ちに國政諸般の諮詢機關と最高顧問會議を創設せられ、又只管經費節減によつて豫算の均衡を回取する爲に、國王自ら多額の王室費を削減して親しく範を垂れさせられ、行政整理の斷行を初めとし、對外通商條約の改正、樞密院法其他

諸法規の發布等内治外政に盡くされ、泰國の治政は著しく改善されるに至つた。

### 第三節 最近世史

#### 一 革命序史

泰國は建國以來國家の政治と王家の家事との間に明確な區別がなく、それが稍區別せらるゝに至つたのは前世紀の九〇年代のことで、二〇世紀も三〇年代に至るまで舊時代の遺物たる君主專制政治が依然繼續せられてゐたわけである。然し國民の間に專制政治に對する不平がなかつた譯ではなく、ラーマ六世（一九一〇—一九一五年）在位時代の一九一二年に專制政治打破を目指した革命が企てられ、未だに發覺して數十人の關係者が逮捕並に處罰せられて落着いたことがある。先王ラーマ七世は比較的自由思想に富まれ、現に立憲革命の突發した時には國王は恰も南泰のアヒン離宮に於て既に完成してゐた欽定憲法の草案を再吟味してゐられたといふ事實があり、立憲政治創始の御志は御即位の當初から保持せられたもので、即位後間もなく、久しく有名無實の存在であつた樞密院を改革して、各省官吏の内から四〇人の委員を選任して、重要法案の審議機關とせられたのであるが、その改革案發布の詔書に於て、「此度の改革の趣旨は、將來政治革新の機運到來に當りて、其の實行を容易ならしむる爲に各員をして會議討論の術に熟せしめんとするにある」と述べられてゐるを見ても國王の御意の存するところを知ることが出来る。更に之よりも一層重要で注意さるべきものは最高議院の創設であつた。最高議院は最高級の王族四名乃至六名を以て定員と爲し、國王の親裁する國家最高政策決定機關として、内閣會議の上に立つものであつた。當時にあつては、ラーマ六世治世中に於ける所謂墾臣政治に對する反感があつた爲に國民は均しく此の舉を歓迎した。然し爾來王族の政治上に於ける地位は著しく重要な度を加へ、最高議院顧問官が官制上王族の獨占するところであつたばかりでなく内閣諸大臣の地位も王族を以て充てら

れるものが漸次多くなり、立憲革命物發の當時には九人の大臣中六人まで王族に依つて占められ、泰國の政治は、その實質に於て君主專制と言ふより、寧ろ王族專制と言はるべき觀を呈し、而も國王を圍繞して最高議院に據れる王異母兄ナコンサワン殿下を初めとする最高級の王族は何れも事大保守を念とする人達で、内政上にも外交上にも只管現狀維持を事とするばかりでなく重要官吏の登用に付ても依情の措置が少くなく、又所管事務に關しても私利を營む者があるとの巷説が喧傳され、政府の施政中には個人的趣味を満足せしむる爲に國家の施政を弄び、國民の利益を犠牲に供して憚らぬといふが如き幾多の非難があげられ、國民の王族政治に對する不平が次第に醗酵して來た。元來泰國に於ては國家統治の大權は人民に發するもので、國王には學徳を具へた者を推戴し、人民に代つて大權を行使して貰ふものと信ぜられて來たので、此等の王族は實に英明を蔽ふ君側の奸であると考へられた。然しかゝる王族專制政治の積弊を是正すべき手段は既存制度の下に於ては全然望みなく、又革新の意嚮を有せらるゝ國王も元來蒲柳の質である爲右の如き王族專制の弊害助長は却つて濃化する傾向にさへあり、而も一般大衆には政治的訓練がなく言論の實質的自由もないが故に、輿論を喚起して革新の氣運を促進し、合法的平和的手段に依りて立憲政治を斷行して政界に改新の氣を注入すると言ふが如きは百年河清を待つに等しく、此際斷乎として直接行動に出で、守舊頑迷の一派を排除するの外は無いとの見解を持つ革新派が漸次擡頭するに至つた。更に此の革新派の擡起を促した原因として擧げらるゝのは、世界經濟恐慌の影響が一九三〇年頃から漸次泰國にもその重壓を加へた點であつて、泰國の最重要産物たる米の輸出は極度に不振となり國民生活は全く不安に陥り、政府の歳入缺陷亦甚しく、一九三二年に於ては遂に豫算編成難を告ぐるに至つた。之が爲政府は各種事業の中止又は繰延を行ひ、一般政費に節約を加ふるの外、多數官吏の罷免を實行したのみならず、他方種々の新稅賦課又は増稅を實行することゝなつたに拘らず、財政の内容に關しては毫も之を國民に開示して其の

理解を求むるの措置は採らなかつたので、一般有識階級の不平は俄に昂進して、或は直接國王に上書して救済を求め、又は納稅者たる國民に參政の機會を興ふる必要を叫ぶ者等漸く多きを加ふるに至つた。

此の間泰國に二流の革命計畫が熟しつゝあつた。一はルアン プラヂットを中心とする文官派、一はブラヤー パホン大佐を中心とする軍部の一派であつたが、此の二派は遂に合流して、人民黨の名の下に一九三二年六月二四日の拂曉事を擧ぐるに至つた。先づナコン サワン殿下を初めとして、舊政府の權勢者四〇名許りをアナンタ サマコム宮殿に閉じ、陸海軍部の完全なる結束の下に瞬く間に首都の實權を收め、革命の主旨を印刷したビラを撒布して宣傳に努めた。一方、砲艦スコータイにて特使をアヒン離宮に派遣して「人民黨は立憲君主政體の樹立を主眼とするもので、國王には即時首都へ御歸還の上立憲政體の下に統治せられんことを要請した。國王は、「國民の安泰」を惟ひ、又「國際關係紛擾擴大」に依て之に乗ぜられんことを恐れて右要請を受諾せられ、二六日早朝還幸、直ちに人民黨代表者に謁見を賜つた。かくして黨代表者は、ルアン プラヂット起草に係る憲法草案を捧呈して、御署名を請ふた。國王は之を御檢討の上、同案は泰國の現狀に徴して不適當であり、更に理想的なものを起草するといふ條件の下に翌二七日假憲法として之を裁可された。此の間僅に四日間、近衛師團長ブラヤー セーナ少將の負傷以外には、何等流血の慘事を見ずして、輝かしい泰國の立憲革命は成就した。それより直ちに假憲法に據りて指名議員七〇名より成る第一期人民代表議會が組織され、元文部大臣のチャオブラヤー ママサクが議長に選舉され、次いで議會は人民委員會委員長として控訴院長ブラヤー マノーを選任、更に一四名の同委員が選任され、直ちに議會の承認を経た。翌日二九日には人民委員會の推薦に依りて國王は國務參議を任命、國務院の成立を見た。茲に注目されるのは、革命の指導者達が悉く無任所參議に甘んじ、重要參議には控訴院長ブラヤー マノーが國務總理兼大藏參議に推されたのを初めとし、舊政府時代の重要人物を以てし

#### 二 恒久憲法發布

人民代表議會は其の成立直後、恒久憲法を起草する爲に議員中より七名の起草委員を擧げ、その完成に努力を傾注することゝなつた。新憲法草案が一應脱稿を見る途には四箇月餘の日子を要したのであるが、其の前半期に於ては起草委員會の經過に付ては何等公表されなかつたので、新憲法が果して如何なる主義方針の下に起草せられつゝあるか國民には全く不明で、人心に可なり不安を興へてゐたのであるが、後半期に至り政局及民心の不安を緩和する必要が痛感するに至つた結果、時局を安定して政權を維持し、意義ある革命建設の事業を進める爲には、國王と緊密なる接觸を保ちつゝ、憲法規定中の重要な主義上の問題に付相互に和協を計つて出來得る限りその制定を促進することが必要であるとの政府内穩健派の主張が容れられ、爾後能く國王と接觸を保ち、逐條國王の御意見を叩くことゝなり、その内容にも慎重な檢討が加へられて、革命物發當初に於ける人民黨の宣言に於ては共和制度に迄突進せんとするが如き急進的傾向すら示してゐたのに反し、殆ど欽定憲法とも言ふべき理想案が完成した。一月三日、草案の脱稿と共に委員會は先づ非公式に之を國王に捧呈して御親閱を求めた。國王の御下渡しを得た委員會は一月一五日、之を議會に報告、議會では二五日より之を本會議に上程し、連日連夜熱心討議の末、一月三〇日を以て可決確定したのであつた。

憲法發布式が愈一二月一〇日と決定せられて、政府及人民黨部に於ては其の準備に忙殺され、一般市民も亦多大の歡喜を以て之を迎へようと



してゐた時に際し、嚮に革命の旗擧げに参加したブラヤー、パホン以下五三名が、一二月七日、人民委員長ブラヤー、マノイ及国防大臣ブラヤー、ラーチャ、ワンサンに引率されて國王に謁見し、革命當時に於ける其の言動に付て、書を奉つて陳謝の意を表し、國王は之を嘉納せられたのであつた。かくて一般の空氣緩和裡に恒久憲法の發布式が全國的奉祝気分を以て舉行された。

### 三 聯盟總會に於ける棄權

一九三三年二月、滿洲國獨立に關する國際聯盟總會に於て泰國の代表アンバーは政府の意を受けて敢然棄權の擧に出で、世界を瞠若たらしめた。泰國が此の擧に出でたについては、日本の立場に對する深い理解があつた爲ばかりでなく、「泰國の完全なる獨立自主」といふ革命の指導精神が働いてゐることは見逃せないことであつて、一三箇國委員會の報告案のように滿洲を國際管理下に置くことは、何時か同様の機會に際會した場合、泰國に同様の管理の及ぶことを承認するやうなものであることが考慮されたのは明白である。然らば何故反對投票が出来なかつたか。之は泰國の經濟的實權を握る泰國在住の數百萬華僑に對する内政上の關係からであつて、近來頗る民族意識を回復しつゝある是等華僑を不用意に刺戟することは、泰國の内政上重大事ではなかつた。即ち以上の如き内政・外交上の諸情勢が考慮された結果、此の劃期的な棄權となつたのであるが、從來追隨外交のほかになかつた泰國が、兎に角、之に依て自主的外交の方針を中外に明示したことは新興泰國の意氣を示すものとして注目されるべき擧であつた。

### 四 保守派の占勢

恒久憲法發布と同時に總理以下二〇名の國務參議が任命され、新憲法に據る國務院が成立、新國務院は二〇日に至つて其の施政方針を議會に於て發表し、議會は之に對して信任決議を通過した。かくて新政府は諸に收めて居り、更に次第に軍隊内の有力部門を管理するに至り、其の勢方は次第に動かし難いものとなつてゐた。

六月一九日夜ルアン、ピブン配下の軍隊は海軍側と共同して突如行動を起し、ブラヤー、パホン大佐を説いて之を擁立し、疾風迅雷的に六月二〇日早曉には早くも保守派政權を驅逐して了つた。二一日には早くも議會再開の詔勅が發せられ、新國務總理としてブラヤー、パホン大佐が任命せられた。護憲革命の機軸に参加したのは、陸軍側ではブラヤー、パホン大佐、ルアン、ピブン中佐、海軍側ではルアン、スーパ少佐、ルアン、ダムロン少佐、文官側ではワンワイ、タヤ、コーン殿下、元内務大臣ブラヤー、スリヤヌバート、元大藏大臣ブラヤー、コマラクン及控訴院長ブラヤー、ニテイサート等であつたが、事實上牛耳をとつたのはルアン、ピブン中佐であつた。

次いで六月二六日には新閣員の任命があり、新國務院が成立し、同日の議會に於て憲法の擁護、立憲革命の理想の實現、並に共產主義の排撃等を主眼とせる國王の裁可を経たる施政を發表して、その向ふところを明にした。

### 六一〇月兵亂

護憲革命に成功したブラヤー、パホン政府は爾後革命の理想遂行に眞摯な努力を拂つたが、その間にあつて舊勢力の復興を日指す政府顛覆の陰謀が次々と計畫された。殊に義の反動政府に依て共產主義者の烙印を附せられて外遊中のルアン、ブラヂットが佛國より召還され、國務に參與することになるや、之を口實として遂に大規模の反動革命が計畫されるに至つた。叛軍の統領はラーマ七世の從兄弟ボワラテット殿下で、之を繞る主要人物は悉く失意の有力王族や、ブラヤー、マノイ一派の右翼派であつた。一味は盤谷駐屯軍の一部を勧誘して、行動を起させ、首都を擾亂に導き、その虛に乗じて地方軍を進めて首都を奪取する筈であつたが、事前に政府の感知する處となり、一〇月初旬首魁の逮捕令が發せ

般の施設改革に努力を傾注し、革命政府の使命達成に向つて邁進することとなつた。

然るに翌一九三三年早々から保守思想對急進思想の對立が尖鋭化して來た。人民黨に對抗する右傾的な國粹黨組織問題、官吏の政治的結社加入禁止問題及ルアン、ブラヂットの唱導する新經濟政策等に關し政府部内兩派に意見の衝突があり、種々の風説が流布されて政局の前途に不安があつたが、果然、四月一日に至つて政府は國王の名を以て緊急勅令を發布して、憲法の一部を停止し、第二期議會開始迄との條件の下に議會を閉鎖し、國務院の改造を行ひ、部内急進派の首魁ルアン、ブラヂット以下五名を共產黨の汚名の下に免職するに至つた。

此の緊急勅令の發布と同時に、其の規定に基く新國務院の組織が發表され、前國務總理ブラヤー、マノイを長とする保守派政府が成立した。新政府は報道の統一を口實として、新聞其の他言論の自由を極度に壓迫するの擧に出づると共に、他方には四月中に施行の豫定であつた民選議員選舉を延期し、次いでその無期延期を宣言するに至り、從て新政府の立憲政治に對する態度は大いに疑惑の眼を以て見られ、或は舊政體への復歸が目論まれてゐるのではないかと不安が國民の間に濃厚となつた。

### 五 護憲革命

右の狀勢が身命を賭けて憲法の獲得に當つた人民黨の人々を動かさずには措かつた。此の一派は右新政府の成立と同時に護憲運動を起し、密に政府顛覆の機會を狙つてゐた。然るに六月一〇日に至り、革命に際しては軍部の指導者として活動し、革命後は引續いて人民委員、國務參議となり、且つ陸軍司令部長官を兼ねて居たブラヤー、パホンを初め軍部側四名が病氣の故を以て辭表を提出し、一切の公職を退くといふことが發表され、國民の間に非常な衝動を興へた。かくて今や立憲革命の首魁者にして、參議として軍職を兼ねる者はルアン、ピブン(當時中佐)のみであつたが、氏は砲兵副監として軍隊中最も有力な砲兵隊の實權を掌中

られた。領袖連は逸早く東北高原の中心都市コーラートに遁走し、一〇月一日同日地駐屯軍の一部及郷軍を率ゐて首都へ向つて進發し、一二日未明には早くも盤谷近郊ドンムアン飛行場を占領して各地同志の蜂起を待つた。然し其の時迄に呼應して起つたのは、アヌーチャの工兵隊のみであつた。

之に對し政府は盤谷に戒嚴令を布くと共にルアン、ピブンを司令官とする混成討伐隊を組織して遊撃の配備を整へると共に、諸種の宣傳に依り叛軍の自然的崩壊を圖つた。元より叛兵の大部分は欺瞞強制等に依て動かされてゐたもので、一三日頃より早くも士氣沮喪、後退して東北高原に據るべく行動を開始した。政府軍は之を追撃して一六日にはドンムアンを、翌日はアヌーチャを占領、二三日には東北高原の外壁をなす山地に據つて最後の抵抗を試みる叛軍を攻撃して遂に同夕刻之を陥落し、統領ボ殿下は飛行機で佛領に遁れ、首魁者は何れも遁れて佛領に入った。之に依て國民の政府に對する信任は強化し、反動分子と共に政府の弱點も一掃され、爾後二、三の反政府的陰謀が發覺したが、何れも大事に至らず、ブラヤー、パホン政府の基礎は著しく鞏化するに至つた。

### 七 總選舉の施行

マノイ政府に依て實施を阻まれてゐた人民代表議會の第一種議員の公選はブラヤー、パホン政府に依て實施を急ぐこととなり、八月一五日附官報特別號にて關係勅令が發布された。本選舉は二重選舉制であつて、初め村代表を選出し、次に村代表に依て各縣の人民代表を選出するものである。勅令の發布と共に村代表選舉を管理する郡當局に準備事務を開始し、九月一五日迄に村代表候補者の受付を終り、一〇月一日より全國一齊に村代表選舉を開始された。次いで人民代表候補者は一〇月末日迄に届出を終り一〇月一入つて泰國未曾有の總選舉が開始された。此の間一〇月兵亂の勃發等の大事件があつたに拘らず豫定通り總選舉は終了を告げ、民選・勅選各同數を以て組織する、待望の第二期人民代表議會は憲

法發布記念日たる二月一日に開院さるゝこととなつた。當日、國王は近衛兵の正式兩儀を以て開院式々場たるドゥシット宮殿のアナンタサマコム スローンホールに御着、一時玉座に着かれて、嚴かに開院の勅語を述べられ、茲に歴史的盛事は無事終了した。爾後二日迄憲法發布一周年記念と重なつて諸種の儀式が打續き、全国的に祝賀の氣分が漲つて盛觀を呈した。

### 八 ラーマ七世の退位

一九三五年三月六日、當時御滯英中のラーマ七世は御退位になり、満九歳五箇月の幼王アナンダ マヒドーン殿下が王位を繼承された。一九三四年八月末政府は議會を通過した刑法修正案を御渡隊中の國王に捧呈して御裁可を請うた。同案中、従来の死刑執行には國王の御裁可を必要とする點を改めて之を政府に移すこととせる點に對し、非常な御反對を以て返付されたが、議會は再度原案を可決して了つた。國王は之に對して御裁可にならなかつたばかりでなく、退位の意向さへ洩らされるに至つたので、茲に政府は重大危機に直面することとなつた。即ち前途多難なる時局を統制し、革命の理想を遂行する上に、此の「心の中心」として國民に愛慕さるゝ國王を失ふことは政府にとり最大の痛手であつたので、政府は只管國王の御意と御歸國とを請うた。之に對し國王は「〇箇條の留位條件を提出された。政府及議會は此の諸條件を慎重に審議したが、泰國の現状及憲法の條規、政治の理想の達成の爲には到底全條件を容認申上げることが不可能なりとの決定を見、政府及議會は右條件の過半を拒絶し、遂にラーマ七世の退位を見るに至つたのである。(七世の崩御は四七七頁註参照)

### 九 政府總辭職

一九三四年九月一三日國際護謨制限協定に對する批准を人民代表議會が否決するに至つた爲國務院は遂に總辭職の舉に出た。立憲革命以來

政府が自發的に總辭職の舉に出たのは之が最初の事であるし、又建國以來かゝる事例は未曾有のことでもあり、國內に多大の衝動を與へた。元來泰國の護謨産業は歴史が非常に若く、重要産業として今後の發展を期待されてゐたので、その發展に制限を加へんとするが如き意味を有する國際護謨制限に對しては加入を拒絶すべきであるとの議が國內に多かつた。一方國際護謨委員會の方では、制限協定を完全なものにする爲にはどうしても泰國の參加を必要とするとの建前から之が説得に努め、一九三四年五月七日に假調印が成立した。同八月一日に開院された臨時議會に於て政府は假調印の割當量を更に一萬噸増加して、二萬五千噸に引上げることを條件としその批准を要求したのであるが、議會は之を過少なるとして否決して了つた。之が責任をとつて遂に總辭職が行はれたわけで、總辭職の理由としては薄弱とも考へられるが、國務總理プラヤパー パホンは「護謨精神を完うし、憲政の常道たる正當な政變を實踐する爲に勞々不斷に増加する重責に著しい疲勞を覺えるやうになつたから一時隱退休養したい」と語つてゐる。プラヤパー パホンを初として政府首腦者が革命以來幾多の艱苦に處して晝夜を分たず奮闘し續けた甲斐あつて泰國の政治は見違へる程改善されたが、その爲プラヤパー パホンが健康を害するに至つたのも事實であるし、一方、各種勢力の政府顛覆陰謀も其後跡を絶たなかつたので、此の際政府は、何等權勢斷斷の爲動いてゐるのでなく、威嚇や陰謀の筋には他く迄護り通した政權も、憲政道の前には潔よく之を抛つといふ態度を示したものと賞はれてゐる。然し此の困難なる時局に當つて泰國を護つて立つ人物はプラヤパー パホンを指して他にないと思はれてゐるので、總辭職以來五日間に亘つて、攝政親王を初め多數の重要人物が踵を接して來訪し、極力再出馬を懇請したが、プラヤパー パホンの隱退決意は意外に堅く、頑として耳を藉さなかつたのであるが、九月一八日に至つて遂に再出馬を内諾し、二一日に公式に大命を拜受し、二四日には組閣を了へて議會の信任決議を

第二次プラヤパー パホン内閣は革命六大政綱に則り着々内政を改革し産業立國と國防充實、國民教育の普及に三重點を置き躍進的努力を續けたのであるが、一九三七年王室財産管理問題より第二次プラヤパー パホン内閣は總辭職した。

泰國王室財産管理を内閣官内局より大藏省に移管する法律案が一九三七年七月議會を通過し同月一九日公布せられたところ右移管決定間際に行はれたる王室財産拂下手續上に不正の疑ありとて議會に於て猛烈な政府攻撃が起り監督不行届の責を負つて總辭職したが、八月一日議會は更にパホン内閣を信任し茲に第三次プラヤパー パホン内閣は前と同じ顔觸れによつて成立した。

- 總理大臣 プラヤパー パホン
- 國防大臣 ルアン ビン
- 外務大臣 ルアン プラヂット
- 農務大臣 ビラヤー リット
- 文部大臣 ルアン シン
- 内務大臣 ルアン タムロン
- 司法大臣 チャオ プラヤ シーナムマー
- 經濟大臣 プラ ボリバン
- 外に無任所大臣七名

### 一〇 ビン内閣成立

豫てより健康勝れず辭意を洩して居た國務總理プラヤパー パホンは政權受授の憲政の常道を明にする爲一九三八年二月一六日内閣總辭職をなし、同日直ちにルアン ビン ソンクラムが後任首相として大命を拜した。

一九四二年三月一〇日ビン新内閣關係は次の通りである。

- 總理兼國防兼外務大臣 ビン ソンクラム
  - 大藏大臣 ボリバン ユタキント
  - 經濟大臣 ラタナクン ソレアンリット
  - 厚生大臣 チャウイン サライ ソンクラム
  - 農務大臣 ミンコモナブイ
  - 交通大臣 クワンアバイオン
  - 内務大臣 マンコンン プロムコーテイ
  - 司法大臣 ルアン ムムロン ナワサワット
  - 文部大臣 プラキンバモン モントリ
- 新内閣の施政方針を記せば次の如きものがある。
- 一 泰國憲法の制定に際し採用せられたる六大原則即ち國家の獨立、内政の整理、經濟の發達、權利の平等、自由及教育普及刷新の諸原則に基き一般政策を遂行す。
  - 二 國民をして適材適所主義の方針の下に活動せしめ以て泰國國民の知識經驗を豊富にして且農工商其他實業一般に對する知識増進に重點を置く。
  - 三 政務の遂行に當りては國民の福祉増進の爲迅速事に當る可く又其の諸政策は頗る實情に即せしめんとするものである。
  - 四 政府は泰國の有する權利義務の何たるを問はず之が行使或は履行を怠るものではない。
  - 五 政府部内の官吏の風紀の振肅を尊び及技術並に行政兩方面の能率増進を實現せしめんとするものである。
  - 六 國民に關しては憲法の條章により個人の權利及自由を尊重すると共に、國民も亦憲法の規定に遵ひ國法を守り其の義務を怠らざらしめんこと。
  - 七 政府の各局部が其の權限を守り協力一致して本務に當る。
  - 八 國家及國民の調和統一の下に諸政策を遂行し、國家の官吏及國民を結ぶに兄弟の情誼を以てし、官民相倚り相扶け尙一層奉公の誠を致す。

一一 華僑彈壓

支那人が外國勢力に反抗する爲の常套手段は排貨運動であるが、支那事變勃發以來盤谷在住の華僑は蔣介石の派遣する南京僑務委員に指導せられて組織的な排日貨運動を起し、華商中その犠牲に擧げられる者も亦決して少なくない情勢にあり、我が臺灣籍民中にもその被害を蒙る者さへ在る状態であつたが、彼等の運動方法は(イ)日貨不買、(ロ)言論機關による排日抗日思想の誘發徹底、(ハ)抗日國民政府に對する國防金募集等であるが支那事變の進展と共に益々之等の運動が激しくなつた。斯かる運動に對し泰國政府は國家主義的立場からこれ等の運動に彈壓を加へ泰國在留華僑が本國支那に對する愛國に名を藉りて在留國の治安に影響ある可き運動を爲すが如き行爲を嚴重に取締ることとし、一九三七年には寄附金募集取締令を公布し、又一九三八年には不逞支那人の大規模なる檢査及被檢査者の大量追放を敢行し、華僑學校取締令を交附して大部分のものに閉鎖を命じ、又華僑新聞にも中原報一紙をのこして全部廢刊とする等思ひ切つた彈壓方針に出で居るが、これは一面寧ろ在留華僑の勢力減衰を意圖する政府の方針であるとも見られ、又排日運動は往々にして共產黨分子が指導者の立場に座する傾向があり、共產主義の流入を極度に警戒する泰國官憲をして支那人取締に付向一層留意せしむる有力な原因とも稱し得るのである。

一九三七年八月開會の特別議會で協賛を得た新入國法が九月二〇日附を以て公布せられた。該法の狙ひどころは支那事變により激増する入國支那人数を制限せんとするに在り居住證明書の發給手数料が舊法の百パーツより一舉にして二百パーツに引上げられて居る點は注目に値する。

一二 日・泰友好親條約と泰・英佛間不侵略條約

支那事變の發生並第二次歐洲大戰の勃發以來東亞に於ける泰國を繞る列強の動きは洵に機微なるものがあり、殊に泰國に最も利害關係の深い

日本と英佛との中間に立つて嚴正中立を標榜しその實行に凡ゆる努力を拂つて來たが泰國は一方に於て日本と東京駐在國公使アラヤシーセーナをして、有田外相と折衝せしめつゝあつた日泰友好親條約の締結に成功すると共に、他方英佛とも不侵略條約の締結に成功し、日泰友好親條約調印當日たる一九四〇年六月二二日、同じく調印を了した。その内容は先づ日泰友好親條約は(イ)締約國相互の領土權尊重並に平和及友好關係の確認(ロ)兩國共通の利害問題に關する情報交換及協議(ハ)締約國の一方が第三國より攻撃せられたる場合に於ける該第三國不援助義務を骨子とし批准交換の日より其の効力を發生し有効期間五箇年とするものである。他方泰英及泰佛不侵略條約の内容は(イ)英泰兩國は相互に領土保全を尊重すると共に、その一方が第三國より侵略せられたる場合其の他方は侵略國に對し直接の援助を與へざること(ロ)若し締約國の一方が第三國に對し侵略的戰爭行爲を爲したる場合には、締約國の他方は直ちに本條約を廢棄する權利を留保するといふに在る。今兩條約を比較研究して見ると(イ)先づ前者は友好親條約と稱せられたるのに反して後者は不侵略條約と稱せられて居る。これは兩條約が締約の精神に於て根本的に相違することを物語るものであつて従つて條約の内容にも著しい差異のあるのも自然である。(ロ)双方に共通なるものは締約國領土權の相互尊重と、締約國の一方が第三國から侵略せられたる場合に於ける締約國他方の該第三國不援助義務の二點であり(イ)英佛對泰國條約に有つて日泰條約に無い點は締約國の一方が第三國に對し侵略的戰爭行爲を爲したる場合には締約國の他方は直ちに本條約を廢棄する權利を留保することである。(ロ)又日泰條約には有つて英佛對泰國條約には無い點は兩締約國間に於ける平和及友好關係の確認と兩國共通の利害問題に關する情報の交換及協議の二者である。

前記三條約締結に成功した(但し泰佛不侵略條約は遂に批准交換に到らず)泰國は尙右を以て安心せず益々緊迫して行く列國間の政治財政状態の觀察と泰國との親善關係の増進を目的とすることを表面の理由として政界第一流の人物を團長とする特派使節團を日本及び印度、濠洲に派

遣各國政府と折衝せしめて泰國今後に處すべき方策を練ることとした。

第一隊はルアン プロム ヨーティ國防省副大臣を主席として佛領印度支那經由日本を訪問せしめる。

第二隊はルアン シン ソンクラム チャイ海軍少將を主席として歐洲各國を歴訪せしめる(この隊は都合により取止めとなる)。

第三隊はルアン タムロン ナーワーサワット大佐を首席とし、印度濠洲を訪問せしめる。

尙右特派使節の隨員には陸・海・空軍代表及外務省官吏が參加した。

一三 失地回復

1 原因 泰・佛印間の國境線の改正要求は泰國が西曆一九三六年泰佛通商航海條約改正交渉を進めた際に泰國側から佛蘭西側へ提言したのであるが佛蘭西側では右の問題については他日改めて泰國側の要求に應ずるとその延期を申出でて茲に右問題は一時沙汰止みの形となつた。然るに歐洲の情勢が緊迫して大戰勃發近きを思はしめた頃今度は佛蘭西側から泰國に對して再三不侵略條約の締結を申込んで來たが泰國側では斯かる條約は不必要なりとし拒絶の態度を採つて來た。然るに歐洲の情勢が愈發火點に達した初期に於て佛蘭西は改めて不侵略條約の締結を申込んで來たので泰國側は泰・佛印國境線の改正を條件としてその交渉に應ずることを承諾し、佛蘭西側に於てもメコン河の最深水流を以て國境線とすることを承認すると共に他の國境線に就いても委員會に於て大いに考慮しやうと回答したのであつた。泰・佛不侵略條約が締結され佛蘭西側がその批准交換を督促するや泰國側よりその交換條件として(イ)メコン河中の舊泰領島嶼の返還(ロ)ルアン プラバン及バクセ間のメコン河流域地方の返還(ハ)ラオス地方が萬一佛蘭西の支配下を脱する時は泰國に割讓するといふ三件を提出したるに對し佛蘭西側に於ては單に本河上の島嶼にのみ考慮を拂ふ餘地あるも全國國境線改正に應ずる意圖なしと回答し大いに泰側を憤激させ、泰佛不侵略條約は結局批准されない許りでなく泰國は實力を以て之が回復を決意したわけである。

2 泰佛印國境紛争 泰・佛印關係は次第に悪化し相互に國境線へ軍隊を集結し遂に一月二三日及同月二八日以來、カンボヂヤ・ラオス兩地方の國境數箇所に於て兩國軍間の小競合や空爆等が行はれ、地上部隊の衝突もまた止まず事態は益々深刻化し泰國軍は機先を制して佛印に進入一九四〇年條約によつて喪失したラオス國境地帯のバクセ地方及メコン河右岸地區ルアン プラバン地方に於て優勢を示すに至つた。

3 日本の調停 我國に於てはこの紛争をわが大東亞共榮圈確立の立場より重大視し、その成行を注目して居たのであつて一月一度紛争調停の申入れを行つたが佛蘭西側の拒絶により不調に終り一九四一年一月二〇日に第二回申入を行つたに泰國は二日に受諾、佛蘭西は二三日に受諾する旨回答を寄越した。

4 西貢停戰會議 西貢に於ける泰・佛印停戰交渉は西貢洋上帝國軍艦内に於て開催され、泰國側はブラシラバサータラーコム陸軍大佐外七名、佛印側はゴーチエ、カンボヂヤ理事上官、ジュアン海軍大佐、アレクサンドリ陸軍大佐外二名、日本側は澄田四郎陸軍少將(主席代表)、林・義田、淺田各總領事、田村陸軍大佐、鳥越・中堂各海軍大佐の代表等が出席した。會議第一日の二九日、まづ日本側代表澄田少將から、帝國政府の停戰調停案が泰・佛印兩方に呈示され、三〇日正午を期限として兩者の回答が要求された。これに對する回答内容は、戰線に於ける既成事實に於て相當の開きがあり、交渉は開始早々難關に逢着したかの感さへあつたにも拘はらず、わが代表團の泰・佛印兩代表團に對する眞剣な個別折衝と非公式會議の續行によつて三〇日には急轉兩者の意見一致まで漕ぎつけ、三十一日には調印の運びになつたのである。その協定内容は一〇箇條より成る。

第一條は武裝地帯に關するもので原則として紛争の最後の解決に至る迄に起り得べき一切の事故を避けんが爲双方の軍隊は一月二八日午前一時現在の占據地點より一〇キロメートル相互に後退することを約してゐる。調停文はまづ第一條に於て明確に兩軍の占む可き線を定め、更に

非軍事地帯に於ける警察権の施行に關する事項を定めて居る

第二條 泰國に於て兩國軍艦の越ゆべからざる境界線を決定して居る  
第三條 第一條に於て定められたる兩國の占む可き線の後方一〇キロの線を兩國の飛行機が越ゆべからざることを約して居る  
第四條乃至第九條は次の事項を定めて居る

- 一 兩軍の後退は協定の調印より七十二時間内に完全に行はるべきこと
- 二 停戦條件は三箇國間の協定により延長し得ること
- 三 調印に調印せる日本側代表は協定の實施を監視し、その目的のために必要な一切の便宜を供與せらるべし

第一〇條 相互の捕虜交換を約す

5 東京講和會議 かくて泰・佛印の具體的な和平交渉は東京に於ける講和會議に移されることとなつた。日・佛・泰三國政府の正式に決定せる委員及隨員は左の通りである。

調停委員 松岡外相、松宮大使

隨員 松本條約局長、齊藤南洋局長、澁澤大使館一等書記官、佐藤條約二課長、廣田南洋二課長、奥野野原二課長(陸軍側)、武藤軍務局長、二宮中佐(海軍側)岡軍務局長、柴中佐

泰國側委員

主席全權 ワンワイ タヤーコーン ワラワーン殿下  
全權 フラヤー シー セーナー駐日公使、ブラ シラバサタラ  
一コム大佐

委員 ルアン ヴィシット ソンクラーム大佐、ナイ ワニツ  
ト商務局長、ルアン ビラヨータ大佐、ルアン サムデ  
ンビチャイヨート大佐、ルアン テーワリット、バンルツ  
ク大佐、ナイ タウイ タウニクン外務書記官、ルアン  
サテチット、ユワタカオン少佐、ネート ケーマヨチン少  
佐、パオチャノン少佐

隨員 ルアン ビニット、アクサーン、モムチャオ ウオンサ

佛國側委員  
ム フット、ブラ ノーラトチャムノン  
全權 アルセーヌ アンリー駐日大使、ルネ ロバン名譽總督  
隨員 ゴーチエ理事長官、ラコム少佐、ダンヂュラン、ドマ  
イシー、ブリオンヴァール、ベルチエ大尉、ヂヌヴェス  
一九四一年二月八日より外相官邸で第一回非公式會談が開催され、この會談に於て泰國代表が失地回復の要求を吐露したのに対し、佛蘭西側代表は自國の領土併合が、何れも公明なる理由によるものである旨を強調して譲らず、かゝる内に一日の停戦期限満了日を迎へたので、三國は協議の上、停戦期間を二週間延長、其の間日本對佛蘭西・日本對泰國の個別折衝を進めたが、容易に合意の成立をみるべくもなく、一方會談開始以來反樞軸諸國の妨害工作は漸く熾烈を加へ、一日も速かに會談を成立せしめる必要が痛感されるに至つた。茲に於て帝國政府は同月一七日第三次非公式會談に於て調停案を提示し、引續き個別折衝を續けたが、尙合意の成立を得なかつたので、わが代表部は最後の決意を固め、二四日第四次非公式會談を開いて遂に最後の調停案を提示し、兩國政府の全面的容認を要求した。これに對して泰國側は直ちに全面的容認を回答したが、佛蘭西政府は頑として内容の變改を要求した爲、會談は俄然難關に達するに至つた。即ち右最後案の内容は、佛蘭西はルアンブラバン及パクセ兩地域の全部及パツタンバン、シエムレアツプ及シンフオンを含むカンボヂヤの西南部を泰國に返還することを骨子とするものであつて、帝國政府は同月二八日を同答期限日とする旨添附した。然るにその後佛蘭西代表部より齎らされた再回答は、依然としてわが調停案を拒否し、泰國側の譲歩を強要せるものであつた。そこで外相は松宮大使以下を督勵して佛蘭西代表部を説得せしめた結果、佛蘭西側も主要點に就いて調停案を容認したので取敢へず「主要點に關する意見一致」の共同コミュニケを發表し、停戦期間満了後の事態に備へると共に、三月六日夜松岡外相は再度

アンリー大使と折衝の結果、わが方も一步を譲り佛蘭西案との折衷案によつて遂に合意が成立した。よつて直ちに泰國側の諒解を求めたとこ

ろ、泰國側も大體同意し、更に不同意の點に關しては八日に至つて佛蘭西側の譲歩をみたので、こゝに三國全權間の合意全く成り、兩國全權の本國政府に對する請訓字句の修正、疑義の解釋等を行ひ、一〇日に至つて日・佛・泰三國間に完全なる諒解成立し、事務的準備も整つたので、一日午後四時永田町の首相官邸で日・佛・泰三國代表の公式最終會議を開催、三國間の重要公文交換、わが調停條項確認の署名を完了した。調停條項左の通り。

(1) 佛國は一九〇四年二月一五日の佛蘭西國・泰國間協約第二條に定められたるパクライ並にパツタンバン及ブルサツト兩州の州境以北シエムレアツプ及パツタンバン兩州境の内端グララツク湖に接する地點より緯度線に沿ひ北上し、一五Gの緯度線との交會點に至り、右交會點より緯度線に沿ひ東向し、メコン河に達する線以北のメコン河右岸の土地を泰國に割譲す。但しスツントレン對岸小地域は佛印側に留保す。

(2) 前の割譲地域は全地域を非武装地帯とし、且佛蘭西國民及佛領印度支那人は全地域に於て入國、居住及營業に付泰國國民と絶對平等待遇を享有す。

(3) 泰國政府はルアンブラバン對岸三角地帯に於けるルアンブラバン王室御陵を尊敬し、其の保存參拜等に關し便宜を供與す。

(4) メコン河境界は、最深部河底の原則により之を定むるも、コヌ及びコーン二島嶼は泰國主權の下に兩國の共同管理とし、同兩島嶼に於ける從來の佛側施設は佛國に屬す。

尙右署名に際し日本側は前記調停條項に依る紛争解決の決定的性質を保障し、佛泰側より大東亞に於ける平和の維持、特に日泰及日佛間の特殊緊密關係の樹立、増進に關聯し、追つて取極を爲すべき趣旨を明にしたる文書を夫々日泰及日佛間に取り交した。

(註) (1)項に「一五Gの緯度線との交會點」とあるが「一五G」とは北緯一五度の意味ではなく佛蘭西國境の地球物理學上の用語であつて、實際は北緯一三度三〇分附近に相當する。

その後引續き細目並びに條約案文調整に關する折衝を進めた結果五月四日三國代表部間の合意全く成り五月九日午前一〇時より首相官邸大廣間で正式調印式が舉行された、先づ日・佛・泰三國語の正文三通より成る「佛蘭西國・泰國間平和條約」及「地域の撤退及引渡の懸案に關する議定書」に對し佛蘭西側及泰國側の署名調印が行はれ、次いで「保障及政治的諒解に關する日本國・佛蘭西國間議定書」に對し佛蘭西側全權が署名調印した。續いて「國境劃定委員會の構成及運用に關する議定書」「非武装地帯に關する規定の履行に關する議定書」に對し順次三國全權の署名調印が終了した。

6 條約及議定書内容 平和條約の内容は二、三の點を除き大體調停條項の内容と同じく、前文及び本文の外一二箇條より成つてゐる。前文に於ては兩國が佛領印度支那・泰國間國境紛争に對する帝國の調停を受諾し、國境紛争の再發を防止する爲國境の再調整を行ひ、且國境地帯に於ける靜謐の維持方法に關し協定するの必要を認め、佛・泰國間友好關係が恢復せんことを希望したるがため本條約を締結するに決した旨を明にし、本文中に於ては、佛・泰國間に友好關係が恢復せらるべく懸案解決のため速かに直接外交交渉を開始すべく(第一條)、國境の再調整を行ひパクライ・パサツク地方並にカンボヂヤの大部分を泰國に割譲し(第二條)、國境劃定事業を行ふため委員會を設置し(第四條)、割譲地域の泰國への編入の條件を規定し、その中に於いて割譲地域中カンボヂヤに屬する部分を非武装地帯とし、割譲全地域内に於ける佛・泰兩國國民の絶對平等待遇及びルアンブラバン王室御陵の尊重を定め(第五條)、非武装地帯内に於ては泰國は警察隊のみを維持し得べく又要塞・軍用飛行場等を存置し得ざるものとし(第六條)、割譲地域内の住民の國籍の變更、居住及び財産の移轉に關する原則を掲げ(第八條)、割譲より生ずる國家間の

財政上の主張を泰國に依る佛蘭西國への六百萬ピアストルの六年賦支拂に依り解決し(第九條)、將來本條約に付き紛争の起つた場合には帝國の調停に付託すること(第一〇條)等を規定してゐる。

(註) 泰佛印國協約會議は折衝三月二日にして一九四一年五月九日開議終局した。この種國際調停會議を未だ世界に前例のない短期間を以て成功せしめたことは一九四〇年六月佛蘭西國の敗戦による國際情勢の激變の然らざらざら少くも認めなければならぬ。いま一九四一年三月一日我が調停條約印後の交渉経過を顧みて一言にしてこれを評せば概して坦々たるものがあつたといひ得る。それは今次會議の根幹が三月一日までの原則的調停條約の折衝にあり、これが決定調停された以上はその後半の折衝はこれに基く細目及條約案文の調整に過ぎぬからである。然しながら勿論泰佛印兩國にしてみれば直接國家の利害に關する切實性を有つ問題であるだけにとかく理窟通りには進め得ず、對象とされ解決が最後まで待懸されたものであつた。即ち非武裝地帯の問題は佛蘭西國側の割讓地のうちカンボヂヤに屬した部分を非武裝地帯とすべしと主張したの對して泰國側はこの地域に面した佛蘭西領土にも非武裝地帯を設定すべしと應酬し、代償金の問題については佛蘭西側が二千四百萬ピアストルを要求したの對して泰國側は六百萬ピアストルを主張して譲らなかつた。そこで一時はこの問題の解決難症に松宮委員兼事務局長の外に大橋外務次官まで乗出すなど切迫した場面もあつたが結局我が幹旋を以て佛蘭西側は代償金の問題で、また泰國側は非武裝地帯の問題で互譲し條約文中に明記された如き結果に落着いたのであつた。かくして會議の成立により泰佛印兩國境間に低運した如き結果一掃し而も不可侵條約の批准交換の機運をも醸成して茲に永久友好關係不變の基礎を固めたわけであり同時に我が大東亞共榮圈確立工作に事實を以て貢獻する意義深い結果を招来したのである。更に我が國は三月一日の交換公文を泰佛印兩國との間に正式調印した事によつて佛蘭西に對しては一九四〇年八月三日の松岡、アンリ協定を擴充し、また泰國に對しては同年六月二日の友好條約を強化することとなつた。

7 保障及政治的諒解に關する日・佛及日・泰議定書

本件二議定書は三月一日調停條約に假署名の際、日・佛兩國委員間及日・泰兩國委員間に往復されたる文書の趣旨に従ひ作成されたものであつて、日・佛議定書は前文に於て一九四〇年八月三日の松岡外相・アンリ大使往復文書の精神に基き、且つ佛・泰間友好關係の安定を確保せんことを希望し議定書を締結したる旨を明にし、本文に於て帝國は前記佛・泰平和條約及びその附屬文書に具現された紛争の解決が決定的にして且變更し得ざるものなることを保障し、これに對し佛蘭西は右保障を

受諾し、日本・印度支那間善鄰友好關係の樹立及經濟的緊密關係の増進に努むることを約すると共に、帝國に對し直接又は間接に對抗するが如き性質の政治上・經濟上又は軍事上の協力を豫見する何等の協定又は了解をも印度支那に關し第三國と締結するの意思なきことを宣言して居る。日・泰議定書は前文に於て一九四〇年六月二日の日・泰友好條約を引用したこと及び本文に於いて第三國との協定又は諒解に關する部分に地域の限定なきことを除いては日・佛間のものと全く同一の内容を有するものである。

8 泰國中立堅持再聲明 泰國政府は從來も屢々中立的態度を持つる旨内外に聲明し來つたが、八月八日再度聲明書を發し中立堅持の旨を次の如く強調した。泰國政府は、わが領土外の軍隊の移動に關しては何等の關心を有せざるものである。また泰國は一般に宣傳されてゐる如き侵略の脅威下にあるとの説を信ぜず、従つてこれに不安を感じてゐない。況んや某國が軍事基地使用を要求せりとの風説は全く虚構の事實であることを確定するものである。泰國は若し中立維持のため止むなきに至れば最後の血の一滴迄も賭してこれと戦ふであらう。かくて佛印との紛争は日本の調停により解決を見たのであるが日對米英間の外交關係が愈々緊迫すると共に泰國の立場も益々複雑微妙となり一方日本及泰國公使館が夫々大使館に昇格を見、坪上大使が初代大使として任命せられ日・泰外交に遺憾なきを期せば英國又泰・英石油交渉を成立せしめ、盤谷英公使館内に英國經濟戰省分局を設置し、又泰國・ビルマ・マライ國境に軍隊を集結し、軍艦ウオースバイト號を泰灣に於て示威せしめイーデン英外相、ハル米國務長官又強硬意見を吐露して米英の對泰外交は頗る活潑な動きを見せた。之に對し泰國は嚴正中立を表明板として時には親英米と思はるゝ如き又時には親日と思惟せらるゝ如き素振りをして巧な外交振を示すと共に内には内閣の改造を行ひ、軍事顧問會議軍管區の改編を始め各種經濟統制を行ひ着々戰時體制の整備を急いでゐた。

9 日・泰攻守同盟の締結 二月八日、日本對米・英が遂に戰爭狀態

ル了解ニ依ルニ非ザレバ休戦又ハ講和ヲ爲サザルベキコトヲ約ス

第五條

本條約ハ署名ト同時ニ實施セラルベク且一〇年間有效トス。締約國ハ右期間滿了前適當ナル時期ニ於テ本條約ノ更新ニ關シ協議スベシ右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十六年一月二日即チ佛曆二四八四年一月二日盤谷ニ於テ本條約ニ署名調印セリ

一四 泰國對英米宣戰布告

日・泰攻守同盟の締結によつて泰國と英米は既に戰爭狀態に入つたわけであつて二月九日英空軍は南泰國境のプラチャップキリーカーンを空襲、火災を起さしめ又同日英・ビルマ聯合軍はビルマ國境を越境、泰國領を攻撃して、泰國軍の出動を見てゐる。斯くて泰國政府は英米に對する宣戰布告の機を狙つて居たが、一月八日英機の盤谷空襲を機會に二五日正式に英米兩國に對して宣戰を布告し國境守備軍に對し一齊出動を命じた。

尙、昭和十七年三月一日當國政府は濠洲に對して宣戰布告をなした。

(註) 七世の崩御 プラチャイボツク泰國前國王は一九三五年退位以來英國に在つて悠々自適してゐたが一九四一年五月三日病氣のためサレーワアジニア ウォーターズ

の寓居で薨去された。享年四九である。本前國王は一九三三年一月二日生れ一七八二年以來泰國の政權を掌握してゐたチャクリ王朝七世の王として一九二五年一月二十六日即位し一九三五年三月二日退位するまで在位九年三月であつた。王は小兒の頃英國に渡りイートン校で教育を受けたのち士官學校に入り軍人教育を受け士官學校卒業後暫らく英國の砲兵隊に勤務されたが一九一八年歸國、一九二二年渡佛、陸軍大學に入り二四年まで戰術を研究された。この頃から持病の底層に備まされ歸途英國に立寄り治療を受けられた。一九三二年即位以來新知識を基として鋭意國內改革を圖り思想及實戰兩方面において進歩的なところを示されたが眼疾も漸く密つたため一九三五年治療のためロンドンに赴き不在中軍部を中心とするクイーターが起つたので王は遂に王位を退かれ英國でわびしい静養生活を送られてゐたものである。尙王は一九三二年眼疾治療のため訪米の途次日本に立寄つたことがある。

に入つたわけであるが、泰國政府は從來の中立堅持の態度を一擲し皇軍の泰國領土通過に關して便宜供與を快諾し昭和十六年一月一日午前十一時わが坪上大使とビロン首相兼外相との間に日・泰兩國間に攻守同盟條約締結につき原則的に意見の一致をみた。その後、條約案文の作成につき交渉を續けたが、極めて円滑に進捗、我方では樞密院に御諮詢を仰ぎ二〇日の本會議で上議可決の上御下渡を乞ひ、御裁可を仰ぎ二〇日午前一時時泰國首都バンコックのワットプラケオのエメラルド佛の御前でわが坪上大使とビロン首相兼外相との間に同盟條約の署名調印を完了した。

日本國・泰國間同盟條約

大日本帝國政府及泰王國政府ハ東亞ニ於ケル新秩序ノ建設ガ東亞興隆ノ唯一ノ方途ニシテ且世界平和ノ恢復及増進ノ絕對要件タルコトヲ確信シ之ガ障礙トナレル一切ノ禍根ヲ芟除根絶スルノ確乎不動ノ決意ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條

日本國及泰國ハ相互ノ獨立及主權ノ尊重ノ基礎ニ於テ兩國間ニ同盟ヲ規定ス

第二條

日本國又ハ泰國ト一又ハ二以上ノ第三國トノ間ニ武力紛争發生スルトキハ泰國又ハ日本國ハ直ニ其ノ同盟國トシテ他方ノ國ニ加擔シ有ラヌル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ之ヲ支援スベシ

第三條

第二條ノ實施細目ハ日本國及泰國ノ權限アル官憲間ニ協議決定セラルベシ

第四條

日本國及泰國ハ共同シテ遂行セラルル戰爭ノ場合ニ於テハ相互ノ完全ナ

### 第三章 人口

總説—在留邦人—華僑—歐洲人—諸統計

#### 第一節 總説

##### 一 人口調査

當國政府は初め行政上の目的にて人口調査を行つたが、爾後之に改正を加へつゝ徴兵に利用した。尤も本式な調査方法に據つたものではないが、然し實際に供して大體不便を見なかつたと云ふ。その後一九〇四—〇五年並に當時全國一八州の中一二州に就て正式の國勢調査を行ひ、超えて一九〇九—一〇年初めて全國に亘る調査を見た。翌年之を修正し、之により一九一—二二年の全人口を八、二六六、四〇八（中男四、一二二、一六八）人と算定し、別に一九一〇—一一年二箇年の出生及死亡數を基本として千人に付一人と云ふ自然増加率を得、爾後一九一—二〇年迄右兩者を基準として人口を推算して來たが、同年新調査を行ひ、四月一日現在の人口を六、二〇七、三五五（中男四、五九九、六六七）人、爾前八箇年の年當り自然増加率を千人に付一三・六人と算定した。爾來一〇年間はこの基準によつて人口を推算したが、一九二九年七月一五日の調査により總人口一、五〇六、二〇七人を示し、これを一〇年前の總數と比較して一、二九九、〇〇〇人の増加をみせてゐた。更に最近一九三七年の國勢調査によれば一四、四六四、一〇五人の新數字を得た。因に當數を前國勢調査（一九二九年）に於ける人口に比して二、九五七、八九八人の増加を示し、人口分布状態を見ると河川流域へよく發達を示してゐるのは昔日の交通が主に小舟で行はれたるに起因する。

泰國人は古より往來するに小舟を用ひる風習上、水路が大河流域に運河網となつてよく發達してゐるのが見られる。

盤谷（人口五九萬七千人）近郊のトンブリー（二一萬八千人）を除いては北部のチェンマイが泰國第二の都會と云はれるが、その人口僅か四萬に過ぎず、盤谷の外には大都會は殆ど見られない。

人口連年對照表

出所：泰國統計年報

年次	男	女	計	備考
一九〇〇	三、三三三、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	七、六六六、〇〇〇	第一次國勢調査
一九〇一	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四三二)
一九〇二	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四三三)
一九〇三	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四三四)
一九〇四	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四三五)
一九〇五	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四三六)
一九〇六	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四三七)
一九〇七	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四三八)
一九〇八	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四三九)
一九〇九	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四四〇)
一九一〇	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四四一)
一九一一	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四四二)
一九一二	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四四三)
一九一三	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四四四)
一九一四	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四四五)
一九一五	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四四六)
一九一六	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四四七)
一九一七	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四四八)
一九一八	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四四九)
一九一九	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九二〇	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九二一	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九二二	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九二三	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九二四	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九二五	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九二六	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九二七	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九二八	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九二九	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九三〇	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九三一	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九三二	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九三三	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九三四	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九三五	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九三六	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九三七	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九三八	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九三九	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九四〇	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)
一九四一	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	(佛曆二四五〇)

##### 國籍法

- 第一條 本法は佛曆二四五六六年國籍法と稱す
- 第二條 本法は佛曆二四五六六年四月一〇日より實施す
- 第三條 次に掲げるものは泰國人とす
  - (一) 出生地の泰國内外を問はず泰國人たる父より出生したる者

- (二) 泰國人たる母より出生し、父不明なる者
- (三) 泰國に於て出生したる者
- (四) 正式に泰國人と結婚したる外國婦人
- (五) 外國人にして歸化により適法に泰國國籍を取得したる者

第四條 外國人と結婚したる泰國婦人は若し夫の所屬する國の法律により夫と同國籍を取得し得るの規定ある時は泰國國籍を喪失す

第五條 第四條及第一〇條に規定せられたる場合の外は泰國人は歸化其他の方法により泰國國籍を離脱することを不得す

第六條 上に述べたる許可の請願は文書を以て外務大臣に提出し、自己の要求する國籍を明示するを要す

第七條 前條の規定による許可の可否を全て政府の審査決定に俟つ可きものとす

第八條 政府が右の許可を與へたるときは外務大臣の右の旨を官報に公告す

第九條 請願者に於て必要とする場合は右公告の寫を作成し證明の上之を交附す

第一〇條 政府の許可を得たる泰國人は外國の國籍を取得することを不得。若し右の外國國籍法により夫の國籍取得が妻子に及ぼす旨の規定ある時は右の妻子又泰國國籍を喪失す可きものとす

第一一條 外國人との結婚により外國國籍を取得したる泰國婦人は結婚の事實消滅したる場合は泰國國籍に還元す可きものとす

第一二條 外務大臣は本法管轄の責に任じ、本法施行に必要な規定を制定するの權限を有す

##### 入出國者

右の省令は國王の裁可を得、官報に公布したる後は本法の一部と看做す(佛曆二四五年三月二二日公布)

泰國……人口

##### 二 人口密度

一九二九年國勢調査に據れば、當國の人口密度の方針當り二二にて、最近の國勢調査（一九三七年）に依れば一平方料に付二八・一七となる。

##### 三 人口増加率

前表に見る如く一九一九年の國勢調査以降一一年間に二三〇萬人即ち二四・九六％(年當り千人に付二・一九)を増加してゐる。尤も右は自然増加及出國者に對する入國者の超過の二大原因に歸因するが、右年間に於ける入國者超過數は三八八、四三七人であるから、自然増加數は殘餘の一、九一〇、四一五人にて、年當り自然増加率は千人に付一八・九六であつた。前國勢調査と本國勢調査に依る平均増加率をみるに、前者は千人に付き二・五〇であつたが後者に於ける平均増加率は千人に付き二・九四に昇り人口増加は顯著である。泰國華字紙中原報(民國一六・八・一九日付)の報ずる所に依れば今般政府は、人口増加を計る爲内務省は國民育生獎勵辦法規定を七箇條公布した。即ち一、男女の獨身税を徵收す。二、子女四人以上を有する者は政府より相當の補助を享有する事を得。三、結婚者には政府より其費用を供與す。四、梅毒の發生を嚴重に豫防する。五、不和の夫婦關係は離婚の條件となす。六、泰國人をして合法的に便利な結婚を爲す様指導す。七、國民・人口増加を獎勵し政府は之を國家主義の信條として掲ぐ。

南部泰よりの鐵道に依る入出國者數表

Table showing immigration and emigration statistics for the southern railway area in Thailand, including years, nationalities, and net differences.

盤谷港による海路入出國者數表

Table showing immigration and emigration statistics for Bangkok Port, including years, nationalities, and net differences.

出所同前表

第二節 在留邦人

一 地方別邦人數

昭和十五年度外務省調査報告に依れば昭和十四年一月一日現在の在留邦人は五七六人で、その中朝鮮人三人、臺灣人一三〇人である。

在泰邦人地方別人口表

Table showing the population of Japanese residents in Thailand by region, including birth and death statistics.

尙、臺灣人は主として臺灣茶の輸入販賣を營み、朝鮮人は朝鮮人参の行商に従事する者である。

内地人職業別人口表

出所同前表

Table showing the population of Japanese residents in Thailand by profession, including birth and death statistics.

二 在留内地人職業別人口

在留邦人の主な職業としては、盤谷に於ける會社員・商店員が最多で、輸出入貿易商・醫務關係業者・官吏・寫眞業・印刷業・理髮業・漁夫等があり、他に各種の雜業及家事被傭人等があるが、官吏・會社員・醫師及貿易商は別として、在留邦人の大多数は大體中産階級としての生活を營んで居る。地方在住者は醫師・齒科醫・賣藥・寫眞業及雜貨商等である。

Table showing the population of Japanese residents in Thailand by profession, including birth and death statistics.

貿易商(店員・社員含まず)	一〇
媒介・周旋業	二〇
會社員・銀行員・商店員・事務員	五三
旅館・料理・貸席及藝妓・遊藝場・興業場	一〇
藝妓・娼妓・酌婦其他	六四
理髮・髮結・浴場業	二六
其他商業	一
鐵道・從業者	一
車馬業自動車運轉手	一
陸海軍	二
官公吏・雇傭人	一
宗教關係者	三
教育關係者	七
醫務關係者	三
新聞雜誌記者	一
畫家・彫刻家・音樂家	一
寫真師	一
其他自由業	一
其他有業者	一
其他勞働者	一
家事被傭人	二
學生・練習生	八
從屬者(家族)	一六五
在留邦人の公共團體としては泰國日本人會があり、別に臺灣人(本島人)の團體として臺灣公會がある。前者は大正二年九月一日の創立に係り、事務所を盤谷市に設け、地方在留邦人も會員として加入一九三五年一月現在會員數一二〇名を算してゐた。會の主たる事業として日本人小學校を經營し、教員三名、生徒二三名(同年一月現在)を擁してゐた。一九三六年には在留邦人青年間に青年會の結成を見、會員六〇名を有してゐる。後者は昭和一三年設立し洪培煊(臺中州出身)が會長となり、現	一六六

在會員七六名を有す。これを職業別(昭和一六年九月現在)に分類すれば官吏一名、醫師一名、鐵山業一名、自轉車輸出商出張員一名、臺灣茶業六名、會社員一三名、商店員二六名、酒輸入業一名、雜貨商一七名である。右の他邦人輸出入業者の意思の疏通を計ると共に貿易上の利益を擁護し、其の統制を圖る目的を以て在留有力輸出入邦商を會員とする泰國實業協和會が一九三三年に創設せられてゐたが、一九三六年九月、之を改組強化することとなり、三井物産・三菱商事其他在留有力邦商に依り泰國日本商工會議所が開設せられ、商工業に關する調査報告、邦品見本室の設置、維持、商標の登記、商事仲裁等に當ることとなつた。

出所：外務省調査書

109人	184	218	282	261	267	272	236	240	245	247	284	259	309	290	211	389	412	447	521	522	576	
明治37年	42	3	8	9	10	11	12	13	15	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
昭和																						

而して昭和一六年五月末現在に於ては、一時滞在者一九名、入港中船前乗組員九五名を除いて在留本邦人實數は九六七名の多きに上り益々増加の傾向にある。尙盤谷に有る本邦人の主なる團體及協會の所在地及會長名をあげれば次の通りである。

- 泰國日本人會 (The Association of Japanese Community in Thailand)
  - 所在地: Suriyawongse Road, Soisab, 2278, Bangkok
  - 會長: 谷 清訓
- 泰國日本商工會議所 (Japanese Chamber of Commerce & Industry, Thailand)
  - 所在地: No. 24, Silakphayari, Bangkok
  - 會長: 高橋貞三

日泰協會 (The Japan-Thai Association)

- 所在地: No. 21, Na-Phralan Road, Bangkok
- 會長: Liang Chawang Sakongkharum
- 日泰貿易幹旋所 (Nippon Thai Trade Bureau)
  - 所在地: No. 904, Suriwongse Road, Iwlanu
- 日本學生協會 (The Japan Students Association)
  - 所在地: Care The Institute of Japan-Thai Culture, No. 21, Na-Phralan Road, Bangkok
  - 會長: Captain Phra Chakra Nugornkitchi

第三節 華僑

一 概要

支那沿岸民が夏期及冬期の雨季節風に帆を孕まして小舟に依る往復を見たる歴史前の時代は暫く之を擱き華僑の泰國に進出したる年代に就ては明確には判明されて居ないが、支那人が華僑となつて南洋方面に活躍し始めたのは西曆一〇世紀前後唐宋時代と云はれてゐる。併し小規模的には三、四世紀即ち三國晉梁時代にも遡り得ると云はれる。その後一五世紀初頭印度貿易に従事した支那人が航路短縮を目的として半島横斷を試みたる際偶々半島部に錫の産出を見出し、その後原始的採取法に依り錫採掘及精鍊が始められ、一六世紀を経て一八世紀即ち白人の南洋進出直前まで、彼等採掘業者の全盛時代を極めたのであつた。かくの如く過去の史實から視て相當の古い年代より往復はみられたものであると思はれる。

泰國に居住する華僑の數は最近一九三七年度國勢調査によればその數五二四、〇六二人にして一九二九年の國勢調査の四四五、二七四人に比較すれば増加數は七、八八八人である。一九三四年南京僑務委員會の發表に依れば二五〇萬人以上と指定される。その多くは汕頭・廣州・海南島方面の出身者である。

泰國政府の發表統計は僅か五二萬を示して居るのは寧ろ過少にして、右は泰國政府の不正確なる調査程度と華僑の二重國籍とに關係してゐる。(國籍法の項参照)

即ち當政府は華僑の自然増加率を零としてゐるが、一九一八―一九年以降一五箇年間に於ける華僑出入國者の差數を加算して既に五七萬に達する點より推測すれば、一九三四年南京政府僑務委員會の發表に係る二五〇萬以上なりとなせるは妥當視せられる。

支那移出人口數表	出所：泰國國表		
年 度	支那人移入者	支那人出國者	差引殘留者
一九〇一―六年間	113,000	130,000	10,000
一九〇七―八年間	73,800	53,200	20,600
一九一八―一九年間	82,200	51,600	30,600
一九二七―二八年間	82,200	51,600	30,600
一九二八―一九年間	39,600	33,200	6,400
一九三〇―三一年間	39,600	33,200	6,400
計	512,200	461,200	51,000

出身地別華僑割合

潮州人	約一五〇萬	商業・製材業・精米業
福建人	約五〇萬(或は二五萬と云はれる)	鑛業・ゴム産業・園藝
海南人	約二五萬	漁業・製材業・使用人
廣東人	約二五萬	精米業・技術工
客家人	約五萬(或は三〇萬と云はれる)	貿易・商業
上海・寧波其他	約五萬	大工・家具製造業

二 發展史

華僑は早くも一五世紀末には多數アユーチヤに在住して後來の葡・蘭・英人と盛んに競争し、次世紀中葉の反アウルコン革命により白人が驅逐されるや一時内外貿易を獨占した。一九世紀に入り白人の商權回復に



より外國貿易上の勢力は漸衰したが、漸次國內商權を確立し、今日見るが如き繁榮の基礎を置くに至つた。その理由は(一)由來泰國人は計數の念薄く、佛教思想から營利を侮蔑する風があり、(二)華僑は本國の政情不安や人口稠密による生活苦を逃れる爲、安住の地を求めて渡來した者が多く、無條約國人にて政治的背景もなく、且つ泰國婦人と雜婚して漸次同化する爲、泰國民より歡迎され、(三)無條約國人なる爲治外法權を有さないが、然し旅行・居住・營業等に何等の制限も受けず、到る處で自由に驥足を伸し得た事等にある。この絶好條件と營利に依り特性とは華僑をして唯に國內商權を擴張せしめたのみでなく、當國で最も發達せる工業である精米業並に中小工業を獨占し、錫鐵業や製材業にも英國に亞ぐ勢力があり、金融殊に庶民金融に大勢力を有し、地主となり、航海業に従事し工匠となり、鹹水漁業を獨占し、護謨其の他の大農園の大部分を有ち、當國經濟に不可欠な熟練勞働を提供し、又俵夫として活動してゐる。盤谷を訪れる旅行者は「泰國民の盤谷」か、「支那人の盤谷」かと驚嘆するが、どんな田舎町でも目抜通りは華僑の店であり、輸出額の六割を占める米の利益も巧妙な親の買付から輸出迄總て華僑が吸収してゐる。斯くてあらゆる方面で蓄財、計數の念に乏しい泰國民を搾取し、その母國への送金額も少くとも年平均一千五百萬乃至二千萬バーツに上るものと見積られてゐる。

前記の如く、從來華僑は殆ど泰國婦人と雜婚して泰國に安住し同化の傾向が濃厚であつたが、國民革命以後華僑の經濟力を利用せんが爲、廣東政府及國民政府が盛んに華僑の國民的自覺を鼓吹するに至つて、祖國の觀念が覺醒せしめられた上、婦女の入國者漸増して純支那人の子女を生み、全國に華僑學校を建設して本國の教科書及教師を以て純支那形式の教育を授くるに至つた。加ふるに入國華僑は殆ど全部デツキバセンデヤで、無智にして、危險思想に感染してゐる者が多く、最近は泰國の國民的待遇とその勢力に甘んぜず、支・泰條約を締結して本國政府による華僑の地位保全を要望するに至つた。一九三三年國會議員の選舉が普通となつた爲、經濟的生命を握り社會の中堅層を占める著名の華僑を背景と

する泰國生れ華僑及歸化華僑は、簡易な資格制限があるのみで選舉權及被選舉權を有するに至つた。斯くて泰國の對華僑問題は漸く重大化するに至つた。  
之等華僑は現在本國政府の庇護を期待し得ぬ爲、諸種の同業組合を作つて中華總商會之を統一し、中華商會を置いて本國政府と連絡を保ち、泰國政府に對立する外、出身郷里別にも諸種の團體又は秘密結社を作り、自ら利益の保護に當つてゐる。

上記の情勢は、曾ては華僑を歡迎した泰國民の不安と反感とを著しく深め、政府をしてその入國を著しく制限すると同時に斷乎たる在留華僑の泰國化工作を採らしむるに至つた。前者の現れは入國法の發布で入國法が初めて實施された一九二七年の入國華僑は一四萬であつたが、翌年は八萬六千に減じ、居住證書下附料を三〇バーツと定めた翌年即ち一九三二年には五萬一千六百に激減、更に一九三三年四月右下附料を百バーツに、更に現在は一九三八年一月一日より居住證明料として二百バーツまで引上げられた。従前の入國禁止條件に加へて親が同伴せぬ二〇歳未満の者及泰國語又は自國語を讀み書きし得ぬ一二歳以上の者の入國を禁止した爲、同年四月―九月の半年に六千三百人の入國華僑を見たに過ぎない。尙華僑同化工作として(一)華僑學校に週二〇數時間の泰國語教授を強要した事、(二)校長は泰國人とし、教師は泰國語試驗合格者であることと強要した事、(三)教科書其の他の漢字印刷物の檢閲を嚴にし、三民主義の宣傳を嚴禁した事、(四)田園者の居住證書及再入國許可證の有効期限を一年に短縮した事、(五)上記の入國禁止條件が特に女子に苛酷となる事等に表はれてゐるが、政界有力者中にも支那人の血を引くものが多い點より見ても、政府は本問題に多少の自信を有するものと推知される。  
泰國人と華僑混血兒の人口は明確性を缺くが、一九一二年泰國政府の統計に依れば全人口八三九萬五千人中純支那人及混血兒數は二五〇萬人としてゐるが、前代に遡つてみれば大多數は混血兒であると云ひ得る。規定によるこの混血兒及華僑系總數は五百萬乃至七、八百萬と云は

れる。かゝる状態から見れば支那人の血の流れは上は王族に及ぶと共に文武官上流家庭等にも華僑との混血種が多いと云はれてゐる。

### 第四節 歐洲人

歐洲各國の在泰領事館は殆ど在留民の届出を強要せぬ爲、在留歐洲人の確數を知るは困難であるが、大約白人は千二、三百人、その保護民及籍民を加へて約八萬人と見積られる。

泰國の四周は英・佛植民地に隣接し、この兩勢力の緩衝地帯として獨立を保持したもので、前世紀以來之等兩勢力の重壓下に呻吟した。泰國政府は之を緩和し、財政・裁判等の自主を回復する爲、前世紀末より數多の白人の顧問及技師を僱用して只管内政の改革を志したが、之等白人は眞摯に内政改革に努力するよりも寧ろ自國勢力の扶植及自國政府の代辯機關を勤めるに腐心する風があり、爲に泰國は恰も國際管理下にあるかに見えた。斯くて白人諸國は泰國の政治を左右したのみでなく、之等顧問等の庇護の下に多額の資本を投じて目星しい利權は殆ど其の掌中に收め、一方、學校・病院・教會等を建設して民心を捉へ、經濟及文化上根強い勢力を張るに至つた。

就中優勢なのは英國人で、現今政府外人僱用者の四割餘を占め(以前は六割に及んだ)、爲政者間に英國留學者の多き事、密接な地理的關係及その特有の國民性と相俟つて政治經濟上絶大な勢力があり、駐泰英國公使は恰も泰國總督の觀があると言はれてゐる。チーク及錫企業の大部

分を掌握し、大口金融の過半は英系銀行にて取扱はれるが、之は寧ろ對泰投資の一部に過ぎず、殘餘の投資は直接間接貿易方面に投資されて居り、大商店の大部分は英人の經營に係る。泰國の通貨は英貨磅爲替本位であり、一九三九年三月末現在未償還高七九三萬磅に上る外債中六七二萬磅餘は倫敦及マライにて募集されたもので、之に夫々重要資源を抵當として居り、從て大藏省には代々英人顧問を強要し、財政に重要な容喙を行ひつゝある。英國に亞ぐ勢力國が佛國であることは地理的關係上當然で、佛系人の在留者多きと司法其の他に顧問以下一四、五名の政府雇傭者を擁することにより、金融・林業・淡水漁業等に相當の勢力を張つてゐる。其の他對泰貿易の先驅者たる丁抹人は林業・海運・工業等に、米・獨は通商方面に活躍しつゝある。  
然し近年泰國民間に澎湃として瀾りつゝある「泰國人の泰國」なる自主思潮は、之等白人勢力にも重要な影響を與へつゝある。その顯著なる現れは白人勢力の庇護者たる白人政府雇傭者の漸減と之に伴ふ白人留者の激減である。以前三百人に上つた白人政府雇傭者は、「Directory for Bangkok & Siam, 1931」を通過すると二百餘名、一九三二年の同書では百餘名、一九三五年の調査によると六六名に激減し、從て純白人數も一〇年間に約半減してゐる。國際聯盟總會での滿洲問題に關する棄權も右思潮の現れと見られ、滿期となるべきチーク伐採權に對するべき政府の對策は大いに刮目されてゐる。

出所：泰國統計年鑑

國 籍 別	一九一九―二〇年	一九二九―三〇年	一九三七―三八年	一九一九―二〇年間	一九二九―三〇年間
總 計	四九、九七二	五七、九七〇	七二、四七五	一、一九九八	一、五八五九
男	四六、〇六三	五三、一七一	六七、四七一	一、〇一四九	一、三三三九
女	九、九〇九	一四、八〇〇	五、〇二八	五、四八九	二、五二〇
泰國……人口				四八五	





泰國...人口

Table with 4 columns: Province names (e.g., ナコン, ナコン), Population (e.g., 302,157), and other statistics (e.g., 104, 110, 104).

年齡別人口表 (一九三七年)

Table with 4 columns: Age groups (e.g., 少年, 青年), Male population, Female population, and Total population.

年齡別

Table with 4 columns: Age groups (e.g., 少年, 青年), Male population, Female population, and Total population.

泰國...人口

出所別前表

全人口對各年齡人口比率%
全人口對各年齡人口比率%
全人口對各年齡人口比率%

年	七	六	五	四	三	二	一	計
五	七	六	五	四	三	二	一	計
七	五	四	三	二	一	計		
五	四	三	二	一	計			
四	三	二	一	計				
三	二	一	計					
二	一	計						
一	計							
計								

國籍別人口表 (一九三七年)

國籍別	男	女	計
泰國人	6,921,400	6,921,400	13,842,800
支那人	3,555,500	1,885,300	5,440,800
日本人	3,300	1,750	5,050
アフリカ人	3,300	1,750	5,050
暹羅人	1,100	1,100	2,200
その他	1,100	1,100	2,200
計	11,814,600	10,677,800	22,492,400

1 職業別人口  
 一九三七年國勢調査施行當時に於る各種職業に従事せるもの、合計  
 六、八二三、五五六人を示した。今之を職業別に分類すれば左の如である。

職業別	男	女	計
農業及水産業	3,018,892	3,009,903	6,028,795
林業	1,501,111	535,950	2,037,061
商業	3,111,400	1,357,326	4,468,726
工業・發明・機械業	9,648,000	3,311,100	12,959,100
運輸及交通業	3,380,700	1,164,000	4,544,700
官公吏	5,656,600	2,181,900	7,838,500
自由業	4,211,600	716,000	4,927,600
家事使用人	4,100,000	8,400,000	12,500,000
僧侶	1,749,900	400,000	2,149,900
計	35,996,200	23,559,000	59,555,200

泰國……人口

州名	一戸建	二戸建以上	平均居住者
クルンテープ	2,027,000	1,539,950	3,566,950
チャンタブリ	5,490,000	3,130,000	8,620,000
プラチンブリー	1,500,500	900,500	2,401,000
ナコンラチャシ	7,900,000	4,500,000	12,400,000
マド	3,200,000	1,700,000	4,900,000
ウー	4,800,000	2,200,000	7,000,000
ビサ	2,100,000	900,000	3,000,000
ナコン	8,800,000	4,800,000	13,600,000
アユ	2,700,000	1,500,000	4,200,000
ナコン	1,400,000	800,000	2,200,000
ラ	1,800,000	1,000,000	2,800,000
マ	2,000,000	1,100,000	3,100,000
バ	1,300,000	700,000	2,000,000
ブ	5,700,000	3,000,000	8,700,000
計	42,700,000	22,000,000	64,700,000

在留外國人數

盤谷在住外國人國籍別・體性別移入者數表

出所同前表

種別	一九三〇—三一		一九三一—三二		一九三二—三三		一九三三—三四		一九三四—三五		一九三五—三六		一九三六—三七		一九三七—三八	
	計	男女	計	男女	計	男女	計	男女	計	男女	計	男女	計	男女	計	男女
支那人	55,400	17,877	55,400	17,877	55,400	17,877	55,400	17,877	55,400	17,877	55,400	17,877	55,400	17,877	55,400	17,877
印度人	15,151	1,181	15,151	1,181	15,151	1,181	15,151	1,181	15,151	1,181	15,151	1,181	15,151	1,181	15,151	1,181
馬來人	7,055	1,935	7,055	1,935	7,055	1,935	7,055	1,935	7,055	1,935	7,055	1,935	7,055	1,935	7,055	1,935
日本人	1,684	115	1,684	115	1,684	115	1,684	115	1,684	115	1,684	115	1,684	115	1,684	115
其他の細亞人	2,770	210	2,770	210	2,770	210	2,770	210	2,770	210	2,770	210	2,770	210	2,770	210
英國人	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148
米國人	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146
獨逸人	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148
佛國人	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146
伊太利人	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148
丁抹人	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146	1,277	146
其他	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148	1,056	148
合計	119,130	35,400	119,130	35,400	119,130	35,400	119,130	35,400	119,130	35,400	119,130	35,400	119,130	35,400	119,130	35,400

一九三六—三七  
計 女 男  
一〇,一六一 五五〇

一九三九—四〇  
計 女 男  
一〇,一六一 五五〇

入泰外國人男子國籍別職業申告表

出所同前表

種別	一九三六—三七		一九三九—四〇	
	計	男女	計	男女
一般勞働者	27,999	27,331	27,999	27,331
自由業	2,479	2,479	2,479	2,479
商業	1,744	1,744	1,744	1,744
外國人官吏	1,931	1,931	1,931	1,931
農業	1,931	1,931	1,931	1,931
使用人	1,931	1,931	1,931	1,931
演劇業等	1,931	1,931	1,931	1,931
其他	1,931	1,931	1,931	1,931
合計	37,070	37,070	37,070	37,070

5 世帯別人口

世帯總數は三、一七八、二九九、その中男戸主二、七一〇、三七九人、女戸主四六七、九二〇人にして平均一世帯當り四・六人となる。内譯次の通りである。

世帯別人口表 (一九三七年) 出所同前表. Table with columns for household type (e.g., 世帯主, 妻, 子, 兄弟姉妹) and gender (男, 女), with counts for each.

6 動態別人口

總人口の中、未婚者八、三三六、四九七人、結婚者五、二二〇、一八四人、寡婦及鰥の六九三、三〇五人、離婚者二二三、七二九人で、その内譯は左の如くである。

動態別人口表 (一九三七年) 出所同前表. Table showing marital status (未婚者, 結婚者, 寡婦及鰥, 離婚者) and counts for males and females.

7 民度別人口

實際本調査の對象になつてゐるものは十歳以上とし合計一〇、〇〇〇、三五五人の中読み書きをなし得る者は三、一一一、七七二人、文盲者は六、八八八、五八四人である。前者の百分率は三一・一、後者は六八・九を示した。その内譯は左の如くである。

民度別人口表 (一九三七年) 出所同前表. Table showing literacy levels (読み書きし得る者, 読み書きし得ざる者) and counts for males and females, along with percentages.

8 失業者人口表

失業者別人口表 (一九三七年) 出所同前表. Table showing unemployment by education level (小学校卒業, 中學校卒業, 専門學校卒業).

本表に於ける失業者とは以前に労働を常とせる者にして本調査施行の際失職せる者、以前に労働を常とせざる者、主に年少者の如く未だ働き得ざる者は除外して居る。調査當時に於ける失業者總數は一一、四二五人で、その内譯は次の通りである。

失業者人口表 (一九三七年) 出所同前表. Table showing unemployment by industry (職業別) such as 農業及水産業, 林業, 商業, etc.

9 聾盲啞者數

聾啞及盲者總數三一、三二八人、その中男一七、一三一人、女一四、一九七人にして、人口千に付き二の割合となる。

聾盲啞者數表 (一九三七年) 出所同前表. Table showing counts for deaf-blind and mute individuals, categorized by gender and location (泰國).

失業者人口表 (一九三七年) 出所同前表. Table showing counts for unemployed individuals by education level (小学校卒業, 中學校卒業, 専門學校卒業).

### 第四章 住民・宗教

住民・宗教

#### 第一節 住民

##### 一 概 要

泰國の原住民に關しては確たる定説がないが、その最古の證據として挙げらるゝものは北部・南部泰及コーラト高度に發見せらるゝ後期新石器時代の遺物と覺しき磨製石斧である。又原始的な石彫が東部及南部泰に發見されたが、それが如何なる種族の手に成れるかは遽に斷じ難いところである。

泰國に於ける最古の住民は恐らくバタニーニ及ブーケツト地方に現存するスマン族により代表されるネグリト族であつたと云ふ事は略推定せらるゝところである。此の推定は右スマン族が最近迄チャイヤト地方に至る迄住んでゐたこと、現在チャヤンタプリー及ブラチンプリーの邊鄙の地に原始的生活を營んでゐるチャヤン族中にも明にネグリトの系統が認められること等に依て支持せらるゝところである。尙、最近北部東京地方の洞窟内にネグリト族の骨格が發見された。兎に角右族が依然原始的生活を營みつゝあつた數千年前、最初に移住して來たのはオーストロネシア族であるとせらるゝのであるが、此の種族の起原乃至移動経路は餘り詳でない。恐らく次の移住種族に壓迫されて、東印度群島方面へ退き、その一部が大陸沿岸地方に残留したものと信ぜられる。次に移住して來た種族はアリアン族に驅逐せられて北部印度地方から數次に亘つて南下移動したモンクメール族で、彼等は最初先住民と雜居したが、其の數増大するにつれ、先住民を深山に驅逐して絶滅に瀕せし

め、漸次印度の海岸地帯から馬來群島に逸進出した。

該種族の支族であるモン族及クメール族は南部印度より渡來した印度移民の文化に浴して夙に野蠻の域を脱し、互に獨立せる多くの社會をなして泰國の低地に發展した。即ち紀元七世紀頃モン族はメーナム野を支配し、クメール族は東部地方一帯を支配してゐたのである。右モンクメール族より遙に遅れて、約二、三千年前、チベットビルマ族が同じくチベット高原より南移した。然し彼等は今日の泰國境附近に到着したのみで、其の一部が東北國境内に越入したのは最近の事である。チベットビルマ族の南下運動と殆ど同時に支那西南部の楊子江谷底に蟠居したタイ族が、支那人に驅逐されて南進を起し、一三世紀に至り忽必烈により根本的に追拂はれるに至る迄、サルウキン、メコンの兩河に沿ひビルマ、北部泰國及東京地方に向つて屢命侵入して多くの王國を建設し、次第に南下して、當時泰國を東西に兩分して支配せる前記クメール族とモン族の接觸點地方に侵入して、兩族勢力を東西へ驅逐すると共に、殘留種族と結合し、終に今日泰國國民の中堅をなすタイ族（所謂泰國人）を形成するに至つた。右タイ族は、一三世紀末に至つてクメール族の最後の根據地（スコータイ）を轉覆し、アユッチャヤ王朝を建設して以來今日迄當國の支配階級をなしてゐる。以上泰國の主要種族をなすものはモンクメール族、チベットビルマ族及タイ族の三大種族であるが、是等は何れも數多の支族を包含し、其の他所屬不明の種族もあり、而も彼等は各地の交通發達に依て相互又は支那移民との混血により、又古來絶えざる隣邦との戰役其の他の事情に伴ふ移動に因り、今日の泰國住民は彌が上にも複雑多岐となつてゐる。今之を分類すれば次の如くである。

#### 種族別人口・占居地表

種族	推定人口	居地
(一) ネグリト族 (Negrito)	約四〇萬	半島部のチャイヤ、ソンクラ、及バタニーニ地方の山岳地
(二) オーストロネシア族 (Australoid)	僅少	大部分は半島部泰國、少數が泰東海岸地方
(三) モンクメール族 (Mon-Khmer)	約三〇萬	半島部西岸地方
(四) チベット・ビルマ族 (Tibet-Burma)	約三〇萬	バタニーニ地方山岳地
(五) タイ族 (Thai)	約三四五萬	チエンマイ西南の高原地帯(ムアンホート(Muang Howt)よりその西方國境附近間)
		カンブリの東南及バチャブーン東北地方
		コーラトの東南及バチャブーン東北地方
		チャヤンタプリー縣の山麓
		ノンハン(Non Han)及其の東方國境上のナコンバンム
		間及ソンクラム河岸及アバン山脈の北斜面
		ナコンバンムの北部及其の直西北國境上のターウター(Tha Uen, Tha Uden)地方
		サコンナコーンの南アバン山脈の斜面
		ウボン縣のケムマラト郡
		ムーン河及メコン河合流點の南方地方
		スリン(Surin, Surin)、クカン(Kukhan, Kuchan)及ウボン縣地方
		ブリラム(Burram)、スリンクカン、ウボン、ロイエツト及カ
		ビン(Kabin, Kabinuri)縣地方
		盤谷附近河岸、カンブリ縣、コーラト南方
		チャヤンタプリー地方、東北高原のノンカイ、ナコンバンム、サコ
		ンナコーン地方
		北部泰國の高山
		カンブリ縣の北部地方
		メーナムチャオブラヤー流域を中心とし全國に蔓延
		コーラト地方
		北部地方一帯からナコンサワン地方一帯
		ウボン縣の大部分、ウドーンの東部及ロイエツトの一部地方
		ウドーンの一部
		カン地方の一部
		ウドーン及ロイエツトの一部地方
		ベチャブリー、ラチャブリー、及ピサマローク地方



支那人	支那人	支那人	支那人	支那人	支那人	支那人	支那人
メオ族 (Meo)	ヤオ族 (Yao)	カーレン族 (Karen)	ティン族 (Tin or Ka Tia)	カタン族 (Ka Tawng Iiang)	カタン族 (Ka Tawng Iiang)	サムサム族 (Samam)	サムサム族 (Samam)
約六萬	約六萬	約六萬	約六萬	約六萬	約六萬	約六萬	約六萬
北山岳地帯からベチャブリンの北東地方へ至る一帯	北山岳地帯からベチャブリンの北東地方へ至る一帯	北山岳地帯からベチャブリンの北東地方へ至る一帯	北山岳地帯からベチャブリンの北東地方へ至る一帯	北山岳地帯からベチャブリンの北東地方へ至る一帯	北山岳地帯からベチャブリンの北東地方へ至る一帯	北山岳地帯からベチャブリンの北東地方へ至る一帯	北山岳地帯からベチャブリンの北東地方へ至る一帯

右の中重要な種族は、泰國の支配階級をなし人口の大部分を占めるタイ族中の所謂泰國人、及北部及東部に約三五〇萬に達するラオ族、カトンチヤ隣接地方のクメール族、半島南部のマライ人等であるが、前二者は當國の最重要なる要素であるから之を各別に記述し、殘餘は一項に纏めて記述する。

ニ・タイ族

所謂狭義のタイ族にして、外人は以前暹羅人と呼んだが、彼等自らコシタイ(自由人の意)と稱してゐる。タイ族の起源は前項及「歴史の部に既述したが泰國人にタイ族の發生を尋ねれば遠くアルタイ山麓にその端を設けてゐると主張する。即ち暖を求めて南下し西暦前五八五年楊子江以北にその勢力を占むるに至つたタイ族は體格及言語構成上支那人と同系統と見られる。六五〇年袁牢は南詔帝國を形成し強大の度を増したが、その後一二五三年忽必烈のため没落の運命に再南下し、ヒマラヤ餘脈を越えて現在の種族を基礎づける原因となつたのである。タイ族は現

在雲南方面より南支一帯、佛印、ビルマ及マライ諸州の各地に分散し、その数は三、五〇〇萬に達すると云はれ、今はその言語、宗教及風俗は等しくはないが僅に過去の名残りを留めてゐる。その爲か容貌甚だ蒙古人的特色を有し、頭は幅廣く後頭部平たく、頸出張り鼻は鼻孔部廣大にて、眼は長斜、耳は大、頬骨高く、皮膚は白色乃至チヨコレイト色である。體格は概ね發育佳良であるが、概して下肢の發達は上體に伴はず、平均身長は男五呎一吋、女四呎一吋である。タイ族は性質温順、人情に豊であり、宗教的良心に富みて慈悲深く、暴力的犯罪を犯す者は稀有である。加ふるに接待上手にて、叮嚀親切に厚く、氣輕で開放的で淡白である。外人を敬する美點があり、邦人に對しては同人種たるの親しみと日本の國勢に對する尊敬とを以て接する風がある。癖強く、物に厭き易く、多少怠惰で生活に必要な程度に勞働をなすに止り、善財の觀念に乏しく、賭博心及迷信強く、保守的にして階級觀念が濃厚である等、諸種の通有的缺點を有す。男女共に腰より膝の直下迄を、七呎×二・五呎の長布で捲いて前に結

び、餘つた兩端を振つて股間を通じ後方に振じ込む。所謂バモン (Pahn-mo) を使用し多くは無地の輸入綿布を用ひ、習慣上毎日使用する色合を決定してゐる。即ち日曜より土曜に至る慣習的服裝は桃色、銀灰色、赤色、綠色、雜色、水色青及濃色の七色と定められてゐる。其の上に男は詰襟の洋服を着し、靴下及靴を穿くが、下流社會には上體を裸出し跣足のものが多い。女は昔時上體を唯乳を覆ふ程度のパーホーム (Paloum) にて巻くのみであつたが、主に薄地の小さな上衣を用ひる。男女共に斷髮をなしてゐる。併し歴史的に意味のあると云はれるバモンの姿も今同の失地回復の日を爲、政府は一九四一年三月一七日を以てその使用を禁止した。併しスカートの前に合せ目がついてゐるのはバモンの倣を偲はせてゐる。又一九四一年七月には民衆の戴帽運動があり従来の無帽主義は禁止された。

出産する時には産後を行ひたる産室にて分娩し、嬰兒 (Dang) に産湯を施し、産婦は幅廣き板に俯臥せしめて炎火の熱で暖める。産兒は一箇月にして剃髮の儀を行ひて披露し、歩行するに至れば易者を招いて命名式を擧げ、二歳前後にて離乳する。四、五歳にて頭頂に毛を伸し(現今は廢れつゝあり)、七、八歳にして小學校に入學する。一〇歳乃至一三歳の頃、佛教・婆羅門教混合の儀式を以て結髮を切り、青春期に入り、二〇歳前後にて男は僧門を叩きて一時出家する(「宗教の項」參照)。此の間女子の多くは家事の手傳をする。

往時は甚だ早婚の弊風があつたが、今日では男子は二〇歳以上、女子は一六歳以上にて結婚し、戀愛事件を見ることは尠い。兩親に於て息子の欲する女が社會的に釣合ふものと見れば、一老婦を頼みて先方兩親の意志を確め、意志あれば仲介人を立て、新郎新婦の運勢を占つて婚約を定める。結婚式及披露の賀宴は花嫁の家に行ひ、花嫁は先方の父へ贈物として、彼が特設した別屋に入り、爾後兩人當分の生活費たる持參金贈呈式を執行する。賓客は主屋に於て盛宴を張り、僧侶は經典を讀

誦する。暫時の後新郎新婦が宴席に現れて贈くと、賓客は米と水と兩者に混布する。翌日は僧侶を饗應し、夕刻初めて前記特別室にて夫婦共同の生活に入り、茲に數箇月間乃至最初の嬰兒が出生する迄蜜月を送る。又時に斯かる儀禮を省略する場合もあり、墮落結婚をなす場合もある。此の場合も其の子供は法律上正出と認められる。一般に經濟の許す範圍にて多妻をなし、妻妾同棲するが、正妻は之等の統制権を有し、嫡出子は遺産分配上庶子よりも恩典がある。離婚に就ては、正妻の場合其の同意を得て財産の分與を要求し、第二夫人以下は夫の意志一つで自由に離婚し得る。然し離婚に多額の費用を要すると、社會上の信用が失墜するのを恐れて離婚は甚だ稀である。

死人に對しては遺骸を水で洗つて白布に包み、淨土の通門料と共に納棺す。此の間僧侶は讀經及説教をなし、樂器を奏しては惡靈を驅逐する。時に泣手を履ふこともある。次に棺架に乗せて安置し、近親者は一晝夜乃至二晝夜夜樂讀經と共に之を看守り、爾後寺院に運んで火葬に附するか、又は火葬費の集るまで此處に預け置く。時として死體に防腐防臭劑を施して蓋に密封し、身分の高下によつて之を數箇月乃至數箇年自宅に安置し、後茶毘に附することがある。盤谷にては四、五月が火葬期にて、此の際前一年に死亡した者の葬儀を一時に行ふ。死者の近親者は數多の知人を案内し、死體を取出して棺屋に安置し、特設した假小屋にて宴會・音樂・芝居等を行ひたる後(二日目)棺屋に點火する。其の際景品付の抽籤を行ひ、夜間は煙火を揚げ、一隊の僧侶は經文聖歌を讀誦し、名家にては出来る丈多くの僧侶を饗應する。火葬には最も費用をかけ、爲に全財産を盡盡するものさへあると云ふ。王族の火葬は二、三年毎に一回行はれ、一種の社會的儀禮をなし、時に一箇月に亘ることがある。食物は米を主食とし、副食物は主として魚及「カレー」にて之に調味料として鹽・胡椒・小海老・葱・香料等を調合した「ナムブリック」其の他刺戟性の香味料を盛んにする。宗教上より獸肉を用ひることは稀である。勿論野菜類・熱帶果物等をも使用する。食物は凡て小皿に盛り、盆上に

並べて指にて食し、食後水にて洗滌する。度敷は朝夕二回にて、朝は七時、夕は五時六時の間に之を攝るが、都會では中食を攝るものもある。酒は多く米及砂糖より製した土産品を飲むが、佛法の戒律に觸れるので、宗教觀念の薄いもののみが之を用ひ、宴席等にも酒の饗應は憚ると云ふ。但し煙草は頗る愛喫し、幼時より國産の強烈なる煙草を嗜む。檳榔子も一般に好んで嗜むが、現今この風は漸次廢れつつある。

住居の様式をみるに泰國特有なる家屋は河又は運河の畔を選び、五、六呎の杭上に、正方形の三方に三つの長方形の家屋を繋ぎ合せて作り、残りの方には昇降りの足臺を設け、之に梯子を架けて地上との通路とする。屋下には屢家畜を飼養する。材料は竹、蓆又はチーク材で、屋根は草葺(ニツバ椰子)或は瓦葺である。河又は運河上にある都會地の浮家は、普通チーク材を以て作り、ニツバ椰子を葺いた二箇の長方形の屋根の後方に、更に一つの小屋根を添附した平家で、二、三艘の平底船上に建築する。通常河に面して繋留され、この方面より出入する。

現在泰國内に使用せられてゐる言語は地理的關係上多數の異人種を包蔵するから、自然使用言語も多數に上つてゐる。其の中主要なるものはタイ人の「泰國語」、マライ人の「マライ語」、モン人の「モン語」、クメール人の「クメール語」等を挙げ得る。右の中泰國語は最も廣範圍に常用され、公用語となり、初等教育の普及せる今日山間の土民も殆ど之を解し、商用語として國內異人種間にも使用されてゐる。

タイ族が南進した頃は少數單綴の原始語を有するに過ぎなかつたが、先住のモンクメール族を吸収するに及び、同族語を取入れて發達し、茲に泰國語が發祥した。爾後佛敎の傳來に伴ひ、同族語に使用した「巴梨語」及「サンスクリット語」の主として抽象名詞・形容詞・動詞を多數混入常用するに至り、更に一四世紀以降、支那人渡來し商業上の勢力を占むるに及び、數多の支那語を輸入補足し、續いて歐人入泰につれて葡語・英語等の外來の名詞を多少混入使用するに至つた。文字は最初印度カリ語系のクメール文字を用ひ、後スコタイ王朝

時代に現用文字に改良したと云ふ。左より横書する音標文字にて、字母には凡てオに終る呼稱を有する四箇の子音字標と、單綴一七箇、復綴二九箇の母音字標があり、子母兩字標を組立て、語とする。泰國語には平・沈・降・去・上の五聲の抑揚がある。上記子音字標中九箇は五聲全部を有し、沈以下の聲は夫々第一乃至第四の符號を以て示し、一一箇は上・沈・降三聲を有して上を除く二聲、夫々第一第二符號を用ひ、殘餘二四箇は平・降・去三聲にて、降以下は夫々第一第二符號を以て示す。但し單綴字の語尾がK・P・Lの音なれば無符號にても特種の聲に變化する。文の構成は英語に類似し、之を小節に分つて書き表はすが、語間は空けず書き連ねる。

當國の人名地名等には、巴梨語又はサンスクリット語の語句を用ひることが多いが、此の際泰國音には無關心に原語の綴字全部を表記するから、多數の無聲音字を有することとなる。例へば *Kyapa Svapa* と綴りてナコンサワンと讀むが如きである。又外來語には R・L の語尾が N 音に變化することがある。

又タイ族より分派せるものでコーラートタイ族がみられる。これはコーラート及ナコンラチャシマ地方一帯に居住して居り、同じく泰國語を話すが、抑揚に稍粗野な調子がある。コーラートのタイ族は一四世紀の中葉、アユチヤ王朝の初期ラーマティボディ (Ramathibodi) 一世が當時コーラート方面に蟠居してゐたクメール族征討の役を起した際のアユチヤ兵とクメール族の女から發した後裔であると言はれ、平地タイ族に比して性質も非常に剛毅、果敢なところがある。

三 ラオ族

本族はラオプンダム(黒腹のラオ人)及ラオプンカーオ(白腹のラオ人)の二部族に分れてゐる。前者は北部泰の全地よりナコンサワン地方に亘つて蔓延し、アユチヤ、ナコンチャイシマ地方にも散居してゐる。

其他のタイ族

(1) シャン族(ギョウ又はタイヤイ族) 北西部ビルマ國境サルウキーン河の流域に住み、一般に泰國人及ラオ族をタイノイ族(小タイ族)と呼ぶのに對してタイヤイ族(大タイ族)と呼ばれてゐるが、然しその言語は泰國人及ラオ族と比較して大差ない。女の服装はラオ族と大差ないが、男は好んで寛い黒色のズボン及寛闊な白色の上衣を着、頭巾を冠つてゐる。又旅行に出る時は頭巾の上に更に縁の廣い帽子を冠る風を有する。シャン人は商才に長じ、雜貨行商して泰國の各地を遍歴してゐる。

(2) ルー族 ルー族の大部分はメコン河の西部から東岸に至る地方に擴がつてゐるが、最も多いのはナン縣である。彼等の言語習慣はラオ族に酷似してゐる。古くは獨特の服装を有してゐたが、現今では大部分がラオ族の服装をしてゐる。主としてケーンツーン (Keng Tung) 地方に居り、チェンマイ地方に迄擴がつてゐるカーン (Kan)、クーン (Khu) 族と呼ばれてゐるのは、單にルー族の一分派に過ぎないものによつてである。

(3) プタイ族 泰國領内のメコン河の流域に居る本族は約七萬を算するが、プタイ族の本據はメコン河西岸地方である。泰國に於ける本族は主として東部ウドーン、カラーシン及ウボン地方に居り、その語風はシャン族に似てゐる。服装、殊に女の服装はラオ族と稍異つた點があり、一種の頭巾を冠り、又非常に色の白い者がある。一般に佛敎信者であるが、迷信の風が強い。

(4) ヨー族 本族は東部ウドーン、サコンナコーン一帯及ナコンパノムの北部地方に居り、本據はメコン河の東岸地方である。泰國領内のヨー族は殆どラオ族に近い服装をし、語風は一般に特殊な粗い發音が多い。

(5) ユアン族 本族もメコン河東岸に本據を有するタイ族の一派で、服装もラオ族によく似て居るが、語風に一種奇妙な歌でも歌ふやうな抑揚がある。本族の女は刺繍に巧なのを以て有名である。主としてナコ

て、腰から腰際にかけて刺青を施してゐる。之がラオプンダムの部族名の起つた所以である。北部ラオ人はラオユアン或はタイユアンとも呼稱されてゐる。後者は刺青の風習なく、東部泰の大部分に居住し、ピサマローク、ナコンサワン及ラチャブリー地方等にも其の部落を見る。東部ラオ族はその使用する言語によりラオウイエンチャン及ラオカーオの二種族に分たれる。前者は西部ウドーン、チャイヤブーム地方、ナコンラチャシマ地方一帯の人口の大部分を占め、後者は東部ウドーン、ロイエット一帯及ウボン地方に居住し、兩者の語風の相違は明瞭に開分けられるが、語學的には大きな相違はないと言ふ。ラオプン族はウドーン地方及ロイエット地方の一部に居り、ラオウイエンチャン族の語風に近いが、只一般に稍顔色の白い點が相違してゐる。ラオン族はベチヤブリー、ラチャブリー、ナコンチャイシー及ピサマローク地方に居住する種族であるが、元來ルアンプラバン山脈の東部に至る平原地方にゐたタイ族で、約百年前捕虜として右の地方へ招來されたものである。ラオ族はタイ族の先住種族なる爲、之と容貌習慣共に酷似してゐる。唯外見上體格が比較的よく、多少色が白く容姿が良い點、女子は頭髮を伸ばし、頭頂に束ねて花を飾る點、男子はバマーンの代りに腰から足首に達する縞の腰巻と、胸から一方の肩に掛けるスカーフ(時にはジャケツ)とを著けてゐる點、言語に多少の訛があり、外來語の影響が少い點等を異にするのみである。北部のラオ人はタイ族の美點を具有すると共に、勤勉正直で落着があり、宗教的良心が豊であるが、東部のラオ人は性質が之より劣等である。殆ど佛敎信者であるが、タイ人よりも活物崇拜の色彩濃厚で、迷信が強い。藝術は可成に進歩し、銀細工彫刻刺繍繪畫及音樂等はタイ族に比して遜色がないと云ふ。如上タイ人に近似してゐる爲政府は統計上タイ人として取扱つてゐるが、今後交通の開發と相俟つてタイ人と全く同一種族化すること考へられてゐる。往時は多くの小藩に分れ、各藩主が支配してゐたが、現今藩主は有名無實にて何等政治的特權を有たない。

シバノムの西北部アカトアムヌエイ一帯に住んでゐる。  
(6) サムサム族 南部泰の西海岸地方に居り、非常に少数である。泰國人とマライ人の混血種で主に回教徒である。

四 其他の種族

(1) ネグリト族(スマン族)及チャオナム族(オランラウド族) マライ編の「住民の項」参照。

(2) マライ族 現在非常に複雑な混血をなしてゐるが、之はマライ半島に散在する先住マライ族たるジャクン族の一派であることは明かである。泰國のマライ族は總て回教徒であるが、他の回教徒に比して戒律に對しては稍寛大で、例へば、女も一般に面紗無しで外出する習慣が行はれてゐる。一般に農業及漁業に従事してゐるが、大體泰國人と同様な耕作法で米作を行ひ、特に漁業に秀でてゐる。因に、泰東岸のマライ族は半島より拉致した捕虜の末裔である。

(3) サカイ族 本族の多数は半島部に居り、少数がバタニー地方の山中に住んでゐると信ぜられてゐたが、最近の調査に依れば、泰國內には現在居住せざることが明かになつた。(詳細はマライ編の「住民の項」参照)。

(4) ラワー族 本族は曾て泰國の最北部一帯からラヘン(Raiang)及カムベンベツト附近へ至る地方に亘つて廣く占據してゐたのであるが、七世紀頃モン族の移住者に征服され、之と雜婚して今日に至つたものであるから、モン族の一分派とも見做し得られる。であるが、チェンマイラワー族の語風はビルマのワロー(Wa)族と酷するものがあり、恐らく之と同一祖先であると推定して間違ひない。はれる。泰國人よりは幾分身長低く、色黒く、蒙古族的特色も少い。は頭髪を刈り、寛いズボンと頭巾を着け、女は髪を伸ばして後方に束、頭巾布を被らず、足首迄の腰巻及寛衣に似たジャケツを着てゐる。衣服の材料には青色の綿布を用ゐる。彼等は臆病にて平和を愛し、魔術と靈崇拜と佛教とを

混信し、竹造草葺の家に住み、政府を代表する其の頭目に統治される。陸稻を作る外原始的方法で織を精練し、日用金物を製造販賣する。

(5) カムク族 本族の本據はメコン河東岸のルアンパバン地方であつて、毎年駝夫・樵夫としてチーク林地方に出稼に來たものが、此等の地方に定住するに至つたものである。カンブリー縣の北部にも少數のカムク族部落があるが、恐らく捕虜として招來されたものらしく、一部の者は固有の言葉を有してゐるが、大體の風俗習慣は近隣住民に同化してゐる。ナン縣北方にも少數の同族部落があり、彼等は泰國人よりは短軀で黒く、蒙古族的特色を著しく失ひ、ラワー語に似た言葉を話す。男は普通申譯的な禪で局部を被ふ他は寒冷時に短いチョッキを着るのみであるが、上流又は開化した者は寛いズボンに、短衣・頭巾布及帯を用ひる。女は外出時は青色の腰巻に、縁に白線を附した同色の短衣を着け、髪は伸ばして頭巾を巻き、銀製の腕飾及耳飾を附ける。右の他、泰國の東北部地方、例へばチャイブリー地方、ウドーン地方及ウボン等にもカムク族が居住してゐるが、彼等は約五〇年前ビルマ人の奴隸買ひに依つてメコン河左岸のカムモン地方から招來されたもので、一名Pteung族とも呼ばれ、其後羅馬加特力教會の手に依つて解放され、現在同族の信者となつてゐる。言語・風習は大體近隣のタイ族或はラオカオ族と同一で、既に固有の言語は忘れ去つてゐる。

(6) チャオボン族 本族の聚落は大體二つに分つことが出来る。その一はコーラートの南東部地方、その二はベチャブーンの東北部地方である。後者は往時西方ブリー地方まで擴がり、ラーヴアブリー人と呼ばれてゐた。政府登録種族名はラワー族となつてゐるが、彼等自らは(特にコーラート地方)ニアクオル(Nya Khol)人と呼んで居る。言語はモン族及カムク族に近似して居り、本族がチェンマイ地方のラワー族とは殆ど關係ないことは疑ひない。最近迄彼等は定住地を持たず、山中を轉々して原始生活を送つて居り、一定の課税もなく、唯貢納として原始の産物たるラツク或は香木等を納めてゐた。然し現今では大部分が

一定の部落をなして定住して居り、言語習俗も大體近隣種族と近似し、古老のみが固有の言語を用ひてゐる。

(7) チョーン族 本族はチヤンタブリー縣山岳地帯からカンボヂヤ地方一帯へ擴がり、カンボヂヤではボル(Por)族と呼ばれ、彼等自らはタムリット(Tamrei)或はサムレト(Samraet)と呼んでゐる。言語はクメール族に酷似し、風俗・習慣は近來次第に近隣種族と大差ない迄に至つてゐる。尙本項の概要に於て言及せる如く、本族には約二〇%のネグリト族系統が認められる。彼等は樹脂油・蜂蜜・藤等の林産物を採集して食料品と交換し、又同地方の特産物たる小豆蔻及陸稻を栽培してゐる。

(8) ソー族 本族は非常に色黒く、殆ど漆黒色に近い。言語はクメール族に酷似する。本族の本據はメコン河左岸のカムモン地方で、泰國では大體淡水湖ノーンハンとナコンパノムとの間に住んで居り、其他ソングラム河畔及ブーバン山脈の北側に居る。約二〇年前のソー族は一萬を數へた。現今總て佛教徒であるが、非常に迷信深い。服装は大體ラオ族と同じく、又ラオ族同様の耕作をし、家畜を飼養してゐる。

(9) セーク族 本族は二の集團に分れて居り、その一はナコンパノムの北部へ至るアサムラート(Asamrat)に、今一つはタイウティン地方に住んでゐる。二〇年前に調べられた總數は僅かに六百人に過ぎなかつた。本族もメコン河の左岸地方から來たものであるが、その生活様式及住居等はラオ族に似てゐる。言語學的に云へば、モンクメール族に屬するものであるが、その言語には多分にラオ語が混入してゐる。

(10) カリーヤン族 本族は約百年前にメコン河左岸の故郷からナコンパノム及サコンナコン地方へ放逐されたもので、現在では既にその母語を忘れて専らラオ語を話してゐる。カリーヤン族と自稱してゐる者が約三萬人を數へ、主としてサコンナコンの南ブーバン山脈の森林地帯に住む。一見したところでは、ラオ族と區別し難い。

(11) カブラオ族 本族もメコン河左岸から來たもので、ウボン縣のケムマラート地方に小部落をなして散在して居るが、總數約五〇〇

人に過ぎない。耕作や居住の様式も大體ラオ族のそれと變りはないが、言語のみが固有のものを固執してゐる。

(12) カーヒンハオ族 ムーン河がメコン河に注ぐ合流點の南方地方に本族の小部落があるが、之は最近佛領から渡つて來た種族で、前項ラオ族と同様カリー族に屬するものである。幼稚な耕作をしてゐるが、主として狩獵や果實等を蒐めて食つてゐる。

(13) スーイ族(クイー族) 本族はスリンクワン及ウボン縣地方一帯の廣範圍に亘つて居住し、ロイエツト地方へ迄蔓延して居る。言語はクメール族のそれとは可成りの相違を示してゐるが、種族としては非常に密接な關係にあり、カンボヂヤ及東部・北部泰の原住種族を代表するものである。固有の言語を使用して居る者の他に、一般にラオ族と呼ばれてゐながら單にラオ語を話してゐるクイー族に過ぎないものが相當の數に上つてゐる。彼等は更に大體二つに區分され、その一はラオスイー族と呼ばれ、ウオトンクワン及スリン縣地方一帯に居り、その二はクメールスーイ族と呼ばれ、主としてスリン縣に居住する。然し近來兩者とも夫々次第にラオ語若しくはクメール語に同化する過程にある。本族はラオ族或はクメール族に比して遙かに文化が遅れて居り、佛教徒と見做されてゐるが、萬有神教的な迷信の風がある。ラオ族若しくはクメール族の風習に従つて耕作し、或は家畜を飼養してゐるが、その家屋は非常に貧弱で、又不潔である。クイー族は多數の開族に分れて居り、その内のクイームアイといふ開族は象狩りに巧みなことで有名である。十數年前の調査に依れば、東北部地方の現にクイー語を話してゐる者のみで約一二萬人、テオクイー及クメールクイー族が約一四萬に上つてゐる。クイー族はソーク族程ではないが一般に色が黒く、中には髪が縮れてネグリト族の系統の認められるものがある。

(14) クメール族 泰國のクメール族は見積區々であるが、兎に角多數に上ることは疑なく、その中ラチャブリー及カンブリー諸縣の同族は捕虜として拉致された者の子孫である。因に東部泰には昔時多數の同族

が居住し其の文化と発展とを物語るクメール時代の遺跡が諸所に存在する。彼等の風俗習慣・宗教は泰國人及ラオ人と同様で、顔色稍黒く有鼻者が比較的多い點の他は容貌も異ならない。大部分は今尚母國語を使用し、小農業に従事してゐる。

(15) モン族(ビルマではタライン族) 本族は既述せる如く、元來タイ族の前に大體現在の泰國領域一帯に蟠居してゐたものであるが、タイ族の移住に依て全く之に征服せられ、痕跡を留めぬ迄に同化し去つたのであつて、今日の泰國に於けるモン族といふのは、捕虜又は避難民としてビルマより入泰した者の子孫で、主として盤谷附近の河岸に部落をなし、富裕なる種族とされて居り、其他カンブリー縣のビルマ國境へ至るクエーノイ溪谷地方に散在してゐる。又コーラート南方のバクトンチヤイ及モラトク地方の各地に約二六、〇〇〇人ばかりが散在してゐるが、完全に母國語を忘れ、近隣のコーラートタイ族の風習に同化して了つてゐる。容貌・服装・宗教は泰國人に異らぬが、唯泰國人より一般に背が高く、婦人は通常髪を伸ばして特有な髻に結つてゐる。凡て泰國語を話すが、其の多くは母國語も話し得る。

(16) 安南族 一九二九年の國勢調査には五、三二一人となつてゐる。本族は長年モンクメール族の中に雜居し言語にも多數のモンクメール語が混り、區別困難であるが、最近の説に依れば、タイ族に屬するものであるが、同族と東京地方のモンクメール族たるムオン族及チャム族、支那人等の雜種であるとされてゐる。チャンタプリー地方の同族は一七、八世紀に宗教上の迫害を免れる爲安南より來泰した加特力教徒で、首都附近の同族は捕虜として拉致された者である。殆ど全部加特力教徒で、容貌は泰國人に以てゐるが男女とも昔ながらの寛い黒色ズボンと上衣を用ひ、男女共頭髮を伸ばし母國語を話してゐる、彼等は昔を以て種々の色合及型の所謂「チャンタプーン莫産」を織つて盤谷に積出す(佛領印度支那編の「住民の項」參照)。

(17) ムーサー族(ラフ族) 本族は主として北部泰の高い山岳地帯

に見られ、南方はチェンマイ縣のモーピン西方の山地、北緯一七度三〇分附近まで蔓延してゐる。シャン地方に居るカオ(Kaw)族の一支部らしく、蒙古族的特色を明瞭に表はし、骨格頑丈である。泰國の本族はムーサー族(Mussó Ia or Dam)、ムーサーレー(Mussó Le or Deng)の大體二支族に分れてゐるが、生活の様式は後述するムーサー族及ヤオ族に近似し、男は青又は黒の寛いズボンと上衣・褲・頭巾を纏ひ、女は縞のある青色の腰巻・長袖のジャケツ・頭巾を着け、男女とも外出には糧糞を携帯する。女は別に銀製の腕輪・耳飾・首輪を飾る。兩支族の服装の相違するところはムーサーレーの女が裾は赤や縞模様のある暗青色のズボンをつけるに對し、ムーサーレーの女は赤のシン(Sin)をつける點である。彼等は劍と弩で猛獸を斃し、山地を開いて阿片其の他の食料嗜好品を栽培する。家屋は竹木にて頑丈に建て、佛教的色彩ある活物崇拜をなし、月の四定日には祈禱を、年一回犠牲を供へて祭禮をする習慣があり、又割禮を施す。死體は木棺に納めて複雑なる儀式の下に埋葬する。文字を有しないが、支那字を讀解する者がある。

(18) カンブリーラフ族 主としてカンブリー縣の北部地方に散在してゐるが、近來附近住民に同化の傾向にあり、風俗習慣も既に大差なき迄に至つてゐる。少數の者が固有の言語を使用してゐるが、チェンマイラフ族の言語とは何等の關聯なく、チベットビルマ語に酷似せるものである。然し西チベットビルマ族中の何れの種族に屬するかは未だ決定し難い。

(19) ムーサー族(Miao or Miao-tzu, Mong-一猫族) 本族は北部泰山岳地方の諸所に部落をなして散在し、パチャプリーの北東部北緯一七度の邊に迄至つてゐるが、その原住地は支那西南部地方で、同方面一帯に蔓延し、その南方移住運動の起つたのは、比較的最近の事に屬するが、之は支那民族の壓迫に因るものである。本族は多數の支族に分れ、男の風俗は何れも大差なく、主として女の服装に依て區別される。男は暗青色の寛いズボン、短い上衣、腰帯を着け、大型の青色頭巾布で髻髪を覆ひ、

刺繍付の袋を下げてゐる。メーオカオ族の女は膝迄の有翼腰巻、縁に刺繍を施した長袖の上衣、青及灰色の頭巾布を纏ひ、足を布で巻き、頭髮は頭上に丸めてゐる。メーオライ族の女の腰巻には髪がない。又男女共に銀製の首輪を用ゆる風がある。木材・土の壁に石床を有する家屋に住み、寢床架・腰掛・卓子を備へ、男子は山の斜面を開墾して、煙草・阿片・大麻・穀類等を栽培する他、牛・山羊・馬を飼養し、女は織物刺繍等をなす。耕地の地味衰へ、物資缺乏するに至れば、更に適當な地を選んで移住する風があり、その期間が大體一二乃至一五年である。中には五〇哩以上の遠隔の地に移住するものがあり、目的地に著く迄二、三箇月を要する場合がある。彼等は支那字及支那曆を用ひ、精靈を崇拜し、一夫一妻主義で、結婚には複雑なる儀式を行ひ、死人には葬禮を行ふ。

(20) ヤオ族(ヤオイン族) 本族の原住地はメーオ族と同じく西南部支那で、主として廣西省の山中に居る。泰國の本族はナン縣の山中に最も多い。風習も居住の様式も略メーオ族と同様で、多くの支族に分れてゐる點も相似てゐる。男も女も暗青色の衣服を用ひ、男の服装はメーオ族と大差ない。家屋の建て方もメーオ族と類似し、女子は支族により種々の結髪をなし、中には日除帽子の如きものを被るものもあり、足首に達する長袖の長寛衣に下袴を穿いてゐる。支那文化に浴し、支那字を讀解するものが多く、精靈を崇拜する一夫一妻である。婚姻は聘金制で、婚約・結婚には少からぬ手数を要し、葬儀は支族により異り、火葬又は埋葬する。

(21) カレン族 ビルマより移入したもので、泰國の同族はブオー(Pao)及ブエイ(Bwe)の二派である。男は瘦軀強筋、狩獵に長じ、山間に陸稻・棉等を作り、錫・鹿角等を市場に搬出して必需品に換へる。綿製の短い腰巻に寛い上衣又は長寛衣を着、ブエイは長髪を丸めて頭巾を被り、ブオーは頭髪を刈り、常に劍・槍・鐵砲を携へて外出する。女は長寛衣の他、時には腰巻をつけ、手足を漆塗の簾で飾つてゐる。少數の佛教徒及基督教徒を除き、他は精靈崇拜者で、竹造草葺のバラツク式の

長屋に住む。六歳未満で婚約し、幼時より耳朶に穿孔し、性道德が非常に嚴格で、姦婦は耳朶を切断する習慣があり、死人は火葬に附する。鐵の精鍊を心得、日用金物を自製する。

(22) ティン族(カーティン族) ナン縣の北東山中に住む種族であるが、その言語の系統は不明で、服装はラオ族に似てゐる。概してカムク族及ラメト(Lamet)族に近いと言ふことが出来るのであるが、ラメト族はメコン東岸の山中に住む種族にして、それが泰國の國境を越入したことに關しては知られてゐない。主要な産業は茶の栽培及製造であるが、特殊な製法により茶葉を醗酵せしめて、嚼茶とするのである。

(23) カートンルアン族(ビードンルアン族) 本族の存在に關しては、疑問が持たれてゐるが、最近の調査に依て略々その存在が確實となつた。主としてメーナムバークの水源地地方及プレー縣、ナン縣の山岳地方を徘徊してゐる。彼等は滅多に姿を見せず、獨特の方法を以てラオ族と物々交換をしてゐる。即ち犀角・皮革・蜂蜜の如きものをラオ人に知られた一定場所に置いて姿を消すのであるが、之を發見したラオ人がその代りとして鹽・煙草・布・鐵器等を置いて持歸るのである。ラオ人が去つた後で、再び現はれて其等の物品を持ち歸る。ラオ族の部落に下りて來るのは、非常に稀であるが、メコン河を越えた地方に居る同族は屢々カムク族部落を訪問して居るやうである。彼等の體格から言へば、何等ネグロトリー族との連がりはなく、やうである。或る者は文身の風を有して、男女共に裸體であるが、稀に男は禪をしてゐるものがある。武器は鐵の穂尖をつけた長槍で、之に毒を塗つてゐることもある。耕作の風を有しない。

### 第二節 宗教

一 概 要 泰國は事實に於て佛教を國教とする世界唯一の國柄で、上は國王から下は庶民に至る迄殆んど全部之を信奉し、多少教義は異なるが在住支那人

ビルマ人、カンボヂヤ人及モン人等も概して佛教徒である。然し意外に、僧教は甚だ自由にして、古來他宗教に對して禁止迫害を爲したることなく必要な土地は之を下附し、布教上には凡ゆる便宜が與へられて居る。然し佛教は建國以來の宗教にて確固不拔の基礎を有する爲、他宗教の蠶蝕は至難にて、僅に印度人のヒンヅー教徒、マライ人の回教徒、及安南人の基督教徒を見るのみである。佛教は國教にて、國王は親ら「法の擁護者」を以て任じ、而も其の信仰頗る篤く、貴賤貧富の差別なく男子は一生一度は必ず出家する風習があり、壯齡にして佛門を潛らねば社會上の信用薄く一門の恥辱とする。故に寺院僧侶の數夥しく、王室の儀式を始め公私の儀式及祭事は凡て佛式に則り以前佛曆を採用して四月一日を正月とし、挨拶にも合掌を用ひる等日常習俗に對する佛教の影響は絶大である。爲に國民は一般に慈悲博愛の念に富み、老衰不具者には合掌して施し、中流以上の家庭には食客を多數扶養することを誇とする程にて救恤機關の必要を感じぬといふ。又當國に思想問題の擡頭を聞かぬのも、一に佛教の教導善化に歸因するものと云ふ。

佛教徒來の沿革に就いては既に「歴史の部」に詳説したるを以て茲には之を省略するが、アユチヤ王朝のプラカライ王時代には國民生活の裡に既に確固たる根柢を張るに至り、例の希臘人宰相及佛王ルイ一世の泰國基督教化の大陰謀計畫も之に微動も與ふことは出来なかつた。然し其後アユチヤ王朝の滅亡と共に佛教も一大危難に遭會し、僧侶も一時墮落したが、現王朝の高祖が之を再興改善してより寺院は修復建立され、經典の編纂普及化も行はれ、かくして再び佛教は大いに興隆して今日に及んで居る。(宗教別人口は「人口の部」参照)

## 二 泰國佛教の過去及現在

全國を通じて寺院數一萬七千を算し、僧侶の數無慮三六萬に達する黃衣の國泰國佛教の内容を過去現在を通じてその變遷を辿れば、勿論持戒

の嚴守を喧しく言ふ小乘佛教に屬する泰國の佛教は大乗佛教に見るが如き顯著な變化を見なかつたが、然も尙時代の推移により多少の變化は免れなかつた。往古に在つては入門者の佛教に對する心構へが頗る眞面目であり眞剣であつた。又雜僧を尊び先達僧も熱心に指導訓育し、食、願の減却に専念し、其處には何等の面倒臭い規律を制定するの要を見なかつた。其後出家入門が一種の社會的習慣と化し、古代に於ける程の嚴格な齋戒を失つてからも入門方法に就いては他より何等の拘束を受ることなく行はれたのである。

然るに漸次導師に人を缺くに至り僧亦戒律を修せず、國家また斯かる僧團の墮落に對して何等の干渉を行はず、持戒は益々弛緩し、取締は亂れて佛教主義の本質より愈々遠ざかるに至つた。チャクリー王朝一世プラツタヤートプアチユラーロー王は深く佛教の衰微を歎かれ、之が救済に國家權力を發動せられ、僧侶法を制定して重破戒僧にのみ處刑を加へられ、爲に、宗務廳の設置を見たのであるが、然も尙教團の行政には觸れられるに至らなかつた。

三世ナンクラーオ王の時代に至り僧侶の墮落益々激しく佛教は混亂状態となつた。王は一世が採用せられた如き生優しい手段方法にては到底墮落せる佛教を矯正し能はずとし、愈々宗務廳係官をして教團の肅正を目的として宗務行政に乘出さしめられたのである。然るにその結果は王の期待に反し、僧侶は戒律を守らず、世榮をのみ求め、宗務廳官吏に對し阿諛、佞辯、飽くことを知らず、僧俗合體して佛教破壊にとりかゝつたのである。

四世プラチヨームクラーオ王は佛教信仰の心頗る厚く登極前永く僧院生活を送られ、教典に明るく善知識に在らせられた爲、當代僧の行ふところを典籍に照合せらるゝに、誤れること甚だ遠く、因つて御研究の上ダムマユテイカニカイイたる正當宗派を開かれ、親ら管長となられた(從來の宗派は之をマハーニカイイと稱す)が、他人に對してこの宗派を強制

せらるゝが如きことは絶対に無く還俗御即位後是在家が出家を治め得ずとのお考へから管長の地位を王族僧正パワレイト、ワリヤロンコーン殿下に譲られた。而してダムマユット派は僧門自治なるに反し、在來派たるマハーニカイイは依然として在家によつて治められてゐたのである。

五世モンクット王登位と同時に王大僧正ワチヤーンワローヨット(五世の兄弟)殿下をして管長の官とし、佛教統治の權を一任せられた。右は六世が豫ねてより在家が出家を治めることの如何に思ひ可き事なるかを承知し居られたからで、從派の宗務廳官吏は唯單に適當なる援助を僧に提供する以外に、權限無く教團の統治は再び教團に戻つたのである。斯くて自治權、僧團に還元し僧の尊嚴も増したわけであるが、然も王僧正ワチヤーンワローヨット殿下の統治は全く失敗に期し、兩宗派の對立を激化せしめた結果となつたのである。即ち僧正はダムマユテイカ派の方であるが教團の直接行政に當る可き僧の選擇をダムマユテイカ派に求められたからである。それには二つの理由があつた。當時のマハーニカイイ派の上座僧は多くは老境に入つた者多く、濼刺たる氣鋭の者を得られなかつたこと、又一つには持戒の寛大なマハーニカイイ派の僧が持戒の嚴格なダムマユテイカニカイイ派を統べることにもなれば、ダムマユテイカ正統派の生命を失ふこととなるからである。又一方では重要視する戒律も他の宗派では輕視するといつた如き持戒の相違等もあり、兩派は全く對立の貌となり、遂にマハーニカイイ派はダムマユテイカ派と絶縁し自治制を採用するに至つたのである。

泰國に於けるこの二派の抗争は之を日本佛教の一三宗五六派に較ぶれば、全體的に之を觀れば尙良く統制が保たれる方である。然も尙國王を佛教最高の擁護者とし純正佛教を守る最終堡壘なりと自負する泰國に革命新興の機運を藉り、從來最も困難視せられて來た宗教改革に乗り出し佛曆二四八〇年務行政法が新に制定せらるゝに至つたのである。

## 三 佛曆二四八〇年宗務行政法

泰國……住民・宗教

### 1 概 要

本法に據れば宗務行政を中央及び地方に二大別し、合議選舉制によつて二派の摩擦を緩和し、宗派の規律に就いては干渉せずして各派の自治に任せ、然も寺院の建立出家入門には一定の規定を設けて取締ることとなつて居る。先づ中央行政に就いては最高僧會議の決議により之を行ひ、右會議の役員は(一)大僧正官(二)各宗派の管長、(三)派各宗の副管長、(四)州管事、(五)最高僧會議の決議により勅選せられたる委員(但し任期は四年)より成り議長は大僧正官とするも、若し空位の場合は最高僧會議は四年を任期とする代理議長を選任することが出来る。

最高僧會議は議長たる大僧正官の意見に従ひ、役員中より任期四年の實行委員一名乃至二名を設けて宗務行政に當らしむる義務を有すると共に、僧規律を制定するの權限を有して居る。會議の召集會議方法に就いては、(一)召集實行委員の建言により又は五名以上の役員の決議により召集せられ、(二)議長は會議を主宰するの義務を有し、若し議長不在の場合役員は副議長を臨時に選任することが出来る。(三)會議が適法に成立するが爲には一黨一派に偏し居らざる役員の過半数を必要とし、議長、實行委員、勅選委員の選舉には全委員の三分の二の出席あるを要す。役員の投票權は一人一票とし、特に規定ある場合を除き多數決により甲乙同数なるときは議長の裁決による。最高僧會議の決議により議長はオプザーパーを參加せしむることを得、右オプザーパーは他の役員同様意見を開陳するの資格あるも票決權無し、尙最高僧會議の決議により委員會を設けることを得、委員會の決議事項は役員會の承認を経て始めて效力を發す。最高僧會議の決議は之を最高とし、何人と雖も異議の申立を爲すことを許されぬ。

地方行政をみるに、マハーニカイイ及ダムマユットニカイイ兩派の管長が之をテヤオカナイイと稱し副管長をチャオカナロングといふ。而して管長、副管長は最高僧會議の決議に基き、勅選せらる可きもの

で、最高僧正會議の役員たるの責務を有し、北・中・南部管事を統率す。

2. 地方宗務行政

地方宗務行政を別ちて次の五とす。(一)バーク(部) (二)チャグ・ワット(縣) (三)クエーン(郡) (四)ムアット(村) (五)アワット(住職)。

- (一)管下部内に於ける僧徒の行政を掌る。
(二)佛教及教學の指導監督
(三)郡管事、郡副管事、導師(ウツパチャヤー)を任命す
(四)部副管事、部助管事、縣管事、縣副管事として適當なる者を管長に推薦し、管長は之を最高僧正會議に提言す
(五)縣管事が困難する問題の解決
部管事は次の如き権限を有して居る。

- (一)部内の僧侶の統治
(二)部内規律の制定
(三)部副管事、部助管事に對し部内を巡視せしむ
(四)部内人事、勅選による職位より轉出し、又は僧位を剝奪せんとする場合は勅許を要す

(五)縣管事の控訴、審判
以下縣、郡、村管事等順次に存し上位者が下位者に對して有する權利義務は略々部管事が縣管事の上に持つ權利義務に等しい故、茲に記述を省略し、宗教行政單位の最下位にある住職に就いて言へば、住職は勅選による場合と法律により縣管事が任命する場合とがある。寺院に對して住職の有する義務は次の如くである。

- (一)寺院内に於ける事務の處理

- (二)宗教並宗教々育
(三)寺院並寺寶の保護
(四)犯人の隠場所とならざるやう寺院内を巡視する
(五)寺院内に居住する出家在家を統御する
(六)秩序を維持し、犯罪の發生を防止する
(七)出家に法を説き、在家に受戒する
(八)雜僧に適當なる教育を授ける
(九)佛道を修めんとする居士に便宜を供與する
(一〇)寺内居住の在家、出家の登録をとる
(一一)寺院の會計簿を作成する
(一二)院内事業報告を管長に提出する
(一三)院内僧の成績を記録する
住職は院内に於て左の如き権限を有す。

- (一)院内居住の在家・出家の統御
(二)院内規律の制定
(三)破戒防止
(四)出家、在家の院内居住の許否
(五)院内規律破壞者、及び住職の命に叛きたる者に對する處罰
(六)不品行な在家、出家の逐放。

3. 得度導師

導師は分ちて二種とす。大僧正の宮によつて任命せられた者は特別導師といひ、管長によつて任命せられた者は普通導師といふ。そして導師たり得る者の資格は次の通りである。

- (一)戒律を嚴修する者
(二)剃髮に關し知識經驗の深い者
(三)弟子の訓育に練達せる者
(四)該地方に於ける在家出家より尊敬せらるる者
(五)一〇回以上安居節を經たる者

- (六)管長たるか住職たる者
導師の義務は次の通りである。
(一)出家に必要な條件(後述)を具備せる子弟を得度入門せしむる
(二)純潔證書を發給する。
(三)院内同居者を親ら又は他人をして訓育せしむ
導師は自己の管轄區域内又は特別の許可を受けた地域に於て導師たるの権限を有し、濫りにその地位を剝奪せらるるが如きことはない代りにその地位を他人に譲ることは出来ない。

4. 在家が僧となる條件
(一)曾て破戒處分を受けたことなきこと
(二)國法を犯したることなきこと
(三)讀書能力あること
(四)品行正しきこと
(五)宗教規律に規定の一定年齢に達し居ること
(六)相當の地位を有し、官吏の場合は許可書を必要とす
僧は何れかの寺院に僧籍を有し僧籍無き者は浮浪者と看做す。

5. 寺院
寺院の敷地は左の條件を具備するを要す。
(一)適法に土地を贈與せられたること
(二)行政上支障なきこと
(三)特殊な理由の存する限り五〇センチ(二センチは約四〇米)以上他の寺院と間隔を保つこと
(四)僧の居住に適當な土地なること
(五)建築請負者の存在すること
(六)建築圖面の存すること
(七)定住僧の存すること
寺院を建立し又は修築せんと欲する者は管長並郡長の許可を必要とす。

寺院が寺院として認められるが爲には寺院内に少くとも三年を通じ院内に居住する僧五名を下らず、管長並郡長が基礎の強固なることを認めたるものでなくてはならない。縣知事は上記の條件を具備する寺院の説明報告書を文部省に提出、文部省が勅許を得る順序になつて居る。

又次の如き寺院は廢棄せられる。
(一)無住僧の寺院、(二)三年を通じ平均僧四名以下の寺院、(三)寺僧に破戒行為の多い寺院
右の如き場合に於ては地方管事は右の旨を上層に通達し、管長の許可ありたる場合は廢棄とすることが出来る。又二寺合併を妥當と認めたる場合に於ては管長の命令により合併することが出来る。

6. 僧侶の兵役關係

泰國の僧侶と兵役との關係を現行泰國徵兵令により觀るときは次の如くである。即ち同令第六條中には佛教僧侶にして僧位を有し、バリヤン(僧學位の一)たる者は兵役を免除すとあり、泰僧侶が全て兵役を免れるのではないことを注意す可きで、普通一般僧は同條令第七條及第八條によつて平時に於ては召集を大目に見られる丈けの特典が與へられて居るといふに過ぎない。

7. 結 論

泰國佛教は之を要するに質的にも量的にも國家を中心として統合せらるるの機運にありと言ふことが出来る。即ち之を質的に觀るときは泰國佛教が從來厚き國家の保護を受けつゝも、動もすれば、國家觀念から遊離して宗教の爲の宗教といつた感は將來拂拭せられて反對に固く國家と結合し行くものと思はれる。一例を擧ぐれば、從來泰國に在つては梵語以外の言語で、たとひそれが母國語たる泰國語であつても、佛典を誦讀することは宗教的墮落と考へて居たのであるが、最近國家至上主義、國語尊重の機運に動かされて管長官の發議により官民の熱誠な後援のもとに三藏經の泰國語翻譯が進行中である。この一事に徴しても今後益々泰國佛教が國家的色彩を濃厚にして行くことは容易に窺ひ知ることが出来る。

又之を量的に觀れば、上述の新宗教法に於ても明なる如く從來の如き無制限なる僧侶の輩出は排して出家者の條件を嚴にし、現に僧籍に在る者に對しても品行修まらざる者にはどしどし還俗せしむる等嚴選主義によつて僧侶の數、並に寺院數を或一定限度に縮減せんとする方針である。斯かる方針はさなきだに人口稀薄に苦しみ、爲に華僑を歓迎して却つて窮地にある泰國現在の人口問題解決の爲にも、又將來人口増殖、泰血族保存の爲にも絶対に不可欠の要件なりと斷ずるも決して過言ではない。況んや僧侶の數の減少は泰國佛教の衰退を意味せず、却つて僧侶の嚴選は泰國佛教の向上に大なる期待をかけ得、量の減少は質の向上によつて十分に償ひ得るに於ては尙更である。

上述の如く泰國佛教は從來の唯我獨尊的立場より國家國民を中心として、省教反省の機運に這入つたことは、泰國の爲には勿論、廣く佛教を信仰する者の爲に洵に喜ばしきことである。茲に北方の大乗佛教との連携の道が開けるのである。然らば如何なる方法に於て兩者の携手を促すかといへば、第一の策としては泰國に於ける僧侶以外の佛教研究の學徒を日本に招き、各宗派の大學なり研究所に於て大乘佛教を深く研究せしめ、その研究の結果を泰國の宗教雜誌(註)に泰文で發表せしむると共に、現在も行はれつつある佛教聯合會を東亞共榮圈内にある佛教國の各地で開催し相互の理解を増進することである。

(註) 從來泰國出版界を風靡するものは文學書ではなく、科學書では更に無く、實に宗教關係である點より推して、國民の關心が如何に深く佛教に繋がれて居るかを知らることが出来る。

茲に最も注意すべきは從來も屢々關係者より耳にすることではあるが吾人は泰國佛教に臨むに決して獨善的な優越感を以てしては絶対に不可で、兩者の聯繫は極めて自然な機運の到來——この機運は既に泰國に到來せんとしつゝあるは、上述の通りである——と相互の尊敬理解の基礎の上に立たなければならぬこと、これ無くしては却つて深刻なる對立より救ふ可からざる破滅に導く危険性が甚だ多い。各民族共に或

種の誇を持つものであるが、泰民族最大の誇は過去に於て然るが如く將來も他く迄佛教を擁護し佛教最終の牙城として澎沔として押し寄せる西洋物質文明乃至は支那拜金思想から泰國民族を守り、次の時代に於て高き精神文化の殿堂を築かしめんとするもので、その意氣や洵に壯とすべく、この誇は東洋全體の爲にも決して失はしめてはならないものである。

四 日泰、佛泰交渉史

弘法大師の一〇大弟子の一人として法名の高い眞如法親王(高岳親王)が南進求法の先驅者として渡印を企て給ひ御壯途半にして挫折、御終焉の地さへも或は新嘉坡といひ、或は南泰國といひ、今日尙學說區々として定まらないことは遺憾の極である。南進の一大先驅者としての法親王の御壯圖を奉讀し奉るために記念碑を建立することは大いに意義深いことである。

明治二年二月大谷派の生田(後に織田と改姓)得能師は逸早く渡泰し、同二年六月に歸朝前後三年にわたり泰國に留學し、その結果をまとめて「泰國佛教事情」なる一書をものする外、氏の佛教大辭典は千載不滅の大事業である。氏が盤谷に於て南方佛教を研究せられた寺院はワット・ビチャイヤートと稱し現存して居る。次に明治二五年には岩本千綱、大三輪延彌兩氏が眞如法親王の御遺蹟を探險し、安南暹羅老摺の國探險實記をあらはし、次いで明治三一年には曹洞宗の遠藤龍眠師が泰國に留學、佛骨奉迎に協力されて居る。

明治三年には當時の稻垣公使と前記遠藤留學僧等の献身的な働きによつて、かの有名な佛骨奉迎使節が派遣せらるゝことゝなつた。この時の奉迎使節團は大谷光演、藤島了稔、前田誠節、日置默仙を正使とし隨員としては南條文雄、石川馨、大草慧實等であつた。名古屋の日泰寺は、この時泰國王から贈られた佛骨を奉安した名刹で、訪泰日本人が必ずアヌーチャに山田長政の靈を慰める如く、日本を訪問する泰國人は必ず、

の日泰寺參詣を怠らない。

明治四年一二月に舉行せられた泰國國王御即位式には日本佛教徒を代表して參列の爲、先年の佛骨奉迎使節團に加はつた日置默仙氏が來馬塚道氏を伴つて渡泰して居る。尙曹洞宗の山田奕鳳氏、立花俊道氏も訪泰、後者は泰國立圖書館の日本佛教に關する文獻を整理せられた。下つて昭和七年には泰國國王が來朝され、前記名古屋の日泰寺に於て佛教聯合會の幹事等に對して謁を賜はつた。昭和九年夏には日本に於て開催の第二回汎太平洋佛教青年大會に泰國代表としてプラーヤー・スリテイカーン・バンチョング外多數の出席者があつた。

昭和一二五年五月名古屋に於て開催せられた全日本佛教青年會聯盟第七回大會にも前記バンチョングが參會した。又日泰佛學協會なるものも同時に結成せられた。

昭和一三年には全日本佛教青年會聯盟は外務省の後援を得て淺野研眞、關根晃融、木全大孝、小松原國乘、武田智了等を佛教使節團として派遣し、泰國よりの教次の來訪に答へるとともに時局に鑑み、佛教を通じて兩國の親善増進に資せんとするの目的であつた。

宗教別人口表 (一九三七年)

佛	六九,五三三	男	六七,九九七	女	一三,五三六
回	三三,六二二	計	一〇一,五三三		
基	三,五〇〇				
其	九,九七八				
計	七三,三五六				
泰國……住民・宗教					

佛教寺院及僧侶數表 (一九三八年)

縣	別	寺院數	僧侶數
ク	ラ	二七	一〇〇
カ	ン	七五	一,〇〇一
カ	ム	六〇	六二七
コ	ン	七六六	五,三七三
チ	ヤ	一三〇	一,四八八
チ	ヤ	一八二	二,八七〇
チ	ヤ	一四六	一,八二二
チ	ヤ	一五七	一,一〇九
チ	ヤ	三〇二	一,四〇三
チ	ユ	九七	一,〇八一
チ	エ	七三	一,一七六
ト	ラ	九六	一,〇七六
ト	ラ	九二	一,〇七六
ト	ラ	五八	六七四
ト	ラ	一三三	一,五二五
ト	ン	一九六	三,六九八
ナ	コ	一四〇	二,九四一
ナ	コ	一四二	一,四〇一
ナ	コ	四四七	一,七六六
ナ	コ	六三三	六,五九四
ナ	コ	三三三	三,一五三
ナ	コ	二八七	三,三六四
ナ	ラ	一六四	一,八七七
ナ	ラ	三七	三三六
ナ	ラ	三三	三三六
ノ	ン	三八	八七〇
ノ	ン	二七五	一,三七二
ブ	リ	二四七	二,四八一
バ	ト	一六	一,六五六
計			五二二





第二節 教育行政

文部省内の教育關係各局の所管事務は(一)全國官立學校の監督、學校の設立・職員配置・許可、登錄せる公・私立學校の監督、(二)課程の立案及認可、(三)同課程に依る檢閲及監督、(四)教科書の編纂・刊行・認可、公開圖書閱覽至及講演會等の組織、(五)大學教育、(六)宗教行政事務の扶助等である。

縣別教育費比較表 (一九三八年)

Table with columns for County (縣別), Official (官立), Local (地方), Municipal (市立), Total (計), and Student per capita (生徒一人當り教育費). Rows list various counties like ナコン, ナン, ナン, etc.

單位はバーツ 出所は泰國統計年鑑

Table with columns for County (縣別), Official (官立), Local (地方), Municipal (市立), Total (計), and Student per capita (生徒一人當り教育費). Rows list various counties like ナン, ナン, ナン, etc.



初等教育を受ける児童の年齢は都市に於ては八歳を以てし地方にありては九歳から一〇歳からとの所がある。

### 二 中等教育

#### 1 普通教育

六年間の課程を有し、中等普通教育を施し、卒業資格を大學入學程度とする。之を下部上部の二期に分けてゐる。尙優秀なる成績を以て卒業せる者から年々數多の在外研究給費生を選抜し、又首席二人には滿一九歳迄の者に限り王室獎學金を褒與することとなつてゐる。

#### 2 専門教育

課程八年、之を二期に分つこと前項と同様である。文部省直轄の専門學校の課目は(一)教員養成 (二)工藝 (三)商業 (四)農業 (五)演藝 (六)家政學等である。

#### 3 高等教育

大學程度のものとしては、從來チュラロンコン綜合大學あるのみであつたが立憲革命後の高等政策が加味され、一九三四年六月、同大學の分科中法律・政治及經濟に關する部門を纏めて、他に獨立の一國立大學を創設した。即ち文政大學 (University for Moral and Political Sciences)と言ひ、總長は内務大臣が兼ね、泰國高級行政官登龍門としての實質を具へたものである。而して從來のチュラロンコン大學は醫科・土木科・文理科の三學部に限定され、之に半獨立の學部として藥學部と建築學部を加へてゐる。

チュラロンコン大學は一九一七年三月二六日の勅令に依りチュラロンコン官吏養成所 (King Chulalongkorn's Civil Service College) に政治學部及工學部があつたこと王室醫學校とを合併して綜合大學組織としたものである。醫學科はロックフェラー獎學基金の援助にて組織され、解剖學・生理學・病理學・藥學・外科・産科・婦人科・X光線科等の講座があり、附屬の看護婦産婆學校及シーラーチャ病院を擁してゐる。文理

科も一部はロックフェラー獎學基金の援助を受けて居り、泰國語・古典語・地理・歴史・物理・化學・生物學及數學等の講座から成つてゐる。(因に本學に於ける外國語は、古典語として梵語を始め、英佛獨語が採用されてゐるが日本語はみられない。此の外盤谷に官立外國語學校があり、此處にて日獨佛支語を採用してゐるが日本語は僅か一〇名足らずで、その後志望生徒皆無の状態であつた。工學科は土木工學・機械工學・電氣工學の講座から成つてゐる。尙、本大學の分科中標準大學程度として許さるゝのは、醫學科・文理科・工學科の三分科のみであると言はれてゐる。同學豫科は二年である。

### 三 特殊學校

陸軍學校・海軍學校・農科大學・憲兵及警官學校・郵電學校等があり、當該管轄各省に依り經理するゝもので、入學資格は中等教育六年修了乃至卒業程度である。

## 第四節 諸學校

### 一 官立學校

文部省の維持管轄に係る學校を云ひ、模範學校として認められ、其の組織及方法は出來得るだけ公立學校の採用する所となつてゐる。官立學校の主なるものは各縣の行政中心地に置き、此の種の學校の職員は大多數有資格者である。有望なる生徒は初等教員として養成され、卒業後は公立小學校に奉職するが、其中最優良生は盤谷に送りて更に上級の教育を受けしめる。一般に此の種の學校々々は堅牢なる建築物にて、概して十分なる運動場を有してゐる。因に其の設立費は原則として地方有志の自發的寄附金に俟ち、必要あれば政府が補助金を下附するが、政府が全費を支出することは寧ろ例外に屬してゐる。尙一九三六―七七年二七四校翌年には三一八校となつてゐる。

### 二 公立學校

初等義務教育令に依る第一次普通教育を施す學校にして、大多數は現在寺院内に設けられてゐる。泰國は古來佛敎國で、既に寺院を中心とする寺小屋式の教育が普及し、國民一般は從來普通教育を受け得、狀態にあつたのであるが、義務教育が施行せらるゝに至つてもそれが繼承せられて、國民の初等教育に對する寺院の役割は甚だ大きいものがある。

#### 寺院學校

泰國教育界と列國のそれとを比較して特色づけるものは寺院學校の存在である。そも寺院の學校までに發達したるは以前寺小屋の發展經路と、昔日の國民教育を佛敎に依りたるに密接なる關係を持つてゐる。佛敎を國敎と定め國王より庶民に至るまでが、これを信仰したるに起因して居り、佛敎の寺院が建設されて以降男子は必ずこの過程を経なければならぬと云ふ義務に依り一生一度僧院に入り教育を受ける事に慣習づけられてゐる。この僧院入門期間は短期の三箇月から長いのは一、二年或は終生を僧院にて過ごすものもある。僧院に於ける一般教育は讚佛歌及讀經を受ける他讀方・書方及初步の計算及倫理である。

國王は佛敎の保護者たる可きことが憲法四條に規定されてゐる。泰國の男子は一生一度は佛門に歸依して後一人前になることが出來他人に對する信用を増し兩親も亦その子が一度僧籍に入れば敬虔な態度を以て臨むのである。

しかしかゝる習慣にも拘らず僧侶に依り基本的教育を受けるものは男子の中でも僅少のものであつた。と云ふのは寺院の數は多かつたとは云へ、交通の不便や、兒童が小さい時から田畑で働かねばならぬことから、入門が制限されたり或は長く教育を續けることが出來なかつたからである。泰國の近代式教育はチュラロンコン王(一八六九―一九一〇)時代にツアジラウット學校なるものを設立し、高級官吏の子弟に對し泰國語、算術及官吏學を授けたことに始まるが同王は國民教育普及の趣

旨から首都及その周圍諸郡の寺院に初等學校を設け、僧侶を教師とし、普通人をしてそれを援助せしめ泰國語及算術を教授した。この既存の寺院學校を基礎として僧侶を教師として近代的色彩を加味した教育制度は頗る好成績を上げ、寺院で自ら進んでこれを擔當するものが續出するに至つた。一八九八年詔勅に依り寺院學校に一般的知識及倫理をも教授せしめることとし、地方官としてこれを援助せしめた。現在でも寺院には多數の官公立若くは私立の學校が設けられてをり、そこでは多數の兒童が讚佛歌及讀經を一通り教授されるのみならず、寺院は文部省と協力して、基督敎私立學校以外の官公立學校には佛敎教理を簡略に述べた修身教科書を使用せしめ、また少くとも月一回相當の僧侶をして布教を行はしめてゐる。

更に學校で精神教育を受く可き特別の義務を負ふ普通人は佛理學校に出席することが許されてゐる。

尙僧侶の教育はバリ語敎典を専ら講義するバリ語學校及佛理學校で行はれる。これ等は全國の主要寺院に附屬され、前者は二八四個所、生徒數は約九千名、後者は二九三五個所、生徒數約五萬六千程度を占めてゐる。これ等は初級・三級・二級・一級の四階級に分れ試験は管長自ら委員長となり、年一回國王臨御の上で行はれる。また初級を修了し三級三年に編入されたものにはマハーの稱號が與へられる。

寺院學校數表 (一九三八年) 出所 泰國統計年鑑

寺院數	寺院にて經營する學校數			前年度合計
	官立	公立	私立	
全國計	1,500	9,847	3,330	7,705
クラビ	1	30	1	32
カンブリー	1	1	1	3
カムペンベツト	60	1	1	62
コーンケン	76	1	1	78

Table with columns for school names (e.g., チャンタブリ, チャンタブリ), counts, and other numerical data.

Table with columns for school names (e.g., ビチャット, ビサヌワット), counts, and other numerical data.

三 私立學校

私人事業として設立され、單に授業料のみに依て經營されるか、或は傳道學校の如く個人又は團體に依て維持經營される學校にて、文部省に登録し、又一九一九年の學校登録令に規定せる條件に従ふことを要し、文部省の監督を受けることとなつてゐる。この他小學校には市立のものもある。又新初等教育令に依り私立學校に於て初等教育を受けんとするものは、當局に出願、許可を受けるを要すると共に、又私立學校は國民義務教育令の定むる教育課程の編成を行ふを要する規定となつてゐる。

學校・教員及生徒數表(其一)

Table with columns for school types (官立, 公立, 合計) and counts for various categories.

四 省立學校

此の種學校中特異なるものとして擧げらるべきものは、ラーマ六世の御内帑金に依て設立された Vajiravudh College (Royal Page's College) 及 King's College を併合したるものにして、英國のパブリックスクール程度) 及ラーマ五世の皇后に依て設立されたラーチニー學校 (Rajini School) がある。尙、自治制の布かれた處では地方政府に依て初等教育が施さるゝこととなつてゐる。尙一九三六―七年には私立學校一、二三五校及學生一、二二〇校である。

出所: 泰國統計年報

Table with columns for school types (官立, 公立, 合計) and counts for various categories, including teacher and student numbers.



Table with columns for school names (e.g., ナコン, ナコン, ナコン) and numerical data. Includes a page number '五二六' at the bottom right.

Table with columns for school names (e.g., ラム, ラム, ラム) and numerical data. Includes a page number '五二七' at the bottom right.

Summary table with columns: 縣別 (County), 官立學校 (Public Schools), 初等教育 (Elementary Education), 中等教育 (Secondary Education), 專門教育 (Specialized Education). Includes a page number '五二七' at the bottom right.











# 第六章 文化

文化—新聞及定期刊行物—放送事業(附、曆、度量衡)

## 第一節 文化

### 一 古代文化

泰國古來の文化藝術には凡そ二つの特徴を認めることが出来る。即ちその一は佛教に基いたものであり、他は印度文化の影響を受けたものである。泰國は又の名を「黄衣の國」とも云はれる如く、上は國王より下は庶民に至る迄佛教を信ずること頗る厚く、國民の九割五分迄は佛教信者であり、又憲法に於ては國王の資格として佛教の信者たることが規定されてゐて、事實上佛教は泰國の國教となつてゐる。殊に男子は成年に達すれば三箇月乃至一箇年は必ず家を出て僧侶の生活を爲す習慣があり、又教育も近代に至る迄は主として寺院に於て行はれて來た爲に、國民生活の反映たる文化藝術の如きものが佛教の影響を強く受けるに至つたのは當然の結果と云へよう。例へば泰國の建築或は美術の粹は悉く寺院に集り、王室の儀式を始め公私の儀式及祭事は凡て佛教に則り、又曆法にも佛曆を採用して佛陀入滅の年を以て其の紀元元年とし、二四八三年まで四月一日を以て元旦としてゐる如きは全く國民の生活は佛教を中心として動いてゐるのである。

次に泰國は往古凡ゆる部面に亘つて印度と接觸し、よく之を攝取して一種獨特の文化を創造した。殊に文學に於ては印度神話或は歴史譚が大部分を占めて居り、現在印度文化の餘香をよく保つてゐるものは泰國を指して他にはないと言はれる。今茲に各藝術部門に就いてその傳統的特色を探つてみよう。

### 1 美術工藝

泰國の美術工藝は所謂佛教藝術であり、印度美術を基礎として模倣化された一種獨特の趣を備へたもので、佛教を離れてこの國の美術を語ることは不可能である。彫刻は殆ど佛像に限られ釋迦像を始め護法三神・夜叉羅刹・寶冠佛・涅槃像・羅漢像等頗る多く、中には世界的珍品と稱せられるものも尠くない。又寺院に於ける壁畫は壁畫であつて、五彩を以て壁面全體に釋迦一代記や曼荼羅凡俗・年中行事或は天人飛翔の圖等を描いたものが多く、其の題材は古代の佛教を彷彿たらしめるものがある。古陶磁器としてサンカロク(宋胡錄)及ベンチャロン(五彩)が有名であつて、前者は嘗てスワンカロクに都した時代の製品で皿鉢等が多く、後者はアユーチヤ王朝時代のものと傳へられ有蓋又は無蓋の井鉢類が多く見られる。近代のものは殆ど無釉製で見ればききものは餘りない。漆器類には盤谷で産する夜光貝嵌入漆器或は黒地又は赤地の上に泰國獨特の金箔模様を表したものが、チェンマイ地方から産する塗漆面に彫刻して色漆を充填したもの等が代表的で、又半島部のナコンシータムラートの黒金象眼細工は八百年の歴史を有してゐると云はれる。尙泰國の美術工藝を初め建築物や一般器具に見られる模様は印度模様の泰國化したもので、獨特の光焰形を特色としてゐる。

### 2 建築

特殊の様式を有してゐるが元來印度系に屬してゐる。アユーチヤ王朝以前の建築は遺つてゐるものが乏しく其の特色が詳かではないが、同王朝の建築はカンボヂヤ式を脱してビルマ式に近づき、又泰國固有の形式の發達を示してゐる。泰國の主要建築物は悉く寺院であり、寺院は國民信仰の表象として壯麗目を奪ふ絢爛さを以て都市の内外に聳立してゐる。寺院はワットと云はれるが、元來ワットとは寺院や城廓の周囲の墻壁を意味するもので、普通高さ十尺乃至十二尺、厚さ三尺位のものであり、この中に本堂や特異な様式を持つ塔が建てられる。塔はフラと呼ばれ之にはフラプラン及フラセヂの二種があつて、前者はピラミッド型の段層よ

り成る壇上に砲彈の如き形の塔を立てたもので、塔内に内院を作り佛像を安置する。砲彈形の塔はカンボヂヤ傳來のものでビルマにはなく、印度のシヤアラと類似の輪廓を有してゐる。後者は印度のヌッパの形式で中に舍利を封藏し内院はない。輪廓が圓錐狀で鋭く尖つてゐる點はビルマのものに酷似してゐるが、泰國のものは相輪の数が非常に多い。これに附屬して禮拜堂・僧房・鐘樓・經藏或は立像を安置する四角の佛堂等多数の建物がある。之等の建築材料としては瓶・石・チーク材等が使用される。次に一般住宅は主として木材建築で、その様式はビルマのものに近いが屋根の格子が泰國に於ては切妻以外に入母屋があり、屋根の傾斜が微かに曲線を畫くのでビルマのものよりは更に支那趣味が濃厚である。屋根飾りは比較的簡單であるが、柱窓等には細かい裝飾を施してゐる。又泰國在住の華僑は支那風と泰國風とを折衷した一種奇異な様式を創始して其の會館とか廟祠等の建築を行つてゐる。

### 3 演劇

泰國の古典劇は印度演劇の流れを掬むもので、印度に於ては既にこの種の劇が絶つてゐる爲、ジャワのあるものを除くと、泰國の古典劇は今日印度演劇の面影を存續してゐる唯一のものであると云はれる。

古典劇にはコーン劇とラコーン劇の二種がある。コーン劇は男優のみによつて演ぜられ女形を除く總ての者はマスクを付ける。題材は印度の二大敘事詩の一つたるラマヤナから取られてゐる。又所作には種々の約束があつて、これが嚴格に守られて居り、恰も我が歌舞伎を見るが如き感がある。ラコーン劇はコーン劇よりも歴史が新しく、コーン劇と異なる點は、女優が加はること、マスクを付けるのは人間以外の役の者のみに限られてゐること(人間の役をするものはその役に應じた種々の冠をつける)、科白に合唱が伴ふこと等である。又題材もラマヤナに限られて居ないが、泰國には之に代る脚本が少くない爲ラマヤナが主要題材とされてゐる。ラコーン劇には純粹のもの、外にラコンタロクと呼ばれる喜劇と、半島部に於て行はれてゐる原始的なラコーン劇とがある。

以上の如き泰國の古典劇は總て宮廷及貴族階級の獨占する所であり、俳優も總て之等の階級に屬する者に限られて居て、一般庶民は垣間見ることすら許されなかつたが、一九三二年の革命後はすべての劇場が文部省の國立舞蹈音樂研究所の管轄に移され、現在は同研究所に附屬するシルパコーン劇場に於て毎月第二及第四木曜日にコーン劇を、又第三木曜日はラコーン劇を一般に公開してゐる。

尙泰國の古典演劇としては上記の外にブンと呼ばれる我國の文樂の如き操人形芝居があり、又影繪芝居も行はれてゐる。

### 4 音樂舞蹈

古代には佛教音樂が輸入され、現在もその一部が残つてゐるが、今日同國に廣く行はれてゐるものはマライ系の音樂で、それが支那音樂の影響に依つて變形發達し、現在の如き泰國特有の音樂が出来上つたものである。樂器には木琴(ラナート)と呼ばれるもので大小各種ある。鉦琴(コング)・銅鑼(ゴング)・笛(クルイ)・笙(ファン)等があり、又支那式の胡弓も使用されてゐる。聲樂には簡單な但論なら長い物語に至る迄各種あり、器樂には獨奏より多數の樂器の合奏に至る種々のものがあつて、その内容としては抒情曲・敘事曲・舞蹈曲より歌劇に至る多様の形式を有してゐる。

泰國の舞踊は古典劇に於ても重要な要素を爲すものであるが、之は非常に優雅で滑らかな身振りを特徴とし、跳躍や旋回の如き活潑な動作はない。又その豪華な衣裳は絢爛目を奪ふものがある。舞踊劇は主として佛教或は婆羅門教に因む宗教劇或は歴史劇が行はれる。

### 5 文化史

泰國の文學には殆ど見るべきものがないが、只歴史の研究熱は驚く程盛であり、從來の泰國には歴史以外には學問がなかつたと言つても過言でない。泰國の知識階級の興味は悉く歴史研究に集まり、革命以前の王侯貴族の男女にして歴史に關する何等かの著作、或は著作の後援をしたかつた者はないと言はれてゐる。この傾向は現在に於ても認められ、

歴史研究が泰國に於ける最も重要な學問であることは今日泰國で刊行されてゐる英文の唯一の學術雜誌である泰國協會報が純然たる史學雜誌であることに依つても窺はれるのである。

### 二 近代文化

一九三二年泰國が長年に互る專制政治の絆を断ち切つて立憲國に飛躍してより凡そ十年、近代國家としての體勢を着々整へ來つた同國は其の過程に於て果敢植民國家より民族國家への覺醒に到達し、國民指導方針としての國家精神の必要を自覺するに至つた。即ち泰國政府は自主獨立、文明開化の見地より「泰國」建設を標榜し、一九三九年六月二四日の革命記念日より最近に至る迄十回に亘つて所謂「ラッタニヨム」(國家信條)なるものを宣布し、以て國民指導の方向を明らかにした。従つて泰國近代文化の性格も明確に此の一點に集中してゐる譯である。殊にピン首相自ら「世界が泰國に理解を持つか否かは吾々が文化を持つてゐるか否かに懸つてゐる」との意識を以て先頭に立ち國民の新文化運動・新生活運動を指導してゐる熱意の程は誠に目覺しいものがあり、革命後未だ十年に充たぬ短時日の中に國民教育の充實、國民經濟の確立或は軍備擴張等の各方面に於て爲し遂げて來た赫々たるその業績は實に驚嘆に値するものと云へよう。又總て男女青年は獨逸のヒトラー、ユングントの組織に倣つたユワチヨン及ユワナリに参加し、國防第二軍としての猛訓練を受けられてゐる。

泰國人の國家並に民族覺醒は同國復興の主軸たる教育の充實、經濟の確立、國防軍の建設の三大政策と共に文化普及の問題を取上げるに至つたのは當然の結果と云へよう。先づ國家主義運動助成の目的に向ひラッタニヨム(國民信條)の各種の發令の形となり、國民に文明國民の自覺を持たしめるに非常に役立つ結果となつた。

一に過ぎざるも泰民族の白人に勝利を得たる國民意識の啓蒙に寄與したるは極めて大なるものとみてよからう。

ユワチヨン(男子青年團)及ユワナリ(女子青年團)は獨逸青年團に範を取り佛曆二四七八年即ち昭和一〇年ピンソンクラム首相に依り創設されたもので總裁は首相ピンソンで、實際の指導者としての現團長はプラユン陸軍大佐がこれに任じ、尙本運動は泰國國民教育の一に加へられ國家の豫算に於て實施されてゐる。

新興泰國の中核をなす國民運動で一朝有事の際には、男子は國防軍の戰闘員とし、女子は戰闘補助員と青年子女を通じて國防國家的な國民意識昂揚を目指す運動である。創設當時はその數五〇名の僅少な過ぎなかつたが、現在は全國的に擴がり數十萬に及び一方女子は一萬に達し、最近では軍事的からも文部省管下より國防省へ移された。内容は三階程の組織からなり、一七才以上の男子學生がこれに入團する義務があり、最初の第一階程は中學校の高學年を中心とするもので、三年間の訓練第二階程は義務制ではないが、中等程度のもので、二年間の訓練、最後は大學生等に幹部養成のため四年間の訓練を施す。

ユワチヨンは男子と同様一七才以上の女子を以て組織し體育、軍事訓練、勤勞奉仕をなすユワナリはチュラロンコーン大學及看護婦學校を中心とする若い女生徒が主體となり、この團員としては女學生を參加し體育及看護法を研究し、又勞働に奉仕して居る。

又男子が戰場に立つた後に残る女子の任務は、傷兵看護と云ふのがその目的としてゐる。ユワチヨンは陸軍の軍服型、ユワナリは白の看護婦型の制服を採用して居り、時折行はれるユワチヨンの合同演習には看護婦としての任務を努めてゐる泰國國民的祭典である。

六月二四日及一二月一〇日の革命記念日と憲法記念日には堂々の行進を行ひ又先般の、泰佛印國境紛争の時街頭行進をなしメコン兩域を返

繪畫彫刻等の美術に關しては未だ常設美術館もなく、美術展覽會も殆ど催されないが、毎年の憲法記念祭には博覽會場内の藝術局陳列館に繪畫彫刻寫眞等が展覽されて表彫が行はれる。而して之に出品される作品は憲法、愛國、國防、産業等の課題を表徴したポストカード式のもの大部分を占めてゐる。

映畫製作所は盤谷に二つあるのみで、一つは一八年の歴史を持つシークルン社、他は新興の泰フィルム社であるが、その機構・技術共極めて幼稚なもので、一年十本内外を製作してゐるに過ぎず、大部分は米國或は支那のフィルムを上映してゐる現狀である。尙盤谷市内には現在大藏省管理のものと支那人經營のものとを合して大小三四軒の映畫館があり、其の他の都市にも必ず一館か二館かの常設館が設けられてゐる。運動競技は良い指導者を缺く爲未だ國際的水準に迄達してゐないが、青少年訓練團體たるユワチヨン、ユワナリが組織されてからは團體競技が發達し、廣大な國立運動場があつて毎年國民記念日には各校對抗の競技が華々しく行はれる。

以上泰國現代文化をみるに、新政府の發足後日尙淺い爲近代的文化藝術も未だ幼稚の域を脱せず、孰れも今後に俟つべきものが多いと云はねばならない。殊に之は科學及技術の方面に於て然りであり、この點に於て日本と泰國との文化的接觸の領域が多分に見出されるのである。泰國をして日本の眞價を認識せしめ、東亞共榮團の一環として立たしめる爲には我が國の文化對策が重要な役割を有するものであることは明らかであつて、このことは泰國現代文化の動向と照し合せて慎重に考慮されるべきであらう。

### 三 ユワチヨン、ユワナリ運動

泰國は東亞共榮團の一翼に参加し昭和十七年一月二五日對米英に宣戰布告をなし、全面的大東亞戰爭遂行に協力を示した。泰國が佛領印度支那より割讓したる舊領土の回復は、例へば接收し得た面積が全失地八分の

せ、打倒佛國の示威運動をなし國民を刺戟した。(「國防の部」參照)

### 第二節 新聞及定期刊行物

#### 一 概 要

最近泰國政府は凡ゆる文化機關を動員して自國建設の再認識、國家意識の啓蒙に全般的努力を爲してゐる。先づ第一手段として政府は内閣制度の改正を行ひ、内閣直屬の宣傳局を設置し、又文部省内の藝術局を擴張し共に中外に必死の宣傳を行つてゐる。併し知識人が僅少な泰國に於ては文明列國に比して凡ての點に立遅れなるは排除し難く、新政府樹立後一〇年を経過せる現況にしてみれば政治經濟文化面の一大打開を爲したる程度に止まり宣傳及其技術方面の幼稚さは今後の改善に俟つべきである。

一般民の教育程度は、一九三七年度國勢調査に依れば、讀み書き可能者は三一・一%、讀み書き不可者は六八・九%に及ぶこの民度の極めて低い泰國に於て外國語の讀み書き可能者に至りては如何に知識階級者間に盛んに普及されてゐるとは云へその使用範圍は知れると思はれる。

かゝる現況からみて泰國の出版界の運々たる進歩の程を容易に推察され得ると共にこの國に對する今後の宣傳の如何に難しきかを證明されると思ふ。その他定期刊行物としても自國の手でなすものは極めて少ない。

#### 二 新 聞

泰國に於て發行せられる新聞は邦字・英字・華字及泰字紙の四種を合せて一五紙である。泰國に於ける新聞事業は盤谷を除いては皆無の状態でありその發行部數も他の外國に比すれば程度の低いものである。これ

は當國の政治經濟發達の幼稚さを如實に示すもので、政治及經濟上の中心地となる都市は盤谷の外になく地方民の救養程度は更に一層低きものと見られる。

尙泰國にて發行せられる新聞紙の其の發行部数も日本系カーオーバール紙を除いては一萬を越えるものはないシークルン紙(Siakhung紙)の如きも約七千臺にして他紙の最低は二、三千に止まつて居る現況である。

1 邦字新聞

邦字新聞としては盤谷日報一紙を見るのみであるが現在邦人約千名内外に對して果して讀者の希望を滿し得るやは疑問であるが本紙の創設されるに及び邦人の便利は絶大なものであるは勿論である。これ以前に於ては在泰邦人は新嘉坡日報及南洋日日新聞を主に取つてゐたに過ぎなかつた。尙本紙は昭和十七年三月一日第一號を發刊した。その一部定價は七士丹、月極五〇士丹であつたが、同年九月一日より一部八士丹、月極二バーツに改正された。

2 英字新聞

「盤谷タイムズ」は一八八七年に創刊され、英國系にして資本金約二〇萬バーツ、年々英國公使館より補助があり、従つて英政府の御用新聞と云はれて居り、本紙編輯長マンデー(W. H. Maudie)は倫敦タイムズ、ロイター及シドニーのコムマーシャルニュース通信員を兼ね、編輯振りも倫敦タイムズに近似して居る。本紙は經濟財政及統計方面は泰國々内各紙の中第一と目されて居るも、發行部数は千五百に止まる。同社は半世紀に亘り好悪な英帝國主義の宣傳謀略機關の一つとして文化の英國なる美名の裏面に躍つた武器の一つであつた。尙泰國政府より出版される英字書或は統計書類は主にこゝにて印刷されてゐた。

「盤谷クロニクル」は以前「サイアムクロニクル」と稱したるも一九三九年七月泰國々會の意志に沿ひて「タイムクロニクル」と變更し、その後間もなく「盤谷クロニクル」と改名するに至つた。本紙は政府系の英字紙で、

英字紙サイアムオブザーパー及びデイリーメールの二紙廢刊後、一九三六年泰商業出版株式會社(Thai Commercial Press Ltd.)より、デイリーメール紙(Daily Mail Press)發行所 Siphya Road, Bangkok 印刷者及製本所 Free Press, 支配者 Choo Jinsavoi) に近似する編輯方法採用の下に發刊した。前紙に比してクロニクル紙は割合廣範圍に讀者を有してゐる。尙兩英字紙はストレーツタイムズ等の舊海峽植民地英字新聞より記事及論説の轉載をする外日本にて發行される英字紙の記事を時折り掲載するのを見られる。以前は英字紙に現れる海外通信記事は主に英國のロイテル、獨逸のトランスオーションヤンが共に第一位を争ひ、遂かに落ちて日本の同盟通信が第二位を占めてゐた。勿論大東亞戰に依つて兩紙は政府側に接收せられ直に政府の發表機關となつた。

3 華字新聞

次に華字紙に就いて見るに、華字紙は勿論在住支那人の爲の新聞紙であつて、その紙数も以前泰字新聞と略同數であつた。日本及支那の内政及日支關係の記事を迅速に報道し又日本の國情を盛んに記載し泰國華僑の抗日思想を煽動してゐた。華僑彈壓(一九三九年七月)前には華僑紙一〇紙を數へられた。即ち次に紙を記せば、華僑日報・華僑日報・華星日報・國民日報・曼谷日報・新時報・中華民報・中耗日報・中國報・中原報等であるが、現在は中原報一紙のみ發行を許されて居る。

4 泰字新聞

泰字新聞は其の數一紙に上り、英字及華字紙に比して、多數の讀者を有して居ることは勿論であり、其の頁數は二〇頁前後のものも多く、紙型も英字及華字新聞に比して小型である。

泰字日刊通信に就ては從來華字紙の論説及記事等の轉載は皆無であつたが一九三八年華字新聞は總商會の指示に基き聯合して華僑日報社に事務所を置き日刊泰字紙の發刊を開始した。此の日刊通信は支那特電及中

央社發電等を受信し之を印刷する許可を受け、之等の記事を泰譯して無料で各方面に配布して居るのであるが、華商の掲載廣告に依る収入を以て、其の重要な財源となす各泰字新聞は進んで之を掲載するに至つた。シークルン紙は一九二〇年創刊され最近まで泰字新聞中最も古く最高の發行部数を持つて居り、政治・經濟評論等に好評がある。タイムラッシュ紙(The Thai Rashtra)は一九二五年創刊され、娛樂紙の特色あり發行部数も低く三千五百程度である。タイムイ紙(Thai Mai)は一九三一年の創刊、商況記事多し。發行部數四、五千である。Nation紙(泰名-Prajai)は一九三二年創刊し、政治評論及記事は他紙を抜

き知識階級に讀者を持つて居る。發行部数も多く六千程度である。クランデーワラサツプ紙(Krungdeap Varasab)は一九三一年創刊し政治、社會評論にその編輯振りを示して居る。發行部數四、五千である。バララチャチバタイ紙(Parajitpatai 紙-佛名La democrat)は一九三一年、政治社會評論に特徴が見られ、その發行部數は四千である。上述カーオバール紙(日本系)は記事も洗練され且つ安價なる故よく泰國人に受けられてゐる。以前日系華字新聞「泰京日報」の創刊も計畫されたが、支那系新聞の彈壓を計つてゐる折柄、日系華字新聞の出現は政府に難色もあり、遂に實現をみるに至らなかつた。

日刊新聞紙一覽表 (一九四二年現在)

出所：盤谷泰國人名録

新聞紙名	創刊年度	發行所	編輯長	所有者	發行人	印刷所	發行部數
1 和字新聞 盤谷日報	1911	Siom Road 178.	本社				
2 英字新聞 The Bangkok Times	1887	Hongkong Bank Lane	W. H. Maudie	The Bangkok Times Press, Ltd.			17400
The Bangkok Chronicle	1925	Siom Road	Sivaram Mathivan	Phya Prjansatsana		Thai Commercial Press, Ltd.	8000
3 華字新聞 中原報(Tong Guan Qitoo)	1932	Suapa Road	許克明(Kho Khat Meng)	陸國奎(Tan Heng Quee)	所有者同	Hua Tong Press	
4 泰字新聞 Srlkrung Daily News	1910	Sapan Mon, New Road	Nai Sandana Dandaranonda	Nai Manit Vasvat	Nai Krasae Vasvat		27400
The Thai Rashtra Daily News	1931	Sapan Mon, New Road	Nai Sandana Dandaranonda	Nai Manit Vasut	Nai Krasae Vasvat		17400

The Tai Mai Daily News Prajaiati (英字 The Nation Daily News) Krungdeh Varasab Daily News The Prannuan Wan The Nikom Daily News The Prajanitra Daily News The Khno Phap Daily News Subhab Burus Daily News Thai Samit	1211 Bush Lane Bangkok 1211 Lan Luang Road 1211 Rajabopith Road 1211 Prannuan, of Silom Road 1211 1211 Visandhi Kasatriya Road 1211 Tanao Road Visandhi Kasatriya Road 1211 Kasatriya Road 1211 Prayun Darak - on Na Gyhia Road New Road	Nai Prafai Sarachampong Nai Sahay Asavarnoi Mom Rajawongse Nohakaow Navaratana Nai Chalern Vudhi Mom Chao Bara Shu Chorit Nai Prot Phutthand Thai Commercial Press Ltd. Nai Kulart Chareutrah Nai Prayun Darak - on Na Gyhia Road Nai Kulart Srpradit Nai Oyat Satout Chumnsai	The Tai Mai Co, Ltd The Nation Co, Ltd The Varnasab Co, Ltd Mom Chao Chand Bimolbarn Rajani Chirayuvat Rajani Mom Chao Chand Saipradit The Thai Viradhana Co, Ltd Mom Luang Toi Chumnsai	4000 4000 2000 2000 2000 1000 1000
--	--	--	--	--

5 週刊新聞

週刊誌としては盤谷タイムス社及盤谷クロニクル社より發行されてゐるも、その内容はその週間の記事を再録したるに止まつてゐる。即ち盤谷タイムス週刊誌 The Bangkok Times, Weekly Mail 盤谷クロニクル週刊誌 The Bangkok Chronicle, Weekly Mail である。

定期繼續刊行物一覽

題名	名	稱	回数	發行所
盤谷市況報告書	Bangkok Market Report	同	月刊	Bangkok International Chamber of Commerce
泰ニュース畫報	Illustrated Thai News	同	月刊	Thai Commercial Press
泰畫報	Thai Pictorial	同	月刊	Bangkok Times Press
泰コムマーシャルディレクトリ	Commercial Directory for Thailand	同	月刊	Department of Customs
盤谷及泰ディレクトリ	Directory for Bangkok & Thailand	同	月刊	
外國貿易海運年表	Foreign Trade & Navigation of Thailand	同	月刊	

三 其他の定期刊行物

定期刊行物の主要なるものは次表に示せる他、鐵道、公道、警察、衛生、官立研究所等に關する英字、佛字及泰字による政府各行政年報並に諸種の雜誌等がある。(不定期刊行物は「文献目録の部」参照)

泰國協會々報	Journal of the Thailand Society	年二回	The Thailand Society
同博物彙報	Journal of Natural History Supplement	同	同
泰國豫算報告書	Report of the Budget of Thailand	年刊	Office of the Financial Adviser
泰國統計年鑑	Statistical Year Book of Thailand	同	Central Service of Statistics

不定期繼續刊行物一覽

現代泰國	Thailand Today	年二三回	内閣宣傳局
------	----------------	------	-------

第三節 放送事業

泰國の放送事業は一九一〇年のことであるが、その發展は極めて順調を示し、一九三七年一〇月には國際通信聯盟に加入した。當國の試験放送は一九二七年に行はれ本事業が政府の宣傳手段として積極的に支持を受けその後これが官營となり、一九三一年二月一日より正式の國內向放送が開始された。放送が一般民衆の生活必需品また必要缺く可からざる文化機關として享有されるまでは僅かに局部的に使用されるに過ぎなかつた。

初め一九二七年ワットリツで試験放送を開始したが、當時は二百ワット、波長三七米、コールサインHS4PJであつた所、その後改良しサラデーにHS2PJ、波長二九・五米、五百ワットを設備し稍強化された。この試験の結果、超短波放送は一般民衆向としては不適當なることが判明したので、同サラデーにHS11PJ、波長三二〇米の一軒ワット放送機を設置して、中波の好成绩なるを確め得た。それでビヤダイにA・C・F・リッパ・波振機を設け、波長三五〇米、一・五キロワットで試験してみた後好成绩を示したが、その後國外聴取者が漸次増加するに従ひ可聴範圍の擴大を余儀無くせられその結果遠距離聴取設備の必要を痛感し、更に一〇軒ワットの中波放送機を増設することになり、HSPIの代りHS7PJの新局を設け、一九三七年波長四百米で定時放送を開始した。その他コーラート、ピサヌローク、ウドーンにも五百ワットの地方支局を設けた。國內電波網擴大のため一九三九年百キロワット放送

局を盤谷郊外に建設し、本事業の普及を計らんとしたるも未だその運びに至つてゐない。又最近長短兩用の設備を有するラジオ・ステーションが盤谷、ラツクシー、ピサヌローク、バンドン、ナコンラチャシーマー、ウドーン及サムイに設置されてゐる。

一方當事業の普及化を計らんと努力すれど國內の電話線の發達が十分のため地方支局と有線聯絡が難澁し全國津々浦々に至るまでの聽取可能は今後に待つ可き事であらう。尙演奏所を以前サラデー及ビヤダイの如く放送所の近くに持つてゐたが種々の不便のため今回新に建築し、總ての方面に近代的設備を誇つてゐる通信ビルディングの階下に移した。通信當局は國內放送とは別にHS8PJの一〇軒ワット放送機をサラデーに設置し、サラデー短波放送局は昭和十四年一〇月二〇日に定期海外放送の第一聲を開始した。當時は週二回、即ち月曜及木曜に定期放送してゐた。月曜日放送用はHS6PJ、波長一五・七七米、木曜日放送用はHS8PJ、波長三二・五米である。近頃は毎日短波海外放送を行つてゐる。併し最近使用機も變へたやうで近着泰紙を検討すればHSPI、二五・六米、一・七五<sup>kw</sup>と記してある。因にその番組を記してみれば次の如くである。

盤谷時間	午後六・三〇	國歌、開始挨拶
	六・三五	輕音樂
	七・〇〇	氣象豫報、英語報道、經濟市況
	七・一五	泰音樂

- 七・三五 泰語報道
- 七・四五 輕音樂
- 八・一五 時事報道
- 八・二五 H S 7 P J (國內放送)より
- 九・〇〇 國歌 終了挨拶

短波放送の開始當初は一般聴取者の八三%までが鑛石式受信機を用ひたが、その後眞空管式受信機と替へるに至り同國の放送事業の發展に一段の拍車をかけた結果となつた。

普通聴取者用は三球中波A C型を使用してゐるが、一部には海外受信用全波型を用ひるものも多くなつた。

國內放送は現在午後六時より一〇時までの四時間、海外放送は同六時半より九時まで二時間半である。國內放送には毎日有名な寺院からの宗教講話があり、國民意識昂揚の爲古典の泰音樂を洋樂が娛樂番組中に挿入してゐる。これら泰文化の注入は凡て文部省美術局の指揮に依るものである。其の他古代の劇を放送するが、劇場中繼野外放送も行つてゐる。

聴取料金は受信機の種類により高低があり、鑛石式受信機は無料で、四球迄は五バツツこれ以上は一〇バツツである。聴取者も一九三四年末二萬四千が、一九三九年には約三萬、即ち總人口一、五二六萬に比較して普及率は問題にもならぬ程度であるが、先般の泰佛印國境紛争に刺戟されて本事業の重要性を認め、全般聴取料の値下と相待つて現在は一〇萬に及んでゐる。紛争當時にナコンパゴンが爆撃されてからは一時晝間の放送は全く中止されたが、昭和十五年一月初めから午前一時四五分より約一時間戦況を報道し、佛印側とラジョに依る宣傳戦を行つた。今次紛争に於いて泰國政府はラジオ・映畫・音樂・演劇等の文化施設を總動員して、國民意識啓蒙宣傳に積極的活動をなした。即ち失地回復運動をめぐり國境紛争に盤谷・西貢兩放送局も日夜電波戦に火花を散らしてゐたが、先に西貢放送局が泰禍論を強調、泰國が佛印諸民族、殊にカンボヂヤ族を併合せんとする野心を指摘し、カンボヂヤ族の抗爭意識を喚起し

た事に對する回答として、泰國無任所大臣兼藝術總院兼泰國放送協會長ルワン ウイチット ワタカーンが、昭和十五年一月二一日泰族とカンボヂヤ族その血縁關係を明確にせる放送を行つた。

(附) 曆

泰國には三種の曆が習慣的に混然と使用されて來た。佛曆は泰國年號として長期間採用されて來たが同曆は四月一日を以て元旦となし翌年三月三十一日を以て一年と定めたる爲、各種方面に多大の不便があつた。そこで政府もこれを排除す可く佛曆二四八四年からは即ち一九四一年一月より一二月に終る可く訂正適入され、従つて其の前年の二四八三年は四月より一二月までの九月間であつた。

佛曆・西曆比較表 出所 My Country Thailand

四月—二月	一月—三月
佛曆 西曆	佛曆 西曆
二四八〇—一九三七	二四八〇—一九三八
二四八一—一九三八	二四八一—一九三九
二四八二—一九三九	二四八二—一九四〇
二四八三—一九四〇	二四八四—一九四一
	二四八五年一月一日—一九四一年一月一日
	二四八六年一月一日—一九四二年一月一日
	二四八七年一月一日—一九四三年一月一日

(一) 宗教曆(Buddhist Era) 宗教曆は佛曆を使用し釋迦入滅に起算してゐる。即ち西曆前五四三年を以て佛曆元年と定める。當曆による計算は第六泰國太陰月の満月を以て始まる。

(二) 舊民曆 (Ouhansakavit) 本曆は今尙存在し地方民間に主に慣習的に使用されてゐるもので實際はプララン(Phra Ruang)王朝時代に用ひられたるものである。即ち當曆は西曆六三九九年を紀元元年としてゐる。

本曆は大陰曆にして第五月に於ける漸大月の始を元旦としてゐる。即ち偶数月は大(三〇日)、奇数月は小(二九日)にして三年に一回閏月を置いてゐる。

(三) 公用民曆 (Official Civil Calendar) 公用民曆は一八八九年に採用され、盤谷遷都を以つてその元年(盤谷王朝紀元)四月一日を元旦と定めてゐる。一九一二年新曆(クレヨリ曆)が佛曆に代り使用され、一九一三年に新佛曆が盤谷曆 (Ratanakosinhr Sakk) の代りに公用曆として更に使用に決した。この變更は歴史的見地からして百二十五年以上の差が生じ使用が不便を來すものである。

一九一七年に法令は歐米風に一日を正午前十二時及正午後十二時とに

ニウ (niu)	六・九八五分	二・二一六
ケーウ (keu)	八・三八二寸	二五・三九二
ソー (sok)	一・六七四尺	一〇・五〇八米
ケーン (ken)	三・三五二八尺	一〇・一六米
ワー (wah)	六・七〇五六尺	二〇・三二米
セン (sen)	二二・三五二間	四〇・六四米
トツム (tot)	一・四九町	一六二・五六米
ロヘネン (roheng)	一〇・三四七五里	四〇・六四米
ロー (lo)	四・一三九里	一六・二五六

(註) \*印を附したものは日常使用されず。Niuとは指の長さの意、Kenとは指と小指の張つた長さの意、Senとは肘から中指の先端までの長さの意、Wahとは腕全部の長さの意。

2 面積

平方ワー (wah)	一・二四九歩	四平方米
ンガン (ngan)	一・二四九歩	一〇〇平方ワー (wah)
ライ (rai)	一・六六五段	四ンガン (ngan)
		一平方セン (sen)

分けたるも、公用の場合には一時より二十四時通算して用ひられる。標準時との時差は一九二〇年來グリニツチ東七時を採用してゐる。

(附) 度量衡

泰國の度量衡は、一九二三年一月七日を以て舊制度を廢してメートル法を採用し來つたが、一九三四年に於ては中央部泰及南部泰の四四縣に實施されたが、一九三七年以降は漸次全國的に普及を見んとしてゐる。併し一般民衆は舊制度を捨て難く今尙併用して居る現況である。

1 長度

泰國規準長度は英國法尺〇時に相當するも、實際は華氏八五度なる時、銀棒七九・九九九吋とされて居る。今我邦の度量衡及メートル法との對比を示せば次の通りである。

3 容積

- 一 乾物に對してはタン (thang) (即ち釣瓶の意)と稱し、容積一〇×一〇×二〇ニウ (du) を單位として使用せられてゐる。之が等價は我が一〇五〇六斗に當る。併し米を量るには泰國精米業者は四〇ポンド包

八二箇を以て一コヤン (coyan) となしてゐたが、この區々なる不便を一掃する爲め、一九二九年四月に一時的ではあれ、業者間に四〇ポンド包八〇箇 (二四ピクル) に協定された。その外目的に依り又地方に依り次に示す如く多少の差異がある。

- 一 コヤン (coyan) 〓 八・四〇四八石 〓 一五・一七hl 〓 八〇タン (thang) (一般的に用ひられる)
- 一 シンロツクコヤン (Bangkok coyan) (米及鹽) 〓 一六・六三〇五石 〓 三〇hl
- 一 コヤン (coyan) (穀) 〓 一一・〇八七石 〓 二〇hl (地方にて使用される)
- 二 液體を秤る單位はタナン (thanan) (五×五×四即ち椰子核の意)を以てす。
  - 一 タナン (thanan) 〓 五・二三五合 〓 〇・九四八立
  - 一 コヤン (coyan) (新規定に依る) 〓 二・〇〇タナン 〓 一・八九六立

4 重量

- 一 ソーロー (solot) 〓 三・一五九七厘 〓 一・一八四八兩
- 一 アツト (att) 〓 六・三一九五厘 〓 二・三六九七兩
- 一 バイ (pai) 〓 一・二六三九分 〓 四・七三九五兩
- 一 スイー (seek) 〓 二・五二七八分 〓 九・四七九兩
- 一 フアン (fang) 〓 五・〇五七五分 〓 一・八九五八兩
- 一 サラン (salang) 〓 一・〇一一五匁 〓 三・七九一六兩
- 一 ツーツ (tut) 〓 四・〇四四匁 〓 一五・一一二匁
- 一 タムラン (tamlang) 〓 一六・一七八四匁 〓 六〇・六六八匁
- 一 チヤン (chang) 〓 三三・三五六八匁 〓 一・二一三三六兩
- 一 ハープ (hap) 〓 一六・一七八四匁 〓 六〇・六六七九八匁
- 一 コヤン (coyan) 〓 三三・三五六八匁 〓 一・二一三三六兩

(註) 郵印を附したるは日常使用されず。

- 〓 二・一八四八兩
- 〓 二・三六九七兩
- 〓 四・七三九五兩
- 〓 九・四七九兩
- 〓 一・八九五八兩
- 〓 三・七九一六兩
- 〓 一五・一一二匁
- 〓 六〇・六六八匁
- 〓 一・二一三三六兩
- 〓 六〇・六六七九八匁
- 〓 一・二一三三六兩

第七章 衛生

總説—衛生行政—醫療施設—各種團體—諸疾病—水道

第一節 總説

一 概 要

抑々泰國に歐風醫療方法が紹介されたのは、一七世紀の初め泰國に在留せるジエスイツト派宣教師に依るもので、其の後一九世紀の前半來泰したる米人宣教師等は間もなく醫療事業を起し、其の一派が北都チェンマイに根據を置いたのが始まりで、今では此處が泰國に於ける醫業の中心地たる觀を呈してゐる。又チェンマイに癩療養所を設置したが、現在に於ては政府より若干の補助金を得て優秀なる成績を擧げてゐる。此の外盤谷附近アラブラデンに、泰國赤十字社の經營する癩療養所がある。次に一八九〇年醫學校が開設され、當國の醫務教育は茲に一新紀元を劃するに至つた。而してその進歩發達は、一にロツクフエラー財團の醫學教育部の協力補助に俟つものである。斯くて泰國赤十字社、萬國保健委員會及ロツクフエラー財團醫學教育部は、近世泰國に於ける醫務保健界の進展上重要且つ多大の功績を擧げ、其の後一八九七年保健に關する法律が發布され、泰國に於ける衛生上の根本法が定めらるゝに至つた。更に檢疫に關する勅令は一九〇一—〇五年に互り屢々發布を見、遂に永久的の海港檢疫所がプラ島(Ko Phra)に設けられた。時を同じうして文部省内に政府種痘研究所が出来たが後内務省に移管せられ、一九一一年新設パスツール インステイチエニートに併合された。五年後泰國赤十字社が之を經營することとなり、此の基礎の下に現在のサオウアバ王后記念館が新築せられ、泰國政府の種痘及血清試驗所と成つてゐる。一九一八

年勅令によつて現在の衛生局が創設され、盤谷に於ける保健醫務事業と共に從來地方長官によつて行はれてゐた萬般の衛生事務をも管轄するに至つた。

斯くの如く政府は、比較的着實に而も年々施設上の進歩改良を行ひつゝあるが、人民の衛生思想は頗る幼稚であるのみならず、一方公衆衛生に無頓着なる多數の下級支那人及印度人が雜居する爲、千の豫防心得も百の取締規則も雲煙看過せられ、ベスト及コレラの傳染病患者を出しても出來る限り之を隠蔽する者多く又泰國の中央部に於ては運河多き爲め附近に雜居せる下層階級の民衆及排泄汚物、汚水の上生活者間に傳染病患者の續出せるは理の明白なることである。從て、今後は一方之等文化低き住民の疾患に對する傳統的惡風習及舊思想の除去に努めると共に、他方政府の施設補助と相俟つて當國衛生方面は次第に改良せられて行かなくてはならない。之が泰國に於ける衛生保健界の現狀である。次に泰國は建國の歴史可なり古いにも拘らず人口密度稀薄、平方料當僅かに二八・一(一九三七年)にして本邦のそれと比較してみれば本邦内地の一方料當人口一四五人(昭和一〇年)に對する二割にも及ばざる状態である。之は泰國も他の熱帶國の例に洩れず多産多死の國で、殊に乳兒死亡率が非常に高く、爲に人口の自然増加率が非常に低いことに原因せるものである。因に同國の保健費の豫算を見るに、一九二四年度には四七萬三千ペーツに過ぎなかつたが、翌二五年度は五〇萬四千ペーツ、更に二六年度に至りては八九萬ペーツに迄躍増した。併し其後は非常なる膨脹を來し最近一九四一年度の如き實に保健局費は二五一萬九千ペーツ、四二年度には三四五萬二千餘ペーツを計上されてゐる。

二 出生・死亡

泰國の出生・死亡者數及比率を示せば次の如くである。



出生・死亡及幼兒死亡者數及率表

出所自泰國統計年鑑

年	出生者		死亡者		幼兒死亡者	出生者		死亡者		出生對出生者	死亡對出生者
	男	女	男	女		男	女	男	女		
一九三九	17,902	15,407	9,962	8,096	2,155	3,033	1,957	1,577	1,520	63	63
一九三八	17,744	15,131	10,130	8,569	2,189	3,111	1,977	1,577	1,520	63	63
一九三七	17,617	14,966	10,581	8,951	2,103	3,253	2,011	1,618	1,520	79	79
一九三六	17,575	14,916	10,817	9,209	2,030	3,303	2,036	1,618	1,520	79	79
一九三五	17,433	14,769	11,071	9,571	1,939	3,360	2,066	1,618	1,520	79	79
一九三四	17,286	14,622	11,325	9,933	1,854	3,417	2,096	1,618	1,520	79	79
一九三三	17,139	14,475	11,579	10,295	1,769	3,474	2,126	1,618	1,520	79	79
一九三二	16,992	14,328	11,833	10,657	1,684	3,531	2,156	1,618	1,520	79	79
一九三一	16,845	14,181	12,087	11,019	1,599	3,588	2,186	1,618	1,520	79	79
一九三〇	16,698	14,034	12,341	11,381	1,514	3,645	2,216	1,618	1,520	79	79
一九二九	16,551	13,887	12,595	11,743	1,429	3,702	2,246	1,618	1,520	79	79
一九二八	16,404	13,740	12,849	12,105	1,344	3,759	2,276	1,618	1,520	79	79
一九二七	16,257	13,593	13,103	12,467	1,259	3,816	2,306	1,618	1,520	79	79
一九二六	16,110	13,446	13,357	12,829	1,174	3,873	2,336	1,618	1,520	79	79
一九二五	15,963	13,299	13,611	13,191	1,089	3,930	2,366	1,618	1,520	79	79
一九二四	15,816	13,152	13,865	13,553	1,004	3,987	2,396	1,618	1,520	79	79
一九二三	15,669	13,005	14,119	13,915	919	4,044	2,426	1,618	1,520	79	79
一九二二	15,522	12,858	14,373	14,277	834	4,101	2,456	1,618	1,520	79	79
一九二一	15,375	12,711	14,627	14,639	749	4,158	2,486	1,618	1,520	79	79
一九二〇	15,228	12,564	14,881	15,001	664	4,215	2,516	1,618	1,520	79	79
一九一九	15,081	12,417	15,135	15,363	579	4,272	2,546	1,618	1,520	79	79
一九一八	14,934	12,270	15,389	15,725	494	4,329	2,576	1,618	1,520	79	79
一九一七	14,787	12,123	15,643	16,087	409	4,386	2,606	1,618	1,520	79	79
一九一六	14,640	11,976	15,897	16,449	324	4,443	2,636	1,618	1,520	79	79
一九一五	14,493	11,829	16,151	16,811	239	4,500	2,666	1,618	1,520	79	79
一九一四	14,346	11,682	16,405	17,173	154	4,557	2,696	1,618	1,520	79	79
一九一三	14,199	11,535	16,659	17,535	69	4,614	2,726	1,618	1,520	79	79
一九一二	14,052	11,388	16,913	17,897	84	4,671	2,756	1,618	1,520	79	79
一九一一	13,905	11,241	17,167	18,259	149	4,728	2,786	1,618	1,520	79	79
一九一〇	13,758	11,094	17,421	18,621	214	4,785	2,816	1,618	1,520	79	79
一九〇九	13,611	10,947	17,675	18,983	279	4,842	2,846	1,618	1,520	79	79
一九〇八	13,464	10,800	17,929	19,345	344	4,899	2,876	1,618	1,520	79	79
一九〇七	13,317	10,653	18,183	19,707	409	4,956	2,906	1,618	1,520	79	79
一九〇六	13,170	10,506	18,437	20,069	474	5,013	2,936	1,618	1,520	79	79
一九〇五	13,023	10,359	18,691	20,431	539	5,070	2,966	1,618	1,520	79	79
一九〇四	12,876	10,212	18,945	20,793	604	5,127	2,996	1,618	1,520	79	79
一九〇三	12,729	10,065	19,199	21,155	669	5,184	3,026	1,618	1,520	79	79
一九〇二	12,582	9,918	19,453	21,517	734	5,241	3,056	1,618	1,520	79	79
一九〇一	12,435	9,771	19,707	21,879	800	5,298	3,086	1,618	1,520	79	79
一九〇〇	12,288	9,624	19,961	22,241	865	5,355	3,116	1,618	1,520	79	79
一九九九年	12,141	9,477	20,215	22,603	930	5,412	3,146	1,618	1,520	79	79
一九九八年	11,994	9,330	20,469	22,965	995	5,469	3,176	1,618	1,520	79	79
一九九七年	11,847	9,183	20,723	23,327	1,060	5,526	3,206	1,618	1,520	79	79
一九九六年	11,700	9,036	20,977	23,689	1,125	5,583	3,236	1,618	1,520	79	79
一九九五年	11,553	8,889	21,231	24,051	1,190	5,640	3,266	1,618	1,520	79	79
一九九四年	11,406	8,742	21,485	24,413	1,255	5,697	3,296	1,618	1,520	79	79
一九九三年	11,259	8,595	21,739	24,775	1,320	5,754	3,326	1,618	1,520	79	79
一九九二年	11,112	8,448	21,993	25,137	1,385	5,811	3,356	1,618	1,520	79	79
一九九一年	10,965	8,301	22,247	25,499	1,450	5,868	3,386	1,618	1,520	79	79
一九九〇	10,818	8,154	22,501	25,861	1,515	5,925	3,416	1,618	1,520	79	79
一九八九年	10,671	8,007	22,755	26,223	1,580	5,982	3,446	1,618	1,520	79	79
一九八八年	10,524	7,860	23,009	26,585	1,645	6,039	3,476	1,618	1,520	79	79
一九八七年	10,377	7,713	23,263	26,947	1,710	6,096	3,506	1,618	1,520	79	79
一九八六年	10,230	7,566	23,517	27,309	1,775	6,153	3,536	1,618	1,520	79	79
一九八五年	10,083	7,419	23,771	27,671	1,840	6,210	3,566	1,618	1,520	79	79
一九八四年	9,936	7,272	24,025	28,033	1,905	6,267	3,596	1,618	1,520	79	79
一九八三年	9,789	7,125	24,279	28,395	1,970	6,324	3,626	1,618	1,520	79	79
一九八二年	9,642	6,978	24,533	28,757	2,035	6,381	3,656	1,618	1,520	79	79
一九八一年	9,495	6,831	24,787	29,119	2,100	6,438	3,686	1,618	1,520	79	79
一九八〇	9,348	6,684	25,041	29,481	2,165	6,495	3,716	1,618	1,520	79	79
一九七九年	9,201	6,537	25,295	29,843	2,230	6,552	3,746	1,618	1,520	79	79
一九七八	9,054	6,390	25,549	30,205	2,295	6,609	3,776	1,618	1,520	79	79
一九七七年	8,907	6,243	25,803	30,567	2,360	6,666	3,806	1,618	1,520	79	79
一九七六年	8,760	6,096	26,057	30,929	2,425	6,723	3,836	1,618	1,520	79	79
一九七五年	8,613	5,949	26,311	31,291	2,490	6,780	3,866	1,618	1,520	79	79
一九七四年	8,466	5,802	26,565	31,653	2,555	6,837	3,896	1,618	1,520	79	79
一九七三年	8,319	5,655	26,819	32,015	2,620	6,894	3,926	1,618	1,520	79	79
一九七二年	8,172	5,508	27,073	32,377	2,685	6,951	3,956	1,618	1,520	79	79
一九七一年	8,025	5,361	27,327	32,739	2,750	7,008	3,986	1,618	1,520	79	79
一九七〇	7,878	5,214	27,581	33,101	2,815	7,065	4,016	1,618	1,520	79	79
一九六九年	7,731	5,067	27,835	33,463	2,880	7,122	4,046	1,618	1,520	79	79
一九六八年	7,584	4,920	28,089	33,825	2,945	7,179	4,076	1,618	1,520	79	79
一九六七年	7,437	4,773	28,343	34,187	3,010	7,236	4,106	1,618	1,520	79	79
一九六六年	7,290	4,626	28,597	34,549	3,075	7,293	4,136	1,618	1,520	79	79
一九六五年	7,143	4,479	28,851	34,911	3,140	7,350	4,166	1,618	1,520	79	79
一九六四年	7,000	4,332	29,105	35,273	3,205	7,407	4,196	1,618	1,520	79	79
一九六三年	6,853	4,185	29,359	35,635	3,270	7,464	4,226	1,618	1,520	79	79
一九六二年	6,706	4,038	29,613	35,997	3,335	7,521	4,256	1,618	1,520	79	79
一九六一年	6,559	3,891	29,867	36,359	3,400	7,578	4,286	1,618	1,520	79	79
一九六〇	6,412	3,744	30,121	36,721	3,465	7,635	4,316	1,618	1,520	79	79
一九五九年	6,265	3,597	30,375	37,083	3,530	7,692	4,346	1,618	1,520	79	79
一九五八年	6,118	3,450	30,629	37,445	3,595	7,749	4,376	1,618	1,520	79	79
一九五七年	5,971	3,303	30,883	37,807	3,660	7,806	4,406	1,618	1,520	79	79
一九五六年	5,824	3,156	31,137	38,169	3,725	7,863	4,436	1,618	1,520	79	79
一九五五年	5,677	3,009	31,391	38,531	3,790	7,920	4,466	1,618	1,520	79	79
一九五四年	5,530	2,862	31,645	38,893	3,855	7,977	4,496	1,618	1,520	79	79
一九五三年	5,383	2,715	31,899	39,255	3,920	8,034	4,526	1,618	1,520	79	79
一九五二年	5,236	2,568	32,153	39,617	3,985	8,091	4,556	1,618	1,520	79	79
一九五一年	5,089	2,421	32,407	40,000	4,050	8,148	4,586	1,618	1,520	79	79
一九五〇	4,942	2,274	32,661	40,362	4,115	8,205	4,616	1,618	1,520	79	79
一九四九年	4,795	2,127	32,915	40,724	4,180	8,262	4,646	1,618	1,520	79	79
一九四八年	4,648	1,980	33,169	41,086	4,245	8,319	4,676	1,618	1,520	79	79
一九四七年	4,501	1,833	33,423	41,448	4,310	8,376	4,706	1,618	1,520	79	79
一九四六年	4,354	1,686	33,677	41,810	4,375	8,433	4,736	1,618	1,520	79	79
一九四五年	4,207	1,539	33,931	42,172	4,440	8,490	4,766	1,618	1,520	79	79
一九四四年	4,060	1,392	34,185	42,534	4,505	8,547	4,796	1,618	1,520	79	79
一九四三年	3,913	1,245	34,439	42,896	4,570	8,604	4,826	1,618	1,520	79	79
一九四二年	3,766	1,098	34,693	43,258	4,635	8,661	4,856	1,618	1,520	79	79
一九四一年	3,619	951	34,947	43,620	4,700	8,718	4,886	1,618	1,520	79	79
一九四〇	3,472	804	35,201	43,982	4,765	8,775	4,916	1,618	1,520	79	79
一九三九年	3,325	657	35,455	44,344	4,830	8,832					

同百分率

計女男

出生者

計

男

女

死亡者

計

男

女

縣別出生者及死亡者數表 (一九三七—三八年)

同百分率	出生者		死亡者		出生死亡の比率%	出生率		死亡率	
	計	女	計	女		計	男	計	女
ク	1,200	1,100	1,200	1,100	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
カ	1,300	1,200	1,300	1,200	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
コ	1,400	1,300	1,400	1,300	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
チ	1,500	1,400	1,500	1,400	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
ト	1,600	1,500	1,600	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
ナ	1,700	1,600	1,700	1,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
ノ	1,800	1,700	1,800	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
バ	1,900	1,800	1,900	1,800	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
ビ	2,000	1,900	2,000	1,900	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
ベ	2,100	2,000	2,100	2,000	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
ブ	2,200	2,100	2,200	2,100	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
パ	2,300	2,200	2,300	2,200	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
プ	2,400	2,300	2,400	2,300	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
マ	2,500	2,400	2,500	2,400	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
メ	2,600	2,500	2,600	2,500	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
ヤ	2,700	2,600	2,700	2,600	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
ロ	2,800	2,700	2,800	2,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
ラ	2,900	2,800	2,900	2,800	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
リ	3,000	2,900	3,000	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
シ	3,100	3,000	3,100	3,000	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
ス	3,200	3,100	3,200	3,100	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
セ	3,300	3,200	3,300	3,200	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
ソ	3,400	3,300	3,400	3,300	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
タ	3,500	3,400	3,500	3,400	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
チ	3,600	3,500	3,600	3,500	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
ツ	3,700	3,600	3,700	3,600	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
テ	3,800	3,700	3,800	3,700	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
ト	3,900	3,800	3,900	3,800	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
ナ	4,000	3,900	4,000	3,900	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
ニ	4,100	4,000	4,100	4,000	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
ノ	4,200	4,100	4,200	4,100	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
ハ	4,300	4,200	4,300	4,200	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
ヘ	4,400	4,300	4,400	4,300	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
ホ	4,500	4,400	4,500	4,400	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
ニ	4,600	4,500	4,600	4,500	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
ノ	4,700	4,600	4,700	4,600	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
ハ	4,800	4,700	4,800	4,700	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
ヘ	4,900	4,800	4,900	4,800	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
ホ	5,000	4,900	5,000	4,900	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
ニ	5,100	5,000	5,100	5,000	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
ノ	5,200	5,100	5,200	5,100	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
ハ	5,300	5,200	5,300	5,200	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
ヘ	5,400	5,300	5,400	5,300	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
ホ	5,500	5,400	5,500	5,400	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
ニ	5,600	5,500	5,600	5,500	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
ノ	5,700	5,600	5,700	5,600	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
ハ	5,800	5,700	5,800	5,700	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
ヘ	5,900	5,800	5,900	5,800	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
ホ	6,000	5,900	6,000	5,900	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
ニ	6,100	6,000	6,100	6,000	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
ノ	6,200	6,100	6,200	6,100	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
ハ	6,300	6,200	6,300	6,200	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
ヘ	6,400	6,300	6,400	6,300	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
ホ	6,500	6,400	6,500	6,400	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
ニ	6,600	6,500	6,600	6,500	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
ノ	6,700	6,600	6,700	6,600	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
ハ	6,800	6,700	6,800	6,700	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800
ヘ	6,900	6,800	6,900	6,800	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
ホ	7,000	6,900	7,000	6,900	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
ニ	7,100	7,000	7,100	7,000	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
ノ	7,200	7,100	7,200	7,100	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
ハ	7,300	7,200	7,300	7,200	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
ヘ	7,400	7,300	7,400	7,300	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400
ホ	7,500	7,400	7,500	7,400	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
ニ	7,600	7,500	7,600	7,500	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
ノ	7,700	7,600	7,700	7,600	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
ハ	7,800	7,700	7,800	7,700	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
ヘ	7,900	7,800	7,900	7,800	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
ホ	8,000	7,900	8,000	7,900	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
ニ	8,100	8,000	8,100	8,000	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100
ノ	8,200	8,100	8,200	8,100	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
ハ	8,300	8,200	8,300	8,200	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300
ヘ	8,400	8,300	8,400	8,300	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
ホ	8,500	8,400	8,500	8,400	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
ニ	8,600	8,500	8,600	8,500	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
ノ	8,700	8,600	8,700	8,600	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700
ハ	8,800	8,700	8,800	8,700	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
ヘ	8,900	8,800	8,900	8,800	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900
ホ	9,000	8,900	9,000	8,900	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
ニ	9,100	9,000	9,100	9,000	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100
ノ	9,200	9,100	9,200	9,100	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200
ハ	9,300	9,200	9,300	9,200	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300
ヘ	9,400	9,300	9,400	9,300	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400
ホ	9,500	9,400	9,500	9,400	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
ニ	9,600	9,500	9,600	9,500	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
ノ	9,700	9,600	9,700	9,600	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700
ハ	9,800	9,700	9,800	9,700	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
ヘ	9,900	9,800	9,900	9,800	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
ホ	10,000	9,900	10,000	9,900	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

出生率 人口千に對する比率

出生率

死亡率

出生率

死亡率

出生率

死亡率

出生率

死亡率

出生率

死亡率

出生率

死亡率

出生率

死亡率

出生率

死亡率

出生率

死亡率

出生率

死亡率

出生率

死亡率

出生率

死亡率

泰國……衛生

Table of mortality statistics for Thailand, listing various diseases and their death tolls. Columns include disease names, death counts, and ratios to population.

主要疾病及其他事由死亡者數表 (一九三七年—三八年)

Table of major diseases and other causes of death, listing diseases like cholera, typhoid, and malaria with their respective death counts.

疾病以外の死亡原因

Table of causes of death other than diseases, including accidents, suicides, and poisonings, with death counts.

泰國の最近の出生率を調査してみるに文明諸國と比肩するも勝るとも劣らざる成績を示せる現況である。これは一般民衆の衛生思想の普及を表現すると共に歐米列國及泰國の經營せる醫療施設の完備によるものである。

人口自然増加對日本比較表

Table comparing natural population increase in Thailand and Japan, showing data for various years and periods.

三 阿片

當國は阿片吸喫の漸禁政策を採りつゝある。従前阿片販賣は請負制度であつたが、一九〇七年より專賣として先づ盤谷其他の二、三縣より初めて各縣に漸及した。

阿片の賣買私有を制限したが、更に一九二九年一月二十五日佛曆二四七二年阿片法を發布して制限を嚴重にし、同月二十七日より之を實施した。

現行法によれば、何人も官許なくして罌粟を栽培し、若しくは其の種子を所持することを得ざるのみならず、阿片及阿片屑の輸出入及所持・調製、阿片及阿片屑の通過及積換、輸入國官廳の發行した輸入證明書を提出せぬ場合に於ける原料阿片の通過及積換を禁止、煙管の所有賣買を制限する。

四 醫師の開業

一九三七年一月一日以後泰國に於ける醫業・齒科醫業・藥劑業・助産業・看護業・其他各種の方法を以て疾病の治療に當る者は一九三七年四月官報を以て發表せられた佛曆二四七九年醫師法に依ることとなつた。

(一) 醫業及齒科醫業に對する免許證下附手数料は二〇バーツとし、藥劑業に對するものは一〇バーツ、其他の分科に對するものは五バーツ、舊式醫業に對するものは四バーツとす。免許證記載事項變更又は追

加は一回毎に一パーツとす。

(二) 醫藥業委員會(同委員會に付ては次頁参照)に依り醫藥業者たる免許を受け登録を了したる者に非ざるものは、報酬又は給付を受くる目的を以て醫藥業を行ひ又は醫藥業者たることを廣告することを得ず。但し以下の場合は此の限に非ず。(イ)官立學校又は政府の認定せる學校に於て生徒が醫藥業を實習し若しくは免許及登録を受けたる者の監督の下に其の實習を爲す場合。(ロ)流行病豫防等緊急の場合衛生局より特に委嘱を受けたる者が種痘又はワクチン、血清の注射、其他或種の醫療を爲す場合。(ハ)外國人醫師にして三箇月を超へざる期間臨時顧問として醫療を爲す場合。

(三) 免許證發給及登録は新式醫藥業並に舊式醫藥業の二種に分つ、新式醫藥業中、醫藥業・齒科醫藥業・藥劑業並に助産業の各科は夫々一級及二級に細別す。

(四) 醫藥業者の免許及登録を受けんとする者は以下の資格を有することとを要す。(イ)滿二〇歳以上たること。(ロ)醫藥業者たる名譽を毀損するが如き不徳行爲なきことを醫藥業委員會に於て認められたる者なること。(ハ)醫藥業委員會が醫藥業者たる名譽を毀損するものと認むるが如き刑事事件に於て有罪の判決を受け懲役に處せられたることなきこと。(ニ)記憶力薄弱、身體發育不完全又は疾病を有し、醫藥業委員會に於て醫藥業者として不適當と認めらるゝが如きことなきこと。

(五) 醫藥業者たり得る者は以下に該當する本業に關する知識を有することとを要す。(イ)一級新式醫藥業者、並に看護業及其他各種の方法を以て疾病の治療に當る者は、各醫藥業分科に對しチュラロンコン大學又は泰國内に於て醫藥業委員會がチュラロンコン大學と同程度以上と認定する課程を教授する學校より卒業證書を受けたる者、但しチュラロンコン大學に於て未だ開設せざる醫藥分科に對しては醫藥業委員會は本人の知識を考查する爲適當なる標準を設くることを得。外國學術研究所の學位又は開業資格を有する者に對しては、同委員會はそ

の資格及履歴を調査の上、之を許可す、但し本人が泰國籍を有する時はその研究せる國に於て開業許可を受けたる者なることを要せず。(ロ)二級新式醫藥業者は本法施行の際既に二級新醫藥業者として登録し居り新業に登録を受け居る者及官・公立の病院又は學校其他泰國内に於ける教育機關に於て齒科醫藥業、藥劑業又は助産業の各分科に關する教育を受け且つ内務參議が其の知識を推定して省令に依り登録を許したるもの。(ハ)舊式醫藥業者は本法施行の時既に舊醫藥業者として登録を了し其の知識を有する者、及免許を受け登録を了したる舊式醫藥業者より省令を以て定められた期間並に方法に依り教授を受けたる者。

(六) 一級新式醫藥業の免許を受け登録を了したるものは他の分科の醫藥業を爲すことを得、但し此の場合藥劑業に就ては自己の患者に對してのみ藥劑を調合販賣することを得、若しくは一級藥劑業の免許を受け登録を了したるもの、營業し居る場所より五軒以上を離れたる場所に於てのみ一般に藥劑の調合販賣を爲すことを得。二級新式醫治の分科又は齒科醫の分科に於ける醫藥業者又は舊式醫治の分科に於ける醫藥業者は自己の患者のみに對して調劑販賣することを得。

泰國に於て尙邦人醫師發展に十分なる餘地があり、上記の如く開業容易なると共に、本邦に於て醫術を修得せるに拘らず開業の資格を有せざる者に採りては前記二級醫師開業の如き便宜もある。殊に本邦醫學の進歩に對する尊敬と東洋人たるの親しみとは、當國に於ける本邦醫の活動を著しく容易ならしむるものと認められる。

### 第二節 衛生行政

内務大臣は醫藥業委員會の援助の下に、衛生局長をして衛生行政を掌せしめてゐる。衛生局の創設(一八九七年)當初は、唯官吏・軍人・囚人等のみに關する衛生事務を司り、後一九一五年公衆福祉局に改め、更に一九一八年に至つて現在の名稱となし、盤谷市内の衛生事務並に畿甸

### 第三節 醫療施設

#### 一 醫師

泰國に於ては如何なる有資格醫師であらうとも、第一の條件として泰國語或は英語の開業試験に合格せざれば開業は認可されない。従つて規定せられる以前の既得權者の數が現在極めて僅少となつた。而して泰國に在留する邦人醫師は目下十名餘を數へ得るにすぎない。この難が我が國の泰國に對する熱帯地衛生事業として日本醫師の進出前途が阻まれてゐる次第である。尙盤谷に佛國系の病院が一つあるが、日本としても在留邦人の爲にも、日本醫學の進出としても病院設立の問題は豫てより懸案であつたが複雑且つ種々なる事情の爲未だ實現をみて居らぬ次第である。泰國に未だ藥局法の制定なく、醫師は各自の留學國の處方を採用してゐるが、日本留學醫師は日本藥局法を充分理解する者少く、その他に比して優秀性を認めながらも利用し得ず依然歐米方法を使用してゐる。故に日本藥局法の泰譯或は英譯を希望してゐる。

日本藥種商もその不便を経験し、英米獨佛何れかの藥局法を基準として泰國藥局法の制定を要望してゐる。

泰國に於ける醫師の總數は約五百人(一九三〇年現在)にして、醫師一人に對する人口は約二萬六千人である。以上五百人の醫師は一級醫と二級醫に分れ、一級醫は泰國又は外國に於て正規の教育を受け資格を得た者、二級醫は病院或は一級醫の下に五年以上勤務し、實際經驗ある者の中から特に醫師たることを免許された者である。

病院・醫院の數は盤谷以外は極めて少く、醫師も殆ど總てが官廳又は病院勤務者であつて、開業醫師は外國人を除けば、極めて少數で邦人の盤谷に醫院を經營してゐるものは次の通りである。

醫院名	院長名	在盤所	在 地
小川醫院(内外科)	小川藏太博士	Ogawa Hospital,	Ban Moh Road

省所管の衛生事務を管掌する所となつた。爾後漸次所管事務を擴張し、終に畿甸・内務兩省の合併と共に全國の衛生事務をも司掌するに至つた。衛生局は、衛生教育課、傳染病課、地方衛生課、都市衛生課、施設課等に分れ、ワチラ病院、中央病院、精神病院、簡易診療所、癩病院等を直接經營してゐる。

地方衛生行政は内務大臣の監督の下に地方長官が地方法令に從て施行する。一九〇八年の衛生組織法に據り、各市町村は衛生局の監督下に地方自治の權限を附與され、國家の衛生施設と協力し、衛生思想を鼓吹すると共に自ら醫師・産婆等を入入れ、病院、藥局等を支持する等公衆衛生上多大の貢獻をなしてゐる。

醫藥業委員會 (Committee Controlling the Art of Healing) 一九二三年醫師法により、省令の起草・醫師及藥劑師等の開業免狀の下附及取消並に其の登録・登録者の適否調査等をなし(又教育に關する文部大臣の諮問機關として醫師會議(Medical Council)が設立、一九三四年醫師法改正法に依て改組、更に一九三七年四月醫藥法改正法に依て改正せられたものである。同委員會關係法規を摘記すれば次の如くである。

一 衛生局長を委員長とし、衛生局、チュラロンコン大學醫學部、軍醫局の各代表者各二名、齒科・藥劑・助産・看護の各分科に於ける醫藥業中より各一名、舊式醫藥業者中より二名の委員を選任す。委員會は委員の中より副委員長を選挙す。

二 醫藥業委員會は次の權限並に職務を有す。(1)藥醫法乃至省令の規定に依り醫藥業者たり得べきものに對し開業免許の發給並に登録を爲す。(2)同じく醫藥業免許の停止又は取消を命ず。(3)醫療の各分科の教育課程に關し、大學又は其他の研究所に對する顧問、指導。(4)醫療に關し危險を生ずる虞ある人民の誤解を防止する目的を以てする必要な各種の宣傳。

神林醫院(内外科) 神林悌一博士  
Shin Bin Hospital, Windanill Road  
江尻醫院(同) 江尻賢美 2996 Rajawongse Road  
横田醫院(同) 横田 38 New Road, Yokota Hospital  
武田醫院(同) 武田 1990 A. Phya Pibulh Lane, Siam Road.  
松尾齒科醫院 松尾 Mahajai Road  
新野齒科醫院 新野芳四郎 132 New Road  
藤井醫院(小兒産婦人科) 如實藤子 四イヤニ  
瑞井醫院(産婦人花柳病科) 洪兆漢 Srisak Road 67  
池原病院 池原南 Siamdjo Road  
木原醫院 木原重一西 Siam Road 921  
西野齒科醫院 New Road  
錫島醫院 (ヤーラ市に在り)  
其他外國系左の如し(前掲邦人開業醫を除く)  
サンルイ病院(St. Louis Hospital)  
(佛國カトリック教團サンボールドミヤルトルニ僧經營)  
Bangkok Nursing Home Convent Road  
中央病院(衛生局管理)(Central Hospital) Lunay Road  
ウヅラ病院(衛生局管理)(Ujira Hospital) Sansa Road  
サオウアハ王后記念館(パスツール研究所と同じ)赤十字社經營  
Savakha Memorial Institute—Pasteur Institute) Saladang Road  
スリローチ病院(チエラロンコーン大學醫學部附屬) Tonpranon 一イ停車場附近  
バインタク病院(Bangrak Hospital) Siam Road  
シロピア療養院(Si-Phya Nursing Home) Si-Phya Road  
傳染病々院(衛生局管理)  
ブラブラデン療養所(赤十字社經營)  
精神病院(衛生局管理)  
眼科診療所として Dr. Med. F. Jacobsing の經營せる Eye Clinic  
が 663 Surinwongse Road に在り。  
泰國赤十字協會 (The Thai Red Cross Society) Saladang, Bangkok

に在る。(後述)  
チエラロンコーン王記念病院 (The King Chulalongkorn Memorial Hospital) には醫務部及看護部があり、その他にワクタン部・血清部及調査部を併設してゐる。  
又少年赤十字部 (The Junior Red Cross Section) があり、部長には Bichitra Chirasha Devakue 内親王がこれに當られてゐる。  
地方病院として主要なるもの左の如し。  
チエンマイマックコロミック病院 (McCormick Hospital, Chienmai) があり。同病院には附屬看護婦養成所 (McCormick Hospital Nurses Training School) がある。  
二 醫育・研究機關  
醫育機關としてはチエラロンコーン大學醫學部が唯一のもので、泰國に初めて設立されたのが一八八九年、一八九三年に初めて九人の卒業生を出した。修業年限は初め三年であつたが、一九〇二年には四年に、一九一一年には五年に延長され、一九一五年現制の六年に改められ、最初の四年間は基礎醫學を、後の二年間はシーラート病院に於て臨床醫學を一新し、各部門を整備する爲め米國より六人の教授を招聘し、更に各部門より二名以上の教師を海外に留學せしめ、醫育機關の整備向上を計つた。現在に於ては是等海外より歸つた泰國青年學生が教育指導の第一線に立ち、前記米人教授は次第にその数を減じて、現に病理學教授エリィス博士が醫學部長兼附屬病院長として残つてゐるに過ぎない。學部に於ては男女共學となつてゐるが、學生の数は三〇名内外である。現在では學生の教育が主であつて、研究方面の施設は未だ充實せず、適當な指導者、研究者を缺き、業績にも塗り見るべきものはない。研究機關としては官立研究所及パスツール研究所(サオウアハ王后記念館)があるが、積極

的に活動してゐるのは後者で、各種豫防ワクチン、治療血清の製造、各種材料の検査・分析等に當つてゐる。  
從來泰國の地方の衛生状態は極めて不良にして進出せる在留邦人の等しく不安を感ずるのみならず邦人今後の發展上支障少なからざる現況である。この事實に鑑みて臺灣總督府に於ても南方國策の一端として過去に於ける歐米の文化施設に劣らざる、誇るべき我が醫術を大東亞共榮圈諸國の衛生防疫に貢獻せしむ可く在留並に今後進出邦人に寄與すること極めて大なるものがあることを認め熱帯醫學社にマラリアに關する研究目的の爲熱帯醫學研究所員を泰國に派遣した。

#### 第四節 各種團體

##### 一 泰國赤十字社

泰國赤十字社は世界各地にある赤十字社と類似の基礎及目的の下に成立せる團體で、赤十字聯盟の一員である。國王の保護監督を受け、總裁及副總裁は共に國王が任命する。社の經營は總裁及副總裁並に二〇名の理事より成る委員會によりて行はれ、委員は二箇年毎に交代に其の半数を改選、社の本部及下記各部の本部は之を盤谷市に置く。創設以來異常な發展をなし、一九三五年三月末現在の會員數は、總計一九、三二七名を算す。同社の事業は病院部(チエラロンコーン記念病院及ソムテート病院を經營し、一九三五年度には前者は五六、三八九人、後者は四、二四一人の患者を取扱つてゐる)、救助部(一九二九年度には五五四名の醫師・看護婦を置く)、保健部(一、公衆衛生班 二、學校衛生班)、學術部(各種血清の製造、配布及分析、試験等)、赤十字少年團(教育の部参照)に分れてゐるが、同社の活動に就ては既に前項概説に於て略述したるを以て茲には省略する。尙學術部には在盤谷外國人の寄附に係る毒蛇研究所がある。癩病撲滅事業は一九二三年以來同社の主要事業の一つであつたが、同社經營のブラブラデン療養院と共に諸施設、職員は總て衛生局

管理の下に移された。尙右赤十字社附屬研究所として世界的に有名な毒蛇研究所がある。當研究所は一九一三年に創設され、一九一七年に至り泰國赤十字社の經營に移されたが、一九二〇年ラーマ六世がサオウアハ母后の死を記念して多額の寄附を受け、一九二三年一月二日正式に開所された。毒蛇ワクチンの製造をなし一般民衆に對し毒蛇よりの被害に多大の貢獻をなしてゐる。即ち當所發表に依れば以前は毒蛇に依る死亡數は傳染病によるものより遙かに多かつたが本研究所創設してより一九二六年に於ける本所咬傷者數四三一名(その中死亡者一名)、一九二七年に四九七名(死亡者一名)、一九二八年に六〇八名(死亡者四名)、一九二九年に七四九名(二名)、一九三〇年七八五名(一名)、一九三一年八二二名(二名)、一九三二年八七八名(死亡者なし)、一九三三年一、〇二六名(同なし)、一九三四年一、〇六八名(同なし)、一九三五年一、一六七名(同なし)、及一九三六年一、一四六名(同なし)の夫々の好成绩をなして居り、一九三七年以降は大體それと近似數を示してゐる。

##### 二 ロックフェラー財團國際保健局

「人類の三敵」即ち疾病・饑饉・戰爭の中最も恐るべきは疾病なりとの宣言の下にロック財團が當國に活動を開いたのは一九一〇年である。現在に於ては前記泰國赤十字社及内務省衛生局と協力して、専ら(一)十二指腸蟲驅除事業 (二)癩療養事業 (三)公衆保健看護所等の事業に従事して來た。右の外醫科大學の設置、又マラリア・ペスト・インフルエンザ・コレラの豫防及泰國醫師會の設置等各般の衛生事業に携はらざるなき状態で、今日泰國が衛生上各方面に進歩の著しきを見るに至りたるは、本財團に負ふ所甚大である。別して十二指腸蟲撲滅事業に於て然りて、既往に於て該患者治療總數は百萬を越ゆと云はれてゐる。

##### 三 泰國醫師會及泰國看護婦會

泰國醫師會 (Medical Association of Thailand) 日一九二二年一〇月

一二日在泰國醫師の地位改善、専門知識の向上、懇親並に衛生防疫に關し當局との協力等を目的として創設されたもので、代表者一名を醫藥業委員會に送ることとなつてゐる。年々總會を開く他、毎月一回會合して研究發表をなし、相互の向上に資してゐる。その他一九二七年四月に創設された泰國看護婦會(The Nurses Association of Thailand)がある。シリラチャ病院 泰國醫界に大なる貢獻を寄與せるはチュラロンコ

シリラチャ病院入院・外來患者數表

年次	入院患者數			計
	内科	外科	婦人科	
一九二九	1,111	1,061	1,111	3,283
一九三〇	1,061	1,111	1,111	3,283
一九三一	1,111	1,061	1,111	3,283
一九三二	1,061	1,111	1,111	3,283
一九三三	1,111	1,061	1,111	3,283
一九三四	1,061	1,111	1,111	3,283
一九三五	1,111	1,061	1,111	3,283
一九三六	1,061	1,111	1,111	3,283
一九三七	1,111	1,061	1,111	3,283
一九三八	1,061	1,111	1,111	3,283
一九三九	1,111	1,061	1,111	3,283
一九四〇	1,061	1,111	1,111	3,283

第五節 諸疾病

現收容能力としては寢臺は四〇七臺、幼児用六三臺を設備してゐる。マヒドーン記念館(The Mahidol Memorial Building)は患者用一九室及重患用として六臺の設備を有してゐる。現在三八二臺の中外科一二六臺(男子用四六、女子用四五、幼児用三五)、内科一二二臺(男子用七五、女子用三八、幼児用三九)及産科・婦人科一〇四臺(婦人科三一、産科五〇)及其他二三の設備がある。

傳染病の種類は非常に多いが、政府で法定傳染病として届出の義務を規定してゐるものは(一)コレラ (二)ペスト (三)天然痘 (四)流行性腦脊髄膜炎 (五)黄熱病の五種である。其他の傳染性疾患としては、麻疹・百日咳・チフテリア・猩紅熱・水痘・腸チフス・パラチフス・赤痢・脾臓症・流行性耳

下腺炎・デング熱・狂犬病・インフルエンザ・肺炎・流行性腦炎・結核・癩・性病・マラリア・フイラリア病・トラホーム等が擧げられる。主なる傳染病の流行状況を述べれば次の如くである。  
ペスト——一時東部泰國のコーラート市には年々本病が發生して熄まない爲め、已むを得ず同市全部を焼却したことがある。一九〇八年には毎日の發病數三五名に及び一九一二年の如きは一期季中に八百名以上の死亡者を出し、一九一七年に於ては其の流行最も猛烈にして、凡そ七千名に達する状態であつた。近年に於ても毎年百名内外の死亡者を出してゐる。

主要傳染病罹病・死亡者數表

マラリア——毎年三、四萬人の死亡者があり、就中乳兒の之が犠牲となるものが多い。一村の半數を胃され又は一家全滅せるものもある。併し現今はキニーネの配布位のものにて、格段の解決方法は皆無の有様である。最近都市に於けるマラリア病の發生數は可なり減少した。  
其他——赤痢は細菌性赤痢もアミーバ赤痢も年々可なりの罹病者を出し、デング熱・黒水熱等も可なりの流行を見ることがあり、其他流行性腦脊髄膜炎、天然痘も時に流行を見てゐるが、天然痘は當局の努力に依り年々種痘者數が増加しつゝある爲罹病者數も漸減の傾向にある。

縣名	コレラ		ペスト		天然痘		流行性腦脊髄膜炎	
	罹病者	死亡者	罹病者	死亡者	罹病者	死亡者	罹病者	死亡者
カン	九三	三	八	八	四	一	一	一
ン	九三	四	二	二	九	二	一	一
プ	九三	五	一	一	三	一	一	一
リ	九三	一	一	一	一	一	一	一
イ	九三	一	一	一	一	一	一	一
計	九三	一	一	一	一	一	一	一
五箇年平均	九三	一	一	一	一	一	一	一
五箇年平均	九三	一	一	一	一	一	一	一



敷設されざる以前には非衛生的なる集水法を取つてゐた事は言を待たぬことである。即ち雨期に屋上に降下せる雨水を各自の方法に依り貯水し、乾期になるや運河の水を飲用に使用せざるを得なかつた。中流中産社會に於ては藥品にて清澄し使用してゐたるも一般下層民にて至りてはその法を熟知せるのみにしてその普及を見なかつた。

二 サームセーン盤谷水道局

本盤谷水道局の給水方法は盤谷を去る北方へ二六軒を離れたるクロンベンルアン チェンラック (Klong Bang Luang Chitengrak) の貯水ダムより幅員一三米深さ三米の給水溝に流下して盤谷北東地区にある本浄水場まで運ぶ。尙この水路は時偶他の運河と交又するも三箇のコンクリート サイフォン管がクロン ラーンシット (Klong Rangsit)・クロン エンスイ (Klong Ensuai) 及 クロン プナム (Klong Pram) に設置されてゐる。又水路非常用として直徑一・一〇米の堅固なる混泥土管が併設されて数日間のサイフォン管修理時の給水溝に當て得る様になつてゐる。その他に洗滌タンクが用意され非常用の水道管を使用する前に洗滌することになつてゐる。

これらの設計に依れば全能力は一日二六、〇〇〇立方メートルの送水力が有ると云はれる。

現在メーナムチャオブラヤーの流水を水道用水として民衆に給水を行つてゐる前記メーナムチャオブラヤーは四支流を有し、約二〇〇軒の間に沖積層の平野を貫流してゐる爲め満潮時には本河の半ばにまで河水の逆流をみる。雨期に至れば河水附近の沖積層平野一帯に氾濫する。かくの如く泰國を北より南に貫流する該河は乾燥期及雨期雨期の影響に依り水量の著しき差のあるのが證明せられる(前記メーナムチャオブラヤー一年間の水量表参照せられたし)。上水の性質は一九二一年一月より以降引續き衛生官吏の手に依り結果發表され年報に報告されてゐる。細菌検査は毎日施行せられ、水中の細菌は中央の權威者から示された標準限度以内である。即ち一般細菌数は最小一二にして常に怒限量の

一〇〇に比して遙かに低い、而して検水量は稀に二〇〇・〇以下であるが屢々三〇〇・〇或は其れ以上の事がある。即ち一〇〇・〇で試験をするのが普通だから二倍三倍も其の成績は良好と云はざるを得ない。月に一回化學分析が行はれたるも未だ一回も有害物の汚染を認められなかつた。濾床に入る前の原水と市中の水道栓から出る水に就て系統的に分析を行つてゐる。

以上の事實の結果よりして又次表の水質検査成績表を検討して盤谷の給水は飲用にも洗濯用にも工業用水としても優秀なものであり又世界の他都市の上水に比較しても上級の部類に屬するであらう。

三 盤谷上水道 (一九四〇年一月一四日)

検査番號	AG七七八七	AG七七八八	AG七七八九	AG七八九〇	AG七八九一	AG七八九二	AG七八九三	AG七八九四	AG七八九五	AG七八九六	AG七八九七	AG七八九八	AG七八九九	AG七八〇〇
電導度(二九・五度攝氏)	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
固形物總量	11.1	10.4	10.4	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
溶解固形物量	9.1	10.4	10.4	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
浮游固形物量	2.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
總硬度	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
一時性硬度	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
永久性硬度	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
鹽素(Cl)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
鹽化ナトリウム(NaCl)	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
酸素消費量	0.14	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
無機アンモニア	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
有機アンモニア	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011
亞硝酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鐵	0.011	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(備考) 鹽度は一〇〇・〇〇と對する炭酸石灰の量を示し、他は一〇〇・〇〇〇分には硫酸の消費は一〇〇度(攝氏)一〇〇分間測定した。

第八章 王室・社會

王室—王室—人民の階級及稱號—教稱—勳章—徽章及國旗制度—官内事務

第一節 王室

1 國王

國王はアナンマ ヲードーン王(Somdech Phra Chao Yu Hua Ananda Mahidol) として、一九二五年九月二〇日御降誕、一九三五年三月二日御叔父プラチャタイボツク王の御退位と同時に御踐祚、チャクラー王朝八世即ちラーマ八世である。

御父はラーマ五世チユラロンコン(Chulalongkorn)又はChulalongkornana) 王の子にして、先王の異母兄且つ假王太子であつた故マヒドーン親王 (Somdech Phra Raja Bita Chao Fa Mahidol Atulej Krom Luang Songkha Nagandura 米國醫博) び、一八九二年元且御誕生、一九〇五—一三年間英獨にて陸海軍教育を受けて泰國海軍に御勤務、後米國にて醫學を御研鑽、醫學及衛生への御功績顯著であつたが、一九二九年六月二四日御病没。

御母君たるサマワン妃(Phra Raja Janani Sri Sangyalra) は一九〇〇—〇一年御誕生、シーラーチャ産婆學校御卒業後米國に御留學、一九二〇年マヒドーン殿下と御結婚。

國王は御幼時盤谷のワットテーパーシリン學校 (Wat Debsirintul School) に英語を御研究、御父君の薨去後、一九三〇年以來御母君及御姉・御弟と共に瑞西のローザンヌに御留學中、泰國民は御歸國の上御戴冠を熱望してゐるが、御勉學中なると不健康とを御理由に今尙御歸國遊ばされない。從て王權は王族・重臣よりなる攝政會議(後述)が代行してゐる。

2 御姉弟殿下

御弟プミヒーン アトウーンタット親王 (H. R. H. Prince Bhumibol Adulej) は一九二七年に御誕生、御姉カーンヤニー ワタナ内親王 (H. R. H. Princess Kalyani Wadhana) は一九三三年五月御誕生、共に現國王と共に瑞西に御留學中にして、一九三五年五月一〇日ソムテートチャオ フナー (Somdech Phra Fa) 後記「王族の稱號」參照) に昇叙された。

3 國王の概念

タイ族がクメールの羈絆を脱してスコタイに最初の獨立王國を建設して後、蒙古人種としての遺物たる族長制社會をなし、國王を人民の父とする一大家族の觀を呈してゐた。然しスコタイ期の後半以降、國王を菩薩と認める小乗佛教が國教として輸入され、他方クメールのテワラート (Devaraja) 又は Royal God) 崇拜觀念に接觸するに及び、王位神聖の觀念が漸次擡頭し、アヌーチャ期に入り著しく濃厚となるに至つた。即ち國王刺闕をヒンツーン神の淫婆及昆涅奴と並列する古代印度の觀念が著しく特化されたもので、一四三一年アノール トムを降して數多のクメール人婆羅門教徒及官吏をアヌーチャに拉致するに及び、この觀念は益々強化され、前記佛教上の觀念と結合して發達した。右兩説は泰國人の國王に對して抱ける從來の觀念に深甚なる影響を與へたことは勿論、可なり著大な專制主義をも生むに至つた。爾後國王に對する諸種の接觸禁制の制定、クメール人捕虜官吏による特殊官廷用語の創作、更に國王に關する外觀及儀式の完成等は國王を神秘的存在たらしめ、以てその權能を一層強化せしめるに寄與した。

斯くて後印度時代以外その類例を見ない極端な專制が行はれ、國王は上は王族より下は奴隸に至る臣民の生命財産上に絕對權を有し、又臣民はこれに絕對服従するの慣習を有した。然し一方此の過大なる王權も外には叛亂陰謀の恐怖、内には自ら三寶の護持者を以て任ずる佛教の影響、



及古代印度のダサラーチタム(王の行爲を律する一〇則)の影響等に依てその濫用を阻止せられた。  
然しタイ族本來の君臣父子論は全然その跡を絶つことなく、盤谷王朝の到來と共に著しく復活して、ラーマ五世に至りその最高潮に達した。  
爾後國王は威徳を並び行ふ傾向を生じ、殊に先王ラーマ七世の如きは事徳行に重きを置く風があつたが、近時歐式教育の普及と民主思想の浸潤とは終に一九三二年の立憲革命となり、完全なる民主主義を採用して、國王の元首として統治權を代行する機關であると認めらるに至つた。

#### 4 王位繼承

王位繼承は一四五八年王室典範に制律されたもので、同法に據れば、正后の長男、正后多數ある場合は最高位階の正后の長男を優先順位に置いてゐる。然るに爾後屢屢ある貴族による王位篡奪や王子間に於ける王位爭奪が行はれ、又は王子幼少なる場合に必要上王の兄弟を繼承者に指名する等、事實は著しく違背擧げられてきたが、盤谷王朝に至つて右法が復活嚴守され、一八八七年には國王在位中に立太子式を行ふことを定めて右法の擧げを防ぎ、佛曆二四六七年には右に則る現行王室典範が公布された。斯くて現王朝八世中五世は父より王位を繼承し、先王は御正兄たるラーマ六世に王子なき爲御登極になつたがこれ亦王子なく、現王の御父故マヒドーン殿下(先王の異母兄)を王太子に立てられたが、御在位中薨去されたので、その子現王がラーマ八世を御繼承になつた。唯正嗣たる兄君ラーマ四世より王位を篡奪したラーマ三世(ラーマ二世の庶子)のみは異例である。

### 第二節 王 族

泰國は印度文化の影響を受けたが、佛教と極端な國王專制の發達とに因り、ヒンダー四姓の如き固定的社會階級を見なかつた。然し王の血統

及宗教に對する尊敬、國土の擴大による政務の膨脹等は王、貴族、官吏及僧侶等の階級を生むに至つたが、その階級さへ甚だ非固定的なもので、印度の著妄風習の輸入による血統の亂脈の爲、王の子孫も五代目には平民となり、世襲的貴族もなく、僧侶及奴隸も大部分は暫時的なものであつた。

一四五八年王室典範によると親王のみにても次の五階級に分つてゐる。(一)國王及最高位階の正后間の親王はソムテート、ノイ、ブラ、ブツタ、チャオ(Somdech Kro Phra Phudtha Chao)年長者が太子)、(二)國王と次下位階の正后との親王はブラ、マハー、ウパラー、チャー(Phra Mahā Uparā)前者なき時はこの長子が太子)、(三)國王と下記ルークルアンたる内親王との親王はルーク、ルアン、エーク(Luk Luangek)、(四)國王と王孫子(ラーン、ルアン)との親王はルーク、ルアン(Luk Luang)、(五)國王と妃嬪(ラ、サノム)との親王はブラ、ヤウ、ワラー、(Phra Yau Wara)。現今王族の最高階級たるチャオ、フアー(天降り王子又は王子の統治者の意、高教者は之にソムテートを冠頭するに至つた)は、右の第三及第四階級者にて實際に地方統治に當つた者に使用されたが、その後一時王后を高位階に昇叙することを中絶した爲、王族の最高階級に適用されるに至つた。斯くて早くも一六世紀の中葉以前に下記に抄述せるが如き複雑なる現制の王族階級を見るに至つた。尤も前記の如く悉く一代制で、代を經るに連れて低下し、遂に平民となる。

- (一) ソムテート、チャオ、フアー(Somdech Chao Fa)——國王と正后又は王女との親王又は内親王
- (二) ブラ、オイン、チャオ(Phra Awngka Chao)——國王と妃嬪との親王、又は内親王

英語には His (Her) Royal Highness と敬稱し、丁年に達すると更にロム、ブラヤー(Krom Phya)、ロム、ナ(Krom Phra)、ロム、ルアン(Krom Luang)、ロム、クン(Krom Kun)、ロム、ムーン(Krom Mu)の五階級の稱號の何れかを受ける。右は往昔親王を名義上ロ

ム(局)の長に任じた習慣から生れたもので、ロム、ブラヤーを最高とし、順次低下してロム、ムーンを最低とする。

(一) モーム、チャオ(Mom Chao)、前二者の息子女即ち國王の孫にして、英語には His (Her) Serene Highness と敬稱す。然しモーム、チャオにして功績顯著なる者、及ソムテート、チャオ、フアーの息子女にて父が高位の官職にある者はブラ、オイン、グ、チャオの階級稱號を受けることがあり、之を英語にて His (Her) Highness と譯す。

(二) モーム、チャオの息子女をモーム、ラー、チャウ、オン、グ(Mom Rajakong)、後者の息子女をモーム、ルアン(Mom Luang)と稱するが、モーム、ルアンの子孫には階級稱號を定めてゐない。而も右二者と雖も唯單に王の血統を示すに過ぎず、憲法上は於ても實際上に於ても何等王族と認めない計りでなく、自らも特に之を用ふることもなく、官途に就て官吏階級の稱號を得れば之を用ふるのを常とする。

右諸階級稱號を生來具有する者の外、王位を繼承し又は王朝を起した者の親族、又は太子に選任された者も右階級稱號に選叙される。

ブラ、チャ、テイ、ボツ、ク、前王は、一八九三年一月八日御降誕、父王ラーマ五世、母正后サオウ、ア、ボ、ン、シー(Saovabhinongs)にて、正兄ラーマ六世の御崩御と共に一九二五年一月二六日ラーマ七世御登極、一九三五年三月二日御退位、現今先王后と共に倫敦郊外ヴァージニア、ウ、オー、ターズにプリンス、スコ、ラー、タイの御幼名を以て御閉居中のところ一九四一年五月三〇日薨去さる。

先王后御名ラム、バイ、バン、ニー(Kambalanni)は、一九〇四年二月二〇日御降誕、サワット(Svasti)親王の王女にして一九一八年八月二六日御成婚さる。

現王の伯叔父及大伯叔父、ナロン、サワン、親王(His Royal Highness Prince Paribatra of Nagor Svaynga 御伯父)——一八八一年御誕生、陸海軍元帥。

ナリスラ親王(H. R. H. P. Narisra 御大伯父)——一八六三年四月二

八日御誕生、陸軍大將。

ム、ロン、親王(H. R. H. P. Damrong 御大伯父)——一八六二年六月二一日御誕生、陸軍元帥。

ウツ、テイ、チャ、イ、シン、ハー、親王(H. R. H. P. Vudhijai of Sula 御伯父)——一八八三年二月五日御誕生、陸海軍大將。

革命政府は憲法第一條にてモーム、チャオ以上の王族の政治關與を禁じてゐる。右は王族の名譽及尊嚴とを維持する所以としてゐるが、王族が政治の樞要を占めた時代の秕政に鑑みた結果であるとも見られる。然し王族に何等の法的又は社會的壓迫を加へてゐないに拘らず、先王を初め舊政府時代の有力王族中富裕なる者は海外に閉居し、祖國の進展の協力を吝んでゐる。斯かる環境中であつて、新舊政府共に國憂民福を理想とする泰國人の政府であるとの御信念の下に卓越せる政治、法律及外交上の手腕を以て現政府に絶大なる協力をなしてゐられる國務院顧問ワン、ワイ、ター、コー、ン、ワ、ラ、ワン(Vanvadiyakara Voravanna)殿下(御父故ナラー、ラツ、ク、親王)、並にその兄君にして農村經濟並に自治及衛生行政の權威者内務省顧問サ、コー、ン、ワ、ナ、コー、ン、ワ、ラ、ワン(Sakol Varakara Voravanna)殿下は、王族の爲萬丈の氣を吐いて居られるものと云ふべく、その貴重なる奉仕に對し泰國國民は非常な感謝を捧げてゐる。

### 第三節 人民の階級及稱號

タイ族は本來の人民の階級稱號としてはチャオ、ムーン(Chao Mu)チャム、ムーン(Chamu)、クン(Khun 古形 Okhun)、チャー(Cha)、ムーン(Mun)、バン(Ban)があり、前二者及チャーは王の近侍に與へ、其の他は官吏に與へられたが、後官吏の階級稱號としてク、メル、よりルアン(Luang 古形 Okluang)クンの上位)が、印度よりブラ、(Phra 古形 Okphra)チャオ、ムーン(下位)及ブラ、ヤー(Phya 古形 Okya)又は Oya、チャ

オムーンの上位(が輸入使用され、更に比較的近代にブラヤーの上位に  
チャオ・ブラヤー(Chao Phya)その上位に攝政官に相當するソムテー  
ト・チャオ・ブラヤー(Somdech Chao Phya)を置くに至つた。然し現今  
使用されてゐるのは左の五種で、而も立憲政體樹立後は一切新たに附與  
しないこととし、後更に政府は、人民の權利平等なる憲法精神から、一  
九三五年九月從來附與されたる者も自發的に之が使用を遠慮するやう示  
達した。尙右稱號は總て一代制で、官吏以外の者でも國家に功勞があれ  
ば之に叙せられた。

- (一) チャオ・ブラヤー―大臣又は大臣同級の官吏を受け、本邦の親任官に相當す。
- (二) ブラヤー―本邦の勅任官より大佐級に相當する。
- (三) プラー―本邦の中佐及少佐級に相當する。
- (四) ルアン―大尉乃至中佐に相當する。
- (五) クン―中尉及少尉級に相當する。

### 第四節 敬 稱

吾が閣下・殿下等に相當する敬稱は甚だ複雑であるが、其の主要なるものを列示すると次の如くである。國王に相當するものにターイ・フアー・ラオング・ツリー・フアバートあり、殿下にはフアー・フアバート(Ea Phra Bat 男子)及モーム(Mom 女子)がある。前記官吏の位階中ブラヤー以上を有する者には閣下に相當するチャオ・クン(Chao Khun)その夫人はクンジン(Khungsing)・フア及ルアンを有する者にはクン(Khun)を冠してクン・フア及クン・ルアンがあり、一般に高官の夫人にはクン・ナイ(Khun Nai)を適用する。階級稱號を有しない一般男子には(Mr.)に相當するナイ(Nai)を、女子はメー(Mae)を適用する。又賤稱としては男子にアイー(Ai)・女子にイー(I)が使用される。

### 第五節 勳章・徽章及國旗制度

#### 一 勳 章

- (一) チャクリー王室最高勳章(The Most Illustrious Order of the Royal House of Chakri)―一種類にして、一八八二年四月二日の創始に係る。泰國王族(普通男子)に與へられるが、外國の君主皇族も名譽ナイトに叙せられる。邦人は通常王族勳章と云ふ。
- (二) 最古最瑞九寶勳章(The Most Ancient and Auspicious Order of the Nine Gems)―一種類にて一八五一年創設され、佛教教徒に限り授與せられる。
- (三) チュラ・チヨム・クラオ最高勳章(The Most Illustrious Order of Chula Chom Klao)―一八七三年一月一日に創始せられたもので、二部に分け、一部は男子に、他は貴婦人に授與せられる。男子用の部は三等に分れ、各等は二級に分れ(都合六級)、元首に忠誠を效した者に授與せられる。但し三等二級は別であつて、該章は一等二等佩用者の世嗣用として保留せられ、一等佩用者の世嗣は其の父存在中に、二等佩用者の世嗣は父の死後に當該勳章の佩用を許される。貴婦人用の部は四等に分れ、第二等のみを二級に分割してある。また外人にして該勳章を授與された者も少数ある。
- 一等一級(特別大綬章) 徽章及鎖・星章・懸章並に胸に佩用する特別徽章より成る。
- 二等二級(大綬章) 胸に佩用する特別徽章がない、他は前者に同じ。
- 二等一級 頸に佩用する徽章と綬及星章より成る。
- 三等一級 徽章及綬よりなり、前者同様頸に佩用する。徽章及ロゼットを有する綬より成り、左胸に佩用する。

#### 三等二級

徽章は同前、綬にはロゼットを缺く。  
ラタナ・ワラーゴーン功勞勳章(Batna Varabhorn)―一九一一年八月一日の創設に係る。一種類のみで、徽章及綬より成り頸に佩用する。外人にて授與せられたものはなし。

ラーマ名譽勳章(Honorable Order of Rama)―一九一八年七月二日に創設せられ、四等級及二種の徽章より成る。陸海軍務に服する者に授與せられる。

#### 一等セーナンカパティ(Senangapat)

徽章・大綬及星章より成り、綬は右肩より左脇へ佩用する。

#### 二等マハー・ヨーティン(Maha Yodhin)

頸に佩用する徽章及綬並に右胸に佩用する星章より成る。

#### 三等ヨーティン(Yodhin)

頸に佩用する徽章及綬より成る。

#### 四等アサウイン(Aswin)

徽章及綬より成り、左胸に佩用する。

白象勳章(The Most Exalted Order of the White Elephant)―最高章一と第一等より第七等に至る普通章との八等級より成り、一八六一年の創設に係るもので、一般功績あるものに授與せられる。

#### 最高大綬章 徽章・鎖・大綬及星章より成る。

#### 一等大綬章 徽章・星章より成る。

#### 二等勳章 頸に佩用する徽章及綬と星章とより成る。

#### 三等勳章 徽章と綬とより成り、頸に佩用する。

#### 四等勳章 徽章とロゼットを有する綬より成り、左胸に佩用する。

#### 五等勳章 同右、但しロゼットを缺く。

#### 六等勳章 金メダル及綬より成り、左胸に佩用する。

#### 七等勳章 銀メダル及綬より成り、左胸に佩用する。

#### 七 泰國王冠勳章(The Most Noble Order of the Crown of Thailand)

一八六九年二月創始、等級・徽章共に前記白象勳章と同様である。

(八) ワラバボン勳章(Order of Varabhorn)―一種類のみにて、一九一九年三月二日に創設され、徽章及綬よりなり左胸に佩用する。

#### 二 徽 章

三種ありて其の間に上下の區別なく、且つ國王略名徽章(各徽章共五等級がある)を除き、他は二種共各徽章佩用者の上に何等の差別を設けてゐない。

#### 一 國王略名徽章 一般に國王御寵愛の表徴として授與されるもので、リボンと共に胸上に佩用し、徽章にて其の等級を區別する。

(イ) モンクット王徽章―チュラロンコン王に依り、一九〇四年モンクット王の降誕百年祭に際して創設され、男子王族及モンクット王に仕へたる官吏九寶勳章佩用者たる官吏に授與されたもので、拜受者は比較的少数で爾來拜受した者はない。綬は黄色で縁に赤及緑の細縞があり、徽章には花環の中へモンクット王の略名がある。五等級に分れてゐる。

(ロ) チュラロンコン王略名徽章―一九〇一年チュラロンコン王の創設に係り、綬には各等幅を有する赤縞二線の中に白縞一線があり、徽章には楕圓形花環の中に同國王の略名を刻み、五等級がある。

(ハ) ラーマ六世名徽章―一九一〇年に創設、綬は黄色で兩端に近く細き黒縞があり、徽章には楕圓形花環の中にラーマ六世の略名を配し、五等級よりなる。

(ニ) プラチャティボック王略名徽章―一九二六年創設、黄色綬の兩端に細き緑縞を附し、現王の略名の花環で圍んだ徽章で五等級がある。

特別勳章(イ) ラーマ徽章(Rama Medal)―一九一八年七月二日に創設され、楕圓形の銀製徽章にて、表面にKartavya王を征服せる Parasi Rama の繪があり、裏面は國王の略名 R・R・R 及其の字間に六なる数字を挟みて王冠を廻らし、綬は黒色にて兩縁に赤色の細縞を附し

である。此の一種に上より上級の勇侠行爲ラーマ綬章(Rama Medal for Gallantry in Action)とも稱すべき勲章があるが、綬にワチラ(雷光)を附する外前者と同様である。

(9) ドウサデイー マーラー勲章(Dusdhi Mala Medal)一八八二年五月チユラロンコーン王の創設に係り、金及銀製にて同王の半面像を印し、武官用には赤色及白色の綬、文官用には薔薇色及白色の綬を附してある。クラスプには個人的奉仕、技藝及學術、官職、慈善行爲及顯著なる勇行爲の五種がある。

(10) チャクラ マーラー勲章(Chakra Mala Medal)一陸海軍に一五箇年勤続した者の爲に、一八七三年九月創設されたものである。

(11) チャクラバット マーラー勲章(Chakrabati Mala Medal)一五箇年勤続文官に授與する爲、一八九六年三月創設された勲章である。右兩者ともチユラロンコーン王の創設に係り、後者は故ラーマ六世に依り變形再設され、兩者の中何れかを授與されたる者は他を重ねて授與されることはなく。

(12) プサバ マーラー勲章(Pushpa Mala Medal)一八七三年九月チユラロンコーン王の制定に係り、畫家・寫眞師に與へられる。

(13) ラーチャルーチ勲章(Rajaruchi Medal)一故ラーマ六世の創設に係り、宮内官及近衛聯隊附將校下士官に授與せられる。金銀にて造られ、其の上と同王の半面像を印し、綬は濃青色である(此の外一八九七年にチユラロンコーン王により創設せられた同名の勲章がある。同章には同王の半面像を彫み、赤綬に附して佩用せられる)。

(14) テーチャニヨム勲章(Rajanyom Medal)一生命救助者に與へられるものにて、一九一二年九月二九日ラーマ六世の制定に係る。銀製にて王の半面像を帯び、綬は黄黒半々である。

3 記念勲章 (1) 百年記念勲章一盤谷市百年記念の爲一八八一年制定された。  
(2) ホー戦役勲章一ホー(Haw)南部の支那人(匪賊征討に参加したる

者に報賞として一八八四年創設せるものである。

(3) 二五年記念勲章一チユラロンコーン王御即位二五年記念の爲一八九三年一〇月創設された。

(4) プラバット マーラー勲章(Prapas Mala Medal)一チユラロンコーン王最初の御渡歐を記念して、一八九七年創設。

(5) 王后勲章一チユラロンコーン王御渡歐中王太后の御攝政を記念する爲、一八九七年に創設された。

(6) ドウウイタビセク勲章(Dvutabhisak Medal)一チユラロンコーン王の治世年数がモンクット王の治世年数に倍加したるを記念する爲、一九〇三年一〇月創設。

(7) 治世レコード勲章一チユラロンコーン王の治世年数が、各先王の治世年数を突破したるを記念する爲、一九〇七年一月創設。

(8) 治世四〇年勲章一チユラロンコーン王の治世四〇年に達したるを記念する爲、一九〇八年創設。

(9) ラーマ六世戴冠式記念章一一九一一年創設。

(10) 佛曆二四六一年戰役記念章一歐洲大戰に勤務したる者の爲、ラーマ六世陛下が特に創設されたもの。

(11) プラチャティボック王戴冠式記念章一一九二六年創設。

(12) 佛曆二四七六年護憲章一一九三三年に制定され、一〇月兵亂鎮壓を援助した者に與へられた。

### 三 國旗制度

一九一七年の國旗に關する法律に依り、國王・王后・王太子・王太子妃・親王及内親王の各旗及長旒が規定された。

國王旗一黄色地の中央に王室御紋章クルット(佛典に見る迦樓羅天の事にてガルダとも稱す)を赤色に染出したる長方形旗である。

一九一七年九月二八日の國旗に關する法律改正に依れば次の如く規定されてある。

## 第九章 政治

總説 國王一立法一行政(中央行政一内務行政一地方行政一警察一外務行政)一司法(附)文官官制及恩給制度一憲法

### 第一節 總説

泰國は現今立憲君主政體である。泰國には元君臣父子主義政治が行はれたが、後小乗佛敎、婆羅門敎の影響等による王位神聖が極端なる專制政治を生み、國土及國民は總て國王の所有となし、代々威壓政策を以て人民を統御するに至つた。にも拘らず下に不平不満の聲なく、内政上何等の困難に遭會しなかつたのは、國民が佛敎により好く精神統一され、且つ久しきに亘る恐怖政策と絕對服従の強制に慣れて本能的に従順となつてゐたのと、一般國民は無智にして、有識者は悉く官途にあつたのみならず、熱帶的氣温と富源による衣食住の晏易は革新の氣力を奪つたのと、一方叛亂に對する恐怖、佛敎精神、ダサラーチタムマ等極端な王權の濫用を制限する要素が加味されてあつた事實に歸因する。然るにラーマ四世以降は、泰國太古の父子主義觀念を多少復活した一方、外國文明を採り入れて諸般の改革をなしたが、憲法も議會もなく、司法及行政機關は置くが、總理大臣なく、閣議其他の會議は國王が親裁すると共に、官吏の任免、大赦、榮譽及恩給授與等の諸權に至る迄悉くその專斷下にあり、名實共に君主專制政治を形成してゐた。

斯くの如く宮府官制の區別の劃然しない政體が一九三二年六月二四日迄持續されたが、澎湃たる民主思潮の浸潤は終に同日の立憲革命となり、數日後臨時憲法が、次いで同年一月一〇日恒久憲法が公布され、革命と同時に設置された第一期人民代表議會は一九三三年一月一〇日に

國旗一縱横各三及二の割合なる長方形にて、其の中央に旗の全長に亘りて旗幅の三分の一を有する濃紺の横線を劃し、其の兩側に旗幅の六分の一なる白線を平行に、更にこの白線の兩側に旗幅の六分の一の赤横線を劃する。該旗はトライロン(Tricolor)旗即ち三色旗と稱する。海軍旗一泰國國旗と同様であるが、中央に兩側の赤線に接する赤地の圓があり、圓内には飾を施し旗竿に向ひ臺の上立つた白象の像を染抜いてある。該旗は同國海軍所屬の全船艦の艦及所屬地全部に掲揚し得る。政府旗一泰國國旗と同様であるが、其の中央部に之を使用する局を示す表章を附してある。

### 第六節 官内事務

往時は軍事に當る大臣と一般行政を司る大臣とがあつて玉座の左右に侍り、官内事務をも併掌したもので、宮内及府内の區別稍判然するに至つたのは前世紀の末葉の事である。爾後官府の一省として宮内省が設置されてゐたが、一九三二年の革命後はその機構が著しく縮小され、宮内大臣は之を宮内長官(Governor of the Royal Household)と改稱した。一九三四年末世情に鑑みて宮内省を復活したが、翌年先王が退位され、御留學中の幼王が御即位になつたので、同年八月一日再び之を廢して、院(省)と局との中間の地位を有する宮内事務室(Bureau of Royal Household)とし、國務總理の管下に置いた。その人事は國王の御裁可を得て總理之を行ふ。

宮内事務室には最高機關として宮内事務委員會(The Board of Royal Household)があり、宮内事務長官、内藏頭、式部長官、王宮長官、近習長、内大臣及宮内事務次官を委員として委員會秘書を置き、其の下に宮内事務室・秘書官室・近習課・王宮及式部課・内藏寮の五課を設けてゐる。

民選議員を交へて第二期に入り、一九三五年刑法の改正により司法権の獨立を完成した結果、現今殆ど完全な立憲政體を形成するに至つた。〔王室の項〕及「歴史の部」参照)

政綱と憲法

一九三二年立憲革命を成就した人民黨は、舉事と同時に(一)法權・財政・經濟の獨立擁護、(二)治安の維持及犯罪の防止、(三)堅實な經濟政策の樹立實施に依り各人に職業を興へて國民生活の安定を期し、以て國民の福祉増進を圖ること、(四)國民平等權の確立(國民に對する王族の權力を認めず)、(五)上記四項に低觸せざる範圍内に於て國民の自由確保、(六)國民教育の完全なる普及、よりなる六大政綱を宣言したが、右は今日も勿論施政の指針として忠實に遵守されつゝある。

一九三二年六月二十七日施行の臨時憲法は全編三九箇條、總則・國王・人民代表議會・人民委員會・裁判所の五編に分割されてゐたが、國民の兵役及納税の義務、身體居住の安全、信書の秘密・言論及信教の自由、所有權の保障に關する規定を設けない等甚だ不完全であつた上、國王の權能を著しく制限してゐる點があつたが、同年一月一日實施の恒久憲法は著しく右缺點を補足した。恒久憲法は總則(二箇條)、第一章國王(九箇條)、第二章國民の權利及義務(四箇條)、第三章人民代表議會(三〇箇條)、第四章内閣(二二箇條)、第五章司法(三箇條)、第六章補則(三箇條)、第七章憲法の實施及經過規則(五箇條)、總計六八箇條より成り、簡潔なる點、其他本邦の憲法に酷似してゐる。右の中第一章、第三、第五章、第七章は其の大意を後述するから、茲にはその總則、第二章及第六章に付て略述する。先づ劈頭に泰王國は一體不可分なること及人民は人種又は宗教の如何を問はず平等に憲法の保護を享受する權利を有する旨(一條)を規定してゐるが、最も注目されるのは本憲法の根本精神である第二條にして、主權の淵源は泰國民にあり、國家の元首たる國王は本憲法の條規に遵由して之を行ふと定めて居り、極端な議會中心主義を示し

てゐる。又王族の尊嚴と榮與とを保持する爲モーム、チャオ(王室の項)参照)以上の王族の政治關與を禁止せる點(一條)も爾前の國情に徴して注目される。人民は本憲法に定めある場合を除き、凡て平等に法律の適用を受け、尊稱により何等の特權も賦與されることなく(一二條)、又人民は國民の義務に背き又は秩序風紀を紊さざる限り信教及禮拜形式の自由を有し(一三條)、合法的な身體・居住・所有・言論・著作・印行・教育・集會・結社又は職業の自由を有する(一四條)。又法律を尊重し國家を防衛し、納税其他法律の定むる條件及方法にて政府を支持する義務を有する(一五條)。第六章補則に於ては憲法と他の法規、憲法の解釋及改正を規定してゐる。憲法に違背する法律は無効とし(六一條)、憲法解釋の絕對權は人民代表議會にある(六二條)。憲法改正の動議は、國務院若しくは人民代表議會總議員數の四分の一を下らぬ議員の賛成を得たる場合にのみ之を提出し得、右動議が議會を通過するも一箇月間は未決とし、同期間を経て之を議會に提出再議に附し、氏名點呼による表決により議員總數の四分の三を越ゆる票數を以て再び通過した時初めて普通法通りの手續を行ふ。

第二節 國王

泰國憲法を見るに國王の人格は神聖不可侵とし(三條)、國王は軍の總帥であり(五條)、法律により正當に設立された裁判所を経て司法權を行ひ(八條)、人民代表議會の召集・閉會(三〇條、三一條)、解散(三五條)、會期延長及停會を命じ(二九條)、正副議長を任命し(二二條)、同議會の動議に依り及協賛を経て立法權を行ひ(六條)、國務院(内閣)を任命し(四六條)、之を経て行政權を行ひ(七條)、戒嚴を宣し(五三條)宣戰・媾和をなし、條約を結び(五四條)、大赦を行ひ(五五條)、法律に矛盾せぬ勅令を發する(五六條)點等は吾國憲法と大同小異であるが、前記の如く統治權は泰國民より發出する事とし、その中心を人民代表議會に置く點は、日本憲法と根本的相異がある。故に國王は立法權を行

ぶが、議會が再審議に附した法案に對しては拒否權なく、議會は裁可がなくとも之を法律として發布する權利があり(三九條)、國王は國務院を任命するが、國務院は議會の信任を要し(五〇條)、王位繼承は佛曆二四六七年王位繼承法によるが、人民代表議會の承認を要し(九條)、國王が國を離れ又その職權を行ひ得ない場合は攝政又は攝政會議を置くが、その任命にも議會の承諾を要するのみならず、國王自ら之を任命しないか又任命し得ない場合は議會がその任命の手續をする(一一〇條)。尙人民には信教の自由を許すが、國王は三寶の擁護者であるとの泰國古來の傳統觀念から國王には佛敎の信奉を強制して居り(四條)、宣戰は國際聯盟規約に悖らざる場合にのみ之をなす事(五四條)としてゐる點も異例である。

攝政會議

ラーマ七世は御渡歐(一九三四年一月)に當り大叔父ナリスラ(Narissara)親王を攝政に任せられたが、翌年三月七日同王御退位、幼王安ナタの御登極を見るに及び、一八九七年ラーマ五世が最初の御渡歐の際攝政會議を置かれた故事に倣ひ、且つ時局柄強力な攝政會議を置くの必要を認め、アマワタナ親王(H. R. H. Prince Anuvartana Chakravartivajiralongkorn)陸軍大佐、ラーマ五世の御正兄弟弟ソムテート、クロム、プラ、チャカボ、親王の御令息)、アーティット、テイア、アーバー殿下(H. H. Prince Aditya Dhittha Abha)海軍少佐、故チヌムボン親王の御長男、故ハヌランシー親王の長女モーム、チャオ、テーズ、サーバンを御母として一九〇四年七月二日御誕生、一九〇八年プラ、オン、チャオに御昇格、英國で御勉學、立憲革命當時はナコン、パトムの縣知事であらせられた)、チャオ、プラヤー、ヨマラート(Chao Phya Yomarat, Pan Sukhum)一九二六年迄鐵甸大臣及内務大臣を勤めた重臣)より成る攝政會議を置いた。後(同年八月二日)右首座の宮アマワタナ親王は御自害となり、アーティット殿下が首座に御就任、新に陸軍大將チャオ、プラヤー、ビチャイエン(Chao Phya Bijaayenda Yodhin)プラヤー、テープ、アラチュエンの息、元侍從武官長)が攝政に任せられチャオ、プラヤー、ヨマラート

第三節 立法

ト薨去の後は暫く空位となつて居たが、一九四一年革命の元勳ルアン、プラテート、マモータムが新に任せられて、今日に及んでゐる。一八九五年ラーマ五世は盤谷にて最も識見卓絶した人士七五〇名を指名議員として立法會議を置いたが、議員に議政能力が殆どないのを認め、間もなく廢止され、重要政務は王族及閣議に諮詢されるに至つた。爾來革命迄右立法會議は再開されることなく、法令は最高顧問會議・閣議・樞密院に諮詢して發布され、主管事務に就ては各關係省又は特別の委員等が法案を作成し、右諸會議の審議を経て後國王の裁可を仰いで公布した。然し右立法會議も王親ら司裁され、甚だ不完全なものであつたが、一九三二年の立憲革命と共に第一期(後期)人民代表議會が置かれ、一九三三年末其の第二期に入り、立法議會として略完成するに至つた。

人民代表議會

一 組織 泰國の立法機關は一院制で、人民代表議會(Assembly of People's Representatives)を置く。憲法の經過規則によると三期に分割、第一期は官選議員七〇名より成り(憲法第六八條)、第二期は官選・民選半々の議員を以て(同六五・六七條)、第三期は民選議員のみを以て組織される(同六五條)。一九三三年一月一日以來第二期に入り、官選(第二種議員)、民選(第一種議員)各七八名計一五六名の議員を以て組織されてゐる。右官選議員は形式上は勅選であるが、事實は閣議が選任する。然し選舉有権者の過半數が初等教育試験に合格する時期、但し臨時憲法實施(一九三二年六月二七日)の時より一〇年以内第三期に入ることをし、現今政府は初等教育の普及に努力してゐる。一九三二年一月一日裁可の「佛曆二四七五年泰國憲法經過規則實施期間中に於ける人民代表議會議員選舉法」即ち「佛曆二四七五年選舉法」及其の後の勅令によると、民選議員は二重選舉制で一村内の選舉權